限り之を民業に移すの方針を定めたるのみならず、再製業者も現狀維持を請願し來りしを以て、遂に再製官營のことは實現するに至らずして止みたり。但し臺灣に於ては再製工場を建設し、明治四十四年以後其の大部分に就き官營を實行するに至れり。

從來の請負制度に在りては、前述の如く再製費を支給することなく、再製に際し生じたる副產物を其の儘請負人に交付するものなるが、右の取扱方は會計法上收支混同の嫌あるを以て、適當に之を改定するの必要を認め、明治四十一年九月に至り從來の再製請負の方法を廢し、原料樟腦油は總て再製業者に之を賣下げ、之より製出したる樟腦を改めて山製樟腦と同樣政府に收納するの方法を採用することとせり。即ち同年九月三十日從來の再製請負契約を解除すると共に、從來再製請負人たりし鈴木商店に對し樟腦油賣渡命令書を交付し、同店をして各收納官署に就き原料樟腦油を買受け、自己の費用を以て荷造運搬せしむることと爲し、神戶渡に限り正味を以て引渡し、其の他渡の分は容器入引渡と爲し、且つ其の賣渡價格は神戶に於ける樟腦油の補償金額と同一とし、同年十月より之を實行したり。斯くて再製業者は再製に依りて生じたる白油・赤油及タール等を以て、樟腦油の荷造費・運賃・再製費等に充つることを得、實質に於ては何等從前の制度と異ならざるものとす。今專賣實施後請負契約廢止に至る間に於て、請負契約に依り再製に付したる樟腦油再製の實蹟を示せば左の如し。

年度	樟腦油交付高	運送減量	同上步合	使用高	製品 再製樟腦	同上步合	赤油	白油	タール	計	製造原料	同上步合
明治三六	四四七、〇九七斤	三、一七七斤	〇・一四〇	四四三、九一七斤	二三〇、二五八斤	五・一八七	八六、六〇〇斤	六八、七九一斤	八、八七八斤	三九四、五二七斤	四九、三九二斤	一・一一三
三七	七三八、二四七	四、二八一	〇・一〇九	七三三、九六六	三七四、五五八	五・一〇三	一四三、八七〇	一一四、四二八	一四、七六五	六四七、六二三	八六、三四三	一・一七六
三八	六六八、九六八	七、一九三	〇・二三五	六六一、七七四	三四〇、九五二	五・一一五	一三〇、六五七	一〇四、〇二六	一三、三六五	五八九、〇〇〇	七二、七七四	一・一〇〇
三九	八七一、四二四	五、四三二	〇・一七七	八六五、九九二	四三二、六三九	四・九六四	一六九、九二八	一三五、九四三	一七、三二八	七五五、八三八	一一〇、一五三	一・二七二
四〇	九七四、〇四〇	九、二一四	〇・一九〇	九六四、八二六	四八二、一六五	四・九五〇	一八七、〇一六	一五二、九二四	一九、四八一	八四一、五八六	一二三、二四〇	一・二六五
四一	四五〇、九〇八	四、五〇六	〇・二〇四	四四六、四〇二	二二三、二四一	四・九五一	八六、一二三	七〇、五六七	九、〇一八	三八八、九四九	五七、四五三	一・二七二

（備考）明治三十六年度は十月より翌年三月迄、同四十一年度は四月より九月迄の實蹟なり。

其の後大正四年十月に至り樟腦油賣渡命令を改め、樟腦油は再製原料として賣放しと爲し、之に依りて製出したる再製樟腦の收納は之を廢止し、爾來政府は再製樟腦の製造・收納及販賣を中止するに至れり。即ち再製樟腦は原料買受人の隨意處分となり、再製業者は之を以て改良乙種程度品を製造し、直接精製業者たる日本商業會社（大正七年本社を始め各精製業者合併して日本樟腦會社を組織す）に賣渡すこととなれり。斯くして製造及取引上の簡便と生產費の節約とを圖り得るに至りしを以て、樟腦油の賣渡直段は從前に比し四圓の引上を見るに至れり。然るに其の後樟腦價格頻りに騰貴し、再製業者の利益過大となりたる爲め、政府は自ら販賣するの利益なるを認むるに至り、大正七年三月以降樟腦油の賣放を改めて之を舊制に復し、再製樟腦の收納を再開したり。而して原料樟腦油の賣下價格は之を機として復た從來の如く、神戶に於ける樟腦油の補償金額と同一ならしめたり。

先に述べたるが如く樟腦再製業は夙に鈴木商店の經營する所なりしも、其の內部關係に在りては創業以來關係同業者の共同經營に屬したり。然るに多年の實驗に依り再製方法に於ても其の設備を革新し、之が改良進步を圖るの要あるに至りたるを以て、大正八年十二月斯業關係者は過熱水式蒸餾塔を建設し、其の應用に依り樟腦の得量を增加すると共に、品質の改良統一を圖り、生產費の節約を遂げんとの目的を以て、相合同して再製樟腦株式會社（資本金百萬圓、後二百萬圓に增資す）を設立し、鈴木商

店より樟腦油再製事業を承繼し、兼ねて赤白油を原料とする芳香油・藥品類の製造を經營することとなりたり。爾來同社は內地產樟腦の再製を爲すと共に、更に臺灣產樟腦油の再製をも引受くることとなりしを以て政府は之を機として、從來內地產原料と臺灣產原料とを區別し、之が混同製造を許さざりしを改めて、大正九年度より兩者の含腦量を比較決定したる上、之に依り製品を按分區別することとして、混同再製を許すに至りしが（大正九年三月二十四日樟腦油賣渡命令書）、其の結果工程時間・經費及勞力を大に節減するを得たり。

樟腦の收納に當り交付すべき補償金額は、收納當時の補償價格に依るべきは當然なれども、再製樟腦に在りては補償金額の引下に依る損耗を避くるため、原料油賣下當時の補償金額に依られたき旨再製業者より出願する所あり、且つ臺灣總督府に於ても從來右の方法に依り來りし關係もあるを以て、右の如く混合再製を許可したる以上は之を區別するは適當ならずと認め、大正十年三月賣渡命令書を改正して、內地・臺灣共に同一取扱に改むることとし、之と同時に從來神戶以外にて賣渡す樟腦油は容器入引渡なりしを改めて正味渡と爲し、再製業者の計算を以てドラム罐入として運搬せしむることと爲したり（大正十年三月二十八日前揭命令書改正）。

今明治四十一年十月制度改正以後、大正末年迄に於ける樟腦油賣渡高及再製樟腦收納高を表示すれば左の如し。

年度	樟腦油賣渡高	再製樟腦收納高
明治四一	六〇六、三四四斤	二三三、八二五斤
四二	一、一五五、三三七	五一九、七五三

年度	樟腦油賣渡高	再製樟腦收納高
明治四三	一、六九六、三九七斤	八〇三、一四八斤
四四	一、八二九、九九六	九二五、〇〇九
大正元	一、七一〇、四八六	八九五、二三三
二	一、六九三、八七五	八二二、六三一
三	二、〇〇五、二一〇	八五七、〇四四
四	三、〇一五、〇一三	九六四、〇四六
五	三、〇一五、六九五	—
六	一、八六七、八一五	—
七	七二〇、八八三	三一四、二三七
八	七九五、二〇三	三二二、五〇〇
九	一、五四一、九九六	七七一、三四七
一〇	二、一四九、〇六四	八八三、六五四
一一	一、一一一、三二六	八一五、八六四
一二	一、二八二、六四一	五〇四、〇四七
一三	二、五〇四、〇〇六	一、二三二、〇〇八
一四	三、四七二、九一一	一、五九八、二一〇
昭和元	二、八六二、三五三	一、五六三、一八六

（備考）大正五・六兩年度は收納中絕。

第二款　調　理

收納したる儘の山製樟腦は其の品質不同にして均齊ならざるが爲め、直に一般の需要に適應せざるもの多し。仍て從來臺灣總督府專賣局に在りては、品質の優良統一と揮發減量の防止とを圖るが爲め神戶に工場を設け、山製樟腦及再製樟腦は總て之を調理加工し、甲種（A）・改良乙種（B.）・乙種（B）・其の他粉末壓搾製・乾餾製等に區分し、賣下を爲せり。乙種樟腦と稱するは山製又は再製樟腦に含有する水及油分を遊離し、一定標準に適合せしめたる品位のものにして、之を更に昇華して含有不純物を一定程度まで除去したるものを改良乙種と稱す。甲種樟腦は前記昇華に依り析出せるものの內、品質比較的良好なるものを選擇したるものなり。改良乙種にも此の種を充用せり。右各種の品質は左の如し。

甲種樟腦

本品は二四四m.m.平方厚さ一二〇m.m.の扁平骰子形に壓搾せられたる白色の凝塊（重量十斤）にして之を破碎すれば結晶樣の顆粒となる。其の熔融點は攝氏百七十四度乃至百七十五度の間に在り。脫水石油エーテルには無色透明に溶解し毫も溷濁を生ぜず、强硫酸に遭へば常に淡黃色を呈し、其の著色度は三百五十分の一定規沃度液の色相に相當す。而して硫酸溶液の溫度上昇は十三度を以て限りとし、規定硝酸溶液に對し毫も變化を呈せず。又燃燒するときは固形殘渣を止めざるものとす。

改良乙種樟腦

本品は無色透明の顆粒にして、熔融點は攝氏百七十三度乃至百七十四度半の間に在り、石油エーテルには無色透明に溶解し、强硫酸に遭へば透明なる淡黃色を呈するに止まり、著色度は百五十分乃至三百分の一定規沃度液の色相の間に在り、硫酸溶液の溫度上昇は約十五度を超えず、硝酸に對する反應は淡黃色を帶ぶるに止まり、或は屢、亞硫酸瓦斯の發生を認むることあるも痕跡に過ぎず。又之を燃燒灰化するに固形分は痕跡（〇、〇〇五%）に過ぎざるものなり。

乙種樟腦

本品は微かに汚穢灰色を帶ぶる白色濕潤性の顆粒にして、熔融點は攝氏百六十九度乃至百七十度に在り。石油エーテルを以て振盪するに、或は不透明なる沈澱及水分等を析出するも、其の容量の最高限五パーセントを超えず、又重量に於て不純物は六パーセントを過ぎず。硫酸に對する著色度は二十分乃至三十分の一定規沃度液の色相の間に在り、又硫酸に溶解の際上昇溫度は十九度を超えず、硝酸に對する反應は赤色蒸氣を發するも極めて僅微なり。而して其の樟腦層の色相は淡黃色を帶ぶるに止まり、灰分は〇、一パーセントを超えず。

內地產樟腦も之を輸出に供する爲には、改良乙種に調理するの要あること勿論なるも、之が爲めには新に設備を必要とし、專賣實施早々之を急施するを得ざるを以て、差し當り臺灣總督府と協議して同專賣局に委託し、其の神戶工場に於て臺灣產と共に調理加工且つ販賣するを便利と認め、明治三十六年十一月臺灣專賣局と左の如く協定を爲したり。

「大藏省主稅局長臺灣總督府專賣局長內地產樟腦買受調理に關する協定（明治三十六年十一月）

一、內地事務局と臺灣專賣支局との間に於ける粗製樟腦賣渡代價は、乙種又は改良乙種の出來上りたる數量に拂下價格を乘じたる金額中より、製造費（乙種に付ては製造費を要せず）及荷造費を控除したるものとす。但し臺灣專賣支局に於て內地事務局より受取りたる樽を返戻せざるときは、樽代に相當する金額は右荷造費中より之を控除すべし。

二、當分の內乙種は勿論、改良乙種を製造する場合に於ても、內地產と臺灣產とは之を區別するものとす。

三、內地產を以て改良乙種を製造する場合に於て生じたる仕上粗品は、內地事務局の權利に屬す。故に他日內地產として改良乙種製造の原料となるものとす。

四、內地事務局より臺灣專賣支局に粗製樟腦を引渡したる後に於て、貯藏中分離したる樟腦油は之を內地事務局に引渡すものとす。

五、乙種の荷造は成るべく樽詰とするものとす。

六、改良乙種の荷造は函詰とし、五十斤入は內地販賣のものに限り、外國輸出のものは總て百斤入とす。

七、乙種と爲すと改良乙種と爲すとは臺灣專賣局に於て適宜之を定むべきも、內地專賣の計算上參考として時々其の腹案を大藏省に報告するものとす。

毎月の製造額を$\frac{1}{12}$より下らざる樣になすこと、五十斤入は箱代丈け高く拂下ぐる事。』

右協定に基き政府は委託調理內地產樟腦賣渡手續を定め、神戶樟腦事務局より臺灣專賣局神戶支局に對し、內地產樟腦の全部を引渡して調理を委託することとし、其の引渡直段は販賣價格に乙種又は改良乙種の出來上り數量を乘じたる金額中より、調理費（乙種には調理費を要せず）及荷造費を控除したるものとし、容器を返還せざるときは樽代相當金額を荷造費より差引くこととしたり。而して調理費は百斤當甲種九十四錢六厘、改良乙種六十六錢六厘に定め、包裝費は改良乙種百斤函入一圓四十二錢六厘、同五十斤函入一圓一錢三厘と爲し、其の調理に當りては臺灣產と混同せざることとし、明治三十六年十二月より之を實行したり。

右の內甲種樟腦の調理は內地精製業者の需要に應じたるものなるも、三十九年度限り之を全廢し又會〻セルロイド原料又は精製原料として輸出するには必ずしも改良乙種を必要とせず、乙種を以てするも何等販賣上支障なしとの情報あり、乙種として輸出するは改良乙種として輸出するに比し頗る有利なるを以て、爾後內地產樟腦は力めて乙種に調理して歐米市場に賣出すの方針を採りたり。而して右乙種の調理に就ては、單に收納貯藏の儘油水の自然沈下にて成品を得、何等特別の設備を要せざるが故に、之を臺灣專賣局に委託するの要なきを認め、明治四十年十二月以後乙種調理は直接政府之を行ふことに改め、唯乙種不合格品及再製樟腦のみ之を同局に託して、改良乙種に調理せしむることと爲し、同時に又內地產樟腦の販賣は總て內地專賣局に於て取扱ふこととして、左の如き協定を爲したり。然れども實際に於ては外國需要家は依然改良乙種を希望したるに由り、俄に之を乙種に一變せしむることを得ず、乙種は大體に於て內地に賣渡されたり。

『專賣局長官　臺灣總督府專賣局長　樟腦の調理販賣に關する協定（明治四十年十一月二十八日）（抄錄）

一、本年十二月十六日以降內地產樟腦は內地賣及外國輸出共總て內地專賣官署にて取扱ふこと。

二、內地產粗製樟腦にして調理を要するものは、當分の內從前の通り臺灣專賣支局に託して之を調理し、其の調理及荷造費は實費を以て之を仕拂ふこと。』

調理に當り內地產と臺灣產とを區別することは徒に手數を要し、經濟上不得策なること明にして曩に明治三十八年五月會計檢査院長より、合併調理するの利益を指摘し來りしこともありて多年の懸案たりしが、其の後臺灣專賣局との協議の結果、內地產樟腦の一定減耗率（明治四十一、二兩年度の實績に依りて甲種は一割七分、改良乙種は一割四分とす）を定めて混合調理することに改め、調理費は甲種百斤當九十四錢六厘、改良乙種同上六十六錢六厘、包裝費（改良乙種のみ）は輸出用百斤函入一圓五十九錢六厘、內地消費用一圓五十五錢六厘と定め、尙ほ以後調理中に生じたる滴下油は總て臺灣專賣局の收得とすることに決定し、明治四十三年五月一日より之を實行したり。但し減耗率は四十四年度に至り甲種のみ一割九分に引上げしが、更に四十五年度に至り改良乙種中山製原料を一割二分四厘、再製原料を一割五分二厘に改め、又調理費は四十四年度以降甲種九十六錢、改良乙種六十八錢に、包裝費は實費に改めたり。

前記の如く甲種樟腦の調理は明治四十年度以降之を中絶したりしが、セルロイド原料としての需要勃興するに及び、明治四十四年度より再び之が調理を開始したり。又山製樟腦の品質も漸次向上し、收納品位に於て直に乙種に達するものあるに至りしを以て、明治四十五年度以降從來乙種に調理したるものの中、優良品は總て之を改良乙種に調理することに改め、以て大正四年度に至りしが、同年十月以降樟腦油賣渡を決行するに至り、之と共に甲種及改良乙種の賣下を全廢し、乙種のみを供給するの方針を採ることとなりしを以て、專賣實施以來實行し來りし臺灣專賣局に對する委託調理のことは、同年十二月限り之を解除するに至れり。今此の間に於ける樟腦調理の實蹟を表示すれば左の如し。

年度	製品種別	原料 粗製樟腦	原料 再製樟腦	原料 半製品	原料 計	製品	半製品	調理減
明治三六	改良乙種	斤 二五九、七〇一	斤 一八八、六九二	斤 —	斤 四四八、三九三	斤 三〇〇、〇〇〇	斤 八七、二七九	斤 六一、一一四
	乙種	六〇、八〇〇	—	—	六〇、八〇〇	六〇、〇〇〇	—	八〇〇
	計	三二〇、五〇一	一八八、六九二	—	五〇九、一九三	三六〇、〇〇〇	八七、二七九	六一、九一四
三七	甲種	七、三九三	四〇、一六五	一〇、〇〇〇	五七、五五八	三六、八一〇	九、六二七	一一、一二一
	改良乙種	四三一、八九〇	三三三、九三八	七七、二七九	八四二、一〇七	六七八、三四〇	三八、九八五	一二四、七八二
	乙種	一七三、〇三九	—	—	一七三、〇三九	一六三、〇八〇	—	九、九五九
	計	六一二、三二二	三七三、一〇三	八七、二七九	一、〇七二、七〇四	八七八、二三〇	四八、六一二	一四五、八六二
三八	甲種	一〇、九二〇	三四、五〇九	九、六二七	四五、〇五六	三五、五三〇	一、五五五	七、九七一
	改良乙種	三五八、七二四	二九九、五七七	三八、九八五	六九七、二八六	五七七、六一五	一七、五三三	一〇三、一四九
	乙種	二二四、〇〇三	—	—	二二四、〇〇三	二一六、〇〇〇	—	八、〇〇三
	計	五九三、六四七	三三四、〇八六	四八、六一二	九六六、三四五	八二九、一四五	一九、〇七七	一一八、一二三
三九	甲種	一〇、八七七	四一、六三二	四四〇	五二、九四八	四二、五三〇	—	一〇、四二八
	改良乙種	二四七、八二〇	三七九、九九五	一八、六三七	六四六、四五二	五三五、〇〇〇	一七、九四一	九三、五一一
	乙種	四六八、二七三	—	—	四六八、二七三	四五三、六〇〇	—	一四、六七三
	計	七二六、九七〇	四二一、六二六	一九、〇七七	一、一六七、六七三	一、〇三一、一三〇	一七、九四一	一一八、六〇二
四〇	改良乙種	一五五、六五二	四四六、七五八	一七、九四一	六二〇、三五一	四八一、八四一	四六、二一三	九二、二九七
	乙種	四四四、〇九四	—	—	四四四、〇九四	四三三、八〇〇	—	一〇、二九四
	計	五九九、七四六	四四六、七五八	一七、九四一	一、〇六四、四四五	九一五、六四一	四六、二一三	一〇二、五九一
四一	改良乙種	二五八、六五六	四七〇、五八三	四六、二一三	七七五、四五二	六五七、二六二	三、六一〇	一一四、五八〇
	乙種	五六九、二三二	—	—	五六九、二三二	五四五、七〇三	五、二四六	一八、二八三
	計	八二七、八八八	四七〇、五八三	四六、二一三	一、三四四、六八四	一、二〇二、九六五	八、八五六	一三三、八六三
四二	改良乙種	四八五、一四一	四七二、二六七	三、六一〇	九六一、〇一八	八一三、九三六	七、〇三九	一三六、四三三
	乙種	三六四、八八九	—	五、二四六	三七〇、一三五	三四五、〇〇三	一三、一二〇	七、七六七
	計	八五〇、〇三〇	四七二、二六七	八、八五六	一、三三一、一五三	一、一五八、九三八	一九、一五九	一四四、一九九
四三	改良乙種	四四三、六三〇	六二九、三五〇	七、〇三九	一、〇八〇、〇一九	九二八、三三七	—	一五一、六九二
	乙種	四四一、四九三	一一一、三二五	一三、一二〇	五六四、九三八	五三九、七二七	六、四一五	一八、七九五
	計	八八五、一三三	七四〇、六七五	一九、一五九	一、六四四、九五七	一、四六八、〇五四	六、四一五	一七〇、四八七
四四	甲種	六、三〇〇	—	—	六、三〇〇	五、一〇三	—	一、一九七
	改良乙種	六四一、一五〇	七三五、三〇〇	—	一、三七六、四五〇	一、一八三、七四七	—	一九二、七〇三
	乙種	五四六、〇九四	一六六、九九七	六、四一五	七一九、五〇六	六八三、二五三	二、八一八	一四、四三五
	計	一、一九三、五四四	九〇二、二九七	六、四一五	二、一〇二、二五六	一、八七二、一〇三	二、八一八	二〇八、三三五
大正元	甲種	九四、〇〇〇	—	—	九四、〇〇〇	七六、一四〇	—	一七、八六〇
	改良乙種	六七八、一五〇	八五五、四〇〇	—	一、五三三、五五〇	一、三一五、四三四	二、一二四	二二六、三九七
	乙種	一九三、六六五	九六〇	二、八一八	二二六、四四三	二〇四、六六〇	—	二、三七八

年度							
	計	九六五、八一五斤	八五六、三六〇斤	二、八一八斤	一、八四三、九九三斤	一、五九六、三三四斤	二、一三四斤	二三六、六三五斤
大正二	甲種	一三、四〇〇	—	—	一三、四〇〇	一〇、〇四四	—	二、三五六
	改良乙種	九五六、七一〇	七八三、八五五	—	一、七四〇、五六五	一、五〇三、七〇〇	一、〇七六	二三七、七六八
	乙種	四七、七〇〇	二、三〇〇	—	五〇、〇〇〇	四九、五五九	—	四四一
	計	一、〇一六、八一〇	七八六、一五五	—	一、八〇二、九六五	一、五六三、三〇三	一、〇七六	二四〇、五八五
三	甲種	一六、二〇〇	—	—	一六、二〇〇	一三、一二三	—	三、〇七八
	改良乙種	一、〇三五、五五〇	八三三、六〇〇	一、〇五〇	一、八七〇、二〇〇	一、六一五、〇三六	—	二五五、一六三
	乙種	九九、五四七	三〇〇	—	九九、八四七	九九、八四七	—	—
	計	一、一五一、二九七	八三三、九〇〇	一、〇五〇	一、九八六、二四七	一、七二八、〇〇〇	—	二五八、二四一
四	改良乙種	六七九、〇〇〇	六一〇、五〇〇	—	一、二八九、五〇〇	—	—	一七六、九九三
	乙種	一一〇、二〇〇	二、〇〇〇	—	一一二、二〇〇	—	—	—
	計	七八九、二〇〇	六一二、五〇〇	—	一、四〇一、七〇〇	—	—	一七六、九九三

斯くの如くして大正四年十二月以降は單に乙種のみの調理を行ひ來りしが、歐洲戰後一般經濟界不況に向ひ、內外共にセルロイド業竝に各種關係工業沈衰して、樟腦の需要著しく減退し、精製品は勿論粗製樟腦の內外販路殆ど杜絕の狀を呈したるを以て、當局は乙種樟腦の賣渡を停止して之が貯藏の計畫を立て、其の結果として改良乙種樟腦製造の必要を認むるに至れり。玆に於て大正十年九月改良乙種調理方の試驗を再製樟腦株式會社に依囑したりしに、其の成績良好なりしを以て、同年十一月同會社に對し調理を請負はしむることと爲し、改良乙種調理請負命令書を交付し、爰に再び改良乙種の調理を再開し以て大正末年に至れり。請負命令の要領左の如し。

(一)政府は一年度間に改良乙種調理を請負はしむべき原料樟腦の數量を月別に豫定し、豫め之を會社に通知し、其の引渡は正味を以てす。

(二)會社は政府の指定したる期間內に調理を完了し、之を政府に納付す。

(三)調理に當り分出したる樟腦油は政府に納入す。

(四)納付樟腦の斤數が引渡したる原料樟腦の斤數の百分の九一・五に達せざるときは、會社は其の不足斤數に對し政府の定むる賠償金を納むべし。

(五)政府は調理請負料として百斤に付四圓三十六錢を會社に支拂ふ。

(六)政府が會社に改良乙種樟腦の包裝を命ずるときは、包裝費として百斤入容器一個に付三圓七十錢(大正十一年四月一日より三圓六十錢に改む)を支拂ふ。

再製樟腦株式會社に於ける委託調理成績左の如し。

年度	原料 粗製樟腦	原料 山製樟腦	原料 計	製品	回收樟腦油	調理減
大正一一	九〇五、八〇六斤	七〇六、六八四斤	一、六一二、四九〇斤	一、五〇一、一五七斤	三、五三〇斤	一〇七、八〇三斤
一二	九三六、二三〇	五六二、八四三	一、四九九、〇七三	一、三九六、五一五	二、三四一	一〇〇、二一七
一三	一、〇九一、四一三	七七一、四二〇	一、八六二、八三三	一、七二七、三七〇	三、七〇三	一三一、七四三
一四	一、六四三、四五三	一、一五八、三四二	二、八〇一、七九五	二、四四六、一七三	五、六五〇	一七八、二四七
昭和元	一、三九九、一三八	一、四二〇、八八三	二、八二〇、〇二一	二、六二六、九二三	一〇、三七〇	一七三、七四〇

今參考の爲め粗製樟腦及樟腦油が、再製及調理の作業を經て販賣に供せらるる迄の經路を圖示すれば左の如し。

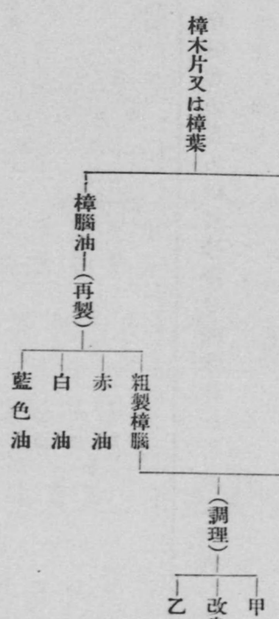

第八節　樟腦の販賣

第一款　賣渡方針及方法

全世界に於ける粗製樟腦の需要は、專賣施行當初に於ては大約五六百萬斤にして、此の內國內需要は僅々五六十萬斤を出でず、本邦生產額の約九割は海外輸出に供せらるるものなりき。從て專賣樟腦の賣渡方針は專ら此の狀勢に顧みて樹立せられたり。

抑專賣施行前に於ける粗製樟腦は、內地產たると臺灣產たるとを問はず、之を世界市場に搬出するは、總て居留外商の手に依りて行はれ、商權は一に外商の掌握する所にして、國內製腦業者は悉く其の左右する所に從ふの外なかりしなり。而して始めて臺灣に專賣制を布くに及びても、未だ海外の事情に通せず、經驗も乏しかりし爲め、直に官營として直接販賣に當るには尙ほ考慮の餘地ありたるを以て、寧ろ適任者を選定の上之に對し一手賣下を爲して、之が賣捌に當らしむるの便利且安全なるを認め、多年經驗に富み且つ相當信用ある若干の輸出業者を指名したる上、競爭入札を爲さしめたる結果、其の落札者たる英商サミユル・サミユル商會をして之に當らしむることと爲したり。尋いで內地に專賣を施行するに及びても、其の制定の趣旨よりして、之が販賣は一系に統制するの必要あるを以て、政府は臺灣總督府と協議し、內地產樟腦の販賣も當分擧げて之を臺灣專賣局の手に委することに決し（樟腦油は內地にて再製を施したる後委託す）、卽ち臺灣專賣局は臺灣產と共に之を甲種（A）・改良乙種（B.B）・乙種（B）及乾餾製の各種に調理加工したる上、之が販賣を行ひたり。玆に於て內地產樟腦は收納後總て之を神戶樟腦事務局に集中し同局より臺灣專賣局神戶支局に引渡すこととし、臺灣專賣局にて一手取扱人に賣下げたる價格より、同局に於て要したる調理費・荷造費を控除したる殘額を以て賣渡價格と爲し、之を臺灣專賣局より神戶樟腦事務局に支拂ふことに協定したり。當時一手取扱人への賣下價格は、改良乙種にて百斤に付七十三圓なりしを以て、粗製樟腦代金收入は左の計算となれり。

種別	賣下代金	調理費	荷造費	減損見込	差引
山製樟腦	七三・〇〇〇円	〇・六六六円	一・四二六円	一割五分減	一〇・九五〇円	六〇・二七二円
再製樟腦	七三・〇〇〇	〇・六六六	一・四二六	二割減	一四・六〇〇	五六・一二六

當時內地に於ては精製原料として四五十萬斤の需要あり（此の內內地產は十數萬斤）、之に對して臺灣專賣局は上記サミユル商會の外、神戶樟腦精製合資會社・藤澤友吉・藤田助七及エツチ・ルカスの四人に賣渡して之が供給を爲さしめたり。此等內地賣は當初改良乙種の一種に限りしが、三十七年度以後甲

種を加へ、包裝函の側面に何れも「內地消費品」の記號を付し、以て輸出品と區別したり。又官衙學校等に於て防蟲用等に需要するものは、其の數量極めて僅微なるのみならず、山製の儘にて差支なきを以て、特に便宜賣渡の途を開くこととし、調理を加ふることなくして、內地樟腦事務局より直接之を賣渡し得ることとなせり。

海外市場に對する賣渡は前記の如くサミユル・サミユル商會の手を經て之を行ひしが、專賣實施以來歐米に於ける樟腦の市價漸次騰貴し、サミユル商會に對する賣渡價格と比すれば五十四圓乃至百三十七圓の開差を生じ、運搬費、保險料及其の他の雜費合計十五圓と見積るも、尙ほ多大の逕庭を見るに至れり。是を以て會計檢查院長は明治三十九年十月內務、大藏兩大臣に照會を發し、專賣樟腦の賣下價格は時々の相場に應じて之を變更するか、或は又特定販賣人を介せず直賣の方法を採るの利益なるべきを指摘したり。仍て大藏大臣は曩に派遣したる海外視察員（明治三十九年七月大藏書記官鈴木繁、臺灣總督府殖產局長祝辰巳を歐米に派遣し、樟腦の需要及取引の實況、竝にセルロイド工業、人造樟腦、樟腦代用品等に關する調查を爲さしむ）の調查復命を待ち、相當處理すべき旨を回答し、現在の販賣方針の改善を期したり。

抑〻當初の專賣樟腦の販賣方針としては、セルロイド工業の勃興に應じて原料樟腦の低價供給を期し、以て其の發達に資すると共に、人造樟腦等の擡頭を抑制するに在りしが、歐米の精製業者は之を以て投機の具に供し、故意に價格を騰貴せしむるの結果、一時精製樟腦の市價百斤當三百圓以上を呼ぶに至り、實際の需要家は爲めに高價の買受を餘儀なくせられ、廉價供給の趣旨は遂に沒却せらるるに至れり。玆に於て政府は此の際販賣方法を革新し、需要家に對し直接賣渡の方法を採り、分配を公平にして仲間賣を除去し、以て能ふ限り廉價供給の計畫を立て、大藏大臣は大體出張官吏の意見を容れて、明治四十年四月臺灣總督との間に左記の販賣方針を協定したり。卽ち從來の輸出取扱命令は明治四十年度限り之を打切り、同四十一年度以降は倫敦及紐育に官吏を駐在せしめて販賣事務を監理せしめ、樟腦の運搬保管及代金の取立は手數料を給して特定人に請負はしむることとし、內地賣見込額約百萬斤を控除したる殘額は總て海外輸出に充て、同時に爾後內地產樟腦の臺灣專賣局賣渡をも廢止し、內地專賣局に於て直接調理販賣することに決定したり。

『大藏大臣
臺灣總督』樟腦販賣方針に關する協定（明治四十年四月十三日）

一、內地樟腦賣渡契約期限滿了の後尙三箇月間は現行契約を繼續し、明年三月三十一日にて內地及臺灣樟腦共に全然現契約者との手を切ること。

二、明年四月以後は左の如き取扱を爲すこと。

（イ）倫敦及紐育に政府の官吏（倫敦には內地官吏、紐育には臺灣官吏）を各一名派遣することを得。

（ロ）各セルロイド會社及樟腦精製會社に賣渡すべき樟腦の數量は、政府の官吏之を定むること。

（ハ）會社に賣渡す樟腦の代價は政府の官吏之を定むること。

（ニ）樟腦の運搬保管及代金の取立に付ては請負人を定め、一定の手數料を支拂ひ、之を請負はしむること。

（ホ）運搬保管中の減耗は政府の負擔たるべきこと。

（ヘ）政府は請負人が本邦より樟腦を積出す毎に、其の數量、到着地及到着期日を派遣官吏に通報すること。

（ト）政府の官吏は時々巡視して、請負人が政府の指示したる所に違犯する所なきや否を監督す

ること。

(ナ)歐米以外に對する樟腦の輸出は神戸に於ける樟腦精製業者に一任す。但原料拂下の條件として賣渡價格を制限すること。

(ヲ)內地用として左の數量を控除し、他は成るべく之を外國へ輸出するの方針を採ること。

(一)一般の需要及精製原料　四十萬斤

(二)セルロイド原料　（網干會社　三十萬斤／三井計畫會社　三十萬斤）

又內地精製會社に對する拂下價格は、歐米に於ける政府の賣渡價格を參酌して之を定め、相當利益の外精製業者をして暴利を得しめざること。

三、明年四月以降に於て內地及臺灣の關係は左の如くすること。

(イ)內地及臺灣の兩專賣は之を存すること。

(ロ)內地樟腦を臺灣に賣渡すことは之を廢止すること。

(ハ)神戸に於ける臺灣專賣支局の設備は內地事務局に使用せしむること。

(ニ)臺灣の樟腦油は再製設備完成後は臺灣總督府に於て再製すること。

(ホ)內地樟腦油の再製は政府に於て之を行ふこと。』

右の方針に基き、差當りサミユル・サミユル商會に對する明治四十年度賣渡命令に於て、其の販賣方に付改正を加へ、政府はセルロイド業者賣と精製業者賣との分配割合を指定し、新規のセルロイド業者に對しては政府の承認なき限り賣渡を許さざることとし、以て配給の適切を期したり。尋いで前記の販賣方針の實行方法に關し臺灣專賣局と協定を爲し、內地產樟腦に就てはサミユル・サミユル商會との賣渡契約期間滿了（明治四十年十二月十五日）と共に販賣直營を決行することとし、唯其の調理に關しては設備の調はざる爲め姑く實費を以て臺灣專賣局に委託したり。

『（專賣局長官／臺灣總督府專賣局長）樟腦の調理販賣に關する協定（明治四十年十一月二十八日）

一、本年十二月十六日以降內地產樟腦は、內地專賣及外國輸出共總て內地專賣官署にて取扱ふこと。

二、內地產粗製樟腦にして調理を要するものは、當分の內從前の通り臺灣專賣支局に託して之を調理し、其の調理及荷造費は實費を以て之を支拂ふこと。

三、將來に於ては內地產樟腦の年額約百萬斤と看做し、其の賣下數量の區分は現行數量を標準とし、大略左の通りとすること。

內地產（內地賣（セルロイド原料竝に一般消費者（年額）　二十萬斤以內／精製原料　（同）　二十萬斤以內）／外國賣　（同）　六十萬斤以內）

計　百萬斤

四、將來に於て目下計畫中の三井又は網干セルロイド會社成立したるときは、本年四月當省大臣と貴府總督との協定に基き、前記外國輸出に充つべき六十萬斤の範圍內に於て、右會社に各三十萬斤以內を供給すること。但其の需要數量各三十萬斤に達せざるときは、其の殘額は悉く之を輸出用に充つること。』

斯くして同年十二月十五日サミユル商會に對する契約期限到來するに及び、政府は臺灣專賣局と

協定し、別に三井物產合名會社に對し內地產樟腦運搬保管及委託販賣命令書を交付し、同月十六日より委託販賣を開始せしめたり。又臺灣專賣局も之に尋いで同四十一年度より販賣の直營を開始せり。三井物產會社に交付すべき委託販賣費竝に其の手數料は、初め百斤に付改良乙種十四圓、乙種十六圓の定めなりしが、後右定額は尙ほ節減の餘地あるものと認め、運賃、保險料等の實費は政府に於て之を負擔し、販賣手數料として賣價百分の四を同社に交付することに改正し、明治四十二年度より之を實行したり。此の結果從來に比し百斤當約七圓乃至八圓の手數料を輕減することを得たり。

右の如く專賣樟腦の販賣直營實行せらるるに至りしを以て、政府は歐米に於ける販賣事務監理、輸出取扱人の監督及樟腦の配給等に關する事務を取扱ふ爲め、前記大臣及總督との協定に基き、倫敦及紐育に駐在官を置くことに決し、左の如く之が取扱規程を定めたり。

輸出樟腦販賣事務取扱規程（明治四十年十二月十八日大臣達往第一八四七六號）

第一條　駐在官ハ歐洲ニ於ケル樟腦ノ需要者ニ對シ其ノ用途竝需要數量ニ應シ適切ニ之ヲ供給スルコトヲ目的トスヘシ

第二條　前條ノ標準ハ大體ニ於テ輸出樟腦ノ百分ノ八十ヲ「セルロイド」製造業者ニ百分ノ二十ヲ精製業者及其ノ他ニ分配スルコトヲ目的トスヘシ但シ需要供給ノ關係上相當斟酌ヲ加ヘ之ヲ增減スルコトヲ妨ケス

第三條　專賣局長官又ハ臺灣總督府專賣局長ハ請負人ニ樟腦ヲ引渡シタル都度駐在官ニ對シ其ノ種類、數量及指定仕向先ヲ通知スヘキニ依リ駐在官ハ請負人ヨリ樟腦到著ノ申告アリタルトキハ通知書ニ對照シテ之ヲ調査スヘシ

駐在官ハ前項調査ノ結果種類、數量ノ不符合若ハ荷造、品質等ノ異狀ヲ發見シタルトキハ請負人ニ對シ其ノ事由ヲ推問シ其ノ答辯書ニ自己ノ意見ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該長官又ハ局長ニ申報スヘシ

第四條　樟腦仕向地ニ到著シタルトキハ駐在官ハ需要供給ノ權衡、市場價格ノ現狀及趨勢ニ鑑ミ請負人ヨリ提出セル各需要者ノ注文高ヲ勘案シ請負人ニ對シ其ノ販賣先、種類、數量及價格ヲ指定スヘシ

第五條　請負人カ需要者ニ對シ樟腦ヲ賣渡シタルトキハ其ノ都度報告書ヲ徵シ一箇月毎ニ其ノ期間內ニ於ケル賣渡數量、種類、價格及買主ノ業態氏名ヲ當該長官又ハ局長ニ報告スヘシ

第六條　駐在官ハ需要者ノ請求ト市場ノ趨勢トニ鑑ミ請負人ヲシテ六箇月以內ノ先物賣契約ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ期間、種類及價格ヲ當該長官又ハ局長ニ報告スヘシ但シ六箇月以上ノ先物賣契約ヲ爲サシムルコトヲ必要ト認メタルトキハ豫メ事由ヲ具シテ認可ヲ受クヘシ

第七條　駐在官ハ常時請負人ヨリ提出スル需要者ノ注文ニ依リ豫メ其ノ發送ヲ要スヘキ樟腦ノ種類、數量及仕向地ヲ當該長官又ハ局長ニ報告スヘシ

第八條　駐在官ハ現在ニ於ケル需要供給ノ關係及市場ニ於ケル將來ノ趨勢ヲ鑑ミ樟腦ノ種類毎ニ適當ト認ムル販賣價格ヲ定メ大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスル場合亦同シ

第九條　駐在官ハ請負人ニ交付スヘキ手數料ヲ變更スルノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ事由ヲ具申スヘシ

第十條　請負人カ立換仕拂ヒタル關稅及其ノ他ノ公課ハ請負人ヲシテ證憑書類ヲ提出セシメ其ノ當否ヲ調査シ之ヲ當該長官又ハ局長ニ回送スヘシ

第十一條　駐在官ハ請負人カ樟腦ノ保管、販賣、代金取立其ノ他一般事務ニ關シ誠實ニ業務ヲ執行スルヤ否ヤヲ監視シ若不正、不當若ハ怠慢ノ行爲アリト認ムルトキ又ハ請負人ノ樟腦販賣ニ關スル設備方法、商略カ市場ノ狀況趨勢ニ照シテ機宜ニ適セストト認メタルトキハ注意ヲ與ヘ其ノ顚末ヲ大藏大臣ニ報告シ同時ニ其ノ寫ヲ臺灣總督府ニ送致スヘシ

第十二條　駐在官ハ必要ト認ムルトキハ請負人ノ店舖又ハ倉庫ニ就キ帳簿及現品ヲ調査シ其ノ引渡シタル數量賣渡シタル數量及現在高等ヲ對照スヘシ

第十三條　駐在官ハ天然樟腦、人工樟腦、樟腦代用品「セルロイド」及樟腦ヲ原料トセル各製品ノ需要供給ノ關係、製造方法、生產高、販賣高、價格、生產費其ノ他參考トナルヘキ諸般ノ狀況ヲ調査シ時々大藏大臣ニ報告スヘシ

第十四條　駐在官ハ歐洲市場ノ狀況ニ依リ一箇年間又ハ或期間ノ輸出豫定數量ヲ變更スルコトヲ必要ト認メタルトキハ其ノ事由ヲ具シテ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十五條　駐在官ハ樟腦販賣事務ニ關シ少クトモ毎月一回其ノ狀況ヲ第五條ノ報告ト共ニ大藏大臣ニ申報シ同時ニ其ノ寫ヲ臺灣總督府ニ送致スヘシ

內地產樟腦の販賣は內地專賣局に於て自ら之に當り、臺灣專賣局と相對峙して販賣することとなりしため、兩局間に適當の協定を爲し、常に步調を一にするの要あるを以て、明治四十一年五月以降外國賣に在りては相互に通報して輸出の調和を圖ることとし、大口賣は臺灣產を、小口賣は內地產を、夫

夫仕向くることに原則を定めたりしが、幾許もなく同年十一月以後、內地產は能ふ限り內地需要に充て、臺灣產は主として外國輸出に振向くることとし、唯臺灣產の內地賣は藤田助七（後日本商業會社之を承繼す）に對してのみ、年額百二十萬斤以內を限り賣渡すことに協定したり。

尋いで明治四十五年七月大藏省は行財政整理斷行を機とし樟腦販賣制度に改革を加ふるの目的を以て、（一）內地產樟腦は總て內地賣に充當し、外國賣は全部臺灣產を以てすること（二）內地需要に對する內地產の不足分は、內地專賣局に於て臺灣產を買受け之を供給すること（其の數量に相當する樟腦油を神戶に於て受領し、內地專賣局に於て再製す）（三）在神戶臺灣專賣支局は之を撤廢し、調理工場は內地專賣局に於て保管轉換を受くること等七項より成る協議案を臺灣專賣局に通牒したるが、臺灣專賣局の同意を得ず、同局は別に協議案を提出したるも、共に決定に至らざりき。斯くして大正二年に至りしが、大藏省は尙ほ前記の方針を棄てず、同年五月大藏次官より臺灣總督府民政長官に宛て再び協定案を送致したるも、之れ亦成立に至らざりき。但し事實に於て內地產樟腦の海外賣渡は大正元年度限り之を廢止し、又內地工業の發達に伴ひ原料樟腦の需要增加したるを以て、大正三年度以降臺灣產の內地賣渡は、日本商業會社以外の者にも之を行ふことに協定成立したり（大正三年三月二十二日）。

世界大戰中歐洲各地のセルロイド工場は多く軍需品の製造に轉じ、之が製造を停止したるを以て本邦セルロイド工業は遽に需要の增加を來し大に隆盛となりし結果、原料樟腦の需要も旺盛を極むるに至れり。之が爲め大正四年十二月以降內地產樟腦は其の全部を擧げて乙種の儘精製業者に賣下ぐることとし、甲種·改良乙種及山製樟腦の販賣は之を廢止したり。

內地に於ける精製業の發展に伴ひ臺灣に於ても之が企業を見るに至り、年額百五十萬斤乃至二百

萬斤の原料拂下を出願するものありしが、臺灣專賣局は全世界の樟腦需要を全部本邦精製業者をして供給せしむるを以て、經濟政策上至當なりと認め、之が爲めには內地及臺灣の精製業者を合同せしめて、現に歐米に仕向けつつある精製原料を以て新設計畫の會社に割當つるの方針を採り、此の旨內地專賣局長官に照會し來りしを以て、專賣局長官は之に對し贊意を表し、尙ほ近時內地セルロイド業勃興せるに拘らず、原料不足の爲め事業を開始又は擴張する能はざるを遺憾とし、此等に對する供給も亦歐米同業者よりも優先たらしむるべく考慮せられ度き旨を回答したり。斯くして兩局間數次折衝の後、大正六年十一月に至り左の如く協定成立したり。

『專賣局長官（臺灣總督府專賣局長）樟腦に關する協定事項（大正六年十一月）

一、內地產は總て之を內地の需要に當て、臺灣產は內地及臺灣の需要を充す外、外國企業家に之を供給すること。

二、內地產は全部乙種の儘之を新設樟腦會社に賣下げ、臺灣產の國內賣は買手の希望に應じ、甲・改乙又は乙種を以て、新設樟腦會社・セルロイド及龍腦會社竝一般の消費賣業者に賣下ぐること。

三、內地セルロイド原料に付ては企業の濫設を誡め、資力と經驗とに於て能く戰後の競爭に堪へ得る見込あるものに對しては、內地に於ける其の他の需要及外國需要の總てに對し優先的たらしむること。

（專賣局案は「內地セルロイド原料に付ては內地に於ける其の他の需要及外國需要の總てに對し優先的たらしむること」とありしを、臺灣專賣局にて修正し本文の如く決定す）。

四、新設樟腦會社に對しては精製品を統一し、品質の向上を期せしむること。

五、精製技術の進步程度を見る爲、政府は時々精製品の檢查を爲し、不適當と認むる製品あるときは之が輸出を禁止すること。

六、前項の精製品の檢查及精製業に對する督勵其の他に付ては、內地に於けるものに對しては內地專賣局、臺灣に於けるものに對しては臺灣專賣局之を管理すること。

七、精製品の賣值は自由を原則とするも、特に必要あるときは政府之を指定すること。

八、精製業は今回の新設樟腦會社以外に之を許さざること。

九、樟腦油は一旦之を賣下ぐるも、之より再製したる樟腦は臺灣專賣局より賣下げたるものは臺灣專賣局神戶支局に、又內地專賣局より賣下げたるものは內地專賣局に收納すること。

（專賣局案は「樟腦油は一旦之を賣下ぐるも、之より再製したる樟腦は總て之を內地專賣局に於て收納すること。再製樟腦は鹽指定引渡の如く官吏立會の上、再製業者より新設樟腦會社に引渡さしむること。」とありしを、臺灣專賣局に於て本文の如く修正したるものにして、專賣局は之に對して「當分の內」の條件を以て同意せり）。

十、新設樟腦會社に於て洗滌精製する際生ずる樟腦油は、之を內地專賣局に收納すること。』

斯くして當時の精製業者たる日本商業會社・資合樟腦製造所・朝日樟腦精製會社・藤澤友吉・神戶精製會社・臺灣鹽業會社の六社及粗製樟腦外國販賣取扱人たる三井物產會社は、大正七年二月を以て相合同して日本樟腦株式會社を設立したり。斯くて從來の競爭の弊は除去せられ、爾後生產費の節減・品質竝價格の劃一を期し得るに至りしを以て、政府は之を機として原料の供給に關しても新に方針を確立し、國內樟腦事業の發達を助成する爲め、大正七年一月閣議を以て左の如く其の方針を一決し、精製原料の輸出は大正八年度限り之を停止し、世界の精製樟腦は悉く本邦製品を以て獨占することと

なし、粗製樟腦の輸出は專らセルロイド原料用にのみ限定することとしたり。

『專賣樟腦の販賣に關する方針（大正七年一月二十五日閣議決定）

一、精製樟腦の原料たる粗製樟腦の外國賣は之を廢止し、內國事業家をして之が精製に當らしめ精製品として外國の需要に應せしむること。

二、セルロイド原料たる粗製樟腦の外國賣は之を廢止せざるも、內國セルロイド工業の堅實なる發達を助成する目的を以て、該業者中實力あり且將來發展の見込ありと認むるものに對し、出來得る限り樟腦の供給を爲し、然る後外國賣に充當すること。』

斯くして大正七年度以降日本樟腦株式會社は本邦唯一の精製業者となりたるを以て、內地產樟腦は全部乙種を以て同會社に賣渡すこととし、同會社所要原料の不足分と、國內に於けるセルロイド其の他樟腦工業の原料とは、共に臺灣產を以て供給することとせり。又國外賣に在りては臺灣專賣局より日本樟腦株式會社を指定して委託販賣せしむることに改め、前の委託販賣人たる三井物產會社の業務を承繼せしめたるを以て、爾後同會社は米國及英國に於ては直接に、他の諸國に於ては仲買人の手を經て取引することとなれり。但し右は三井物產會社及鈴木商店の代行する所となりしを以て、其の取引の實際に就きては從來と毫も變更なきものとす。而して精製原料としての外國輸出は大正八年度限り廢止せらるることとなりしも、斯くの如く一時に供給を杜絕するは海外顧客の苦痛とする所なるべきのみならず、延いては人造樟腦の擡頭を見るに至るべきを以て、之が緩和策として姑く臺灣專賣局より海外の精製業者及製藥業者の爲め、一定量を限り割安を以て優先的に之を供給することとしたり。

以上は專賣實施以來の樟腦賣渡方針の沿革大要なり。此の外樟腦油の賣渡方針及賣渡品の加工調理に關する方針に關しても、記すべき點なきに非ざるも、此等に就ては旣に前節に於て多少之を述べたる所あるを以て、玆には再敍せず。

第二款　賣渡價格

政府の收納したる粗製樟腦は、政府自ら又は他に之を委託して加工調理したる上、國內或は國外の需要者に賣渡すものとし、又樟腦油は最初は收納の後再製業者に委託再製の上賣渡せしも、明治四十一年以降其の儘再製業者に賣渡すこととせり。其の賣渡に當りては總て定價を以てするを原則とすれども、特に必要と認むる場合は競賣に付することを得るの除外規定を設けたり（粗製樟腦、樟腦油專賣法第十三條）。而して之を專賣施行後の實際に徵するに、未だ曾て競爭販賣に付したることなく、常に需給の實況、對抗品の情勢に應じて定價を上下一定し、之を賣渡し來りたり。又其の賣渡價格は內地臺灣共通の專賣法を布きたる趣旨に基き、之を一途に出でしむるの要あるを以て、原則として之を共通とし（樟腦は內地產を一圓高としたる例あり、又樟腦油の價格は各異にす）、內地產のものは神戶樟腦事務局（現在は大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所）、臺灣產のものは臺灣專賣局及同局神戶支局に於て其の賣渡事務を取扱ふものとす。

樟腦の賣渡價格及賣渡品の調理種類は一定の方針の下に決定せらるるものにして、其の沿革の大要に就きては旣述したるを以て玆には之を省略し、單に專賣實施以後大正末年に至る間の賣渡價格の變遷を、一覽表に作成揭出するに止むべし。

（一）樟腦賣渡價格沿革表

施行期日	國外賣（百斤當）（一二三封度當）甲種	國外賣 改良乙種	國外賣 乙種	國內賣（百斤當）甲種	國內賣 改良乙種	國內賣 乙種	粗製	備考
明治三六年一〇月一日	* 七五・〇〇〇円 九〇・〇〇〇	* 七三・〇〇〇円 九〇・〇〇〇	* 七〇・〇〇〇円 八七・〇〇〇	八四・〇〇〇円	八〇・〇〇〇円	円	上 七一・〇〇〇円 中 六八・〇〇〇 下 六五・〇〇〇	函詰は五十錢加算
〃 一二、一	* 八〇・〇〇〇 九五・〇〇〇	* 七八・〇〇〇 九五・〇〇〇	* 七六・〇〇〇 九二・〇〇〇	八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇	七六・〇〇〇		
三七、一、二〇							七一・〇〇〇	
〃 五、一				八二・〇〇〇	八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇		
〃 六、一				八五・〇〇〇				
〃 八、一五	* 八八・〇〇〇 一〇一・〇〇〇	* 八三・〇〇〇 九八・〇〇〇	* 八一・〇〇〇 九五・〇〇〇	八八・〇〇〇	八三・〇〇〇	八一・〇〇〇		
三八、三、一	* 九三・〇〇〇 一〇六・〇〇〇	* 八八・〇〇〇 一〇三・〇〇〇	* 八六・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇	九三・〇〇〇	八八・〇〇〇	八六・〇〇〇		
三九、二、一〇	* 一〇三・〇〇〇 一一六・〇〇〇	* 九八・〇〇〇 一一三・〇〇〇	* 九六・〇〇〇 一一〇・〇〇〇	一〇三・〇〇〇	九八・〇〇〇	九六・〇〇〇		
〃 七、一	* 一二三・〇〇〇 一三九・〇〇〇	* 一一八・〇〇〇 一三六・〇〇〇	* 一一六・〇〇〇 一三三・〇〇〇	一二三・〇〇〇	一一八・〇〇〇	一一六・〇〇〇		
四〇、六、一				一六四・〇〇〇 一三四・〇〇〇	一五九・〇〇〇 一二九・〇〇〇	一五五・〇〇〇 一二五・〇〇〇		右 精製原料 左 セルロイド原料 函詰は一圓加算
〃 九、二七	* 一〇三・〇〇〇 一一八・〇〇〇	* 九七・〇〇〇 一一五・〇〇〇	* 九五・〇〇〇 一一二・〇〇〇	一〇二・〇〇〇	九七・〇〇〇	九五・〇〇〇		函詰は五十錢加算
〃 一二、一六	（賣渡廢止）	二〇一・〇志	一九七・〇志	（賣渡中絕）				國外賣政府直賣となる
四一、六、一二		一七〇・〇	一六五・〇					
〃 八、一五		一六五・〇 一五〇・〇 一四五・〇	一六〇・〇 一四五・〇 一四〇・〇					右 當座賣 中 年度內契約 左 翌年度分契約
〃 九、二五				八五・〇〇〇	八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇		
〃 一一、一〇		一四〇・〇	一三五・〇					
四三、一、一		一四五・〇	一四〇・〇					
四四、四、一		一五〇・〇	一四二・六	八三・〇〇〇		七六・〇〇〇		函詰は百斤入一圓五十錢 五十斤入二圓十錢加算
大正元、一一、一				八一・〇〇〇	七八・〇〇〇	七四・〇〇〇	七〇・〇〇〇	函詰は一圓六十五錢加算
二、七、一		一四二・六	一三五・〇	七七・〇〇〇	七四・〇〇〇	六九・〇〇〇	六五・〇〇〇	
四、一〇、一		一四七・六		（賣渡廢止）	七六・〇〇〇			函詰は一圓五十六錢加算
五、四、一		一五一・〇	一四〇・〇				（賣渡廢止）	
〃 七、一		一五六・〇	一四五・〇		七九・〇〇〇	七三・〇〇〇		
〃 一〇、一		一六四・四	一五四・六		八二・〇〇〇	七五・〇〇〇		函詰は改乙三圓四十四錢 乙三圓二十八錢加算
六、一、一		一七四・六	一六四・六		八七・〇〇〇	八〇・〇〇〇		
〃 四、一		一九〇・〇	一八〇・〇		九五・〇〇〇	八八・〇〇〇		函詰は乙三圓四十四錢加算
〃 七、一		二〇〇・〇	一九二・〇		九八・〇〇〇	九一・〇〇〇		
〃 一〇、一		二四〇・〇	二〇二・〇		一〇〇・〇〇〇	九三・〇〇〇		
七、一、一		二四〇・〇	二三三・〇		一一六・〇〇〇	一〇九・〇〇〇		
〃 四、一		二六〇・〇	二五三・〇		一三三・〇〇〇	一一六・〇〇〇		函詰は五圓五十二錢加算
〃 七、一		二七六・〇	二六二・〇					
〃 一〇、一		三三一・〇	三一七・〇		一四八・〇〇〇	一四一・〇〇〇		
八、四、一		三五一・〇	三二九・〇		一六八・〇〇〇	一五六・〇〇〇		
〃 七、一		四〇〇・〇	三七八・〇		一九八・〇〇〇	一八六・〇〇〇		
九、一、一		六二七・〇	五五七・〇		二七〇・〇〇〇	二三六・〇〇〇		
〃 四、一		二五五・〇〇〇円	二三七・〇〇〇円					
一〇、一、一		二三〇・〇〇〇	（賣渡廢止）		二四〇・〇〇〇			
〃 一〇、五		一六三・〇〇〇			一七〇・〇〇〇	一四二・〇〇〇		
一一、一、一一						一五一・〇〇〇		

大正一五、七、一 昭和二、一、一		一三〇・〇〇〇円	
		一四〇・〇〇〇	一二九・〇〇〇
			一二六・〇〇〇
			一〇七・〇〇〇

（備考）一、本表は改正の都度其の變更部分のみを記入す。
二、國內賣粗製樟腦は官衙學校等への賣渡なり。
三、外國賣欄＊印傍書は對需要者賣賣制限價格なりとす。明治四十一年度以降委託販賣となすに及びて之を廢す。
四、明治四十年十二月以降大正九年三月迄外國賣建値は英貨を以てしたり。

（二）樟腦油賣渡價格沿革表（百斤當）

施行期日	賣渡價格	備考	施行期日	賣渡價格	備考
明治四一年一〇、一日	三四・〇〇〇円		大正八年四、一日	五五・〇〇〇円	
四二、四、一	二九・五〇〇		〃八、八	七五・〇〇〇	
大正四、一〇、一	三三・五〇〇		九、一、一	九〇・〇〇〇	
五、七、一	三五・〇〇〇		一〇、四、一	九〇・〇〇〇 八七・〇〇〇	右神戸賣渡 左其他賣渡
〃一〇、一	三六・五〇〇		〃六、二〇	七二・〇〇〇 六九・〇〇〇	
六、一、一	三八・五〇〇		〃一〇、八	六二・〇〇〇 五九・〇〇〇	
四、一	四二・五〇〇		一二、一二、一五	六三・六六〇	
〃七、一	四四・〇〇〇		一四、四、一	六五・六六〇	各地賣渡共
〃一〇、一	四五・〇〇〇		一五、八、一	五八・五二〇	
七、一、一	五三・〇〇〇		昭和二、二、一	四九・〇〇〇	
〃三、一五	三五・五〇〇				
〃一〇、一	五〇・五〇〇				

此の間再製樟腦の收納を行はず

第三款　賣渡高

樟腦及樟腦油の用途は現在セルロイド原料・醫藥劑・驅蟲劑・消毒劑・香油及香水原料・火藥用・白熱瓦斯套製造用・漆器製造用・ニス製造用・龍腦原料・燒香用（印度輸出）等極めて多方面に亙れども、其の最も主要なるものは固よりセルロイド工業用なりとす。然るに此等各種用途の中セルロイド原料及龍腦原料を除くの外は、概ね政府より賣渡す改良乙種及乙種樟腦を更に精製したるもの卽ち精製樟腦を使用するを便利と爲すを以て、政府賣渡の樟腦が直接此等の用途に供せらるるは、僅に一部セルロイド原料龍腦原料及極めて少量の藥用等に過ぎずして、他は總て精製原料として精製業者に賣渡され、精製業者は之を精製したる上、其の精製品を前記各種の用途に對し販賣するものなり。而して現在に於ては內地專賣局に於て賣渡す樟腦は、內地精製原料に限定せらるるものとす。今大正末葉に於ける樟腦賣渡高に基きて、其の用途別百分率を揭ぐれば左の如し（括弧內の數字は內地專賣實施當時の調査に係るものなるが、參考の爲め之を附記す）。

工業用	セルロイド	七五％（七〇％）
	火藥	二％（二％）
香料用	懷中用	二％（二％）
	燒薰用	一〇％（一〇％）
藥用	丁幾製造用	五％（五％）
	食用	一％（一％）

消毒用　二%（三%）
防蟲用　三%（七%）

更に之を賣渡先に區別して其の百分率を示せば左の如し。

本邦樟腦（政府の賣渡割合）
- 内地 六〇・〇%
  - セルロイド原料 一三・九%
  - 精製原料 四三・二（民間販賣）
    - 内地 五・四%（合計 二二・二%）
    - 歐洲 一〇・三（同 二四・三）
    - 米國 一四・四（同 四〇・四）
    - 印度 一〇・四（同 一〇・四）
    - 其他 二・七（同 二・七）
    - 計 四三・二（同 一〇〇・〇）
  - 龍腦及藥用 二・九
  - 計 六〇・〇
- 歐洲 一四・〇（セルロイド原料のみ）
- 米國 二六・〇（セルロイド原料のみ）
- 印度 なし
- 其他の諸國 なし
- 計 一〇〇・〇

右の二表に依りて之を見れば、本邦樟腦の需要はセルロイド原料に供せらるるもの最も多く、又粗製樟腦及精製樟腦として海外に輸出せらるるものは全樟腦の約八割に達し、其の大部分はセルロイド原料に供せらるるものなり。加之内地セルロイドの約三割以上は之れ亦海外諸國に輸出せらるるものなるを以て、畢竟本邦産樟腦の最大部分はセルロイド工業に充用せられ、且つ海外に輸出せらるるものと稱するも過言にあらざるなり。而も近時セルロイドの用途益〻擴張せらるるに徴するも其の原料たる樟腦の需要は將來愈〻增大するものと謂ふべし。今專賣實施以後大正末年に至る間に於ける樟腦の賣渡數量及代金を表示すれば左の如し。

樟腦及樟腦油賣渡高表

年度	樟腦 外國賣 數量（斤）	樟腦 外國賣 代金（円）	樟腦 内地賣 工業原料 數量（斤）	樟腦 内地賣 工業原料 代金（円）	樟腦 内地賣 消費用 數量（斤）	樟腦 内地賣 消費用 代金（円）	樟腦 合計 數量（斤）	樟腦 合計 代金（円）	樟腦油 數量（斤）	樟腦油 代金（円）	代金合計（円）
明治三六	三三五、〇〇〇	二五三、三〇〇	一七、五〇〇	一三、六五五	一七、八三〇	一三、八八三	三六〇、三三〇	二七九、八三八	―	―	二七九、八三八
三七	五五八、〇五〇	四五九、二二六	一三五、七〇〇	一一四、三三八	一八四、六八一	一五二、八九四	八七八、四三一	七二六、四三九	―	―	七二六、四三九
三八	五〇四、二〇〇	四五六、五四八	一四五、二〇〇	一三一、六六六	一八一、九一六	一六七、一五五	八三一、三一六	七五五、三六九	―	―	七五五、三六九
三九	七〇三、九〇〇	八〇一、九九〇	一七五、四〇〇	二〇〇、六三七	一五四、九六四	一七三、二四一	一、〇三四、二六四	一、一七五、八六八	―	―	一、一七五、八六八
四〇	四四九、四五〇	五一五、八〇三	一九八、七〇〇	二三三、一四六	一四一、〇六三	一六五、二四〇	七八九、二一二	九〇三、一九〇	―	―	九〇三、一九〇
四一	六八、八五四	七八、二二七	三六九、三五〇	三〇四、二一六	六六、一〇〇	五九、七三三	五〇四、三〇四	四四二、一六六	―	―	四四二、一六六
四二	九〇〇、五六八	七〇一、五六四	七三五、四〇四	五八八、三三三	九二、五五八	七四、〇八八	一、七二八、五三〇	一、三六三、九七六	一、一五五、三三七	三四〇、八二四	一、七〇四、八〇〇
四三	四七七、九四六	三八四、六七四	八〇四、九〇〇	六四三、六四四	八一、八〇〇	六五、四四〇	一、三六四、六四六	一、〇九三、七五八	一、六九六、三九七	五〇〇、四三七	一、五九四、一九五
四四	六八一、〇〇〇	五五九、九一八	一、一六一、一五三	九二八、九八五	八四、二〇三	六八、六二五	一、九二六、三五六	一、五五七、五二八	一、八二九、九九六	五三九、八四八	二、〇九七、三七六
大正元	二七六、二五〇	二二三、三一〇	一、三三五、三四〇	一、〇五九、〇一三	八六、七六〇	六九、八六七	一、六九八、三五〇	一、三五二、一九〇	一、七二〇、四八六	五〇四、五九三	一、八五六、七八三
二	―	―	一、四九四、八四四	一、一〇四、一二〇	八〇、五〇一	六〇、五四二	一、五七五、三四五	一、一六四、六六三	一、六九三、八七五	四九九、六九二	一、六六四、三五六
三	―	―	一、六三二、五六八	一、二〇三、四八八	九八、四〇〇	七三、六七八	一、七三〇、九六八	一、二七七、一六七	二、〇〇五、二一〇	五八一、七七七	一、八五八、九四五
四	―	―	二、一二四、三五〇	一、五二四、一〇五	六一、三五〇	四五、八九四	二、一八五、七〇〇	一、五六九、九九九	三、〇一五、〇一三	九五七、九五八	二、五二七、九五七
五	―	―	一、六〇〇、六〇〇	一、一八一、七五三	一、二五〇	八六二	一、六〇一、八五〇	一、一八二、六一五	三、〇一五、六九五	一、〇七四、二五三	二、二五六、八六九
六	―	―	一、〇〇四、四五五	九三八、八九〇	―	―	一、〇〇四、四五五	九三八、八九〇	一、八六七、八一五	八三九、二三〇	一、七七八、一二一
七	―	―	七〇〇、三三〇	八八二、〇四〇	―	―	七〇〇、三三〇	八八二、〇四〇	七二〇、八八三	二九七、一〇〇	一、一七九、一四〇
八	―	―	七五八、八一三	一、四六五、一四八	―	―	七五八、八一三	一、四六五、一四八	七九五、二〇三	五七八、七七五	二、〇四三、九二四
九	―	―	七九一、五〇〇	一、八六七、九四〇	―	―	七九一、五〇〇	一、八六七、九四〇	一、五四一、九九六	一、三八七、五九六	三、二五五、五三六

年度	斤	円	斤	円	斤	円	斤	円	斤	円	円
大正一〇	—	—	七〇一、三五五	一、〇五九、〇二三	—	—	七〇一、三五五	一、〇五九、〇二三	二、一四九、〇六四	一、五〇八、五三九	二、五六七、五六二
一一	—	—	二、五〇一、二〇〇	四、〇五四、九二四	—	—	二、五〇一、二〇〇	四、〇五四、九二四	一、一一一、三三六	六六〇、六三三	四、七一五、五五七
一二	—	—	一、八六六、五〇〇	三、〇八七、七六一	—	—	一、八六六、五〇〇	三、〇八七、七六一	一、二八二、六四一	七八七、四五八	三、八七五、二一九
一三	—	—	二、三〇五、八九三	三、八一二、四八七	—	—	二、三〇五、八九三	三、八一二、四八七	二、五〇四、〇〇六	一、五九四、〇四八	五、四〇六、五三五
一四	—	—	二、五五七、五六〇	四、二二六、九三四	—	—	二、五五七、五六〇	四、二二六、九三四	三、四七二、九一一	二、二八〇、三一二	六、五〇七、二四六
昭和元	—	—	二、九五〇、〇〇〇	三、九〇一、七三九	—	—	二、九五〇、〇〇〇	三、九〇一、七三九	二、八六二、三五三	一、七五六、六五三	五、六五八、三九一

右表に掲ぐる所は單に内地産に係るものの賣渡高なるが、更に本邦産樟腦の最大部分を占むる臺灣産樟腦を合せ、内地臺灣兩專賣局の賣渡高を表示すれば左の如し(樟腦油を除く)。

年度	内地産 甲種	内地産 改乙種	内地産 乙種	内地産 計	臺灣産 甲種	臺灣産 改乙種	臺灣産 乙種	臺灣産 計	合計 甲種	合計 改乙種	合計 乙種	合計 計
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
明治三六	—	三〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	五九四、一二〇	二、〇九一、三三三	一、五九五、九二三	四、二八一、三七六	五九四、一二〇	二、三九一、三三三	一、六五五、九二三	四、六四一、三七六
三七	三六、七〇〇	六七八、三〇〇	一六三、〇五〇	八七八、〇五〇	三五一、九〇〇	二、〇九五、三〇〇	二、〇七二、三五〇	四、五一九、五五〇	三八八、六〇〇	二、七七三、六〇〇	二、二三五、四〇〇	五、三九七、六〇〇
三八	三五、六〇〇	五七七、六〇〇	二一六、〇〇〇	八二九、二〇〇	四六、九一八	一、二九八、三六〇	二、三六二、九九〇	三、七〇八、二六八	八二、五一八	一、八七五、九六〇	二、五七八、九九〇	四、五三七、四六八
三九	四二、五〇〇	五三五、〇〇〇	四五三、六〇〇	一、〇三一、一〇〇	六〇〇	一、七三七、七〇三	二、二九六、六六一	四、〇三四、九六四	四三、一〇〇	二、二七二、七〇三	二、七五〇、二六一	五、〇六六、〇六四
四〇	—	三九二、七五〇	四二九、〇一三	八二一、七六三	七〇	一、六〇〇、四九一	二、七〇五、四〇〇	四、三〇五、九六一	七〇	一、九九三、二四一	三、一三四、四一三	五、一二七、七二三
四一	—	六〇七、八五〇	七〇、九一五	六七八、七六五	—	一、七七〇、三五〇	一、五〇八、九八五	三、二七九、三三五	—	二、三七八、二〇〇	一、五七九、九〇〇	三、九五八、一〇〇
四二	—	九三二、九五三	八一八、一八七	一、七四二、一三九	—	四、二二一、〇〇〇	二、八四一、四六九	七、〇五二、四六九	—	五、一三三、九五四	三、六五九、六五四	八、七九三、六〇八
四三	—	八七二、九〇〇	五四四、七〇〇	一、四一七、六〇〇	—	三、八九五、四〇〇	三、五一三、一〇〇	七、四〇八、五〇〇	—	四、七六八、三〇〇	四、〇五七、八〇〇	八、八二六、一〇〇
四四	五、一〇三	一、二三八、〇〇〇	六八三、二五〇	一、九二六、三五三	—	三、九一八、九〇〇	二、四四四、一〇〇	六、三六三、〇〇〇	五、一〇三	五、一五六、九〇〇	三、一二七、三五〇	八、二八九、三五三
大正元	七六、一四〇	一、三四〇、八〇〇	二〇四、六六〇	一、六二一、六〇〇	—	三、七七七、〇〇〇	三、四一四、九〇〇	七、一九一、九〇〇	七六、一四〇	五、一一七、八〇〇	三、六一九、五六〇	八、八一三、五〇〇
二	一〇、〇四四	一、五一八、〇〇〇	四七、三〇〇	一、五七五、三四四	—	三、三二一、六〇〇	三、五八六、六五〇	六、九〇八、二五〇	一〇、〇四四	四、八三九、六〇〇	三、六三三、九五〇	八、四八三、五九四
三	一三、二一六	一、六一七、七五三	一〇〇、〇〇〇	一、七三〇、九六八	—	三、七七三、五〇〇	三、三五二、三五〇	七、一二四、八五〇	一三、二一六	五、三九〇、二五三	三、四五二、三五〇	八、八五五、八一八

年度	内地産 甲種	内地産 改乙種	内地産 乙種	内地産 計	臺灣産 甲種	臺灣産 改乙種	臺灣産 乙種	臺灣産 計	合計 甲種	合計 改乙種	合計 乙種	合計 計
四	—	一、一一二、五〇〇	一、九二九、八三五	三、〇四二、三三五	—	三、六八九、二〇〇	三、四四四、三五〇	七、一三三、五五〇	—	四、八〇一、七〇〇	五、三七四、一八五	一〇、一七五、八八五
五	—	—	三、一〇九、六九七	三、一〇九、六九七	八〇、五〇〇	三、一〇〇、一五〇	五、三四四、四〇〇	八、五二五、〇五〇	八〇、五〇〇	三、一〇〇、一五〇	八、四五四、〇九七	一一、六三四、七四七
六	—	—	一、九三八、三六二	一、九三八、三六二	—	二、五一四、三三〇	三、三三〇、五〇〇	五、八四四、八三〇	—	二、五一四、三三〇	五、二六八、八六二	七、七八三、一九二
七	—	—	七〇〇、三三〇	七〇〇、三三〇	—	二、四一八、七二〇	一、六五八、七〇〇	四、〇七七、四二〇	—	二、四一八、七二〇	二、三五九、〇三〇	四、七七七、七五〇
八	—	—	七五八、八一三	七五八、八一三	—	二、六八五、六六七	一、二七〇、八五〇	三、九五六、五一七	—	二、六八五、六六七	二、〇二九、六六三	四、七一五、三三〇
九	—	—	七九一、五〇〇	七九一、五〇〇	—	二、九三四、四五〇	一三、八〇〇	三、〇五七、二五〇	—	二、九三四、四五〇	九一四、三〇〇	三、八四八、七五〇
一〇	—	三五五	七〇一、〇〇〇	七〇一、三五五	—	二、一五二、七〇〇	—	二、一五二、七〇〇	—	二、一五三、〇五五	七〇一、〇〇〇	二、八五四、〇五五
一一	—	一、四六三、七五二	一、〇三七、四四九	二、五〇一、二〇〇	—	五、二五九、七〇〇	—	五、二五九、七〇〇	—	六、七二三、四五一	一、〇三七、四四九	七、七六〇、九〇〇
一二	—	一、四一七、六二〇	四四八、八九〇	一、八六六、五〇〇	—	五、四二七、九一四	—	五、四二七、九一四	—	六、八四五、五三四	四四八、八九〇	七、二九四、四二四
一三	—	一、七二九、四一六	五七六、四七七	二、三〇五、八九三	—	四、七八〇、一〇〇	—	四、七八〇、一〇〇	—	六、五〇九、五一六	五七六、四七七	七、〇八五、九九三
一四	—	一、九二一、一四九	六三六、四二一	二、五五七、五六〇	—	四、八〇二、三一〇	—	四、八〇二、三一〇	—	六、七二三、四五九	六三六、四二一	七、三五九、八七〇
昭和元	—	二、三二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二、九五〇、〇〇〇	—	三、二三七、六三八	—	三、二三七、六三八	—	五、五六二、六三八	六二五、〇〇〇	六、一八七、六三八

尚ほ之を内地賣渡及海外賣渡に區別すれば左の如し。

(一) 内地賣渡高

年度	内地産 甲種	内地産 改乙種	内地産 乙種	内地産 計	臺灣産 甲種	臺灣産 改乙種	臺灣産 乙種	臺灣産 計	合計 甲種	合計 改乙種	合計 乙種	合計 計
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
明治三六	—	三五、〇〇〇	—	三五、〇〇〇	二四八、四〇〇	二二一、三四三	—	四七〇、七四三	二四八、四〇〇	二五七、三四三	—	五〇五、七四三
三七	三六、七〇〇	二八三、三〇〇	—	三二〇、〇〇〇	一四三、〇〇〇	三五七、一五〇	—	五〇〇、一五〇	一七九、七〇〇	六四〇、四五〇	—	八二〇、一五〇
三八	三五、六〇〇	二八九、四〇〇	—	三二五、〇〇〇	四六、九一八	四五三、二〇〇	—	五〇〇、一一八	八二、五一八	七四二、六〇〇	—	八二五、一一八
三九	四二、五〇〇	二八四、七〇〇	—	三二七、二〇〇	六〇〇	五五〇、七〇〇	—	五五一、三〇〇	四三、一〇〇	八三五、四〇〇	—	八七八、五〇〇
四〇	—	三三七、七五〇	—	三三七、七五〇	七〇	六四四、九九一	—	六四五、〇六一	七〇	九八二、七四一	—	九八二、八一一

明治四一	—	四三五、三五〇	一〇〇	四三五、四五〇	—	七八六、四五〇	—	七八六、四五〇	—	一、二二一、八〇〇	一〇〇	一、三二一、九〇〇
四二	—	八二七、九五三	二	八二七、九五四	—	九〇〇、一〇三	一〇三	九〇〇、二〇四	—	一、七二八、〇五四	一〇四	一、七二八、一五八
四三	—	八七二、九〇〇	一三、八〇〇	八八六、七〇〇	—	八三三、三〇〇	—	八三三、三〇〇	—	一、六九五、二〇〇	一三、八〇〇	一、七〇九、〇〇〇
四四	五、一〇三	一、二三八、〇〇〇	二、二五〇	一、二四五、三五三	—	八五八、一〇〇	一〇〇	八五八、二〇〇	五、一〇三	二、〇九六、一〇〇	二、三五〇	二、一〇三、五五三
大正元	七六、一四〇	一、三四〇、八〇〇	五、一六〇	一、四二二、一〇〇	—	一、一〇〇、〇〇〇	—	一、一〇〇、〇〇〇	七六、一四〇	二、四四〇、八〇〇	五、一六〇	二、五二二、一〇〇
二	一〇、〇四四	一、五一八、〇〇〇	四七、三〇〇	一、五七五、三四四	—	一、二〇〇、〇〇〇	—	一、二〇〇、〇〇〇	一〇、〇四四	二、七一八、〇〇〇	四七、三〇〇	二、七七五、三四四
三	一三、一一六	一、六一七、七五三	一〇〇、一〇〇	一、七三〇、九六八	—	二、三三〇、〇〇〇	—	二、三三〇、〇〇〇	一三、一一六	三、九四七、七五三	一〇〇、一〇〇	四、〇六〇、九六八
四	—	一、一二二、五〇〇	一、九二九、八三五	二、一八五、七〇〇 八五六、六三五	—	二、六一四、二〇〇	七二、八〇〇	二、六八七、〇〇〇	—	三、七三六、七〇〇	二、〇〇三、六三五	五、七二九、三三五
五	—	—	三、一〇九、六九七	一、六〇一、八五〇 一、五〇七、八四七	八〇、五〇〇	二、一一三、一五〇	三三七、二〇〇	二、四三〇、八五〇	八〇、五〇〇	二、一一三、一五〇	三、三三六、八九七	五、五三〇、五四七
六	—	—	一、九三八、三六二	一、〇〇四、四五五 九三三、九〇七	—	一、九五〇、〇三〇	六〇、〇〇〇	二、〇一〇、〇三〇	—	一、九五〇、〇三〇	一、九九八、三六二	三、九四八、三九二
七	—	—	七〇〇、三三〇	七〇〇、三三〇	—	一、九〇五、二二〇	—	一、九〇五、二二〇	—	一、九〇五、二二〇	七〇〇、三三〇	二、六〇五、五五〇
八	—	—	七五八、八一三	七五八、八一三	—	二、一六六、六六七	六二、二〇〇	二、二二八、八六七	—	二、一六六、六六七	八二一、〇一三	二、九八七、六八〇
九	—	—	七九一、五〇〇	七九一、五〇〇	—	一、八六〇、四五〇	一二三、八〇〇	一、九八三、二五〇	—	一、八六〇、四五〇	九一四、三〇〇	二、七七四、七五〇
一〇	—	三五五	七〇一、〇〇〇	七〇一、三五五	—	一、一七〇、〇〇〇	—	一、一七〇、〇〇〇	—	一、一七〇、三五五	七〇一、〇〇〇	一、八七一、三五五
一一	—	一、四六三、七五二	一、〇三七、四四九	二、五〇一、二〇〇	—	一、九五八、三〇〇	—	一、九五八、三〇〇	—	三、四二二、〇五一	一、〇三七、四四九	四、四五九、五〇〇
一二	—	一、四一七、六二〇	四四八、八九〇	一、八六六、五〇〇	—	二、一二六、五一四	—	二、一二六、五一四	—	三、五四四、一三四	四四八、八九〇	三、九九三、〇二四
一三	—	一、七二九、四一六	五七六、四七七	二、三〇五、八九三	—	二、七六三、六〇〇	—	二、七六三、六〇〇	—	四、四九三、〇一六	五七六、四七七	五、〇六九、四九三
一四	—	一、九二一、一四九	六三六、四二一	二、五五七、五六〇	—	二、〇三六、一〇〇	—	二、〇三六、一〇〇	—	三、九五七、二四九	六三六、四二一	四、五九三、六六〇
昭和元	—	二、三三五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二、九五〇、〇〇〇	—	一、四四六、九〇〇	—	一、四四六、九〇〇	—	三、七七一、九〇〇	六二五、〇〇〇	四、三九六、九〇〇

（備考）一、內地產乙種の內左傍書は樟腦油賣渡にして、之を樟腦に換算計上したるものとす。

二、調理を加へずして賣渡したる粗製樟腦は之を除外す。

（二）外國賣渡高

年度	內地產 甲種	內地產 改乙種	內地產 乙種	內地產 計	臺灣產 甲種	臺灣產 改乙種	臺灣產 乙種	臺灣產 計	合計 甲種	合計 改乙種	合計 乙種	合計 計
明治三六	—	二六五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三二五、〇〇〇	三四五、七三〇	一、八六八、九九〇	一、五九五、九二三	三、八一〇、六三三	三四五、七三〇	二、一三三、九九〇	一、六五五、九二三	四、一三五、六三三
三七	—	三九五、〇〇〇	一六三、〇五〇	五五八、〇五〇	二〇八、九〇〇	一、七三八、一五〇	二、〇七二、三五〇	四、〇一九、四〇〇	二〇八、九〇〇	二、一三三、一五〇	二、二三五、四〇〇	四、五七七、四五〇
三八	—	二八八、二〇〇	二一六、〇〇〇	五〇四、二〇〇	—	八四五、一六〇	二、三六二、九九〇	三、二〇八、一五〇	—	一、一三三、三六〇	二、五七八、九九〇	三、七一二、三五〇
三九	—	二五〇、三〇〇	四五三、六〇〇	七〇三、九〇〇	—	一、一八七、〇〇三	二、二九六、六六一	三、四八三、六六四	—	一、四三七、三〇三	二、七五〇、二六一	四、一八七、五六四
四〇	—	五五、〇〇〇	四二九、〇一三	四八四、〇一三	—	九五五、五〇〇	二、七〇五、四〇〇	三、六六〇、九〇〇	—	一、〇一〇、五〇〇	三、一三四、四一三	四、一四四、九一三
四一	—	一七二、五〇〇	七〇、八二五	二四三、三二五	—	九八三、九〇〇	二、五〇八、九八五	二、四九二、八八五	—	一、一五六、四〇〇	一、五七九、八〇〇	二、七三六、二〇〇
四二	—	九五、〇〇〇	八一八、一八五	九一三、一八五	—	三、三一〇、九〇〇	二、八四一、三六五	六、一五二、二六五	—	三、四〇五、九〇〇	三、六五九、五五〇	七、〇六五、四五〇
四三	—	—	五三〇、九〇〇	五三〇、九〇〇	—	三、〇七三、一〇〇	五、五一三、一〇〇	六、五八六、二〇〇	—	三、〇七三、一〇〇	四、〇四四、〇〇〇	七、一一七、一〇〇
四四	—	—	六八一、〇〇〇	六八一、〇〇〇	—	三、〇六〇、八〇〇	二、四四四、〇〇〇	五、五〇四、八〇〇	—	三、〇六〇、八〇〇	三、一二五、〇〇〇	六、一八五、八〇〇
大正元	—	—	一九九、五〇〇	一九九、五〇〇	—	二、六七七、〇〇〇	三、四一四、九〇〇	六、〇九一、九〇〇	—	二、六七七、〇〇〇	三、六一四、四〇〇	六、二九一、四〇〇
二	—	—	—	—	—	二、一二一、六〇〇	三、五八六、六五〇	五、七〇八、二五〇	—	一、一二一、六〇〇	三、五八六、六五〇	五、七〇八、二五〇
三	—	—	—	—	—	一、四四二、五〇〇	三、三五二、三五〇	四、七九四、八五〇	—	一、四四二、五〇〇	三、三五二、三五〇	四、七九四、八五〇
四	—	—	—	—	—	一、〇七五、〇〇〇	三、三七一、五五〇	四、四四六、五五〇	—	一、〇七五、〇〇〇	三、三七一、五五〇	四、四四六、五五〇
五	—	—	—	—	—	九八七、〇〇〇	五、一一七、二〇〇	六、一〇四、二〇〇	—	九八七、〇〇〇	五、一一七、二〇〇	六、一〇四、二〇〇
六	—	—	—	—	—	五六四、三〇〇	三、二七〇、五〇〇	三、八三四、八〇〇	—	五六四、三〇〇	三、二七〇、五〇〇	三、八三四、八〇〇
七	—	—	—	—	—	五一三、五〇〇	一、六五八、七〇〇	二、一七二、二〇〇	—	五一三、五〇〇	一、六五八、七〇〇	二、一七二、二〇〇
八	—	—	—	—	—	五一九、〇〇〇	一、二〇八、六五〇	一、七二七、六五〇	—	五一九、〇〇〇	一、二〇八、六五〇	一、七二七、六五〇
九	—	—	—	—	—	一、〇七四、〇〇〇	—	一、〇七四、〇〇〇	—	一、〇七四、〇〇〇	—	一、〇七四、〇〇〇
一〇	—	—	—	—	—	九八二、七〇〇	—	九八二、七〇〇	—	九八二、七〇〇	—	九八二、七〇〇
一一	—	—	—	—	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇
一二	—	—	—	—	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇	—	三、三〇一、四〇〇

大正一三	―斤	―斤	―斤	―斤	―斤	二、〇一六、五〇〇斤	―斤	二、〇一六、五〇〇斤	―斤	二、〇一六、五〇〇斤	―斤	二、〇一六、五〇〇斤
一四	―	―	―	―	―	二、七六六、二一〇	―	二、七六六、二一〇	―	二、七六六、二一〇	―	二、七六六、二一〇
昭和元	―	―	―	―	―	一、七九〇、七三八	―	一、七九〇、七三八	―	一、七九〇、七三八	―	一、七九〇、七三八

内地賣渡のものも其の大部分は精製樟腦と爲して、更に内外に販賣せらるるものなるを以て、今之を加減して全世界に對する本邦産樟腦の配給の實數を表示すれば左の如し。但し明治四十年度迄は直接販賣せざりし爲め仕向先別明かならず。

年度	歐洲	米國	印度	其他	内地	合計
明治三六	四、五三三、一三三斤				三四、八四三斤	四、五五七、九七六斤
三七	五、二九二、〇三七				一八四、三五〇	五、四七六、三八七
三八	四、三四六、二八四				二三八、〇一四	四、五八四、二九八
三九	四、六八六、七五九				二五五、三七一	四、九四二、一三〇
四〇	五、一九八、四八六				二五二、六七三	五、四五一、一五九
四一	一、九三八、四九一斤	一、三三六、五二四斤	三〇四、六二三斤	一二七、四三三斤	一四四、三三八	三、八五一、四〇八
四二	五、三七七、九四六	二、四一五、〇六九	五〇四、九二四	一五七、二八六	二三九、六七六	八、六八四、九〇一
四三	四、九六六、〇三〇	二、九六五、九四九	六〇四、四六四	一二一、七〇九	一九一、八三九	八、八四九、九八一
四四	四、六〇七、三三九	二、二四一、二二一	七八四、一九六	七八、五四七	三九六、三八〇	八、一〇七、五六三
大正元	四、七五九、四三四	二、五〇六、一五三	九六八、七〇八	四〇、五〇五	五〇三、三三三	八、七七八、一三三
二	四、二三二、五五一	二、八八九、二〇四	七九三、五三四	六七、六六二	四九〇、四九〇	八、四七三、四四一
三	二、七七四、三〇〇	三、六五四、九二七	九三三、七八二	一六三、七三三	四八八、四三九	八、〇一五、〇八〇
四	二、六〇六、八三三	四、五三一、一八八	一、三四九、二八二	一九三、一五〇	七三九、三九六	九、四一九、八四九

五	一、八五二、五二四	七、三二一、七九三	一、一〇八、四八三	一〇八、六四九	一、四四一、六〇四	一一、八三三、〇五三
六	九〇九、三八四	四、三二八、八二〇	一、二四五、三八三	一二五、二二七	一、四二三、一五五	八、〇三一、九六九
七	九九六、二一一	二、二九九、五八四	一三〇、五二三	一二七、六八七	一、〇九七、五五五	四、六五一、五六〇
八	七八九、八七三	二、三三〇、九五六	一五〇、二三六	五、五九四	一、二三三、八八八	四、五一〇、五四七
九	四一八、七二四	九六八、三三五	二一〇、三三四	二一四、六四一	一、三四三、三六五	三、一五五、四〇〇
一〇	九三三、一二一	一、四一五、二六一	三九〇、六三〇	四五九、七三七	七二一、〇七五	三、九一九、八二四
一一	一、九二一、五一一	三、九五六、四一六	四二三、一〇六	三〇九、七七五	一、一一九、六五六	七、七三〇、四六四
一二	一、五七三、六二五	二、六二六、六五〇	六三七、五一五	一六八、八一〇	一、四四九、二七五	六、四五五、八七五
一三	一、七三四、〇二五	二、四三八、四七五	五九五、〇三五	一三〇、六五〇	一、八〇一、三七一	六、六九九、五五六
一四	一、四八一、六二五	二、八〇二、四〇八	六七九、四四〇	一五二、五五〇	一、六八八、三九八	六、八〇四、四二一
昭和元	一、一五八、三二五	二、三一七、三二五	七七〇、五六五	一五九、七五〇	一、四九五、一六八	六、九〇一、〇三三

（備考）本表は專賣樟腦賣渡高に精製樟腦賣捌高を加算したるものとす。但し内地數量は精製原料用を控除し、精製樟腦の内地消費高を加算せり。

次に之を用途別に區別表示すれば左の如し。

年度	セルロイド原料	精製原料	龍腦及藥用	合計
明治四一	一、一六七、八〇〇斤	二、六二五、一五〇斤	一六一、二五〇斤	三、九五四、二〇〇斤
四二	三、二四九、三五〇	五、一三三、〇〇〇	二二七、六五八	八、六一〇、〇〇八
四三	四、九四二、八〇〇	三、五八八、五〇〇	二九四、八〇〇	八、八二六、一〇〇
四四	四、四一二、〇五三	三、五七四、三〇〇	三〇三、〇〇〇	八、二八九、三五三
大正元	四、二八一、八九〇	四、一八六、四一〇	三四五、二〇〇	八、八一三、五〇〇
二	四、九〇四、四九四	三、三八六、五〇〇	一九二、六〇〇	八、四八三、五九四
三	三、五九二、一一六	五、〇二八、七〇二	二三五、〇〇〇	八、八五五、八一八

大正 四	三、六一三、〇〇〇斤	六、二五八、一三五斤	三〇四、七五〇斤	一〇、一七五、八八五斤
五	五、四三四、一〇〇	五、五六三、四四七	六三七、二〇〇	一一、六三四、七四七
六	三、九六七、九五〇	三、五五一、八九二	二六三、三五〇	七、七八三、一九二
七	二、六四四、五一〇	一、九六八、七三〇	一六四、五一〇	四、七七七、七五〇
八	二、六六八、四五〇	一、九一九、九一三	一二六、九六七	四、七一五、三三〇
九	二、〇六七、三〇〇	一、六五九、四四〇	一二二、〇一〇	三、八四八、七五〇
一〇	九九五、七〇〇	一、七〇一、三五五	一五七、〇〇〇	二、八五四、〇五五
一一	四、〇一五、八〇〇	三、五〇一、二〇〇	二四三、九〇〇	七、七六〇、九〇〇
一二	三、六一二、二〇〇	二、八七二、五〇〇	一九六、二一四	六、六八〇、九一四
一三	三、二三三、六〇〇	三、六八六、三九三	一六六、〇〇〇	七、〇八五、九九三
一四	三、七六五、九〇〇	三、二二八、七六〇	一四七、五〇〇	七、一四二、一六〇
昭和 元	二、三七三、七〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三〇〇、四〇〇	六、〇二四、一〇〇

更に之を賣渡國別及業者別に表示すれば左の如し。

國名	年度	セルロイド業者 人員	セルロイド業者 改乙種	セルロイド業者 乙種	セルロイド業者 計	精製業者 人員	精製業者 改乙種	精製業者 乙種	精製業者 計	消費者 人員	消費者 改乙種	消費者 乙種	消費者 計	合計 人員	合計 改乙種	合計 乙種	合計 計
英國	明治四一	一人	一〇、〇〇〇斤	四〇、〇〇〇斤	五〇、〇〇〇斤	四人	一八一、九〇〇斤	三八、五〇〇斤	二二〇、四〇〇斤	四人	一〇、五〇〇斤	二五、〇〇〇斤	三五、五〇〇斤	九人	二〇二、四〇〇斤	一〇三、五〇〇斤	三〇五、九〇〇斤
	四二	一	二五五、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	四九五、〇〇〇	八	三八二、五〇〇	二〇八、〇〇〇	五九〇、五〇〇	四	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三	六四五、五〇〇	四五八、〇〇〇	一、一〇三、五〇〇
	四三	一	三一五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	九	一四二、五〇〇	一四三、五〇〇	二八六、〇〇〇	二	一、六〇〇	二、五〇〇	四、一〇〇	一二	四五九、一〇〇	四六一、〇〇〇	九二〇、一〇〇
	四四	二	二二五、〇〇〇	二一五、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	七	二四四、〇〇〇	一二〇、五〇〇	三六四、五〇〇	二	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一	四七四、〇〇〇	三四〇、五〇〇	八一四、五〇〇
	大正 元	一	三二〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	八	三三六、五〇〇	一四二、〇〇〇	四七八、五〇〇	四	二〇、〇〇〇	一二、五〇〇	三二、五〇〇	一三	六七六、五〇〇	四七四、五〇〇	一、一五一、〇〇〇
	二	一	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	七	一〇一、六〇〇	八二、〇〇〇	一八三、六〇〇	一	一八、五〇〇	—	一八、五〇〇	九	四七〇、一〇〇	四三二、〇〇〇	九〇二、一〇〇
	三	二	一九七、五〇〇	一八五、五〇〇	三八三、〇〇〇	二	二九三、〇〇〇	一四八、五〇〇	四四一、五〇〇	一	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一四	五〇〇、五〇〇	三三四、〇〇〇	八三四、五〇〇
	四	二	五二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五四五、〇〇〇	九	一三三、五〇〇	七七、五〇〇	二一一、〇〇〇	一〇	九二、五〇〇	—	九二、五〇〇	二一	七五一、〇〇〇	九七、五〇〇	八四八、五〇〇
	五	二	四二八、五〇〇	—	四二八、五〇〇	六	一九五、〇〇〇	一〇四、五〇〇	二九九、五〇〇	一一	二二六、〇〇〇	一五、〇〇〇	二四一、〇〇〇	一九	八四九、五〇〇	一一九、五〇〇	九六九、〇〇〇
	六	二	三五二、五〇〇	—	三五二、五〇〇	六	八〇、五〇〇	七九、五〇〇	一六〇、〇〇〇	九	七四、三〇〇	—	七四、三〇〇	一七	五〇七、三〇〇	七九、五〇〇	五八六、八〇〇
	七	一	三二四、八〇〇	—	三二四、八〇〇	五	六三、五〇〇	六九、〇〇〇	一三二、五〇〇	一	三四、五〇〇	—	三四、五〇〇	七	四二二、八〇〇	六九、〇〇〇	四九一、八〇〇
	八	一	三六〇、〇〇〇	—	三六〇、〇〇〇	五	二一、五〇〇	一六、〇〇〇	三七、五〇〇	一	一〇、五〇〇	—	一〇、五〇〇	七	三九二、〇〇〇	一六、〇〇〇	四〇八、〇〇〇
	九	一	二七〇、〇〇〇	—	二七〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二七〇、〇〇〇	—	二七〇、〇〇〇
	一〇	一	一八〇、〇〇〇	—	一八〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一八〇、〇〇〇	—	一八〇、〇〇〇
	一一	二	四五〇、八〇〇	—	四五〇、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	四五〇、八〇〇	—	四五〇、八〇〇
	一二	二	二四〇、八〇〇	—	二四〇、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二四〇、八〇〇	—	二四〇、八〇〇
	一三	一	三一五、〇〇〇	—	三一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三一五、〇〇〇	—	三一五、〇〇〇
	一四	一	三七五、〇〇〇	—	三七五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三七五、〇〇〇	—	三七五、〇〇〇
	昭和 元	一	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—	—	—	—	一八	一一三、九〇〇	—	一一三、九〇〇	一九	一四三、九〇〇	—	一四三、九〇〇
佛國	明治四一	九	二四三、四〇〇	三一三、三〇〇	五五六、七〇〇	一	一〇四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一二四、〇〇〇	二	四六、〇〇〇	—	四六、〇〇〇	一二	三九三、四〇〇	三三三、三〇〇	七二六、七〇〇
	四二	七	五七一、三〇〇	四五一、八〇〇	一、〇二三、一〇〇	一	一八五、〇〇〇	—	一八五、〇〇〇	四	六二、五〇〇	一八、〇〇〇	八〇、五〇〇	一二	八一八、八〇〇	四六九、八〇〇	一、二八八、六〇〇
	四三	八	七三三、五〇〇	六七八、五〇〇	一、四一二、〇〇〇	二	一六〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一六五、〇〇〇	二	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	一二	九二三、五〇〇	六八三、五〇〇	一、六〇七、〇〇〇
	四四	九	五九一、五〇〇	四七六、五〇〇	一、〇六八、〇〇〇	二	一七七、五〇〇	—	一七七、五〇〇	二	四〇、五〇〇	—	四〇、五〇〇	一三	八〇九、五〇〇	四七六、五〇〇	一、二八六、〇〇〇
	大正 元	一一	五五三、〇〇〇	三六九、〇〇〇	九二二、〇〇〇	二	一五五、〇〇〇	—	一五五、〇〇〇	二	三七、五〇〇	—	三七、五〇〇	一五	七四四、五〇〇	三六九、〇〇〇	一、一一三、五〇〇
	二	七	五一四、〇〇〇	三八三、〇〇〇	八九七、〇〇〇	二	一五三、〇〇〇	—	一五三、〇〇〇	二	五四、〇〇〇	—	五四、〇〇〇	一一	七二一、〇〇〇	三八三、〇〇〇	一、一〇四、〇〇〇
	三	五	一九七、〇〇〇	八五、〇〇〇	二八二、〇〇〇	三	九八、五〇〇	三、五〇〇	一〇二、〇〇〇	二	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	一〇	三二五、五〇〇	八八、五〇〇	四一四、〇〇〇
	四	五	一二五、〇〇〇	八二、五〇〇	二〇七、五〇〇	三	一三四、〇〇〇	七、五〇〇	一四一、五〇〇	二	六五、〇〇〇	—	六五、〇〇〇	一〇	三二四、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四一四、〇〇〇
	五	六	九〇、〇〇〇	五九、五〇〇	一四九、五〇〇	二	二七、五〇〇	五、〇〇〇	三二、五〇〇	二	二〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	一〇	一三七、五〇〇	六四、五〇〇	二〇二、〇〇〇
	六	五	三七、〇〇〇	四五、〇〇〇	八二、〇〇〇	四	一五、〇〇〇	二四、五〇〇	三九、五〇〇	一	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	九	五七、〇〇〇	六九、五〇〇	一二六、五〇〇
	七	七	七三、七〇〇	三六、〇〇〇	一〇九、七〇〇	三	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇	一	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	一一	九〇、七〇〇	三六、〇〇〇	一二六、七〇〇

	年次	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤
	大正八	八	一〇一,〇〇〇	四五,〇〇〇	一四六,〇〇〇	四	二三,〇〇〇	—	二三,〇〇〇	一	三,〇〇〇	—	三,〇〇〇	一三	一二七,〇〇〇	四五,〇〇〇	一七二,〇〇〇
	九	六	八九,〇〇〇	—	八九,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六	八九,〇〇〇	—	八九,〇〇〇
	一〇	九	一三六,二〇〇	—	一三六,二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	九	一三六,二〇〇	—	一三六,二〇〇
	一一	一二	三一〇,五〇〇	—	三一〇,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	三一〇,五〇〇	—	三一〇,五〇〇
	一二	一三	六三一,〇〇〇	—	六三一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	六三一,〇〇〇	—	六三一,〇〇〇
	一三	一〇	四七〇,〇〇〇	—	四七〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	四七〇,〇〇〇	—	四七〇,〇〇〇
	一四	七	三二八,〇〇〇	—	三二八,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	七	三二八,〇〇〇	—	三二八,〇〇〇
	昭和元	四	一三六,〇〇〇	—	一三六,〇〇〇	—	—	—	—	六	一九,四〇〇	—	一九,四〇〇	一〇	一五五,四〇〇	—	一五五,四〇〇
獨國	明治四一	—	—	—	—	三	五三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇	—	—	—	—	三	五三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇
	四二	四	四九二,五〇〇	四二〇,〇〇〇	九一二,五〇〇	三	一,二九九,〇〇〇	二〇三,〇〇〇	一,五〇二,〇〇〇	一	—	七,〇〇〇	七,〇〇〇	八	一,七九一,五〇〇	六三〇,〇〇〇	二,四二一,五〇〇
	四三	七	一,〇一五,〇〇〇	一九五,〇〇〇	一,二一〇,〇〇〇	三	五三六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	五七六,〇〇〇	—	—	—	—	一〇	一,五五一,〇〇〇	二三五,〇〇〇	一,七八六,〇〇〇
	四四	七	一,一二六,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一,三四六,〇〇〇	三	五二〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	—	—	—	—	一〇	一,六四六,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,八九六,〇〇〇
	大正元	六	六二七,五〇〇	四三〇,〇〇〇	一,〇五七,五〇〇	三	四五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	二	一〇,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇	一一	一,〇八七,五〇〇	四六〇,〇〇〇	一,五四七,五〇〇
	二	七	七七三,〇〇〇	二〇二,〇〇〇	九七五,〇〇〇	三	一五七,五〇〇	—	一五七,五〇〇	—	—	—	—	一〇	九三〇,五〇〇	二〇二,〇〇〇	一,一三二,五〇〇
	三	六	五〇二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇二,〇〇〇	三	六二,五〇〇	—	六二,五〇〇	—	—	—	—	九	五六四,五〇〇	一〇〇,〇〇〇	六六四,五〇〇
	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一〇	二	三,〇〇〇	—	三,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	三,〇〇〇	—	三,〇〇〇
	一一	七	一六九,五〇〇	—	一六九,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	七	一六九,五〇〇	—	一六九,五〇〇

	年次	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤
獨國	一二	二	二二,五〇〇	—	二二,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二二,五〇〇	—	二二,五〇〇
	一三	五	一一七,七〇〇	—	一一七,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五	一一七,七〇〇	—	一一七,七〇〇
	一四	二	一三,五〇〇	—	一三,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一三,五〇〇	—	一三,五〇〇
	昭和元	二	六四,〇〇〇	—	六四,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	六四,〇〇〇	—	六四,〇〇〇
伊國	大正一一	一	一〇〇	—	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇〇	—	一〇〇
	一二	二	四七,六〇〇	—	四七,六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	四七,六〇〇	—	四七,六〇〇
	一三	三	一一〇,八〇〇	—	一一〇,八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	三	一一〇,八〇〇	—	一一〇,八〇〇
	一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和元	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一,〇〇〇	—	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	—	一,〇〇〇
歐洲小計	明治四一	一〇	二五三,四〇〇	三五三,三〇〇	六〇六,七〇〇	八	八一五,九〇〇	九八,五〇〇	九一四,四〇〇	六	五六,五〇〇	二五,〇〇〇	八一,五〇〇	二四	一,一二五,八〇〇	四七六,八〇〇	一,六〇二,六〇〇
	四二	一三	一,三一八,八〇〇	一,一一一,八〇〇	二,四三〇,六〇〇	一三	一,八六六,五〇〇	四一一,〇〇〇	二,二七七,五〇〇	九	七〇,五〇〇	三五,〇〇〇	一〇五,五〇〇	三五	三,二五五,八〇〇	一,五五七,八〇〇	四,八一三,六〇〇
	四三	一六	二,〇六三,五〇〇	一,一八八,五〇〇	三,二五二,〇〇〇	一四	八三八,五〇〇	一八八,五〇〇	一,〇二七,〇〇〇	四	三一,六〇〇	二,五〇〇	三四,一〇〇	三四	二,九三三,六〇〇	一,三七九,五〇〇	四,三一三,一〇〇
	四四	一八	一,九四二,五〇〇	九一一,五〇〇	二,八五四,〇〇〇	一二	九四一,五〇〇	一五〇,五〇〇	一,〇九二,〇〇〇	四	四五,五〇〇	五,〇〇〇	五〇,五〇〇	三四	二,九二九,五〇〇	一,〇六七,〇〇〇	三,九九六,五〇〇
	大正元	一八	一,四九九,五〇〇	一,一一九,〇〇〇	二,六一八,五〇〇	一三	九四一,五〇〇	一七二,〇〇〇	一,一一三,五〇〇	八	六七,五〇〇	一二,五〇〇	八〇,〇〇〇	三九	二,五〇八,五〇〇	一,三〇三,五〇〇	三,八一二,〇〇〇
	二	一五	一,六三七,〇〇〇	九三五,〇〇〇	二,五七二,〇〇〇	一二	四一二,一〇〇	八二,〇〇〇	四九四,一〇〇	三	七二,五〇〇	—	七二,五〇〇	三〇	二,一二一,六〇〇	一,〇一七,〇〇〇	三,一三八,六〇〇
	三	一三	八九六,五〇〇	三七〇,五〇〇	一,二六七,〇〇〇	一七	四五四,〇〇〇	一五二,〇〇〇	六〇六,〇〇〇	三	四〇,〇〇〇	—	四〇,〇〇〇	三三	一,三九〇,五〇〇	五二二,五〇〇	一,九一三,〇〇〇
	四	七	六五〇,〇〇〇	一〇二,五〇〇	七五二,五〇〇	一二	二六七,五〇〇	八五,〇〇〇	三五二,五〇〇	一二	一五七,五〇〇	—	一五七,五〇〇	三一	一,〇七五,〇〇〇	一八七,五〇〇	一,二六二,五〇〇
	五	八	五一八,五〇〇	五九,五〇〇	五七八,〇〇〇	八	二二三,五〇〇	一〇九,五〇〇	三三三,〇〇〇	一三	二四六,〇〇〇	一五,〇〇〇	二六一,〇〇〇	二九	九八七,〇〇〇	一八四,〇〇〇	一,一七一,〇〇〇
	六	七	三八九,五〇〇	四五,〇〇〇	四三四,五〇〇	九	九五,五〇〇	一〇四,〇〇〇	一九九,五〇〇	一〇	七九,三〇〇	—	七九,三〇〇	二六	五六四,三〇〇	一四九,〇〇〇	七一三,三〇〇
	七	八	三九八,五〇〇	三六,〇〇〇	四三四,五〇〇	八	七八,五〇〇	六九,〇〇〇	一四七,五〇〇	二	三六,五〇〇	—	三六,五〇〇	一八	五一三,五〇〇	一〇五,〇〇〇	六一八,五〇〇
	八	九	四六一,〇〇〇	四五,〇〇〇	五〇六,〇〇〇	九	四四,五〇〇	一六,〇〇〇	六〇,五〇〇	二	一三,五〇〇	—	一三,五〇〇	二〇	五一九,〇〇〇	六一,〇〇〇	五八〇,〇〇〇
	九	七	三五九,〇〇〇	—	三五九,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	七	三五九,〇〇〇	—	三五九,〇〇〇
	一〇	一三	三一九,二〇〇	—	三一九,二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	三一九,二〇〇	—	三一九,二〇〇

		人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤
	大正一一	二	九三〇,九〇〇	—	九三〇,九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二	九三〇,九〇〇	—	九三〇,九〇〇
	一二	一九	九四一,九〇〇	—	九四一,九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一九	九四一,九〇〇	—	九四一,九〇〇
	一三	一九	一,〇一三,五〇〇	—	一,〇一三,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一九	一,〇一三,五〇〇	—	一,〇一三,五〇〇
	一四	一二	七三一,五〇〇	—	七三一,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	七三一,五〇〇	—	七三一,五〇〇
	昭和元	七	二三〇,〇〇〇	—	二三〇,〇〇〇	—	—	—	—	二五	一三四,三〇〇	—	一三四,三〇〇	三二	三六四,三〇〇	—	三六四,三〇〇
米國	明治四一	二	—	五六〇,〇〇〇	五六〇,〇〇〇	三	—	五七〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇	—	—	—	—	五	—	一,一三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇
	四二	二	—	八一八,七五〇	八一八,七五〇	三	—	一,二四九,五〇〇	一,二四九,五〇〇	—	—	—	—	五	—	二,〇六八,二五〇	二,〇六八,二五〇
	四三	四	—	一,六八〇,三〇〇	一,六八〇,三〇〇	四	—	九七六,二〇〇	九七六,二〇〇	—	—	—	—	八	—	二,六五六,五〇〇	二,六五六,五〇〇
	四四	三	—	一,三七二,九五〇	一,三七二,九五〇	四	—	六六四,〇五〇	六六四,〇五〇	—	—	—	—	七	—	二,〇三七,〇〇〇	二,〇三七,〇〇〇
	大正元	四	—	一,四一〇,一五〇	一,四一〇,一五〇	四	—	九〇〇,七五〇	九〇〇,七五〇	—	—	—	—	八	—	二,三一〇,九〇〇	二,三一〇,九〇〇
	二	四	—	二,〇九四,七五〇	二,〇九四,七五〇	四	—	四七四,九〇〇	四七四,九〇〇	—	—	—	—	八	—	二,五六九,六五〇	二,五六九,六五〇
	三	四	—	二,一一七,五〇〇	二,一一七,五〇〇	四	—	六九八,三五〇	六九八,三五〇	—	—	—	—	八	—	二,八一五,八五〇	二,八一五,八五〇
	四	四	—	二,五四八,八〇〇	二,五四八,八〇〇	四	—	六三五,二五〇	六三五,二五〇	—	—	—	—	八	—	三,一八四,〇五〇	三,一八四,〇五〇
	五	四	—	四,二二八,八〇〇	四,二二八,八〇〇	四	—	七〇四,四〇〇	七〇四,四〇〇	—	—	—	—	八	—	四,九三三,二〇〇	四,九三三,二〇〇
	六	四	—	二,九〇一,四五〇	二,九〇一,四五〇	四	—	二三〇,〇五〇	二三〇,〇五〇	—	—	—	—	八	—	三,一三一,五〇〇	三,一三一,五〇〇
	七	四	—	一,四〇一,六〇〇	一,四〇一,六〇〇	四	—	一五二,一〇〇	一五二,一〇〇	—	—	—	—	八	—	一,五五三,七〇〇	一,五五三,七〇〇
	八	四	—	一,〇九九,六五〇	一,〇九九,六五〇	四	—	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	—	—	—	—	八	—	一,一四七,六五〇	一,一四七,六五〇
	九	五	七一五,〇〇〇	—	七一五,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五	七一五,〇〇〇	—	七一五,〇〇〇
	一〇	七	六六三,五〇〇	—	六六三,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	七	六六三,五〇〇	—	六六三,五〇〇
	一一	六	二,三七〇,五〇〇	—	二,三七〇,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六	二,三七〇,五〇〇	—	二,三七〇,五〇〇
	一二	六	一,七四〇,〇〇〇	—	一,七四〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六	一,七四〇,〇〇〇	—	一,七四〇,〇〇〇
	一三	六	一,〇〇三,〇〇〇	—	一,〇〇三,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六	一,〇〇三,〇〇〇	—	一,〇〇三,〇〇〇
	一四	六	一,八九〇,〇〇〇	—	一,八九〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	六	一,八九〇,〇〇〇	—	一,八九〇,〇〇〇

	昭和元	六	一,三三八,一〇〇	—	一,三三八,一〇〇	—	—	—	—	六	三四,八〇〇	—	三四,八〇〇	一二	一,三六二,九〇〇	—	一,三六二,九〇〇
印度	明治四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四三	—	—	—	—	—	—	—	—	三	一三九,五〇〇	八,〇〇〇	一四七,五〇〇	三	一三九,五〇〇	八,〇〇〇	一四七,五〇〇
	四四	—	—	—	—	—	—	—	—	三	一三一,三〇〇	二一,〇〇〇	一五二,三〇〇	三	一三一,三〇〇	二一,〇〇〇	一五二,三〇〇
	大正元	—	—	—	—	—	—	—	—	三	一六八,五〇〇	—	一六八,五〇〇	三	一六八,五〇〇	—	一六八,五〇〇
	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三	—	—	—	—	—	—	—	—	三	五二,〇〇〇	一四,〇〇〇	六六,〇〇〇	三	五二,〇〇〇	一四,〇〇〇	六六,〇〇〇
	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	明治四一	二	一,四〇〇	—	一,四〇〇	五	一,一四〇,七五〇	—	一,一四〇,七五〇	—	七九,六五〇	一〇〇	七九,七五〇	七	一,二二一,八〇〇	一〇〇	一,二二一,九〇〇
	四二	—	—	—	—	五	一,六〇六,〇〇〇	—	一,六〇六,〇〇〇	—	一二三,〇五四	一〇四	一二三,一五八	五	一,七二八,〇五四	一〇四	一,七二八,一五八
	四三	一	一〇,五〇〇	—	一〇,五〇〇	五	一,五八三,七〇〇	一,六〇〇	一,五八五,三〇〇	—	一〇一,〇〇〇	一二,二〇〇	一一三,二〇〇	六	一,六九五,二〇〇	一三,八〇〇	一,七〇九,〇〇〇

區分	年度	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤	人	斤	斤	斤
内地	明治四四	三	一八〇、〇〇〇 甲五、一〇三	—	一八五、一〇三	五	一、八一六、一〇〇	二、一五〇	一、八一八、二五〇	—	一〇〇、〇〇〇	二〇〇	一〇〇、二〇〇	八	二、〇九六、一〇〇 甲五、一〇三	二、三五〇	二、一〇三、五五三
	大正元	三	一七八、一〇〇 甲七五、一四〇	—	二五三、二四〇	五	一、一六七、〇〇〇	五、一六〇	一、一七二、一六〇	—	九五、七〇〇 甲一、〇〇〇	—	九六、七〇〇	八	一、四四〇、八〇〇 甲七六、一四〇	五、一六〇	一、五二二、一〇〇
	二	四	一八四、六〇〇 甲一〇、〇四四	四三、一〇〇	二三七、七四四	五	二、四一五、三〇〇	二、二〇〇	二、四一七、五〇〇	—	一一八、一〇〇	二、〇〇〇	一二〇、一〇〇	九	二、七一八、〇〇〇 甲一〇、〇四四	四七、三〇〇	二、七七五、三四四
	三	三	一六五、三〇〇 甲一三、一一六	二九、二〇〇	二〇七、六一六	六	三、六五三、四五三	七〇、九〇〇	三、七二四、三五三	—	一二九、〇〇〇	—	一二九、〇〇〇	九	三、九四七、七五二 甲一三、一一六	一〇〇、一〇〇	四、〇六〇、九六八
	四	五	三〇一、七〇〇	一〇、〇〇〇	三一一、七〇〇	六	二、二七九、二五〇	一、九九一、一三五	四、二七〇、三八五	—	一四五、七五〇	一、五〇〇	一四七、二五〇	一一	二、七二六、七〇〇	二、〇〇二、六三五	四、七二九、三三五
	五	九	六二七、三〇〇	—	六二七、三〇〇	六	一、一九二、〇〇〇	三、三三五、〇四七	四、五二七、〇四七	—	二九三、八五〇 甲八〇、五〇〇	一、八五〇	三七六、二〇〇	一五	二、一一三、一五〇 甲八〇、五〇〇	三、三三六、八九七	五、五三〇、五四七
	六	一一	六三一、〇〇〇	一、〇〇〇	六三二、〇〇〇	七	一、一三四、九八〇	一、九九七、三六二	三、一三二、三四二	—	一八四、〇五〇	—	一八四、〇五〇	一八	一、九五〇、〇三〇	一、九九八、三六二	三、九四八、三九二
	七	一八	八〇八、四一〇	—	八〇八、四一〇	一	九六八、八〇〇	七〇〇、三三〇	一、六六九、一三〇	—	一二八、〇一〇	—	一二八、〇一〇	一九	一、九〇五、二二〇	七〇〇、三三〇	二、六〇五、五五〇
	八	二五	一、〇六二、八〇〇	—	一、〇六二、八〇〇	一	九九〇、四〇〇	八二一、〇一三	一、八一一、四一三	—	一一三、四六七	—	一一三、四六七	二六	二、一六六、六六七	八二一、〇一三	二、九八七、六八〇
	九	七	九九三、三〇〇	—	九九三、三〇〇	一	七四五、一四〇	九一四、三〇〇	一、六五九、四四〇	—	一三三、〇一〇	—	一三三、〇一〇	八	一、八六〇、四五〇	九一四、三〇〇	二、七七四、七五〇
	一〇	四	一三、〇〇〇	—	一三、〇〇〇	一	一、〇〇〇、三五五	七〇一、〇〇〇	一、七〇一、三五五	—	一五七、〇〇〇	—	一五七、〇〇〇	五	一、一七〇、三五五	七〇一、〇〇〇	一、八七一、三五五
	一一	七	七二四、四〇〇	—	七二四、四〇〇	一	二、四六三、七五二	一、〇三七、四四九	三、五〇一、二〇〇	—	二四三、九〇〇	—	二四三、九〇〇	八	三、四三二、〇五二	一、〇三七、四四九	四、四六九、五〇一
	一二	六	九三〇、三〇〇	—	九三〇、三〇〇	一	二、四一七、六一〇	四四八、八九〇	二、八六六、五〇〇	—	一九六、二二四	—	一九六、二二四	七	三、五四四、一三四	四四八、八九〇	三、九九三、〇二四
	一三	六	一、二二七、一〇〇	—	一、二二七、一〇〇	一	二、一〇九、九一六	五七六、四七七	二、六八六、三九三	—	一六六、〇〇〇	—	一六六、〇〇〇	七	三、五〇三、〇一六	五七六、四七七	四、〇七九、四九三
	一四	五	一、一五四、四〇〇	—	一、一五四、四〇〇	一	二、五九二、三四九	六三六、四二一	三、二二八、七七〇	—	一四七、五〇〇	—	一四七、五〇〇	六	三、八九四、二四九	六三六、四二一	四、五三〇、六七〇
	昭和元	五	九一五、六〇〇	—	九一五、六〇〇	一	二、七二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	一七	一三一、三〇〇	—	一三一、三〇〇	二三	三、七七一、九〇〇	六二五、〇〇〇	四、三九六、九〇〇
合計	明治四一	一四	二五四、八〇〇	九一三、〇〇〇	一、一六七、八〇〇	一六	一、九五六、六五〇	六六八、五〇〇	二、六二五、一五〇	六	一三六、一五〇	二五、一〇〇	一六一、二五〇	三六	二、三四七、六〇〇	一、六〇六、六〇〇	三、九五四、二〇〇
	四二	一四	一、三一八、八〇〇	一、九三〇、五五〇	三、二四九、三五〇	二一	三、四七二、五〇〇	一、六六〇、五〇〇	五、一三三、〇〇〇	九	一九二、五五四	三五、一〇四	二二七、六五八	四四	四、九八三、八五四	三、六二六、一五四	八、六一〇、〇〇八
	四三	二二	二、〇七四、〇〇〇	二、八六八、八〇〇	四、九四二、八〇〇	二三	二、四二二、二〇〇	一、一六六、三〇〇	三、五八八、五〇〇	七	二七二、一〇〇	二二、七〇〇	二九四、八〇〇	五二	四、七六八、三〇〇	四、〇五七、八〇〇	八、八二六、一〇〇
	四四	二四	二、一二七、六〇三	二、二八四、四五〇	四、四一二、〇五三	二二	二、七五七、六〇〇	八一六、七〇〇	三、五七四、三〇〇	七	二七六、八〇〇	二六、二〇〇	三〇三、〇〇〇	五三	五、一六二、〇〇三	三、一二七、三五〇	八、二八九、三五三
	大正元	二五	一、七五二、七四〇	二、五三九、一五〇	四、二九一、八九〇	二二	三、一〇八、五〇〇	一、〇七七、九一〇	四、一八六、四一〇	一二	三三二、七〇〇	一二、五〇〇	三四五、二〇〇	五九	五、一九三、九四〇	三、六二九、五六〇	八、八二三、五〇〇
	二	二三	一、八三一、六四四	三、〇七二、八五〇	四、九〇四、四九四	二二	二、八二七、四〇〇	五五九、一〇〇	三、三八六、五〇〇	三	一九〇、六〇〇	二、〇〇〇	一九二、六〇〇	四八	四、八四九、六四四	三、六三三、九五〇	八、四八三、五九四
	三	二〇	一、〇七四、九一六	二、五一七、二〇〇	三、五九二、一一六	二七	四、一〇七、四五三	九二一、二五〇	五、〇二八、七〇三	六	二二一、〇〇〇	一四、〇〇〇	二三五、〇〇〇	五三	五、四〇三、三六八	三、四五二、四五〇	八、八五五、八一八
	四	一六	九五一、七〇〇	二、六六一、三〇〇	三、六一三、〇〇〇	二一	三、五四六、七五〇	二、七一一、三八五	六、二五八、一三五	一三	三〇三、二五〇	一、五〇〇	三〇四、七五〇	五〇	四、八〇一、七〇〇	五、三七四、一八五	一〇、一七五、八八五
	五	二二	一、一四五、八〇〇	四、二八八、三〇〇	五、四三四、一〇〇	一八	一、四一四、五〇〇	四、一四八、九四七	五、五六三、四四七	一三	六二〇、三五〇	一六、八五〇	六三七、二〇〇	五三	三、一八〇、六五〇	八、四五四、〇九七	一一、六三四、七四七
	六	二二	一、〇二〇、五〇〇	二、九四七、四五〇	三、九六七、九五〇	二〇	一、二三〇、四八〇	二、三二一、四一二	三、五五一、八九二	一〇	二六三、三五〇	—	二六三、三五〇	五二	二、五一四、三三〇	五、二六八、八六二	七、七八三、一九二
	七	三〇	一、二〇六、九一〇	一、四三七、六〇〇	二、六四四、五一〇	一三	一、〇四七、三〇〇	九二一、四三〇	一、九六八、七三〇	二	一六四、五一〇	—	一六四、五一〇	四五	二、四一八、七二〇	二、三五九、〇三〇	四、七七七、七五〇
	八	三八	一、五二三、八〇〇	一、一四四、六五〇	二、六六八、四五〇	一四	一、〇三四、九〇〇	八八五、〇一三	一、九一九、九一三	二	一二六、九六七	—	一二六、九六七	五四	二、六八五、六六七	二、〇二九、六六三	四、七一五、三三〇
	九	一九	二、〇六七、三〇〇	—	二、〇六七、三〇〇	一	七四五、一四〇	九一四、三〇〇	一、六五九、四四〇	—	一三三、〇一〇	—	一三三、〇一〇	二〇	二、九三四、四五〇	九一四、三〇〇	三、八四八、七五〇
	一〇	二三	九九五、七〇〇	—	九九五、七〇〇	一	一、〇〇〇、三五五	七〇一、〇〇〇	一、七〇一、三五五	—	一五七、〇〇〇	—	一五七、〇〇〇	二四	二、一五三、〇五五	七〇一、〇〇〇	二、八五四、〇五五
	一一	三四	四、〇一五、八〇〇	—	四、〇一五、八〇〇	一	二、四六三、七五二	一、〇三七、四四九	三、五〇一、二〇〇	—	二四三、九〇〇	—	二四三、九〇〇	三五	六、七二三、四五二	一、〇三七、四四九	七、七六〇、九〇〇
	一二	三二	三、六一二、二〇〇	—	三、六一二、二〇〇	一	二、四一七、六一〇	四四八、八九〇	二、八六六、五〇〇	—	一九六、二二四	—	一九六、二二四	三三	六、二二六、〇三四	四四八、八九〇	六、六七四、九二四
	一三	三二	三、二三三、六〇〇	—	三、二三三、六〇〇	一	二、一〇九、九一六	五七六、四七七	二、六八六、三九三	—	一六六、〇〇〇	—	一六六、〇〇〇	三三	五、五〇九、五一六	五七六、四七七	六、〇八五、九九三
	一四	二三	三、七六五、九〇〇	—	三、七六五、九〇〇	一	二、五九二、三四九	六三六、四二一	三、二二八、七七〇	—	一四七、五〇〇	—	一四七、五〇〇	二四	六、五〇五、七四九	六三六、四二一	七、一四二、一七〇
	昭和元	一八	二、三七三、七〇〇	—	二、三七三、七〇〇	一	二、七二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	四八	三〇〇、四〇〇	—	三〇〇、四〇〇	六七	五、三九九、一〇〇	六二五、〇〇〇	六、〇二四、一〇〇

尙ほ參考の爲め大正末期に於ける業者別の賣渡高を表示すれば左の如し。

賣渡先	大正十一年度 改乙種	乙種	計	同十二年度 改乙種	乙種	計	同十三年度 改乙種	乙種	計	同十四年度 改乙種	乙種	計	昭和元年度 改乙種	乙種	計
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
英國セルロイド業者	四五〇、八〇〇	—	四五〇、八〇〇	二四〇、八〇〇	—	二四〇、八〇〇	三一五、〇〇〇	—	三一五、〇〇〇	三七五、〇〇〇	—	三七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
佛國セルロイド業者	三一〇、五〇〇	—	三一〇、五〇〇	六三一、〇〇〇	—	六三一、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	—	四七〇、〇〇〇	三三八、〇〇〇	—	三三八、〇〇〇	一四八、五〇〇	—	一四八、五〇〇
獨國セルロイド業者	一六九、五〇〇	—	一六九、五〇〇	二二、五〇〇	—	二二、五〇〇	一一七、七〇〇	—	一一七、七〇〇	一三、五〇〇	—	一三、五〇〇	六四、〇〇〇	—	六四、〇〇〇
伊國セルロイド業者	一〇〇	—	一〇〇	四七、六〇〇	—	四七、六〇〇	一一〇、八〇〇	—	一一〇、八〇〇	—	—	—	—	—	—
米國セルロイド業者	二、三七〇、五〇〇	—	二、三七〇、五〇〇	一、七四〇、〇〇〇	—	一、七四〇、〇〇〇	一、〇〇五、〇〇〇	—	一、〇〇五、〇〇〇	一、八九〇、〇〇〇	—	一、八九〇、〇〇〇	一、二三八、一〇〇	—	一、二三八、一〇〇
内地セルロイド業者	七二四、四〇〇	—	七二四、四〇〇	九三〇、三〇〇	—	九三〇、三〇〇	一、二一七、一〇〇	—	一、二一七、一〇〇	一、一五四、四〇〇	—	一、一五四、四〇〇	九一五、六〇〇	—	九一五、六〇〇

年	合計	内地製造業者	内訳 大日本セルロイド會社	千代田工業會社	浪速セルロイド會社	青木セルロイド會社	東亞セルロイド會社	中谷岩五郎	小山セルロイド會社	永峰セルロイド會社	内訳 日本樟腦會社	内地樟腦原料	其他消費
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
明治二十年	六七三、四五二	二、〇七四、五五二	六九五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、八〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四二、七五二	二四、九〇〇	六、七三、四五二
二十一年	二、〇七四、四九七	二、〇七四、四九三	六九五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、八〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、〇七四、四九三	二四、九〇〇	四
二十二年	六七、四八〇、九〇六	六七、四八〇、三五〇	九一五、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	六七、四八〇、三五〇	一九六、三二四	五六
二十三年	四八、八九〇、六七四	四八、八九〇、三五〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四八、八九〇、三五〇	一九六、三二四	五六
二十四年	五七、六四七、七〇八	五七、六四七、三五〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	五七、六四七、三五〇	一六六、〇〇〇	五六
二十五年	六三、六四二、七一二	六三、六四二、三五〇	一、一四〇、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	六三、六四二、三五〇	一四七、五〇〇	五六
二十六年	七二、一五二、一五〇	七二、一五二、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	七二、一五二、〇〇〇	一四七、五〇〇	一五〇
二十七年	九二、一〇〇、〇〇〇	九二、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	四四、八〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四四、〇〇〇	二四、〇〇〇	九二、一〇〇、〇〇〇	一九六、三二四	一五〇

第四款　樟腦の輸出

樟腦輸出の源流は古く德川時代初期に遡るを得べく、爾來樟腦は舊幕府時代を通じて對蘭貿易の一重要輸出品たりき。而して安政開港以降貿易の自由を見るに至るや、諸藩に於て之を國產として輸出を圖るものあり、殊に鹿兒島藩の如きは長崎に藏屋敷を置き貿易に當らしめて、毎年十數萬斤の樟腦を輸出したり。又高知の商人三島某は安政年間長崎に往來して樟腦の販賣に從事せしが、後土佐藩は之を藩營として增產を圖り、慶應年間には長崎に役場を設けてグラバ商會と取引し、和蘭に輸出して其の代金を以て軍艦を購入したるの事實あり。其の他に於ても樟腦貿易の有利なるを見て

長崎に搬出し、外商に賣込む者ありて、當時一箇年凡そ二三十萬斤の輸出ありしものの如く、維新前後に及びては其の輸出額も約五十萬斤に上れり。而して當時に於ける樟腦の輸出は主として英人賣と支那人賣とありて、英商ホームリンガー商會なるものは專ら英・米・蘭諸國に輸出し、支那商は悉く之を上海に輸出したり。其の後貿易中心の移動と共に樟腦輸出も漸次神戸に集中し、明治十四五年の交より輸出港としては神戸其の首位を占むるに至り、長崎に於ける樟腦市價は神戸に比し常に一圓乃至一圓五十錢の安値を呈したり。

明治二十年清國政府は臺灣に樟腦專賣制を施行したりしが、當時內地に於ける樟腦輸出は最も好調を示し、其の額六百萬斤の多きに上り、數額に於て前後最高頂に達したり。然れども輸出の激增と共に粗製濫造の弊も亦加はり、在紐育領事の報告中日本樟腦は其の製造荷造共に甚だ粗惡にして、量額の增大を圖らんが爲め水分を含有せしめ、甚しきは砂を混せるものありとの非難あることを記せり。其の後原料不足の爲め樟腦の輸出高も漸減し、四五年後には半減するに至りしが、樟腦の用途は愈〻多きを告げ、加ふるに外國市場に於ける投機盛なりし爲め市價は頻りに昂上して、明治二十一年には神戸に於ける平均價格二十二圓餘、二十三年には四十三圓餘、二十五年には竝物五十三圓、上枯物六十圓、樟腦油二十七圓五十錢に上り、二十六年には更に十圓餘を昂騰せり。斯くの如く供給不足の爲め價格高騰するに乘じ、樟腦業者中には自ら賣急ぎを爲す者あり、乾涸不充分の儘引渡を爲せる爲め航海中の缺減夥しく、粗製濫造の非難は益〻加はるに至れり。其の後に至り原料樟樹の缺乏愈〻甚しく樟腦の生產も更に漸減し、明治三十一年には僅々二十萬斤の輸出に止まりて往年の隆盛に比すべくもなかりしが、世界の樟腦需要は年々多きを加へ、之に從ひ腦價も亦頻りに昂上したり。此の時に當

り曩に我版圖となれる臺灣に樟腦專賣制の布かれたる爲め腦價は直に奔騰し、延いて內地製腦業をも刺戟奮起せしむるに至り、玆に輸出は再び活況を呈して百數十萬斤臺を見るに至れり。

明治三十六年十月內地臺灣共通の專賣制度實施せらるるに至り、玆に政府は一定の方針及方法の下に輸出の統制を圖ることとなり、輸出港灣としては當初內地に於ては神戶港、臺灣に於ては基隆・淡水兩港に限りしも（明治三十六年九月勅令第百四十二號）、後之に大阪・敦賀・下關（明治四十四年八月勅令第二百二十四號）及橫濱（大正四年九月勅令第百七十二號）門司（大正十二年六月勅令第二百八十九號）を追加したり。

專賣制度實施當初に於ける世界樟腦の需要高は凡そ五六百萬斤と推定せられ、其の大部分は本邦樟腦を以て供給するの方針なりしが、爾來樟腦の需要は漸增して年に依り八百萬斤に上るに至り、供給不足の結果は市價を奔騰せしめ、支那樟腦・人造樟腦の擡頭を招きしを以て、當局は之と對抗の爲め再三に亙り賣渡價格を引下げ、其の他販賣方法等の改革を斷行するに至れり。又歐米に於ける財界の變動・政界不安等に基き、樟腦の輸出も時に好況を呈し或は不況に沈淪するあり、年々高低消長を見たりしが、就中明治四十一年及四十四・五年は最も賣行沈滯し、市價も亦半減するの已むなきに至れり。大正三年夏歐洲大戰の勃發するや、從來重要なる輸出先たりし獨・墺兩國に對する輸出杜絕し、之と共に英・佛等の諸國に於ても樟腦需要著しく減少せしを以て、米國輸出の增加に拘らず、輸出は益〻減退したりしが、此の時に方り內地の工業俄然として勃興し、樟腦工業も亦之に伴ひしかば、爾來國內の精製原料・セルロイド工業原料としての賣渡激增したり。之より先き大正二年以降は內地產專賣樟腦の海外輸出は政府の方針として之を廢止したりしが、今や此の國內需要の增大を見るに至りしを以て粗製樟腦の輸出は著しく局限せられ、之に代へて精製樟腦及セルロイドの輸出隆盛となり、曾て世界樟腦供給獨占の爲め輸出統制を目的として制定せられし粗製樟腦專賣制度は、玆に其の性質を一變するに至れり。

以上は樟腦輸出の沿革の概略なり。而して專賣實施以後に於ける輸出方針及方法の大要に就きては、本節第一款に於て之を述ぶる所あり、又年々の輸出景況に就きては第十節專賣實蹟概要中に記述すべきを以て玆には之を省略し、左に數表を揭げて年々の輸出消長を示すに止むべし。但し前述の如く大正二年度以降內地產粗製樟腦の輸出は中絕せられたるを以て、同年以後の輸出は內地精製樟腦及臺灣產粗製樟腦・同精製樟腦を示すものとす。

（一）樟腦及樟腦油輸出高累年表

年次	樟腦 數量	樟腦 價額	樟腦油 數量	樟腦油 價額
明治元	四六八、一五四斤（一、一九八、一〇〇）	七七、〇九八円	— 斤	— 円
二	六八九、八一二（一、五三〇、五〇〇）	一一五、三三九	—	—
三	一、五六〇、三六一（一、六八四、四〇〇）	二三五、七〇三	—	—
四	九一〇、九三八（九六九、一〇〇）	一二九、八六四	—	—
五	六五〇、九六九（一、〇三六、二〇〇）	八八、七二二	—	—
六	四四五、六七七（一、〇七五、五〇〇）	六八、四三七	—	—
七	一、一二三、五八四（一、二〇七、九〇〇）	一五五、五五〇	—	—
八	一、一〇七、一七一（七一三、九〇〇）	一三八、五二三	—	—
九	一、二六三、六三九（八七九、四〇〇）	一七四、三一八	—	—
明治一〇	一、五六七、五九八斤（一、三一七、六〇〇）	二三八、一六六円	— 斤	— 円
一一	二、〇〇四、九五二（一、三八一、五〇〇）	三二三、六六五	—	—
一二	二、五〇四、三一四（一、一一一、四〇〇）	四五五、九一〇	—	—
一三	二、六四九、九六二（一、二三三、五〇〇）	五九八、二二四	—	—
一四	三、六八三、八一六（九三一、六〇〇）	七〇六、一三七	—	—
一五	五、〇〇八、四一三（五二一、〇〇〇）	八六九、一二八	—	—
一六	四、八五四、三四二（三二九、九〇〇）	七〇七、九九三	—	—
一七	四、五七一、九〇五（四六、一〇〇）	五四九、五〇三	—	五、六三〇
一八	三、九七〇、〇八五（三〇〇）	五五八、六四六	—	一三、九〇六

明治一九	五、四五〇、〇三三斤 （一三三、四〇〇）	九二八、〇二八円	—斤	三六、〇八八円
二〇	六、四七八、〇九四 （二七五、六〇〇）	一、一三〇、五九六	—	三三、五六六
二一	四、五五五、四六九 （三八三、四〇〇）	一、〇一七、八八七	—	三五、一七一
二二	四、九七一、八四九 （四一七、六〇〇）	一、三九一、三七二	—	四〇、九九二
二三	四、四六三、八八一 （七二四、一八四）	一、九三一、九九三	—	三八、七二一
二四	四、四二九、〇五一 （一、八八八、一四九）	一、六二九、一〇五	—	三五、七二六
二五	三、〇六四、〇〇五 （一、七五四、〇五七）	一、二七四、七五三	—	三四、九三二
二六	二、四八七、四八五 （三、三三一、九九三）	一、三〇八、六一一	—	二四、二三一
二七	二、〇七一、三七八 （三、九五四、七〇〇）	一、〇二三、九五六	—	二三、〇一一
二八	二、二三八、三八六 （五、二二四、五〇〇）	一、五二六、八三三	—	四〇、九二三
二九	一、六一七、六六〇 （四、三九五、九二一）	一、一一九、一九六 二、二四七、九三〇	—	九三、四八四
三〇	二、六〇八、二四二 （三、一七四、二〇六）	一、三二八、二九二 一、三三九、一一六	—	一八一、五三五
三一	二、四三四、〇二八 （二、二九二、〇九八）	一、一七四、五七四 九六一、九四五	—	八二、四五〇
三二	二、七五八、六二五 （三、一九八、七四〇）	一、七五四、四九六 一、七三三、七四〇	—	一一六、三五六
三三	三、二八〇、七一五 （？）	三、〇七〇、七〇一	—	八一、三五二
三四	四、一六五、七五七 （八七二、二三三）	三、九〇四、四七三	—	二三九、九三三
三五	三、九五三、二一一 （三、〇四三、〇八八）	三、四〇四、八三三	—	九二、四八八
三六	三、九八五、三六四 （二、七三八、八一三）	三、五三七、八四四	一、四一〇、九〇一	一八一、九一九
三七	三、一四〇、八〇〇 （二、四〇三、四五七）	三、一六八、一九七	一、一八九、九三二	一八九、一二五
明治三八	二、二八四、七九四斤 （二、二四三、〇〇〇）	二、五六六、二三三円	一、二六一、〇八四斤	二六、一一三円
三九	二、六五六、五八一 （二、一七七、四〇〇）	三、六三三、七八五	七六九、二七六	一三三、五〇三
四〇	三、〇五七、六五七 （三、二六四、八〇〇）	五、〇二六、八五八	一、八七〇、五八一	三六七、七七八
四一	一、八〇七、五六五 （一、六七一、〇〇〇）	二、〇六三、四一〇	一、二五九、九八三	二一三、九四七
四二	四、〇五〇、七八二 （五、〇〇三、〇〇〇）	三、四六九、三九八	一、二七三、七六五	二三〇、三一九
四三	三、二七五、一〇三 （四、八三八、四〇〇）	二、九六四、三六九	一、六八六、八六一	三〇九、九九〇
四四	三、四四一、〇九九 （四、二〇五、八二五）	三、一四三、〇八四	一、七四一、七二一	三六八、〇五三
大正元	三、〇六二、四六二 （五、二三一、四五〇）	二、八二六、七五四	一、一三一、二三六	二四三、二三八
二	二、四七八、二八五 （五、四九〇、〇〇〇）	二、二三五、七八四	一、九六一、四八三	四一〇、七七六
三	三、〇七三、八二四 （四、八一六、三〇〇）	二、七八〇、〇〇一	一、三六六、九三七	二一六、六〇四
四	三、八八〇、〇三一 （四、〇六七、三〇〇）	三、四七五、四一五	二、三二三、三一六	三一八、七六三
五	五、七五三、八六二 （五、八六四、四六四）	六、二八七、七九五	一、九七一、六八〇	三〇八、二七五
六	三、一一九、九一五 （四、九〇三、九八九）	五、三〇四、一三七	一、七一三、六三三	三一六、一三三
七	一、七六四、二一七 （二、一七九、五四四）	三、六八六、三七五	一、三七〇、八六九	二六八、〇七〇
八	二、〇三一、二八〇 （一、六七二、一四三）	七、八八三、八七五	一、〇三〇、六〇一	三三三、七八五
九	一、〇三三、五六七 （一、五〇六、〇六七）	四、九六五、三五〇	二、三四二、四〇〇	八四一、五〇八
一〇	一、四四一、八〇〇 （一四四、六〇六）	二、八七〇、四一四	八〇六、五〇〇	一六七、二五六
一一	三、六四六、〇〇〇 （二、五〇九、一五七）	七、二四六、七五五	一、六七四、五〇〇	三五一、〇九八
一二	＊四、二八三、八〇〇 （一、八八三、三〇九）	八、八七七、〇〇〇	＊一、四八三、二〇〇	三三〇、〇〇〇
大正一三	三、一六三、四〇〇 （一、五〇三、五二六）	六、九一八、〇〇〇	二、九四八、七〇〇	一、一六七、〇〇〇
一四	三、四四〇、〇〇〇 （三、〇五六、五三一）	七、二七五、〇〇〇	一、三九八、九〇〇	三九三、〇〇〇
大正一五	三、〇三八、二〇〇 （一、一九四、〇三二）	五、七四二、〇〇〇	二、六五五、二〇〇	八二〇、〇〇〇

（備考）一、本表樟腦は精製樟腦を含む。

二、明治十七年乃至三十五年の樟腦油輸出數量不明。

三、本表中＊印を附したるは震災に因る横濱港の資料燒失の爲め、七・八兩月分を含まざるものとす。

四、輸出數量欄左傍は臺灣直輸出のものにして、參考の爲め外書附記す。

五、明治二十八年以降內地輸出には臺灣產を含む。　尙ほ同三十四年以降臺灣より內地への移入高左の如し。

年次	粗製樟腦	樟腦油
明治三四	一、五九九、〇九四斤	二、九七七、一三二斤
三五	八九六、九七〇	二、〇五五、五三五
三六	六二一、四七五	二、六三一、六二六
三七	九八一、二三六	三、三二四、四三八
三八	六八〇、一一七	二、五七九、七八二
三九	六一一、九九四	二、六五五、八二〇
四〇	八二六、一五〇	四、一四八、九七二
四一	四〇二、五五〇	四、五一九、二九八
四二	—	三、六三九、四三〇
四三	二六、三〇四	五、八七六、六三九
四四	四、四六四	五、二〇〇、八三四
大正元	一、二八〇、〇七七	三、三九〇、八三八
二	四五二、七二二	三、六六〇、九三四
大正三	一、八七六、九二五斤	三、六〇九、四一二斤
四	二、二一九、四〇六	四、〇五八、〇一五
五	二、〇〇二、〇四五	五、〇二三、八一四
六	一、二五二、七二二	三、九九二、八二八
七	一、六五八、一七七	二、九一一、八五四
八	一、八〇六、四七六	一、一七六、四五九
九	一、四二二、九〇四	一、四四八、五三七
一〇	七七〇、九五八	二、九一四、三九九
一一	一、三〇八、二〇六	二、二六四、七八四
一二	一、三二六、四八九	三、九三五、四〇五
一三	二、〇八七、四八四	二、八〇四、〇一三
一四	五二六、九二七	三、四七八、〇六三
一五	九二八、八二二	四、〇五七、八七九

第三章　特別條約關稅率由高表（二）

國名	年	支那	香港	英領海峽殖民地	英領印度	緬甸	錫蘭	英國	佛國	獨逸	墨西哥	秘露	伊太利	北米合衆國
明治三十六年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同三十七年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同三十八年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同三十九年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同四十年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同四十一年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同四十二年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同四十三年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五

國名	年	支那	香港	英領海峽殖民地	英領印度	緬甸	錫蘭	英國	佛國	獨逸	墨西哥	秘露	伊太利	北米合衆國
明治四十四年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
大正元年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同二年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同三年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同四年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同五年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同六年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五
同七年		海關二五分	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五	百分之五

國名	北米合衆國	英國	佛國	獨逸	伊太利	瑞典
大正八年	三、四五〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同九年	二、六〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十年	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十一年	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十二年	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十三年	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十四年	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同十五年	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

（備考）一、大正八年以降は數量百斤未滿切捨。

二、＊印は震災に因り輸進港の分着荷後先をし繰めた、八箇月分を包含せるものとす。

（三）　國別棉絲油豆粕田高表

參三章　棉絲類貿易　參八節　棉絲の販賣

國名	支那	香港	英領海峽植民地	英領印度
大正八年	一一、〇〇〇、〇〇〇斤	三、〇〇〇、〇〇〇斤	二、〇〇〇、〇〇〇斤	三、〇〇〇、〇〇〇斤
同九年	六、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十年	一〇、〇〇〇、〇〇〇斤	一、一〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十一年	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十二年	七、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十三年	一一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十四年	一、〇〇〇、〇〇〇斤	九〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤
同十五年	一〇、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤

國名	支那 斤	支那 円	香港 斤	香港 円	英領印度 斤	英領印度 円	英國 斤	英國 円	佛國 斤	佛國 円	獨逸 斤	獨逸 円	北米合衆國 斤	北米合衆國 円	濠洲 斤	濠洲 円	其他諸國 斤	其他諸國 円	合計 斤	合計 円
明治三十六年	—	—	一七四、一一六	二三、九八五	—	—	七一、一〇三	九、三五九	三一、一六七	四、五一〇	六一八、四一三	六六、三一二	五一五、七〇二	七七、六六三	—	—	四〇一	九〇	一、四一〇、九〇一	一八一、九一九
同 三十七年	—	—	四七、四二九	七、六七三	—	—	五六、〇二七	九、九六三	八五、八五四	一四、三二七	三一七、九八八	四一、六四三	六八一、七五九	一一五、三六七	—	—	八六四	一五一	一、一八九、九二二	一八九、一二五
同 三十八年	—	—	一四、七三八	二、五七七	—	—	八二、五五三	一四、五七五	三七、八〇〇	六、六五五	五〇四、五二八	七九、二七四	六一九、七七九	一一二、七四三	—	—	一、六八六	二九八	一、二六一、〇八四	二二六、一一三
同 三十九年	—	—	五五、七三三	一〇、六八六	—	—	一六、六八三	二、九四三	一三五、六六九	二四、〇四六	二七七、二八四	四二、八四七	二六四、三九七	四八、三三一	—	—	一九、五三二	三、六五九	七六九、二七六	一三二、五〇三
同 四十年	—	—	三、九九二	八四二	—	—	二二四、七三三	四六、二三〇	八四、八九四	一六、五一五	八二八、〇二七	一五六、九九四	五四七、七四四	一〇八、三三八	—	—	一九一、一九一	三八、八六九	一、八七〇、五八一	三六七、七七八
同 四十一年	—	—	—	—	—	—	四三、四四七	六、二〇三	五八、〇六三	九、四九七	三九六、二〇三	七三、〇〇三	五八九、七九一	九二、四三一	—	—	一七三、四七九	三三、八二五	一、二五九、九八三	二二二、九四七
同 四十二年	—	—	—	—	六、八九八	一、一四八	三八、六八六	六、七五九	一〇、八〇〇	一、四二四	一四〇、二五〇	二一、九九四	八七一、三六四	一四九、七三八	—	—	二〇四、七六七	三九、二六六	一、二七二、七六五	二三〇、三一九
同 四十三年	—	—	—	—	一九、五三五	三、四八六	三八四、九六〇	六四、八八六	二二、九六〇	三、一二七	四七三、二二三	九八、〇七六	七三五、七一〇	一二八、四八八	五〇	一〇	六〇、四二三	一一、九一七	一、六八六、八六一	三〇九、九九〇

國名	支那 斤	支那 円	香港 斤	香港 円	英領印度 斤	英領印度 円	英國 斤	英國 円	佛國 斤	佛國 円	獨逸 斤	獨逸 円	北米合衆國 斤	北米合衆國 円	濠洲 斤	濠洲 円	其他諸國 斤	其他諸國 円	合計 斤	合計 円
明治四十四年	—	—	—	—	一〇、七〇一	一、七四八	一二七、四三三	一九、七三〇	一〇一、一七〇	一六、九〇一	三七六、六六九	八一、二四七	一、〇六九、三三三	二三七、二三四	五三、一八八	一〇、三五五	四、三三九	八四七	一、七四一、七三一	三六八、〇五三
大正元年	二六	二九	一、三六九	二三〇	一三、一七七	二、一二四	二一、四五三	四、二一三	五五、〇三七	一〇、〇三八	六五一、九〇八	一三九、三〇一	二九三、二三三	六五、〇五四	九三、八二九	二一、〇二五	一、一〇六	二二四	一、一三一、二三六	二四二、二三八
同 二年	一七四	四八	五三	一〇	二〇、六二一	三、七九一	六〇、五八三	一三、七二九	四四、二四六	一七、四六二	六〇〇、四一三	一五四、五一二	一、二三七、二八一	二八、七九七	三一〇	六二	七、八一三	二、三六五	一、九六一、四八三	四一〇、七七六
同 三年	五三〇	一二七	一六五	三一	三二、六五六	七、一四五	一七、八三二	二、七三三	一五、一七八	一三、九四八	六四一、〇五八	九一、八三八	六〇〇、二二八	九一、〇五三	五七、〇六七	一〇、二七五	二、二四三	四五五	一、三六六、九三七	二六、六〇四
同 四年	一、七四一	四〇〇	二三三	四六	二九、七〇九	五、九四〇	八五、四三六	一三、四六九	一四、一三七	六、二〇三	—	—	二、一四二、二〇三	二八六、三三四	三四、一四四	六、三四一	五、七一五	一、〇四〇	二、三二三、三二六	三二八、七六三
同 五年	八、三五三	一、九四二	一六四	四九	三四、九〇一	八、一〇三	一四一、五七三	二六、七四〇	二三、九一〇	三、八六六	—	—	一、七四七、九七八	二六四、一一一	五、五一九	一、〇三五	九、二八三	二、四三九	一、九七一、六八〇	三〇八、二七五
同 六年	五、四七六	一、三四五	三〇四	八六	一四二、五〇三	三一、六六九	一三一、三八〇	二三、〇八八	—	—	—	—	一、二七八、〇四一	二八、四九三	一五七、八七七	三九、四〇七	八、〇五三	二、〇四四	一、七一三、六三三	三二六、一三三
同 七年	五、三〇〇	一、〇〇〇	—	—	七六、九〇〇	一六、〇〇〇	四五九、三〇〇	九八、〇〇〇	一九、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	七九三、〇〇〇	一四一、〇〇〇	六、三〇〇	二、〇〇〇	三、八〇〇	一、〇〇〇	一、三七〇、九〇〇	二六八、〇〇〇

國名		大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年
支那	數量	一八,八〇〇斤	一一,七〇〇斤	六,一〇〇斤	五,二〇〇斤	一三,八〇〇斤	二四,四〇〇斤	一四,五〇〇斤	五五,四〇〇斤
	價額	六,〇〇〇円	五,〇〇〇円	二,〇〇〇円	一,〇〇〇円	四,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	九,〇〇〇円	一九,〇〇〇円
香港	數量	三,三〇〇	―	―	―	―	―	三〇〇	一,一〇〇
	價額	三,〇〇〇	―	―	―	―	―	―	―
英領印度	數量	七四,五〇〇	六六,三〇〇	一三,一〇〇	二六,七〇〇	五九,四〇〇	七七,三〇〇	七八,六〇〇	七五,七〇〇
	價額	二三,〇〇〇	四三,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一七,〇〇〇	二三,〇〇〇	二五,〇〇〇	一七,〇〇〇
英國	數量	六〇,二〇〇	三三四,一〇〇	三三,六〇〇	二三,五〇〇	二三,四〇〇	二三六,五〇〇	一〇三,六〇〇	一三八,三〇〇
	價額	三七,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	九,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	九八,〇〇〇	二九,〇〇〇	四九,〇〇〇
佛國	數量	六八,〇〇〇	二四,四〇〇	―	二一,七〇〇	四七,〇〇〇	一三七,七〇〇	九九,二〇〇	一〇八,〇〇〇
	價額	三七,〇〇〇	一七,〇〇〇	―	四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三七,〇〇〇	二九,〇〇〇	三九,〇〇〇
獨逸	數量	―	二〇三,七〇〇	二二三,四〇〇	五四七,二〇〇	二三七,二〇〇	八六二,八〇〇	二二二,二〇〇	五四七,三〇〇
	價額	―	五九,〇〇〇	五二,〇〇〇	一三一,〇〇〇	五七,〇〇〇	二五七,〇〇〇	五七,〇〇〇	一七七,〇〇〇
北米合衆國	數量	七九一,六〇〇	一,六七一,四〇〇	五二七,五〇〇	一,〇四三,五〇〇	一,〇五八,三〇〇	一,四二六,四〇〇	八三六,三〇〇	一,六八四,二〇〇
	價額	二一八,〇〇〇	五九八,〇〇〇	九五,〇〇〇	二〇八,〇〇〇	二二一,〇〇〇	六七四,〇〇〇	二三六,〇〇〇	五〇四,〇〇〇
濠洲	數量	―	―	―	―	一九,五〇〇	一五一,八〇〇	四〇,五〇〇	四,六〇〇
	價額	―	―	―	―	七,〇〇〇	五五,〇〇〇	一三,〇〇〇	一,〇〇〇
其他諸國	數量	一一,八〇〇	二四,六〇〇	―	三,五〇〇	二一,六〇〇	三七,一〇〇	一四,七〇〇	四〇,六〇〇
	價額	八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	―	一,〇〇〇	四,〇〇〇	七,〇〇〇	四,〇〇〇	七,〇〇〇
合計	數量	一,〇三〇,六〇〇	二,三四二,四〇〇	八〇六,五〇〇	一,六七四,五〇〇	一,四八三,二〇〇	二,九四八,七〇〇	一,三九八,九〇〇	二,六五五,二〇〇
	價額	三三三,〇〇〇	八四一,〇〇〇	一六七,〇〇〇	三五一,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一,一六七,〇〇〇	三九三,〇〇〇	八三〇,〇〇〇

（四）年度別樟腦輸出額表（內地輸出及臺灣輸出合計）

年度	數量	價額
明治三六	六,七二四,一七六斤	六,〇五六,一四九円
三七	五,五四四,二五七	五,三六七,五一〇
三八	五,二〇七,二四四	五,三一六,九一〇
三九	四,八三三,九八一	五,八五五,五一四
四〇	五,三二二,四五七	七,六四六,〇〇一
四一	三,四七八,五六五	三,七七三,九〇九
四二	九,〇五三,七八二	七,八四七,二一四
四三	八,一一三,五〇二	六,八九七,一一九
四四	七,六四六,九二四	六,六〇六,二九二
大正元	八,二九三,九一二	七,二三六,二三六
二	七,九六八,六三四	六,七二九,六三四
三	七,八九〇,一二四	六,六二八,〇一六
大正四	七,九四七,三三一斤	六,七一一,一七〇円
五	一一,六一八,三二六	一〇,九五六,八〇四
六	八,〇二三,九〇四	九,九三二,七九〇
七	三,九四三,七七五	六,六二八,三八六
八	三,七〇二,四四四	一〇,九三九,七三五
九	二,五三四,七七〇	九,二六二,四八七
一〇	一,五八二,五〇六	三,一三一,一九四
一一	六,一五五,一五七	一一,六六四,七三二
一二	六,一六七,一〇九	一二,一八二,七七九
一三	五,〇二四,七四五	一〇,三四二,六四四
一四	五,八〇一,一〇三	一一,七五一,七五三
昭和元	四,五二五,三三一	七,八四三,五九五

第九節　樟腦の精製

本邦樟腦專賣制度に於ては、政府の專賣權の範圍は粗製樟腦及樟腦油に止まり、精製樟腦に及ばざるものにして、政府賣渡の粗製樟腦を以て精製樟腦を製造し之を販賣するは、全く民業に委せられたり。但し粗製樟腦を以て直接工業用又は醫藥用等に供するは、極めて一小部分に止まり、樟腦の大部

分は之を精製の上各種の用途に供するものなるを以て、樟腦の精製は專賣制度の維持竝に樟腦業の發達を圖る上に於て、決して之を民間の自由に放置するを許さざるものあり。是を以て專賣法は粗製樟腦の精製も、粗製樟腦及樟腦油の製造と同じく、政府の許可を受くべきものと規定し、以て之が統制を圖ることとせり。而して本邦に於ける樟腦精製業は、專賣施行當初に在りては微々として振はず、僅に場數四箇所、原料使用高五六十萬斤を出でずして、專賣樟腦の九割は外國に輸出せられ、其の精製加工に委するの狀態なりしが、其の後漸次精製業の有利なるに着目して之に從事せんとする者續出せしを以て、政府は原料供給の關係及工場設備等を十分に調査したる上、之に許可を與へたり。

斯くして樟腦精製業は專賣創始以來概して順調なる發達を遂げ、明治三十九年には製造人員九人に增加せしが、同四十一、二年の不況に際して小精製業者の合同を見たる爲め、其の數は六人に減じたり。而して其の生產高は內地化學工業の發展、從て其の需要增加に應じて逐年遞增し、殊に歐洲戰爭を契機として飛躍的發展を遂ぐるに至れり。其の後同業者間に競爭を生じ、其の弊を見るに及び、大正七年全同業者は合同して日本樟腦株式會社を設立したるを以て、爾來精製業者は全然此の一社となれり。又竈數は專賣法施行當時僅に五十四箇なりしが、大正五年の最盛期には四百四十九箇の多きに上り、其の後合同の結果著しく減少して三百三十九箇となり、大正末年に於ては更に減じて二百九十六箇となれり。今年々の原料使用高・製造高・賣捌高及相場表を揭出すれば左の如し。

（一）內地精製原料樟腦使用高表

年度	內地產	臺灣產	計
明治三六	一斤	四七〇、九〇〇斤	四七〇、九〇〇斤
明治三八	一四二、一〇〇	五〇〇、〇〇〇	六四二、一〇〇
三九	一五五、三〇〇	五五〇、七〇〇	七〇六、〇〇〇
四〇	一三四、九〇〇	六四〇、五〇〇	七七五、四〇〇
四一	三五四、八〇〇	七八五、九五〇	一、一四〇、七五〇
四二	七〇六、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、六〇六、〇〇〇
四三	七七〇、六〇〇	八一四、七〇〇	一、五八五、三〇〇
四四	九六一、二五〇	八五七、〇〇〇	一、八一八、二五〇
大正元	一、〇七二、一六〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、一七二、一六〇
二	一、二一七、五〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	二、四一七、五〇〇
三	一、三九四、三五二	二、三三〇、〇〇〇	三、七二四、三五二
四	二、八四七、五八五	二、四二二、八〇〇	五、二七〇、三八五
大正五	三、一〇七、八四七	一、四一九、二〇〇	四、五二七、〇四七
六	一、九三七、三六二	一、一九四、九八〇	三、一三二、三四二
七	七〇〇、三三〇	九六八、八〇〇	一、六六九、一三〇
八	七五八、八一三	一、〇五二、六〇〇	一、八一一、四一三
九	七九一、五〇〇	九六七、九四〇	一、七五九、四四〇
一〇	七〇一、三五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇一、三五五
一一	二、五〇一、二〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇一、二〇〇
一二	一、八六六、五〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八六六、五〇〇
一三	二、三〇五、八九三	一、三八〇、五〇〇	三、六八六、三九三
一四	二、五五七、五六〇	六七一、二〇〇	三、二二八、七六〇
昭和元	二、九五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇

（二）精製樟腦製造高表

年度	製造人員	製造場數	竈數	職工 男	職工 女	職工 計	製造高 數量	製造高 價額
明治三六	四人	四箇所	五四箇	?人	?人	?人	?斤	?円
三七	七	七	一二三	七六	一二九	二〇五	六〇四、〇〇六	八四七、四二二
三八	六	六	一〇一	八三	一二三	二〇六	五八四、〇〇〇	九五四、九八四
三九	九	九	一二二	七九	一三〇	二〇九	五八四、八〇八	一、二四四、一四五
四〇	七	七	一〇九	一〇一	一六八	二六九	六九九、九四八	一、七五四、二五三
四一	八	八	一一九	一〇七	一八〇	二八七	八三二、六〇三	八八七、七五九
四二	六	六	一三三	一〇九	二三〇	三三九	一、六七三、一八六	一、七四一、五六九

昭和	大正	明治
元	一四	三六
二	一三	三七
三	一二	三八
四	一一	三九
五	一〇	四〇
六	九	四一
七	八	四二
八	七	四三
九	六	四四
一〇	五	四五
一一	五	四六
一二	五	四七
一三	五	四八
一四	五	四九
一五	五	五〇
一六	六	五一
一七	六	五二
一八	六	五三
一九	六	五四
二〇	六	五五
二一	六	五六
二二	六	五七
二三	六	五八
二四	六	五九
二五	六	六〇
二六	六	六一
二七	六	六二
二八	六	六三
二九	六	六四
三〇	六	六五
三一	六	六六
三二	六	六七
三三	六	六八
三四	六	六九
三五	六	七〇
三六	六	七一
三七	六	七二
三八	六	七三
三九	六	七四
四〇	六	七五
四一	六	七六
四二	六	七七
四三	六	七八
四四	六	七九
四五	六	八〇
四六	六	八一
四七	六	八二
四八	六	八三
四九	六	八四
五〇	六	八五
五一	六	八六
五二	六	八七
五三	六	八八
五四	六	八九
五五	六	九〇
五六	六	九一
五七	六	九二
五八	六	九三
五九	六	九四
六〇	六	九五
六一	六	九六
六二	六	九七
六三	六	九八
六四	六	九九
六五	六	一〇〇
六六	六	一〇一
六七	六	一〇二
六八	六	一〇三
六九	六	一〇四
七〇	六	一〇五
七一	六	一〇六
七二	六	一〇七
七三	六	一〇八
七四	六	一〇九
七五	六	一一〇
七六	六	一一一
七七	六	一一二
七八	六	一一三
七九	六	一一四
八〇	六	一一五
八一	六	一一六
八二	六	一一七
八三	六	一一八
八四	六	一一九
八五	六	一二〇
八六	六	一二一
八七	六	一二二
八八	六	一二三
八九	六	一二四
九〇	六	一二五
九一	六	一二六
九二	六	一二七
九三	六	一二八
九四	六	一二九
九五	六	一三〇
九六	六	一三一
九七	六	一三二
九八	六	一三三
九九	六	一三四
一〇〇	六	一三五
一〇一	六	一三六
一〇二	六	一三七
一〇三	六	一三八
一〇四	六	一三九
一〇五	六	一四〇
一〇六	六	一四一
一〇七	六	一四二
一〇八	六	一四三
一〇九	六	一四四
一一〇	六	一四五
一一一	六	一四六
一一二	六	一四七
一一三	六	一四八
一一四	六	一四九
一一五	六	一五〇
一一六	六	一五一
一一七	六	一五二
一一八	六	一五三
一一九	六	一五四
一二〇	六	一五五
一二一	六	一五六
一二二	六	一五七
一二三	六	一五八
一二四	六	一五九
一二五	六	一六〇
一二六	六	一六一
一二七	六	一六二
一二八	六	一六三
一二九	六	一六四
一三〇	六	一六五
一三一	六	一六六
一三二	六	一六七
一三三	六	一六八
一三四	六	一六九
一三五	六	一七〇
一三六	六	一七一
一三七	六	一七二
一三八	六	一七三
一三九	六	一七四
一四〇	六	一七五
一四一	六	一七六
一四二	六	一七七
一四三	六	一七八
一四四	六	一七九
一四五	六	一八〇
一四六	六	一八一
一四七	六	一八二
一四八	六	一八三
一四九	六	一八四
一五〇	六	一八五
一五一	六	一八六
一五二	六	一八七
一五三	六	一八八
一五四	六	一八九
一五五	六	一九〇
一五六	六	一九一
一五七	六	一九二
一五八	六	一九三
一五九	六	一九四
一六〇	六	一九五
一六一	六	一九六
一六二	六	一九七
一六三	六	一九八
一六四	六	一九九
一六五	六	二〇〇
一六六	六	二〇一
一六七	六	二〇二
一六八	六	二〇三
一六九	六	二〇四
一七〇	六	二〇五
一七一	六	二〇六
一七二	六	二〇七
一七三	六	二〇八
一七四	六	二〇九
一七五	六	二一〇
一七六	六	二一一
一七七	六	二一二
一七八	六	二一三
一七九	六	二一四
一八〇	六	二一五
一八一	六	二一六
一八二	六	二一七
一八三	六	二一八
一八四	六	二一九
一八五	六	二二〇
一八六	六	二二一
一八七	六	二二二
一八八	六	二二三
一八九	六	二二四
一九〇	六	二二五
一九一	六	二二六
一九二	六	二二七
一九三	六	二二八
一九四	六	二二九
一九五	六	二三〇
一九六	六	二三一
一九七	六	二三二
一九八	六	二三三
一九九	六	二三四
二〇〇	六	二三五
二〇一	六	二三六
二〇二	六	二三七
二〇三	六	二三八
二〇四	六	二三九
二〇五	六	二四〇
二〇六	六	二四一
二〇七	六	二四二
二〇八	六	二四三
二〇九	六	二四四
二一〇	六	二四五
二一一	六	二四六
二一二	六	二四七
二一三	六	二四八
二一四	六	二四九
二一五	六	二五〇
二一六	六	二五一
二一七	六	二五二
二一八	六	二五三
二一九	六	二五四
二二〇	六	二五五
二二一	六	二五六
二二二	六	二五七
二二三	六	二五八
二二四	六	二五九
二二五	六	二六〇
二二六	六	二六一
二二七	六	二六二
二二八	六	二六三
二二九	六	二六四
二三〇	六	二六五
二三一	六	二六六
二三二	六	二六七
二三三	六	二六八
二三四	六	二六九
二三五	六	二七〇
二三六	六	二七一
二三七	六	二七二
二三八	六	二七三
二三九	六	二七四
二四〇	六	二七五
二四一	六	二七六
二四二	六	二七七
二四三	六	二七八
二四四	六	二七九
二四五	六	二八〇
二四六	六	二八一
二四七	六	二八二
二四八	六	二八三
二四九	六	二八四
二五〇	六	二八五
二五一	六	二八六
二五二	六	二八七
二五三	六	二八八
二五四	六	二八九
二五五	六	二九〇
二五六	六	二九一
二五七	六	二九二
二五八	六	二九三
二五九	六	二九四
二六〇	六	二九五
二六一	六	二九六
二六二	六	二九七
二六三	六	二九八
二六四	六	二九九
二六五	六	三〇〇
二六六	六	三〇一
二六七	六	三〇二
二六八	六	三〇三
二六九	六	三〇四
二七〇	六	三〇五
二七一	六	三〇六
二七二	六	三〇七
二七三	六	三〇八
二七四	六	三〇九
二七五	六	三一〇
二七六	六	三一一
二七七	六	三一二
二七八	六	三一三
二七九	六	三一四
二八〇	六	三一五
二八一	六	三一六
二八二	六	三一七
二八三	六	三一八
二八四	六	三一九
二八五	六	三二〇
二八六	六	三二一
二八七	六	三二二
二八八	六	三二三
二八九	六	三二四
二九〇	六	三二五
二九一	六	三二六
二九二	六	三二七
二九三	六	三二八
二九四	六	三二九
二九五	六	三三〇
二九六	六	三三一
二九七	六	三三二
二九八	六	三三三
二九九	六	三三四
三〇〇	六	三三五
三〇一	六	三三六
三〇二	六	三三七
三〇三	六	三三八
三〇四	六	三三九
三〇五	六	三四〇
三〇六	六	三四一
三〇七	六	三四二
三〇八	六	三四三
三〇九	六	三四四
三一〇	六	三四五
三一一	六	三四六
三一二	六	三四七
三一三	六	三四八
三一四	六	三四九
三一五	六	三五〇
三一六	六	三五一
三一七	六	三五二
三一八	六	三五三
三一九	六	三五四
三二〇	六	三五五
三二一	六	三五六
三二二	六	三五七
三二三	六	三五八
三二四	六	三五九
三二五	六	三六〇
三二六	六	三六一
三二七	六	三六二
三二八	六	三六三
三二九	六	三六四
三三〇	六	三六五
三三一	六	三六六
三三二	六	三六七
三三三	六	三六八
三三四	六	三六九
三三五	六	三七〇
三三六	六	三七一
三三七	六	三七二
三三八	六	三七三
三三九	六	三七四
三四〇	六	三七五
三四一	六	三七六
三四二	六	三七七
三四三	六	三七八
三四四	六	三七九
三四五	六	三八〇
三四六	六	三八一
三四七	六	三八二
三四八	六	三八三
三四九	六	三八四
三五〇	六	三八五
三五一	六	三八六
三五二	六	三八七
三五三	六	三八八
三五四	六	三八九
三五五	六	三九〇
三五六	六	三九一
三五七	六	三九二
三五八	六	三九三
三五九	六	三九四
三六〇	六	三九五
三六一	六	三九六
三六二	六	三九七
三六三	六	三九八
三六四	六	三九九
三六五	六	四〇〇
三六六	六	四〇一
三六七	六	四〇二
三六八	六	四〇三
三六九	六	四〇四
三七〇	六	四〇五
三七一	六	四〇六
三七二	六	四〇七
三七三	六	四〇八
三七四	六	四〇九
三七五	六	四一〇
三七六	六	四一一
三七七	六	四一二
三七八	六	四一三
三七九	六	四一四
三八〇	六	四一五
三八一	六	四一六
三八二	六	四一七
三八三	六	四一八
三八四	六	四一九
三八五	六	四二〇
三八六	六	四二一
三八七	六	四二二
三八八	六	四二三
三八九	六	四二四
三九〇	六	四二五
三九一	六	四二六
三九二	六	四二七
三九三	六	四二八
三九四	六	四二九
三九五	六	四三〇
三九六	六	四三一
三九七	六	四三二
三九八	六	四三三
三九九	六	四三四
四〇〇	六	四三五
四〇一	六	四三六
四〇二	六	四三七
四〇三	六	四三八
四〇四	六	四三九
四〇五	六	四四〇
四〇六	六	四四一
四〇七	六	四四二
四〇八	六	四四三
四〇九	六	四四四
四一〇	六	四四五
四一一	六	四四六
四一二	六	四四七
四一三	六	四四八
四一四	六	四四九
四一五	六	四五〇
四一六	六	四五一
四一七	六	四五二
四一八	六	四五三
四一九	六	四五四
四二〇	六	四五五
四二一	六	四五六
四二二	六	四五七
四二三	六	四五八
四二四	六	四五九
四二五	六	四六〇
四二六	六	四六一
四二七	六	四六二
四二八	六	四六三
四二九	六	四六四
四三〇	六	四六五
四三一	六	四六六
四三二	六	四六七
四三三	六	四六八
四三四	六	四六九
四三五	六	四七〇
四三六	六	四七一
四三七	六	四七二
四三八	六	四七三
四三九	六	四七四
四四〇	六	四七五
四四一	六	四七六
四四二	六	四七七
四四三	六	四七八
四四四	六	四七九
四四五	六	四八〇
四四六	六	四八一
四四七	六	四八二
四四八	六	四八三
四四九	六	四八四
四五〇	六	四八五
四五一	六	四八六
四五二	六	四八七
四五三	六	四八八
四五四	六	四八九
四五五	六	四九〇
四五六	六	四九一
四五七	六	四九二
四五八	六	四九三
四五九	六	四九四
四六〇	六	四九五
四六一	六	四九六
四六二	六	四九七
四六三	六	四九八
四六四	六	四九九
四六五	六	五〇〇
四六六	六	五〇一
四六七	六	五〇二
四六八	六	五〇三
四六九	六	五〇四
四七〇	六	五〇五
四七一	六	五〇六
四七二	六	五〇七
四七三	六	五〇八
四七四	六	五〇九
四七五	六	五一〇
四七六	六	五一一
四七七	六	五一二
四七八	六	五一三
四七九	六	五一四
四八〇	六	五一五
四八一	六	五一六
四八二	六	五一七
四八三	六	五一八
四八四	六	五一九
四八五	六	五二〇
四八六	六	五二一
四八七	六	五二二
四八八	六	五二三
四八九	六	五二四
四九〇	六	五二五
四九一	六	五二六
四九二	六	五二七
四九三	六	五二八
四九四	六	五二九
四九五	六	五三〇
四九六	六	五三一
四九七	六	五三二
四九八	六	五三三
四九九	六	五三四
五〇〇	六	五三五
五〇一	六	五三六
五〇二	六	五三七
五〇三	六	五三八
五〇四	六	五三九
五〇五	六	五四〇
五〇六	六	五四一
五〇七	六	五四二
五〇八	六	五四三
五〇九	六	五四四
五一〇	六	五四五
五一一	六	五四六
五一二	六	五四七
五一三	六	五四八
五一四	六	五四九
五一五	六	五五〇
五一六	六	五五一
五一七	六	五五二
五一八	六	五五三
五一九	六	五五四
五二〇	六	五五五
五二一	六	五五六
五二二	六	五五七
五二三	六	五五八
五二四	六	五五九
五二五	六	五六〇
五二六	六	五六一
五二七	六	五六二
五二八	六	五六三
五二九	六	五六四
五三〇	六	五六五
五三一	六	五六六
五三二	六	五六七
五三三	六	五六八
五三四	六	五六九
五三五	六	五七〇
五三六	六	五七一
五三七	六	五七二
五三八	六	五七三
五三九	六	五七四
五四〇	六	五七五
五四一	六	五七六
五四二	六	五七七
五四三	六	五七八
五四四	六	五七九
五四五	六	五八〇
五四六	六	五八一
五四七	六	五八二
五四八	六	五八三
五四九	六	五八四
五五〇	六	五八五
五五一	六	五八六
五五二	六	五八七
五五三	六	五八八
五五四	六	五八九
五五五	六	五九〇
五五六	六	五九一
五五七	六	五九二
五五八	六	五九三
五五九	六	五九四
五六〇	六	五九五
五六一	六	五九六
五六二	六	五九七
五六三	六	五九八
五六四	六	五九九
五六五	六	六〇〇
五六六	六	六〇一
五六七	六	六〇二
五六八	六	六〇三
五六九	六	六〇四
五七〇	六	六〇五
五七一	六	六〇六
五七二	六	六〇七
五七三	六	六〇八
五七四	六	六〇九
五七五	六	六一〇
五七六	六	六一一
五七七	六	六一二
五七八	六	六一三
五七九	六	六一四
五八〇	六	六一五
五八一	六	六一六
五八二	六	六一七
五八三	六	六一八
五八四	六	六一九
五八五	六	六二〇
五八六	六	六二一
五八七	六	六二二
五八八	六	六二三
五八九	六	六二四
五九〇	六	六二五
五九一	六	六二六
五九二	六	六二七
五九三	六	六二八
五九四	六	六二九
五九五	六	六三〇
五九六	六	六三一
五九七	六	六三二
五九八	六	六三三
五九九	六	六三四
六〇〇	六	六三五
六〇一	六	六三六
六〇二	六	六三七
六〇三	六	六三八
六〇四	六	六三九
六〇五	六	六四〇
六〇六	六	六四一
六〇七	六	六四二
六〇八	六	六四三
六〇九	六	六四四
六一〇	六	六四五
六一一	六	六四六
六一二	六	六四七
六一三	六	六四八
六一四	六	六四九
六一五	六	六五〇
六一六	六	六五一
六一七	六	六五二
六一八	六	六五三
六一九	六	六五四
六二〇	六	六五五
六二一	六	六五六
六二二	六	六五七
六二三	六	六五八
六二四	六	六五九
六二五	六	六六〇
六二六	六	六六一
六二七	六	六六二
六二八	六	六六三
六二九	六	六六四
六三〇	六	六六五
六三一	六	六六六
六三二	六	六六七
六三三	六	六六八
六三四	六	六六九
六三五	六	六七〇
六三六	六	六七一
六三七	六	六七二
六三八	六	六七三
六三九	六	六七四
六四〇	六	六七五
六四一	六	六七六
六四二	六	六七七
六四三	六	六七八
六四四	六	六七九
六四五	六	六八〇
六四六	六	六八一
六四七	六	六八二
六四八	六	六八三
六四九	六	六八四
六五〇	六	六八五
六五一	六	六八六
六五二	六	六八七
六五三	六	六八八
六五四	六	六八九
六五五	六	六九〇
六五六	六	六九一
六五七	六	六九二
六五八	六	六九三
六五九	六	六九四
六六〇	六	六九五
六六一	六	六九六
六六二	六	六九七
六六三	六	六九八
六六四	六	六九九
六六五	六	七〇〇
六六六	六	七〇一
六六七	六	七〇二
六六八	六	七〇三
六六九	六	七〇四
六七〇	六	七〇五
六七一	六	七〇六
六七二	六	七〇七
六七三	六	七〇八
六七四	六	七〇九
六七五	六	七一〇
六七六	六	七一一
六七七	六	七一二
六七八	六	七一三
六七九	六	七一四
六八〇	六	七一五
六八一	六	七一六
六八二	六	七一七
六八三	六	七一八
六八四	六	七一九
六八五	六	七二〇
六八六	六	七二一
六八七	六	七二二
六八八	六	七二三
六八九	六	七二四
六九〇	六	七二五
六九一	六	七二六
六九二	六	七二七
六九三	六	七二八
六九四	六	七二九
六九五	六	七三〇
六九六	六	七三一
六九七	六	七三二
六九八	六	七三三
六九九	六	七三四
七〇〇	六	七三五
七〇一	六	七三六
七〇二	六	七三七
七〇三	六	七三八
七〇四	六	七三九
七〇五	六	七四〇
七〇六	六	七四一
七〇七	六	七四二
七〇八	六	七四三
七〇九	六	七四四
七一〇	六	七四五
七一一	六	七四六
七一二	六	七四七
七一三	六	七四八
七一四	六	七四九
七一五	六	七五〇
七一六	六	七五一
七一七	六	七五二
七一八	六	七五三
七一九	六	七五四
七二〇	六	七五五
七二一	六	七五六
七二二	六	七五七
七二三	六	七五八
七二四	六	七五九
七二五	六	七六〇
七二六	六	七六一
七二七	六	七六二
七二八	六	七六三
七二九	六	七六四
七三〇	六	七六五
七三一	六	七六六
七三二	六	七六七
七三三	六	七六八
七三四	六	七六九
七三五	六	七七〇
七三六	六	七七一
七三七	六	七七二
七三八	六	七七三
七三九	六	七七四
七四〇	六	七七五
七四一	六	七七六
七四二	六	七七七
七四三	六	七七八
七四四	六	七七九
七四五	六	七八〇
七四六	六	七八一
七四七	六	七八二
七四八	六	七八三
七四九	六	七八四
七五〇	六	七八五
七五一	六	七八六
七五二	六	七八七
七五三	六	七八八
七五四	六	七八九
七五五	六	七九〇
七五六	六	七九一
七五七	六	七九二
七五八	六	七九三
七五九	六	七九四
七六〇	六	七九五
七六一	六	七九六
七六二	六	七九七
七六三	六	七九八
七六四	六	七九九
七六五	六	八〇〇
七六六	六	八〇一
七六七	六	八〇二
七六八	六	八〇三
七六九	六	八〇四
七七〇	六	八〇五
七七一	六	八〇六
七七二	六	八〇七
七七三	六	八〇八
七七四	六	八〇九
七七五	六	八一〇
七七六	六	八一一
七七七	六	八一二
七七八	六	八一三
七七九	六	八一四
七八〇	六	八一五
七八一	六	八一六
七八二	六	八一七
七八三	六	八一八
七八四	六	八一九
七八五	六	八二〇
七八六	六	八二一
七八七	六	八二二
七八八	六	八二三
七八九	六	八二四
七九〇	六	八二五
七九一	六	八二六
七九二	六	八二七
七九三	六	八二八
七九四	六	八二九
七九五	六	八三〇
七九六	六	八三一
七九七	六	八三二
七九八	六	八三三
七九九	六	八三四
八〇〇	六	八三五
八〇一	六	八三六
八〇二	六	八三七
八〇三	六	八三八
八〇四	六	八三九
八〇五	六	八四〇
八〇六	六	八四一
八〇七	六	八四二
八〇八	六	八四三
八〇九	六	八四四
八一〇	六	八四五
八一一	六	八四六
八一二	六	八四七
八一三	六	八四八
八一四	六	八四九
八一五	六	八五〇
八一六	六	八五一
八一七	六	八五二
八一八	六	八五三
八一九	六	八五四
八二〇	六	八五五
八二一	六	八五六
八二二	六	八五七
八二三	六	八五八
八二四	六	八五九
八二五	六	八六〇
八二六	六	八六一
八二七	六	八六二
八二八	六	八六三
八二九	六	八六四
八三〇	六	八六五
八三一	六	八六六
八三二	六	八六七
八三三	六	八六八
八三四	六	八六九
八三五	六	八七〇
八三六	六	八七一
八三七	六	八七二
八三八	六	八七三
八三九	六	八七四
八四〇	六	八七五
八四一	六	八七六
八四二	六	八七七
八四三	六	八七八
八四四	六	八七九
八四五	六	八八〇
八四六	六	八八一
八四七	六	八八二
八四八	六	八八三
八四九	六	八八四
八五〇	六	八八五
八五一	六	八八六
八五二	六	八八七
八五三	六	八八八
八五四	六	八八九
八五五	六	八九〇
八五六	六	八九一
八五七	六	八九二
八五八	六	八九三
八五九	六	八九四
八六〇	六	八九五
八六一	六	八九六
八六二	六	八九七
八六三	六	八九八
八六四	六	八九九
八六五	六	九〇〇
八六六	六	九〇一
八六七	六	九〇二
八六八	六	九〇三
八六九	六	九〇四
八七〇	六	九〇五
八七一	六	九〇六
八七二	六	九〇七
八七三	六	九〇八
八七四	六	九〇九
八七五	六	九一〇

（備　考）本表中其の他とあるは大部分濠洲なり。

（四）精製樟腦相場表（板狀百斤當）

年度	神戸倫敦紐育			年度	神戸倫敦紐育		
	神戸	倫敦	紐育		神戸	倫敦	紐育
	円	円	円		円	円	円
明治四〇	二三〇・〇〇〇	二四一・〇〇〇	一九〇・〇〇〇	大正六	一六五・三〇〇	三三九・〇〇〇	二〇三・〇〇〇
四一	九七・〇〇〇	一一四・三〇〇	一二八・〇〇〇	七	一七四・二〇〇	四一三・〇〇〇	五五七・三〇〇
四二	九八・〇〇〇	九八・〇三〇	九九・四七〇	八	四五四・一〇〇	八六六・〇〇〇	八四八・〇〇〇
四三	九五・一五〇	一〇〇・一〇〇	九八・三三〇	九	二九三・二〇〇	四一五・六八〇	三〇九・三三〇
四四	九五・六〇〇	一〇〇・三〇〇	一〇三・三〇〇	一〇	一八一・〇五〇	二三五・六五〇	二〇四・五二〇
大正元	九一・〇五〇	九五・三〇〇	一〇〇・五〇〇	一一	一九六・六一〇	二一七・五二〇	二一〇・六八〇
二	八三・〇〇〇	九〇・一三〇	九七・六〇〇	一二	一九八・三三〇	二一三・七九〇	二三〇・二二〇
三	九六・一〇〇	一一六・六〇〇	一一五・四〇〇	一三	一八九・八八〇	二〇八・〇三〇	一九九・四八〇
四	九三・一〇〇	一〇三・四〇〇	一〇三・九〇〇	一四	一九三・一一〇	二〇一・六八〇	一九八・六〇〇
五	一三一・六八〇	一八〇・三〇〇	一九三・〇〇〇	昭和元	一六六・六四〇	一七二・四八〇	一六九・二一〇

（備　考）倫敦相場は一封度當志を、紐育相場は一封度當仙を、夫々百斤當圓に換算す。

第十節　樟腦專賣實蹟概要

第一款　明治三十六年度

（一）製　造

粗製樟腦、樟腦油專賣法は明治三十六年十月一日より施行せられたり。而して內地に在りては既往十數年來樟腦價格の上向に連れ、製腦家は唯目前の利益に眩惑し、偏に樟腦產額の多からんことを欲して、濫伐濫製を省みざりし爲め、樟樹は年と共に減少し、今や民有樟樹は殆んど伐採し盡され、纔かに森林雜木中に混在するに過ぎざるの狀態なりき。加ふるに新に制定せられたる補償價格は當時の市場價格に比し大差あり、爲に企業の氣勢を挫折したるの觀ありて、新に樟樹の買入を爲すを差控ふるの傾向を生じ、此の結果は本年度豫定生產高約百萬斤、收納見込高六十萬斤に對し、實際收納高は僅に三十七萬餘斤に過ぎざりき。而して本年度末製造人員は合計千三百八十人、場數千五百六十一箇所、竈數二千四百三十二箇にして、此の內鹿兒島局管內の人員六百十九人、場數六百二十二箇所、竈數九百三十五箇第一位を占め、長崎、神戸、熊本、福岡等之に次げり。又精製樟腦製造は神戸局管內にのみ行はれ、人員四、場數四、竈數五十四なりとす。

（二）收　納

樟腦及樟腦油の補償金額は臺灣に於ける樟腦專賣施行前五箇年間、卽ち明治二十七年乃至三十一年に於ける樟腦輸出平均價格を基礎とし、之に各集散地の運輸交通の便否を參酌して之を定めたるものにして、今神戸收納分に就きて見れば上等五十六圓、中等五十三圓、下等五十圓、樟腦油二十七圓なりしが（明治三十六年九月大藏省告示第六十九號）、共通專賣法施行前に在りては一時樟腦の價格も騰貴し、原料樟樹も從て割高なりしのみならず、內地專賣法發布後も此等は俄に低下せざりしに因り、明治三十七年一月補償金額を改定し、樟腦は全部に亙り各四圓を、樟腦油は二圓乃至三圓を增額したり。

本年度に於ける粗製樟腦の收納高は三十七萬千五百餘斤にして、此の補償金十八萬三千二百六十

八圓餘、樟腦油の收納高は四十三萬四千三百餘斤にして、其の補償金十一萬七千三百二十六圓なり。樟腦收納高の最も多きは神戸にして總收納高の五割以上を占め（樟腦二十萬二千二百餘斤、十萬三千八百八十五圓、樟腦油二十萬六千四百八十斤、五萬八千六百八十八圓）、長崎・鹿兒島之に亞げり。

（三）賣　渡

九州各樟腦事務局に於て收納したる粗製樟腦は之を神戸樟腦事務局に送り、同事務局は自局收納の樟腦と共に之を臺灣專賣局神戸支局へ賣渡し、同局に於て乙種又は改良乙種と爲したる上、之をサミュル・サミュル商會に賣下ぐるの順序なりとす。但し官衙・病院等の少量の需要に對しては、各事務局より直接之を賣渡すことを得るものなり。而して本年度賣渡高は粗製樟腦三十五萬三百餘斤、再製樟腦二十萬五千二百餘斤にして、之を加工調理して改良乙種三十萬斤乙種二十六萬五千斤、乙種六萬斤となし、此の內改良乙種サミュル商會に賣渡し、改良乙種三萬五千斤を內地需要家に賣渡したるが、其の代金は合計二十七萬九千六百十圓なりき。又本年度に於ては此の外に鹿兒島事務局に於て粗製樟腦百三十斤、代金八十六圓餘、長崎事務局に於て同二百斤、代金百四十二圓の直接賣渡ありたり。

第二款　明治三十七年度

（一）製　造

明治三十七年度に於ける內地樟腦生產豫定額は粗製樟腦百萬斤、樟腦油百五萬斤なりしも、其の生產高（收納高、以下同じ）は粗製樟腦六十三萬三千七百九十二斤、樟腦油七十一萬四千三百六十七斤にして豫算に對し三四割の減收を示したり。斯くの如く減收を見たる所以は、前年と同じく原料樟樹の不足と買入困難とにありたり。而して本年度に於ける樟腦產額の減少は啻に內地のみに止まらず、臺灣に在りても蕃害と水害とに因り大に減收し、豫定額粗製樟腦四百四十五萬四千二百餘斤に對し、收納額は三百三十八萬九千七百餘斤に過ぎざりき。本年度末現在に於ける製造人員は千二百四十一人、場數千六百十七、竈數二千六百八十二にして、前年度に比し人員七人、場數七、竈數百二十三にして、前年度五十六、竈數は二百五十を夫々增加したり。又精製業は人員場數共に三を、竈數は六十九を增したり。生產高の最も多きは鹿兒島事務局管內にして二十六萬五千六百餘斤（四二%）に上り、長崎之に亞ぎて十三萬千七百餘斤（二一%）、熊本六萬八千八百餘斤（一一%）、福岡六萬六千二百餘斤（一〇%）なりき。又樟腦油の生產高も右の順位にして鹿兒島三十萬三千八百餘斤（四三%）、長崎十九萬七千五百餘斤（二八%）、神戸七萬六千百餘斤（一〇%）、熊本七萬六千餘斤（一〇%）、福岡六萬七百餘斤（九%）なりき。

（二）收　納

粗製樟腦及樟腦油の補償金は明治三十七年一月之を改定せしが、更に樟腦增產を圖る目的を以て本年九月九州各局に於て收納する粗製樟腦の補償金を夫々一圓引上げたり（大藏省告示第百三十四號）。

本年度に於ける粗製樟腦の收納高は六十三萬三千七百九十二斤にして、此の補償金額三十三萬四十三圓、同じく樟腦油は七十一萬四千三百六十七斤にして、補償金二十萬二千百八十九圓なりき。樟腦收納高の最も多きは神戸樟腦事務局にして數量三十三萬千六百餘斤（五二%）、補償金十七萬六千六百一圓（百斤當平均五十二圓七錢四厘）を占め、鹿兒島十三萬三千五百餘斤（二一%）、補償金六萬八千九百五十

一圓（同上平均五十一圓六十一錢六厘）、長崎十一萬八千二百餘斤（一九%）、補償金六萬千三百八十圓（同上平均五十一圓八十九錢六厘）之に亞ぎ、以下熊本（五%）・福岡（三%）の順序なりとす。又樟腦油に在りては同じく神戸首位を占め數量三十二萬千五百餘斤（四五%）、補償金九萬六千四百六十圓（百斤當平均三十圓）、長崎十八萬七千八百餘斤（二六%）、補償金五萬七百二十二圓（同上平均二十七圓）、鹿兒島十五萬六千八百斤（二二%）、補償金四萬二千三百三十三圓（同上平均二十六圓九十九錢七厘）之に亞ぎ、熊本（五%）・福岡（三%）の順位なりき。

（三）賣　渡

本年度に於ける粗製樟腦の賣渡高は六十二萬四千三百六十一斤、再製樟腦の賣渡高は三十七萬五千百二十八斤にして、之を加工調理して甲種三萬六千七百斤（全部內地賣、代金三萬千九百八十八圓）、改良乙種六十七萬八千三百斤（內三十九萬五千斤は輸出用としてサミュル商會に賣渡し、二十八萬三千三百斤は內地賣渡兩者代金合計五十六萬二千百二十九圓）、乙種十六萬三千五十斤（全部輸出用としてサミュル商會賣渡、代金十三萬二千六十九圓）となし、合計八十七萬八千五十斤、價額七十二萬六千百八十六圓を賣渡したり。尙ほ此の外直接賣渡のもの數量三百八十一斤、代金二百五十三圓ありたり。

第三款　明治三十八年度

（一）製　造

本年度に於ける內地樟腦產額の豫定は粗製樟腦八十一萬八千餘斤、樟腦油八十二萬七千九百餘斤なりしも、製造は依然豫定に達することを得ず、其の產額は樟腦六十萬四百餘斤（前年度に比し三萬三千四百斤減）、樟腦油六十五萬二千五百餘斤（同上六萬一千八百餘斤減）なりき。產額の最も多きは樟腦に在りては同じく鹿兒島の二十四萬七千八百餘斤首位を占め、長崎・熊本・福岡・神戸之に順次し、又樟腦油に在りては同じく鹿兒島の二十一萬四千餘斤にして、福岡・熊本・長崎・神戸之に順次し、又樟腦油に在りては同じく鹿兒島の二十四萬七千八百餘斤首位を占め、長崎・熊本・福岡・神戸之に順次す。製造人員は前年度に比し三十八人を、場數は五十三を夫々減じたるも、竈數は却て八十七を增加したり。又精製業者は人員場數共に一を減じ、竈數は二十二を減じたり。

（二）收　納

補償金は制定以來數次の引上を爲したるも、樟腦の需要は益〻增加し、供給は之に伴はざる狀態にして、市場の價格は愈〻騰貴し、政府の賣下價格と著しき懸隔を生ずるに至りしを以て、政府は賣下價格と共に補償金額も引上ぐることとし、明治三十九年二月大藏省告示第百五十八號を以て樟腦は五圓、樟腦油は二圓五十錢の引上を爲したり。

本年度に於ける粗製樟腦の收納高は六十萬四百三十一斤、此の補償金三十二萬九千九百十六圓（百斤當平均五十四圓九十七錢八厘）、樟腦油の收納高は六十五萬二千五百六十三斤、補償金十八萬九千四百十七圓（百斤當平均二十九圓二錢七厘）にして、此の內神戶局の收納高は粗製樟腦三十七萬六百斤弱、補償金二十萬七千六百六圓（同上平均五十六圓六錢六厘）、樟腦油三十四萬七千斤弱、補償金十萬五千九百四十一圓（同上平均三十圓五錢三厘）にして、何れも其の首位を占め、鹿兒島・長崎・熊本・福岡之に順次せり。

（三）賣　渡

本年度に於ける粗製樟腦賣渡高は五十九萬三千八百六十一斤、再製樟腦三十三萬八千八百三斤、合計九十三萬四千七百八十斤にして、之を調理加工して甲種三萬五千六百斤（全部內地賣、代金三萬三千五百十八圓）改良乙種五十七萬七千六百斤（代金五十二萬九千三百四十八圓、內輸出用としてサミュル商會賣渡二十八萬八千

二百斤、內地賣渡二十八萬九千四百斤）、乙種二十一萬六千斤（全部サミュル商會賣渡、代金十九萬一千十圓）と爲し、合計八十二萬九千二百斤、價額七十五萬三千八百七十六圓を賣渡したり。此の外樟腦事務局にて直接賣渡したる粗製樟腦二千百十六斤、此の代金千四百九十三圓ありたり。

第四款　明治三十九年度

（一）製　造

化學工業の發達に伴ひ樟腦の需要益〻加はりしを以て、政府は努めて其の增產を圖り、總數量粗製樟腦八十二萬八千六十一斤、樟腦油八十二萬七千九百七十斤の豫定を以て各樟腦事務局に按配したり。而して實際の生產額は粗製樟腦七十三萬四千六百二十五斤、樟腦油八十五萬四百六十四斤にして、豫定に比し樟腦は約一割の減收を見たるも、樟腦油に於ては多少の超過を示し、又之を前年度に比すれば樟腦十三萬四千餘斤、樟腦油十九萬八千斤弱の增加となれり。其の最も生產額の多かりしは鹿兒島事務局管內にして二十五萬五百餘斤を占め、他の四事務局管內は略〻相等しく十一二萬斤を示せり。本年度末現在の製造人員は合計千二百四人、場數千五百六十四箇所、竈數二千七百六十三にして、前年度に比し人員六、場數五十三を增したるも、竈數に於て九十三を減少し、精製業者は人員場數共に三を又竈數二十一を增加したり。斯くの如く樟腦製造が前年に比し活潑となりしは、海外に於ける需要好況にして價格騰貴し、前年度末に於て一躍五圓の補償金引上ありたるに由るものなり。

（二）收　納

本年度に於ける樟腦收納高は合計七十三萬四千六百二十五斤、此の補償金額四十三萬六千二百八十一圓（百斤當平均六十圓二十八錢五厘）にして、此の內神戶局收納は五十四萬五千百五十二斤（七四％）、三十二萬七千九十四圓を占め、鹿兒島局の十二萬一千百九十九斤（一七％）、七萬一千六百二十四圓之に亞ぎ、他は長崎（四％）、熊本（三％）、福岡（二％）の順を以て之に次げり。又樟腦油の總收納高は八十五萬四百六十四斤、此の補償金二十六萬四千八百四十七圓（百斤當平均三十一圓三十八錢三厘）にして、此の內神戶局收納は五十四萬四千二百七十六斤（六四％）、十七萬四千七百四十六圓を占め、鹿兒島局の二十一萬五千二百四十八斤（三五％）、六萬三千四百八十六圓之に亞ぎ、其の他は長崎（六％）、熊本（三％）、福岡（二％）の順なりき。

（三）賣　渡

本年度に於て臺灣專賣局に引渡したる樟腦の數量は、粗製樟腦七十三萬七十三斤、再製樟腦四十二萬六千三百二十八斤、合計百十五萬六千四百一斤にして、之を調理加工の上、甲種四萬二千五百斤、代金四萬九千七百十五圓（全部內地賣、改良乙種五十三萬五千斤、代金六十一萬三千二百七十一圓（內二十五萬三百斤はサミュル商會賣渡、二十八萬四千七百斤は內地賣渡）、乙種四十五萬三千六百斤、代金五十一萬六百三十六圓（全部サミュル商會賣渡）計百三萬一千百斤、代金百十七萬三千六百二十二圓の賣渡ありたり。此の外樟腦事務局に於て直接賣渡したるは、粗製樟腦三千百六十四斤、代金二千二百四十五圓なりき。

第五款　明治四十年度

（一）製　造

近時樟腦の需要は益〻增進するの狀勢にして、之に應じて政府も可及的產額の增加を期したるが、其の實蹟は常に之に伴はざりしが故に、本年度に於ては明治三十七、八兩年度の實蹟に顧みて粗製樟腦

六十二萬七千六百四斤、樟腦油六十九萬三千四百六十五斤の豫算を立てたり。然るに實際の生産額は粗製樟腦七十四萬六千七百二十九斤、樟腦油九十五萬九千三百十六斤に達し、豫算額に比し粗製樟腦は十一萬九千百餘斤、樟腦油は二十七萬五千八百餘斤を增加し、又前年度に比すれば樟腦一萬二千百斤、樟腦油十萬八千八百餘斤を增加したり。斯く增加を見るに至りしは、一は政府督勵の結果にして、他は補償價格の引上に因るものと云ふべし。本年度末現在製造人員は千二百五十一人、竈數千六百十八、竈數二千六百六十九にして、前年度末に比し人員は四十八人、場數は五十四を增したるも竈數は九十八を減じ、又精製業に在りては人員、場數共に七にして前年度末に比し二を減じ、竈數は百九にして同じく十三を減じたり。

尙ほ政府は樟腦事業の發展を期する爲め樟樹の植栽を奬勵することとし、本年度に於て民有林二千七百十四町歩、植付本數千二十七萬四千六百九十本、國有林（農商務省經營）二千三百三十町歩、植付本數三百七十八萬八千七百餘本、合計五千四十五町歩、千四百六萬三千四百本の植付を爲したり。

（二）收　納

前年度末卽ち明治四十年三月大藏省告示第六十二號を以て補償金を改定し、各局收納共（本年十月三專賣統一の結果樟腦事務局は廢止せられ、收納所に於て收納せらる）樟腦は三圓乃至六圓、樟腦油は一圓五十錢乃至二圓五十錢を增額したり。

本年度に於ける粗製樟腦の收納高は七十四萬六千七百二十九斤（外に雜受三百二十七斤）、此の補償金四十七萬四千六百五圓にして、同じく樟腦油の收納高は九十五萬九千三百十六斤（外に雜受一萬六千七百八十五斤）、補償金三十一萬六千三百五十六圓なりき。之を前年度に比するに粗製樟腦は一萬二千百四斤、三萬八千三百二十四圓を、樟腦油は十萬八千八百五十二斤、五萬一千五百九圓を夫々增加せり。

（三）賣　渡

從來內地樟腦は神戶事務局に集中の上、臺灣專賣局の手を經て英商サミユル商會に賣渡し來りしが、既に第八節に詳說したるが如く、本年度より賣渡方法を一變して政府直營となすこととしたり。卽ち內地產は明治四十年十二月十五日限、臺灣產は同四十一年三月三十一日限サミユル商會との賣渡契約を解除し、之と共に駐在官を倫敦及紐育に派遣して賣渡事務を取扱はしめ、又其の運搬保管及販賣方に就きては、駐在官の指揮監督の下に之を三井物產合名會社に委託したり。尙ほ政府の賣渡直營を機として內地產樟腦の調理も直營することに決定せしが、設備未だ完からざる爲め、甲種及改良乙種の調理包裝は實費を以て臺灣總督府專賣局神戶支局に委託することとせり。

本年度に於ける樟腦賣渡高は合計七十八萬七千二百斤、代金九十萬一千五百十九圓にして、前年度に比し二十四萬三千九百斤、二十七萬二千百三圓を激減したり。此の內輸出用に供せられたるものは改良乙種五萬斤、代金六萬二千四百圓、乙種三十九萬九千四百五十斤、代金四十五萬三千四百三圓、合計四十四萬九千四百五十斤、五十一萬五千八百三圓にして、之を前年度に比すれば二十五萬四千四百五十斤、二十八萬六千百八十七圓を激減したり。又內地賣に在りては工業原料十九萬八千七百斤、代金二十二萬二千百四十六圓、一般消費用十三萬九千五百六十九圓（以上全部改良乙種）にして、前年度に比し一萬五百五十斤、一萬四千八十三圓を增加したり。以上の外本年度に於て收納所より直接賣渡したる粗製樟腦は二千十二斤、代金千六百七十圓なりき。

第六款　明治四十一年度

（一）製　造

內地樟腦專賣實施以來海外に於ける樟腦需要は逐年增加したるに反し、供給は常に之に伴はず、爲に市場價格は昂騰の一途を辿りたり。而して政府は之に應じて產額の增加を圖る爲め頻りに補償價格を引上げ、又樟樹の植林を奬勵し來りしが、本年度に至り其の反動漸く現はれ、南支樟腦及人造樟腦の增產頻に唱道せられて、本邦樟腦の賣行を牽制し、加ふるに歐米經濟界の不況の爲めセルロイド工業は頓に萎縮し、樟腦の需要は前年秋季より俄然激減するに至れり。茲に於て政府は從來の如く增產奬勵を爲すの不得策なるを認め、一方補償金を引下ぐると共に、製腦及樟樹植林の積極的奬勵を止め、自然の成行に放任することとしたり。然るに製腦業者は早晩補償金の引下あるべきを豫測し多くの原料を買占め見越製造を爲し居りし爲め、製腦額は內地專賣實施以來未曾有の巨額に達したり。卽ち本年度に於ける製造額は粗製樟腦八十三萬六千三百六十七斤、樟腦油百三萬千百二十五斤にして、前年度に比し樟腦八萬九千六百餘斤（一割七厘）、樟腦油七萬千八百餘斤（六分九厘）を增加したり。

本年度末に於ける製造人員は千五百七十四人、場數千七百九十三、竈數二千九百七十七にして、前年度に比し人員三百二十三、場數百七十五、竈數三百八を增加したり。又精製樟腦に在りては製造人員・場數共に八、竈數百十九にして、人員・場數は共に一を、竈數は十を增加せり。

（二）收　納

前述の如く前年來樟腦の供給過大にして、賣行著しく不振となりたるに因り、之が生產制限の爲め

明治四十二年二月大藏省告示第二十六號を以て、粗製樟腦は八圓乃至九圓、樟腦油は三圓五十錢乃至四圓五十錢の引下げを爲したり。

本年度に於ける收納高は粗製樟腦八十二萬六千三百六十七斤（外に雜受分五十五斤）、此の補償金五十一萬七千百二十三圓（外に雜受分二十八圓）、樟腦油百二萬三千九百三斤（外に雜受分二千九百十三斤）、補償金三十三萬三千七百五十六圓（外に雜受分九百三十五圓）にして、本年十月以降開始したる再製樟腦の收納高は四十九萬二千三百五十六斤、此の補償金十五萬八千七百六十一圓なりき。

（三）賣　渡

前年度より引續き一般商況の不振に加へて、人造樟腦・支那樟腦の擡頭に依り、外國に於ける樟腦の賣行は日に沈衰して底止する所を知らざりしに由り、本年六月及十一月に於て外國賣渡價格の引下を斷行して賣捌に努め、且つ六月以降は內地產は當分輸出を中止することとしたり。又精製樟腦も共の輸出杜絕と共に事業中止の狀態となり、從つて內地賣渡も不況となりたるを以て、本年九月之れ亦賣渡價格の引下を爲したり。以上の如く內外賣渡價格引下の結果は漸次競爭品を壓倒して賣行を增加し、加ふるに年末頃より經濟界も稍回復の兆ありたるを以て、明治四十二年二月より內地產の外國賣渡をも再開するを得たり。

本年度に於ける賣渡高は改良乙種四十四萬四千三百五十斤、代金三十七萬四千五百七十圓、乙種五萬八千九百五十四斤、代金六萬六千七百六十五圓、計五十萬三千三百四斤、四十四萬千三百三十六圓にして、前年度に比し數量二十八萬三千九百斤、代金四十六萬百八十三圓を激減したり。此の中外國賣は改良乙種一萬斤、代金一萬千五百四十圓、乙種五萬八千八百五十四斤、代金六萬六千六百八十七圓、計

六萬八千八百五十四斤、七萬八千二百二十七圓にして、內地賣は工業原料として三十六萬九千三百五十斤（內乙種百斤）、代金三十萬四千二百十六圓（內乙種七十八圓）、一般消費用六萬五千百斤（全部改良乙種）、代金五萬八千八百九十二圓なりき。又粗製樟腦の賣渡高は千斤、代金八百三十圓にして、今年度より開始したる樟腦油の賣渡高は六十萬六千三百四十四斤、代金二十萬千三百八十四圓なりき。

第七款　明治四十二年度

（一）製　造

本年度に於ても前年の實蹟に徵し積極的に增產奬勵の方針を採らざりしが、原料所有者及製腦業者は將來更に補償金の引下あるべきを豫想し、頻に賣急ぎを爲し、又增產を圖れり。此の結果本年度に於ける生產高は粗製樟腦八十三萬二千二百七十斤、樟腦油百十四萬三千四百五十四斤に達し、豫定に比し樟腦は一割一分四厘、樟腦油は一割七分一厘を增加し、又前年に比すれば樟腦は殆ど徑庭なかりしも（五千九百四斤增加）、樟腦油は十一萬九千五百五十一斤を激增したり。又粗製樟腦の製造人員及場數は前年度に比し多少の增加を見たるも竈數は若干の減少を示し、之に反して精製樟腦製造に在りては人員・場數は減じたるも、竈數は多少の增加を見たり。樟腦植付段別は近年積極的奬勵を中止してより次第に減少し、本年度に於ては四千六百八十八町歩、植付本數千六十二萬二千餘本なりき。

（二）收　納

補償金は前年度末に於て一躍八九圓方の引下を行ひしが、以後其の變更を見ず、大正七年三月の改正に至る迄約十年間据置かれたり。

本年度に於ける粗製樟腦及樟腦油の收納高は前記生產高の如くにして、之に對する補償金は粗製樟腦四十六萬一千二百十八圓、樟腦油三十二萬八千七百四十一圓なりき。又再製樟腦の收納高は五十一萬九千七百五十三圓にして、其の補償金は三十萬九千七十四圓なり。今補償金の合計額を見るに百九萬九千三十三圓にして、前年度に比し數量の多大なる增加にも拘らず、金額の增加輕微なるは一に前年度末の補償價格の引下に因るものとす。

（三）賣　渡

歐米に於ける樟腦市況は前年度末より漸次好況に向ひ、對抗樟腦も亦殆ど絕滅したる結果、前年度末の停滯品七十萬斤は本年度初三箇月間に全部輸出し盡されたり。玆に於て政府は本年十二月中各種共五志宛の值上を發表し（改良乙種百四十五志、乙種百四十志）四十三年一月積より實行したりしが、需要者に對しては些の影響をも與へず、却て買進みの狀態にして供給不足を訴へ、駐在官は之が割當方に專ら腐心したり。

樟腦の內地精製原料賣は從來七十九萬斤なりしが、海外に於ける專賣品の需要急なると、精製品外國安賣を防禦する趣意を以て、四十二年十月中六十一萬斤に減額し、之と同時に臺灣產の內地賣も亦其の數量を減少したり。此の結果從來專賣樟腦と競合したる本邦精製樟腦の安值輸出は撤廢せらるるに至れり。

本年度に於ける樟腦の賣渡高は改良乙種百六萬五千二百八十斤、代金八十五萬四千四百三十二圓、乙種六十六萬三千二百四十二斤、代金五十萬九千五百三十八圓、合計百七十二萬八千五百二十二斤、百三十六萬三千九百七十圓にして、前年度に比し百二十二萬五千二百餘斤、八十二萬二千六百三十四圓

を激増したり。此の内、外國賣は九十萬五百六十八斤、代金七十萬千五百六十四圓にして、内地賣は工業原料七十三萬五千四百四斤、五十八萬八千三百二十三圓、一般消費用九萬二千五百五十斤、七萬四千八十二圓なりき。又粗製樟腦の賣渡高は僅に八斤、代金五圓にして、樟腦油の賣渡高は百十五萬五千三百三十七斤、代金三十四萬八百二十四圓なりとす。

第八款　明治四十三年度

（一）製　造

海外に於ける腦況は引續き活氣を呈したるのみならず、國内經濟界の不況の爲め收益確實なる製腦作業及樟樹賣却に向ふ者多く、爲めに製造人員及び樟腦の產額は空前の巨額に達したり。卽ち製造人員は千八百九十六、場數は二千六百十五、竈數は三千七百三十三にして、前年度より夫々二百四十六、六百八十四、九百十七を增加し、又樟腦の製造高は百五萬四千三百四十三斤、樟腦油は百六十六萬三千三百二十四斤にして、前年度に比して何れも二十二萬二千七十二斤、五十一萬九千八百七十斤を增加したり。又精製樟腦の製造人員は五、場數は六、竈數百十四にして略、前年度に同じく、其の製造高は百四十八萬二千五百八十三斤、價額百四十五萬五千五十七圓なりき。

（二）收　納

本年度の收納見込高は前年度の收納高より樟腦は二分減、樟腦油は一割一分增なりしも、收納實蹟は樟腦百五萬四千三百四十七斤、樟腦油百六十六萬三千三百二十九斤に達し、豫定に比し前者は三割一厘、後者は四割六分三厘の增加を示し、又前年度に比し前者は二十二萬二千十二斤（三割六分六厘）、後者は五十一萬九千八百七十五斤（四割五分四厘）を增加せり。又其の補償金額は樟腦五十八萬七千四圓、樟腦油四十七萬七千三百五十圓にして、前年度に比し、樟腦は十二萬五千七百八十六圓、樟腦油は十四萬八千六百九圓を增加したり。此の外再製樟腦の收納高は八十萬三千百四十八斤、補償金四十七萬一千八百十九圓にして、前年度に比し夫々二十八萬三千三百九十五斤、十六萬二千七百四十五圓を增加したり。

（三）賣　渡

前年度來の好況と當局の巧妙なる販賣政策とに依り、樟腦の賣行頗る活潑にして、對抗品は全く屈服し、我樟腦は玆に再び世界の需要を獨占するに至れり。卽ち本年度賣渡高は合計百三十六萬四千六百四十六斤、代金百九萬三千七百五十八圓にして、前年度に比し共に約二割方の減少を示せるも、右は内地產のみの賣渡高にして、之に臺灣產を加ふるときは無慮八百八十二萬六千百斤となり、專賣開始以來未曾有の多額に上れり。内地專賣樟腦の外國賣は改良乙種及乙種を合せて四十七萬七千九百四十六斤、代金三十八萬四千六百七十四圓にして、前年度に比し約五割を減じ、又内地賣は工業原料八十萬四千九百斤、代金六十四萬三千六百四十四圓にして、前年度に比し約一割を增加し、一般消費賣は八萬一千八百斤、代金六萬五千四百四十圓にして、同じく一割方の減額なり。

第九款　明治四十四年度

（一）製　造

製造高は年々增加の一方なりしも、老大木は漸く減少を見るに至りしを以て、本年度に於ては產額

の增加を見るが如きことなかるべしと豫測せられたるに拘らず、製造は依然隆盛を續け、前年度に比し樟腦は四分六厘、樟腦油は一割九厘の增加を示せり。又植林に關しては近年自然の成行に放任して積極的奬勵策を採らざりしが、本年度に於ては個人の植林著しく盛となりたり。

本年度に於ける精製樟腦の製造は人員、場數共に前年度と異動なく、製造高は百六十七萬三千五百五十七圓、價額百七十四萬二千百九十二圓にして、前年度に比し十九萬九百餘斤、二十八萬七千百三十五圓を增加したり。

（二）收　納

本年度に於ては製造人員の增加と原料樟樹の潤澤とに因り、前述の如く產額の增加を見るに至りたるを以て、收納高も亦多く、卽ち粗製樟腦百十萬三千五十八斤、補償金六十一萬五千七百五十七圓、樟腦油百八十四萬五千四百四斤、補償金五十二萬九千五百五十二圓に達し、前年度に比し樟腦は四萬八千七百餘斤、二萬八千七百五十三圓を、樟腦油は十八萬二千餘斤、五萬二千二百二圓を增加したり。又再製樟腦の收納高は九十二萬五千九斤、補償金五十四萬五千三十八圓にして、前年度に比し十二萬一千八百餘斤、七萬三千二百十九圓を增加したり。

（三）賣　渡

本年度上半期迄は樟腦市況甚だ良好にして賣行盛なりしが、下半期に於ては歐米の經濟界沈滯し樟腦の賣行も澁り勝ちにて、歐米賣渡は臺灣產を合して六百餘萬斤に過ぎず、之を前年度に比すれば二百萬斤以上の激減を示せり。之に反して內地賣渡は頗る好況にして、加ふるに數年前より計畫せられしセルロイド會社も、愈〻本年度より事業を開始したる爲め、賣下數量俄に增加したり。卽ち本年度に於ける內地專賣樟腦の賣渡額は外國賣六十八萬一千斤（全部乙種樟腦）代金五十五萬九千九百十八圓內地賣は工業原料百十六萬一千百五十三斤（內改良乙種百十五萬三千八百斤）代金九十二萬八千九百八十五圓、消費用八萬四千二百斤、代金六萬八千六百二十三圓、合計百九十二萬六千三百五十三斤、代金百五十五萬七千五百二十六圓にして、前年度に比し五十六萬一千七百餘斤、四十六萬三千七百六十八圓を增加せり。又粗製樟腦の賣渡高は僅に三斤、代金二圓にして、樟腦油の賣渡高は百八十二萬九千九百九十六斤、代金五十三萬九千八百四十八圓なりき。

第十款　大正元年度

（一）製　造

粗製樟腦及樟腦油の製造高は概して年々增加の傾向を示せしが、本年度に於ては製造人員は前年度に比し約百人を增したるに反し、製造高は約一割方の減額を示したり。之が原因を稽ふるに、近來原料樟樹の缺乏を告げ、逐年老樹より若木に移るの已むなきに至りし結果、生產高に影響を來せしものなり。之に反して精製業は益〻隆盛となり、本年度製造高は二百八萬六千七百三十八斤、價額二百四萬二千六百六十圓に上り、前年度に比し四十一萬三千百八十斤、三十萬四百六十八圓を增加したり。

（二）收　納

本年度に於ける收納高は粗製樟腦九十七萬六千九百三十四斤、此の補償金五十四萬七千七百八圓樟腦油百六十八萬七千十五斤、補償金四十八萬四千百二十七圓、再製樟腦八十九萬五千二百三十三斤補償金五十二萬六千八百七十六圓にして、之を前年度に比するに粗製樟腦は十二萬六千百餘斤、六萬

八千四十九圓、樟腦油は十五萬八千四百斤弱、四萬五千三百二十五圓、再製樟腦は二萬九千七百七十斤、二千六百七十六圓を夫々減じたり。

（三）賣　渡

歐洲の經濟市場はバルカン半島動亂の影響を受けて市況沈滯し、樟腦の賣行も不振を免れざりしが、米國市場は之に反して活氣を呈し、之が賣行も盛なりし結果、內地・臺灣產を通じての賣渡高は五百八十七萬斤に達し、前年度より僅に十五萬斤を減じたるに止まれり。今內地產の賣渡高を見るに、外國賣二十七萬六千二百五十斤、代金二十二萬三千三百十圓、內地賣は工業原料百三十三萬五千三百四十斤、代金百五萬九千十二圓、一般消費用八萬六千七百六十七圓、合計百六十九萬八千三百五十斤、代金六萬九千八百六十七圓、合計百六十千七百五十斤、三十三萬六千六百八圓を減じたるも、內地工業原料賣渡は十七萬四千百八十七斤、十三萬二十七圓を增加し、又一般消費用は前年と大差なく、結局合計に於て二十二萬八千三斤、二十萬五千三百三十六圓を減少したり。尙ほ內地產の賣渡價格は外國賣の價格と權衡を得る爲め、本年十月以降之が引下を行ひたり。

第十一款　大正二年度

（一）製　造

近來粗製樟腦及樟腦油の製造高は略ぼ一定して大なる增減なく、本年度に於ても前年度に比し樟腦は僅に一萬九千斤、樟腦油は五千斤を增したるに過ぎざりき。又樟腦製造業者の數は近時遞增の傾向あるに反し、從業員數は漸減を示せるが、右は蓋し集團せる老大樹の漸次伐採し盡され、今や所々に點在するものを原料とするに至りし爲め、自然獨立の小製腦者の增加を來せしに因るものなり。

精製樟腦の製造は逐年隆盛となり、本年度の製造高は二百三十一萬九千二百六十一斤、價額二百二萬八千九百六十一圓にして、前年度に比し數量は二十三萬二千五百餘斤を增加したるも、價額に於ては一萬三千七百圓を減じたり。

（二）收　納

本年度に於ける收納高は粗製樟腦九十九萬五千九百八斤、此の補償金五十六萬百二十二圓、樟腦油百六十九萬一千百八十八斤、補償金四十八萬五千十三圓にして、前年度に比し粗製樟腦は一萬八千九百七十四斤、一萬二千四百十五圓を、樟腦油は四千百腦に在りては八十二萬二千六百三十一斤、補償金四萬二千六百二斤、四萬一千九百三十四圓を減じたり。

（三）賣　渡

調理したる樟腦の賣渡に就ては近來內地の需要著しく增加せる爲め、本年度以降內地產樟腦は全部之を內地に賣渡し、外國には之を輸出せざることとせり。而して臺灣產樟腦は內地に百二十萬斤歐米に五百五十八萬餘斤を賣渡したり。尙ほ本年度に於ても歐洲市況は依然振はず、殊に獨逸人造樟腦一時再び勃興の氣味ありて、獨逸賣は殆ど杜絕せんとするの有樣なりしを以て、之が對策として七月一日より外國賣一本に付七志六片（三圓六十六錢）を引下げ、同時に之と權衡上內地賣も百斤に付四圓乃至五圓の引下を爲したり。

本年度賣渡高は工業原料用百四十九萬四千八百四十四斤、代金六萬五百四十一圓、合計百五十七萬五千三百四十四斤、代金百十六萬四千六百六十二圓にして、內地賣のみにては前年度に比し十五萬二千餘斤、三萬六千三百餘圓を增したるも、外國輸出皆無なりし結果、合計に於ては十二萬三千斤、十八萬七千五百餘圓を減じたり。又本年度に於ける粗製樟腦の賣渡高は僅に一斤、代金一圓にして、樟腦油の賣渡高は百六十九萬三千八百七十五斤、代金四十九萬九千六百九十二圓なりき。

第十二款　大正三年度

（一）製　造

本年度に於ける樟腦製造は頗る盛況にして、前年度に比し粗製樟腦は約十二萬斤を增加して百十一萬五千八百餘斤、樟腦油は二十八萬六千餘斤を增加して百九十七萬七千餘斤に達し、專賣開始以來の最高額を示せり。從つて製造人員・場數竈數及職工數等も著しく增加し、前年度に比し人員は四百二十一人、職工數千六百十一人を增したり。又精製業は益〻發展を告げ、本年度中精製原料として賣渡したる數量は內地產百三十九萬四千餘斤、臺灣產二百三十三萬斤、計三百七十二萬四千餘斤に上り、其の製造高は三百十一萬四千八百斤、價額二百八十六萬七千九百九十一圓に達し、前年度に比し七十九萬五千餘斤、八十三萬九千四圓を增加したり。

（二）收　納

本年度收納高は粗製樟腦百十一萬五千八百六十二斤、此の補償金六十二萬六千七百八十圓、樟腦油百九十七萬七千七百八十七圓にして、之を前年度に比するに數量に於ては前記の如く、又補償金額に於ては粗製樟腦は六萬六千六百五十八圓を、樟腦油は八萬千七百七十四圓を增加したり。又再製樟腦の收納高は八十五萬七千四十四斤、補償金五十萬五千六百五十五圓にして、前年度に比し三萬四千四百斤、二萬七百十三圓を增加したり。

（三）賣　渡

前年度來內地產樟腦の外國賣渡は之を廢止したるが、本年夏歐洲戰亂勃發したる爲め八月以後歐洲向輸出殆ど杜絕の有樣となり、臺灣產に多額の餘剩を生じたるを以て、本年度內地賣は臺灣產を合せて頗る多額に上れり。今內地產の內地賣を見るに、工業原料用百六十三萬二千五百六十八斤、此の代金百二十萬三千四百八十八圓、一般消費用九萬八千四百斤、代金七萬三千六百七十八圓、計百七十三萬九百六十八斤、代金百二十七萬七千百六十七圓にして、之を前年度に比すれば數量は十五萬五千六百餘斤を、代金は十一萬二千五百五圓を增加したり。

第十三款　大正四年度

（一）製　造

樟腦の製造は本年度に於て更に飛躍的盛況を呈し、前年度に比し粗製樟腦は四十八萬餘斤、樟腦油は百二萬餘斤を激增し、又製造人員は七百五十八人、竈數は千三十を激增したり。一方精製業に在りては歐洲戰亂の影響を受けて、本邦精製樟腦の需要益〻旺盛となりし結果、其の生產高も四百三十七萬二千八百五十四斤、價額三百八十七萬千四百七十二圓の巨額に達し、前年度に比し百二十五萬斤、百一

萬餘圓を增加したり。

（二）收　納

本年度に於ける收納高は粗製樟腦百六十萬八百十五斤、補償金九十萬八百六十三圓、樟腦油三百萬一千四百二十一斤、補償金八十六萬一千二十三圓にして、前年度に比し樟腦は四十八萬五千斤弱、二十七萬四千八十三圓、樟腦油は百二萬四千餘斤、二十九萬四千二百三十六圓を激增したり。又再製樟腦の收納高は九十六萬四千四十六斤、補償金五十六萬七千五百三十圓にして、前年度に比し十萬七千斤六萬五千八百七十五圓を增加したり。

（三）賣　渡

歐洲戰爭の勃發に因り獨逸に對する我樟腦の輸出は杜絕し、又英佛に於ては戰爭用藥品として樟腦の必要益〻急を告げしも、セルロイド工業及精製業は戰爭に因りて却て衰退し、之に乘じて我內地セルロイド工業及精製業は飛躍的發展を遂げたり。卽ち本年度に於ける專賣樟腦の內地販賣高は內地產二百十八萬五千七百斤、臺灣產二百六十八萬七千斤、計四百八十七萬二千七百斤の巨額に達し、前年度に比し實に八十一萬一千七百三十二斤を增加したり。而して右內地產の賣渡額中工業原料賣渡高は二百十二萬四千三百五十斤、代金百五十二萬四千百五圓にして、前年度に比し四十九萬一千七百餘斤、三十二萬六百十七圓を增し、又一般消費用賣渡は六萬一千三百五十斤、四萬五千八百九十四圓にして、三萬七千餘斤、二萬七千七百八十四圓を減じたり。樟腦油の賣渡高は三百一萬五千十三斤、代金九十五萬七千九百五十八圓にして、前年度に比し約百一萬斤、三十七萬六千百餘圓を增加せり。

第十四款　大正五年度

（一）製　造

本年度の製造高は粗製樟腦百五十六萬七千七百三十五斤、樟腦油三百三萬二千八百七十三斤にして、前年度に比すれば粗製樟腦は三萬三千餘斤を減せしも、樟腦油は三萬一千餘斤を增加したり。又製造人員に於ては百五十人を增加したるも、竈數に於ては殆ど異動なかりき。尙ほ本年度製造高に就て注意すべきは、前年度に比し福岡、大分、佐賀、熊本等諸縣の製造高の增加したるに反し、主產地たる鹿兒島縣の著しく減少したることなりとす。精製業者の數は數年來異動なかりしが、歐洲戰爭開始以來事業著しく發展し、其の製造額も逐年遞增して、本年度に於ては四百六十三萬五千斤、價額四百八十萬六千六百四十三圓に上り、前年度に比し更に二十六萬二千餘斤、九十三萬五千餘圓を激增せり。

（二）收　納

本年度に於ける粗製樟腦及樟腦油の收納高は前記製造高の如くにして、之が補償金は樟腦八十九萬三千百六圓、樟腦油八十七萬五百八十四圓なりき。尙ほ前年十月以降樟腦油は賣放しとなりたるを爲め、再製樟腦の收納は爾來廢止せられたり。

（三）賣　渡

本年度に於ける內地專賣樟腦の內地賣渡高は工業原料用百六十萬六百斤、代金百十八萬一千七百五十三圓、一般消費用千二百五十斤、代金八百六十二圓、合計百六十萬一千八百五十斤、百十八萬二千六百十五圓にして、前年度に比し五十八萬三千八百五十斤、三十八萬七千三百八十四圓を減じたるは、前

年十月以降再製樟腦の收納賣渡を廢止したるに因るものなり。又樟腦油の賣渡高は三百一萬五千七百斤弱、代金百七萬四千二百五十三圓にして、前年度に比し數量は殆ど增減なく、價額は之に反して十一萬六千三百圓弱を增加したり。

第十五款　大正六年度

（一）製　造

本年度の製造高は粗製樟腦九十八萬二千六百八斤、樟腦油百八十五萬二千九百九十五斤にして、前年度に比すれば粗製樟腦五十八萬五千餘斤、樟腦油百十八萬餘斤の激減を示し、製造人員・場數・竈數・從業者數に於ても著しく減少したり。又精製業に就ては人員設備等には異動なかりしも、粗製樟腦の生產減に依り其の製造高は之れ亦激減し、總額二百七十萬九千三百六十六斤、價額四百八十萬九十三圓（價額は前年度と大差なしと雖なりき。尙ほ樟樹の植林事業は公共・個人事業共に逐年衰微の一路を辿り、將來樟腦產額の激減は到底免れ得ざるの狀態を示しつつあり。

（二）收　納

歐洲戰爭開始以來諸物價及勞銀漸次昂騰し、爲に樟腦生產費著しく增嵩し、殆ど收支償はざる狀態に陷りしのみならず、他に種々有利なる事業物興せし結果、製腦業者中之に轉業する者多く、隨て前記の如く生產高の激減を招來するに至れり。茲に於て政府は之が救濟增加を圖る爲め明治四十二年二月以來据置かれたる補償金の引上を爲すこととし、大正七年三月大藏省告示第三十一號を以て、粗製樟腦百斤に付十二圓、樟腦油同六圓を引上げ、同月十五日より之を實施したり。

本年度收納高は粗製樟腦九十八萬三千六百五十二斤、補償金五十六萬六千九百二十六圓、樟腦油百八十五萬三千三百八十二斤、補償金五十三萬五千八百四十九圓にして、前年度に比し樟腦は五十八萬四千餘斤、三十二萬六千百八十圓、樟腦油は百十七萬九千五百餘斤、三十三萬四千七百二十五圓を激減したり。

（三）賣　渡

樟腦の生產高激減せし爲め其の賣渡高も從て減少し、樟腦百萬四千四百五十五斤、代價九十三萬八千八百九十圓（何れも工業原料用）、樟腦油百八十六萬七千八百十五斤、代金八十三萬九千二百三十圓に止まり、益〻增加し行く需要に對しては何れも甚しき削減を加へて供給するの外なかりき。

第十六款　大正七年度

（一）製　造

本年度に入りては製造高は更に激減し、粗製樟腦（再製樟腦を含む）七十一萬二千五百六十四斤、樟腦油七十萬三千八百八十斤にして、前年度に比すれば樟腦は二十七萬餘斤、樟腦油は十四萬九千餘斤を減じ、製造場數・竈數殊に從業者數亦著しく減少したり。就中顯著なる事實は、本年度に於ても九州各縣の主產地方が擧つて生產高の激減を呈したることなりとす。

精製業者は從來久しく五名を存したりしも、此等は大正七年四月一日合同して日本樟腦株式會社なるものを設立し、爾後精製業者は此の一社に限られしが、同社は原料缺乏の爲め此の際製造場二箇所を廢止せしを以て、隨て其の製造高も著しく減少し、數量百九萬八千九百六十八斤、價額三百四十九

萬三千五十六圓にして、前年度に比し百六十一萬餘斤、百三十萬七千餘圓を減じたり。

（二）收　納

本年度に於ても物價勞銀の昂騰依然たるものありしを以て、本年九月に至り更に粗製樟腦百斤に付三十圓、樟腦油同十五圓の引上を爲したり（告示第百五十七號）。卽ち此の結果補償金は粗製樟腦百斤に付百一圓（神戸支局收納分、地方收納分は各局とも九十九圓四十錢）、樟腦油五十圓五十錢（同上、地方收納分は四十九圓四五十錢）となれり。

本年度の收納高は前記製造高の如くにして、其の補償金額は粗製樟腦五十八萬三千五百五十九圓樟腦油二十八萬四千六百五十一圓にして、前年度に比し數量の激減せしに比し補償金額の割合に減少せざりしは、蓋し年度中補償金額の引上ありたるに由るものなり。尙ほ前々年度來樟腦油は賣放と爲し、再製樟腦の收納を廢止したりしが、本年度より再び之が收納を開始したるも、右は均しく粗製樟腦として神戸支局に於て收納し、特に再製樟腦として區別せざることとせり。

（三）賣　渡

本年度に於ける專賣樟腦の內地賣渡高は樟腦七十萬三百三十斤、代金八十八萬二千四十圓（全部工業原料）、樟腦油七十二萬八百八十三斤、代金二十九萬七千百圓にして、前年度に比し樟腦は約三十萬四千斤、代金五萬六千八百圓を減じ、樟腦油は百十四萬七千斤、五十四萬二千百餘圓を減少したり。

第十七款　大正八年度

（一）製　造

本年度の製造高は粗製樟腦七十八萬一千三十二斤、樟腦油七十八萬二千三百六十一斤にして、前年度に比し粗製樟腦は六萬八千四百六十八斤、樟腦油は七萬八千四百八十一斤を增加したり。又精製樟腦の製造高は百六十三萬五千八百六十五斤、價額五百一萬三千八百九十九圓にして、前年度に比し數量は五十三萬六千九百斤弱を、價額は百六十一萬八百餘圓を增加したり。

（二）收　納

諸物價及勞銀の暴騰は依然底止する所なかりしを以て、本年度に於ては更に三回に亙り補償金の引上を爲せり。卽ち大正八年三月告示第五十八號を以て粗製樟腦百斤當補償金百一圓を百十六圓に、同年八月同上第百三十三號を以て之を百五十六圓に、同年十二月同上第二百十七號を以て更に之を百八十六圓（以上何れも神戸支局收納分にして、地方收納分は總て之より二圓引とす）に引上げ、樟腦油も亦同じく五十圓五十錢なりしを五十五圓、七十五圓、九十圓（地方收納分は何れも一圓引とす）に引上げたり。

本年度の收納高は粗製樟腦七十八萬一千三十二斤、補償金百十五萬五千六百八十九圓、樟腦油七十八萬二千三百六十一斤、補償金五十五萬九千九百八圓にして、此の補償金を前年度に比するに樟腦は五十七萬二千百三十圓を、樟腦油は二十七萬五千二百五十七圓を增加したり。

（三）賣　渡

樟腦の需要は內外共益〻增加の傾向に在り、殊に內地に於ては近時セルロイド工業の著しき發達に依り、此の方面の需要甚だ急切を告げしを以て、政府は樟腦の產額增加を圖る爲め數度補償價格の引上を決行し、以て奬勵に努めたるも、殆ど其の效果を見ることなく、依然供給不足を免れざりき。本年度內地專賣樟腦の賣渡高は七十五萬八千八百十三斤、代金百四十六萬五千百四十八圓にして、又樟腦

油の賣渡高は七十九萬五千二百三斤、代金五十七萬八千七百七十五圓なりき。

第十八款　大正九年度

（一）製造

連年衰調を呈したる樟腦製造業は、補償金額の引上其の他奬勵金交付等に依る製造奬勵、及從來經濟界の好況時代に他業に轉じたる業者中、其の不況に入ると共に製腦業に復歸したる者ありたる等に因り、本年度に入りては一躍して再び舊時の盛況を恢復し、未曾有の生產額を示せり。卽ち其の製造高は粗製樟腦百六十七萬八千餘斤、樟腦油百五十三萬一千餘斤にして、之を前年度に比するに樟腦は八十九萬七千餘斤（十一割四分九厘）、樟腦油は七十四萬九千餘斤（九割五分八厘）の激增なりとす。又精製樟腦の製造高は百十萬七千斤、價額四百八十八萬二千五百三十四圓にして、前年度よりも五十二萬八千餘斤、二十二萬千餘圓を減じたり。

（二）收納

前年度に於ては數回補償金の引上を行ひたりしが、本年度に入り經濟界の大恐慌を來し、爲に腦況も不良に陷りしも、樟腦生產費は格別降下せざりしを以て、本年度は之を据置くことと爲せり。

本年度に於ける收納高は前記生產高の如くにして、之が補償金は粗製樟腦三百九萬七千七百十四圓、樟腦油百三十六萬六千百五十一圓なりき。之を前年度に比するに樟腦は百九十四萬二千餘圓、樟腦油は二十一萬四千七百餘圓の增加なりとす。

（三）賣渡

樟腦は近年需要增加の一方にして、供給之に伴はざるの盛況を持續したりしが、本年度初經濟界の大恐慌を見たる結果、年度央よりセルロイド業及精製業の休止續出し、俄然樟腦の需要は全く杜絕するに至れり。卽ち本年度に於ける賣渡高は七十九萬一千五百斤、代金百八十六萬七千九百四十圓（全部工業原料用）にして、前年度に比し數量は僅に三萬二千餘斤、代金は四十一萬二千餘圓を增加したるに止まり、多額の在庫品を藏することとなれり。又樟腦油の賣渡高は百五十四萬二千斤、代金百三十八萬七千六百圓なりき。

第十九款　大正十年度

（一）製造

本年度に於ても樟腦生產は依然盛況を呈し、其の製造高は粗製樟腦二百五萬二千餘斤、樟腦油二百十二萬六千餘斤にして、前年度に比し樟腦は三十七萬三千餘斤（二割二分二厘）、樟腦油は五十九萬四千餘斤（三割八分八厘）を增加せり。又精製樟腦の製造高は百四十四萬七千斤、價額三百五十萬千七百餘圓にして、製造高は三十四萬斤（三割七厘）を增加したるも、價額は値下りの爲め却て百三十八萬餘圓を減少したり。

（二）收納

大正十年四月より粗製樟腦品質の標準を引上げ、乘率表を改正したる爲め、粗製樟腦の補償金中上位のものを改定するの必要を生じたると、九州神戶間の回送費昂騰せるとに因り、神戶に於て十二圓九州に於て十一圓の補償金引上を爲したり。然るに爾後世界的大不況の爲め樟腦の賣行全く杜絕

し、而も樟腦の生產は却て增加する有樣なりしを以て、玆に生產率制を必要とするに至り、遂に六月及十月の兩度に於て粗製樟腦は合計六十圓、樟腦油は同じく二十八圓の補償金引下を爲したり。

本年度收納高は粗製樟腦二百五萬二千八十一斤、此の補償金三百三十萬三百三十八圓、樟腦油二百十二萬六千三百二十七斤、補償金百四十九萬一千三百三十七圓なりとす。

(三)　賣　渡

本年度も依然賣行不良にして、其の賣渡高は樟腦七十萬一千三百五十五斤、代金百五萬九千二十三圓(全部工業原料用)に過ぎず、前年度に比して更に九萬餘斤、八十萬八千九百餘圓を減じたり。又樟腦油の賣渡高は二百十四萬九千餘斤、代金百五十萬八千五百三十九圓なりき。

第二十款　大正十一年度

(一)　製　造

近年腦況不良の爲め生產過剩を來し、之を抑制するの必要を生じたるに由り、前年度に於て二回に亙り補償金を引下げしが、此の結果本年度生產額は前年度に比し樟腦は三割一分一厘を減じて百四十一萬二千餘斤、樟腦油は四割八分四厘を減じて百九萬五千餘斤となれり。又精製樟腦の製造高は著しく活潑となり、前年度に比し七割四分を激增して二百五十三萬二千六百斤、價額四百九十八萬二千五百七十五圓なりき。尙ほ近來著しく不振を極めたりし樟樹植林事業は、當局の奬勵に依り本年度に至り稍衰勢を挽回するを得たり。

(二)　收　納

本年度の收納高は粗製樟腦五十九萬六千九斤、補償金七十八萬四千九百四十五圓、再製樟腦八十一萬五千八百六十四斤、補償金百十二萬五千八百九十二圓、樟腦油百九萬三千三十九斤、補償金六十四萬九千三百七十一圓なりとす。

(三)　賣　渡

樟腦は大正九年春の大恐慌以來同十一年一月迄殆ど需要杜絶し、內地·臺灣共に多額の在庫品を擁したりしが、十一年二月より稍需要起り、本年度に入りては賣行頓に增加し、爲に此等の在庫品も年度中に大部分之を處分することを得たり。卽ち本年度の內地賣は內地產二百五十萬一千二百斤、代金四百五萬四千九百二十四圓にして、外に臺灣產百九十五萬八千餘斤を加ふれば四百四十五萬九千餘斤に上り、前年度に比すれば實に二百五十八萬八千餘斤の增加を示せり。

第二十一款　大正十二年度

(一)　製　造

本年度に於ける製造高は粗製樟腦(再製樟腦を含む)百二十五萬一千餘斤、樟腦油百二十六萬七千餘斤にして、前年度に比すれば樟腦油は十六萬一千餘斤(一割一分四厘)を減じ、樟腦油は十七萬一千餘斤(一割五分五厘)を增加したり。又精製樟腦の製造高は百六萬八千餘斤、價額六百十三萬六千四百餘圓にして、前年度に比し五十三萬五千餘斤、百十五萬三千八百餘圓を增加したり。

(二)　收　納

本年度收納高は粗製樟腦七十四萬九千五百八十六斤、補償金九十八萬六千三百二十圓、再製樟腦五

十萬四千四十七斤、補償金六十九萬五千五百八十五圓、樟腦油百二十七萬八百九斤、補償金七十五萬四千二百四十八圓なりとす。

(三)　賣　渡

本年度上半期に於ては前年度に引續き賣行好況を呈したるも、下半期は稍〻沈滯を示せり。卽ち本年度內地賣渡高は內地產百八十六萬六千五百斤、代金三百八萬七千七百六十一圓にして、臺灣產二百十二萬六千餘斤を加ふれば三百九十九萬三千餘斤となり、前年度に比し四十六萬六千餘斤を減少したり。

第二十二款　大正十三年度

(一)　製　造

本年度に於ける製造高は粗製樟腦二百六十六萬八千餘斤、樟腦油二百五十萬八千餘斤にして、之を前年度に比すれば粗製樟腦は百四十一萬七千餘斤(十一割三分二厘)、樟腦油百二十四萬千餘斤(九割八分)の增加なりとす。又精製樟腦の製造高は二百三十二萬五千四百九十八斤、價額四百六十九萬千六百九圓にして、前年度に比し製造高は七十四萬三千餘斤、價額は百四十四萬四千八百餘圓を減じたり。

(二)　收　納

本年度の收納高は粗製樟腦百四十三萬六千九百十一斤、補償金百九十萬八百五十八圓、再製樟腦百二十三萬二千八斤、補償金百七十萬百七十一圓、樟腦油二百五十萬八千八十六斤、補償金百四十八萬七千四百六十圓にして、前年度に比し粗製樟腦は六十八萬七千三百餘斤、九十一萬四千五百餘圓を、再製樟腦は七十二萬八千斤、百萬四千五百餘圓を、何れも增加したり。

(三)　賣　渡

大正十一年需要恢復以來生產制限の方針を撤回し、只管供給に努めたりしが、尙ほ幾分供給不足を免れざりし爲め、獨逸人造樟腦及支那樟腦が歐米市場に多少の勢力を扶植するに至り、臺灣產を以てする外國賣は二百一萬六千餘斤にして、前年度に比し六十六萬五千餘斤を減じたり。然れども內地產の內地賣は益〻隆盛にして、二百三十萬五千八百九十三斤、代金三百八十一萬二千四百八十七圓に上り、前年度に比し四十三萬九千餘斤、七十二萬四千七百餘圓を增加したり。又樟腦油の賣渡高は二百五十萬四千六斤、代金百五十九萬四千四十八圓にして、前年度に比し百二十二萬千三百餘斤、八十萬六千五百九十圓を增加したり。

第二十三款　大正十四年度

(一)　製　造

本年度の製造高は粗製樟腦三百五十六萬千餘斤、樟腦油三百四十萬四千餘斤にして、之を前年度に比すれば粗製樟腦八十九萬三千餘斤(三割三分四厘)、樟腦油八十九萬六千餘斤(三割五分六厘)を增加せり。又精製樟腦の製造高は二百六十二萬三千百四十斤、價額五百二十九萬五千三百三十二圓にして、前年度に比し二十九萬七千六百餘斤、六十萬三千七百餘圓を增加したり。

(二)　收　納

本年度に於ける收納高は粗製樟腦百九十六萬三千二百五十二斤、補償金二百六十二萬五千九百十三圓、再製樟腦百五十九萬八千二百十斤、補償金二十萬五千五百三十斤、樟腦油三百四十萬四千五百七十七斤、補償金二百二萬二千八百六十五圓にして、前年度に比し粗製樟腦は五十二萬六千三百餘斤、七十二萬五千餘圓を、再製樟腦は三十六萬六千二百餘斤、五十萬五千三百餘圓、樟腦油は八十九萬六千五百斤、五十五萬四百圓を夫々增加したり。

（三）賣　渡

本年度內地產樟腦の內地賣渡高は二百五十五萬七千五百六十斤、代金四百二十二萬六千九百三十四圓にして、前年度に比し二十五萬一千六百餘斤、四十一萬四千四百餘斤を增加したり。又樟腦油の賣渡高は三百四十七萬二千九百十一斤、代金二百二十八萬三百十二圓にして、前年度に比し九十六萬八千九百斤、六十八萬六千二百餘圓を增加したり。

第二十四款　昭和元年度

（一）製　造

樟腦生產高は前年度に於て未曾有の額に上り、稍、供給過多の感ありしを以て、本年度に於ては生產制限の方針を採りたる結果、其の製造高は前年度に比し粗製樟腦は約一割二分を減じて三百十三萬四千餘斤、樟腦油は同じく一割七分五厘を減じて二百八十萬六千餘斤なりき。又精製樟腦の製造高は二百三十七萬八百三十三斤、價額四百十四萬八千九百五十八圓にして、前年度に比し二十五萬二千三百斤、百十四萬六千三百餘圓を減少したり。尙ほ植林事業は前年來引續き好況を呈せり。

（二）收　納

昨年末以來獨逸合成樟腦が歐米市場に安價を以て供給せらるるに至り、爲に本邦樟腦の賣行漸次澁滯せるを以て、之に對抗上本年度中前後二回の賣渡價格の引下を見、之に伴ひて補償金も大正十五年八月一日以降粗製樟腦十五圓、樟腦油六圓五十錢、昭和二年二月一日以降更に粗製樟腦二十圓、樟腦油八圓五十錢の引下を行ふの餘儀なきに至れり。卽ち昭和元年度末現行補償金額は神戶收納分粗製樟腦百　十三圓、樟腦油五十五圓五十錢、地方收納分粗製樟腦百二十圓、同樟腦油五十二圓五十錢なりとす。

本年度の收納高は粗製樟腦百五十七萬一千六百六十九斤、補償金百九十六萬一千五百六十六圓、再製樟腦百五十六萬三千百八十六斤、補償金二百九萬九千八百四十五圓、樟腦油二百八十萬六千八百三十六圓、補償金百五十六萬四百五十一圓にして、前年度に比し粗製樟腦は三十九萬一千五百餘斤、六十六萬四千三百餘圓を、再製樟腦は三萬五千斤、十萬五千六百餘圓を、樟腦油は五十九萬七千七百餘斤、四十六萬四百餘圓を、何れも減少せり。

（三）賣　渡

樟腦は大正十一年需要恢復以來引續き好況を持續したるも、專賣樟腦供給不足の結果遂に獨逸合成樟腦の出現を見るに至り、殊に昨年末以來圓價の急激なる回復に遭ひ獨逸樟腦との對抗上不利となりし結果、外國輸出（臺灣產樟腦を以て充つ）は著しく減少せり。然れども內地產樟腦の內地賣は依然好況にして、前年度に比し數量は三十九萬二千四百餘斤を增加したり。但し賣渡價格引下の爲め代金は却て三十二萬五千二百圓を減じたり。又樟腦油の賣渡高は二百八十六萬二千三百五十三斤、代

金百七十五萬六千六百五十二圓にして、前年度に比し六十一萬五百餘斤、五十二萬三千六百餘圓を減少したり。

第四章　專賣益金

我國の專賣制度は主として財政收入を目的として創立せられしものにして、消費課稅の一形式に外ならざるを以て、之が實施には一般に收益を伴ふを原則とす。卽ち葉煙草專賣及鹽專賣に在りては、政府は耕作者或は製造業者より收納したる葉煙草或は鹽を、賠償價格に一定の收入率を加乘して其の儘民間に賣渡すものとし、又煙草製造專賣に在りては、收納したる葉煙草を煙草に製造したる上定價を以て之を一般に賣渡すものにして、此の場合に於ても政府は固より適當の收益を考慮に置くは論を俟たず、現に實施以來年々巨額の益金を擧げつつあり。但し鹽專賣に在りては、既述の如く收入率（鹽百斤に付一圓四十八錢以內）加乘の方法に依り、當初は年々千數百萬圓の收益を擧げ來りしが、其の後鹽供給の圓滿と鹽價の低減を目的として、鹽回送費を政府負擔と爲したる結果、多少益金の減額を見、尋いで歐洲戰時及戰後に於ける一般物價の騰貴の爲め國民生活の脅威を受くるに及び、社會政策上の見地より、大正八年以降從來の收益主義を拋棄して、原則として賠償金若くは生產費に事業經營費を加へたる價格を以て賣渡すこととせり。從つて其の收益は晩近に於ては極めて少額に止まり年に依りては却て損失を生ずること少しとせざるなり。次に又粗製樟腦及樟腦油專賣は既に述べたるが如く、其の創設の趣旨他の二專賣と異なり、何等財政收入を目的としたるものに非ずして、單に我國の獨占產業たる樟腦の輸出統制を圖るに出でたるものなるを以て、其の賣渡價格は補償金を基準とし、市場の景況需要供給の關係若くは對抗樟腦の如何に依りて左右せらるるのみならず、專賣の規

模も大ならざるを以て、益金の如きも極めて微々たるものにして、多くも數十萬圓を超えず、少きは僅僅數萬圓に止まり、之れ亦年に依り缺損を生ずるの狀態なりとす。各種專賣に於ける收入率或は賣渡價格の沿革に就きては、既に之を述べたるを以て之を省略し、茲には單に專賣益金の性質を略說し且つ年々の益金額を表示するに止むべし。

專賣益金は概念上之を二種に區別することを必要とす。卽ち事業益金及納付益金之なり。事業益金と稱せらるるものは、其の年度に屬する專賣事業上の歲入より其の歲出を控除し、更に翌年度に持越さるべき資本物品の價格を加へ、且つ前年度より繰越せる資本物品價格を控除せるものなり。卽ち專賣局に於ては其の專賣品たる煙草・鹽・樟腦の各賣拂代金を以て作業上の收入とし、不用物品の賣拂代及契約不履行に基く賠償金、犯則者の納金等を以て附屬の雜收入とし、之に對して俸給・事業費材料・素品費・專賣品（葉煙草・鹽・樟腦及樟腦油）の賠償（補償）金及購買費、專賣品交付金等を歲出の主なるものと爲すものにして、之れ卽ち事業上の歲入・歲出なり。而して繰越資本物品の價格は固と歲出より生じたるものなれども、其の資本に屬する物品の現存する限り、歲出の全部が損失となるべき性質のものにあらざるを以て、受拂勘定の際には一旦總歲出を控除する代りに、本價格を加算するものなり。前年度よりの持越物品價格にして、翌年度に持越さるるものも亦、計算上同樣の關係を生ずるものとす。前年度より持越したる資本物品の價格は、其の持越品が賣拂はれたるときには專賣品賣拂代に含まるることとなり、又翌年度に持越さるるときには、總べて持越として加算せらるるが爲めに、之を控除するの必要あるものなり。事業益金の性質は以上述べたる所の如し。然るに元來專賣益金は專賣局作業會計規則第二十二條に依り、其の事業を營みたる年度の一般歲入に納付するを要するものなるを以て、延納賣渡の制度無かりせば、其の年度の事業益金は直ちに納付益金となるものなれども、實際に於ては各種專賣品は、煙草賣捌規則第十二條、鹽賣捌規則第十四條、粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第十八條等の規定に依り、一定の條件の下に其の賣渡代金の延納を認めらるるが故に、納期の翌年度に亙る部分に就きては、其の年度內に納付するを得ざる場合甚だ多し。是を以て專賣局作業會計規則第二十二條に但書を設け『但シ賣拂代價翌年度納付許可額ニ相當スル金額ハ翌年度ノ一般歲入ニ納付スルコトヲ得』と規定したり。是れ事業益金と納付益金とが概念上區別を生ずる所以なり。尙ほ鹽及樟腦專賣は當初大藏省主稅局の主管する所にして、從つて之に關する歲入歲出は一般會計に所屬したりしが、明治四十年十月三專賣統一せらるるに及び、翌四十一年度より煙草專賣と共に、專賣局特別會計に於て經理せらるることとなれり。

專賣益金の年々多寡を生ずる原因は、主として當該年度に於ける專賣品の賣行如何に依るものたることは論を俟たざる所なるが、其の賣行の概況に關しては各章に於ける專賣實蹟概要中に之を述ぶる所ありしを以て、茲には單に各專賣創始以來昭和元年度迄に於ける每年度の事業益金及納付益金竝に各年度作業歲出入の豫算額と實蹟との對照表、及昭和元年度末同上內譯表を揭げて、參考に供すべし。

（一）各專賣別事業益金高表

年度	煙草	鹽	樟腦	計
	円		円	円
明治三〇	二九二、一四一			二九二、一四一
三一	五、一四五、九九九		—	五、一四五、九九九

年度				
明治三二	七、五五九、五三三円	一円	一円	七、五五九、五三三円
三三	七、二四四、一五九	一	一	七、二四四、一五九
三四	一〇、八六六、六九九	一	一	一〇、八六六、六九九
三五	一二、三六七、五六九	一	一	一二、三六七、五六九
三六	一四、八九八、二九一	一	二〇、九〇一	一四、九一九、一九二
三七	二七、四六二、〇〇七	一	一〇五、七三八	二七、五六七、七四五
三八	三三、六〇二、〇五七	六、七一二、八七七	一五八、九一二	四〇、四七三、八四六
三九	三二、五七四、四八三	一二、四三四、五〇六	三八〇、二八三	四五、三八九、二七二
四〇	三五、六〇七、九〇二	一三、二九七、八四六	二七八、二二五	四九、一八三、九七三
四一	四九、三〇四、五六七	一一、八九二、八六六	二二一、七一四	六一、四一九、一四七
四二	四七、二六七、五七一	一一、一三四、一二〇	四七、六九一	五八、四四九、三八二
四三	五〇、九三六、一二六	一一、〇六〇、一三〇	九三、三一七	六二、〇八九、五七三
四四	五一、三一五、八八三	一一、八四〇、三一二	一七九、九〇二	六三、三三六、〇九七
大正元	五五、六三〇、八八九	一〇、二五四、八〇五	一二九、八二五	六六、〇一五、五一九
二	五八、六四九、六四七	一〇、五七〇、八九四	七六、八八二	六九、二九七、四二三
三	五七、九五二、三九三	九、七九八、五六一	六二、一四七	六七、八一三、一〇一
四	五六、一五五、八三〇	八、九二一、五八六	一七六、六七四	六五、二五四、〇九〇
五	六〇、二七四、九九三	九、四八一、五九七	四〇〇、九二九	七〇、一五七、五一九
六	七二、九六七、八三九	七、四六〇、三七一	五九二、六四〇	八一、〇二〇、八五〇
七	八八、八六五、六四七	一、九二二、五五二	二六〇、二一五	九一、〇四八、四一四
八	一〇八、〇六五、一四五	*二、八三七、四一六	二六九、六四一	一〇五、四九七、三七〇
九	一二〇、五六四、九三九	*一、八九五、二九六	二二七、一一〇	一一八、八九六、七五三
一〇	九六、一七七、二九六	二五、二六六	二八五、九三八	一二六、四六四、三〇四
一一	一三二、三八五、五〇二	一、七三三、九八三	*二九〇、五六五	一三三、八二八、九二〇
一二	一三三、八六七、五七二	一、七九一、六七四	*二二九、一八五	一三五、四三〇、〇六一
一三	一四八、二二九、二〇五	二、八六五、三八三	三一三、七八九	一五一、四〇八、三七七
一四	一五一、七五四、七六九	三、一一九、七四〇	四四〇、九六四	一五五、三一五、四七三
昭和元	一六五、九五四、一六八	*一三二、一〇五	*四三九、四〇八	一六五、三八二、六五五

(備考)　一、煙草欄中明治三十六年度以前は總べて葉煙草專賣益金なりとす(次表亦同じ)。
二、*印は缺損額を示す。
三、大正十年度分は震災に因り資料燒失の爲め合計額の外は何れも豫算額を示し、同じく十一年度は推定額を示す(次表亦同じ)。

(二)　專賣局作業收入支出計算表

年度	收入	支出	差引剩餘金	收入に對する剩餘金の割合	支出に對する剩餘金の割合
明治三〇	六六五、〇二九円	三七二、八八七円	二九二、一四一円	〇・四三九	〇・七八三
三一	一一、一六二、二二七	六、〇一六、二二七	五、一四五、九九九	〇・四六一	〇・八五五
三二	一七、二〇四、七一七	九、六四五、一八三	七、五五九、五三三	〇・四三九	〇・七八四
三三	一九、三四六、〇〇六	一二、一〇一、八四六	七、二四四、一五九	〇・三七五	〇・五九九
三四	二四、一〇九、二四三	一三、二四二、五四三	一〇、八六六、六九九	〇・四五一	〇・八二一
三五	二三、四〇八、二八六	一一、〇四〇、七一六	一二、三六七、五六九	〇・五二八	一・一二〇
三六	二七、五六五、八八九	一二、六六七、五九八	一四、八九八、二九一	〇・五四〇	一・一七六
三七	四五、四三七、六八七	一七、九七五、六八〇	二七、四六二、〇〇七	〇・六〇四	一・五二八
三八	六八、四一六、二一一	三四、八一四、一五四	三三、六〇二、〇五七	〇・四九一	〇・九六五
三九	七七、九五〇、一七七	四五、三七五、六九四	三二、五七四、四八三	〇・四一八	〇・七一八

年度					
明治四〇	八一、五五四、六五九円	四五、九四六、七五六円	三五、六〇七、九〇二円	〇・四三七	〇・七七五
四一	一二四、三七七、〇八一	六二、九五七、九三二	六一、四一九、一四九	〇・四九四	〇・九七六
四二	一二三、〇八九、九八三	六四、六四〇、六〇〇	五八、四四九、三八二	〇・四七五	〇・九〇四
四三	一二四、六五八、八八八	六二、五六九、三一五	六二、〇八九、五七三	〇・四九八	〇・九九二
四四	一二三、八一九、八四七	六〇、四八三、七四八	六三、三三六、〇九九	〇・五一二	一・〇四七
大正元	一二九、二一六、二一四	六三、二〇〇、六九五	六六、〇一五、五一八	〇・五一一	一・〇四五
二	一三九、三七七、九九四	七〇、〇八〇、五七一	六九、二九七、四二三	〇・四九七	〇・九八九
三	一三八、九七六、二四三	七一、一六三、一四一	六七、八一三、一〇一	〇・四八八	〇・九五二
四	一四八、八六八、四五八	八三、六一四、三六八	六五、二五四、〇九〇	〇・四三八	〇・七八〇
五	一五二、〇六七、五七二	八一、九一〇、〇五三	七〇、一五七、五一九	〇・四六一	〇・八五六
六	一八一、〇一二、三七三	九九、九九一、五二三	八一、〇二〇、八五〇	〇・四四八	〇・八一〇
七	二一九、一一九、三五六	一二八、〇七〇、九四一	九一、〇四八、四一四	〇・四一五	〇・七一一
八	三〇九、二七六、一六五	二〇三、七七八、七九五	一〇五、四九七、三七〇	〇・三四一	〇・五一八
九	三九〇、八八〇、七四七	二七一、九八三、九九四	一一八、八九六、七五三	〇・三〇四	〇・四三七
一〇	四一五、四八九、一六二	二八九、〇二四、八五八	一二六、四六四、三〇四	〇・三〇四	〇・四三八
一一	四三三、五〇八、四四二	二九九、六七九、五二一	一三三、八二八、九二〇	〇・三〇九	〇・四四七
一二	四三四、〇六五、三三九	二九八、六三五、二七七	一三五、四三〇、〇六一	〇・三一二	〇・四五三
一三	四五七、七五七、五〇二	三〇六、三四九、一二五	一五一、四〇八、三七七	〇・三三一	〇・四九一
一四	四七五、四〇八、八九一	三二〇、〇九三、四一九	一五五、三一五、四七二	〇・三二六	〇・四八五
昭和元	四九八、六三一、一九八	三三三、二四八、五四三	一六五、三八二、六五五	〇・三三一	〇・四九六

（三）専賣局作業歳入豫算額實蹟對照表

年度	豫算額	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	豫算額に比し收入濟額の差 増	減
明治三〇	一、九八四、七九三円	六五八、七七六円	六一八、八四三円	―円	三九、九三三円	―円	一、三六五、九四九円
三一	一四、七五六、五〇四	一〇、三〇〇、一八四	九、五五七、三三五	―	七四二、八四九	―	五、一九九、一六九
三二	一九、三七二、九四八	一五、七二七、四七八	一四、七五六、八三三	―	九七〇、六四五	―	四、六一六、一一四
三三	二〇、二三九、四五〇	一五、九四〇、七五八	一四、四三三、四九四	―	一、五一八、二六三	―	五、八〇六、九五五
三四	二一、二八九、一一五	二一、七六三、三六一	二一、二九七、二三三	一三、二三八	四五二、八八九	八、一一八	―
三五	二二、二三〇、五四五	二二、三三一、三四七	二一、九五〇、九六六	―	三八〇、三八〇	―	二七九、五七八
三六	二二、二四〇、五四五	二四、七八二、一〇六	二四、五三三、八二八	一、四七九	二五六、七九八	二、二九三、二八三	―
三七	三七、九九〇、四一七	―	三五、七五三、九四四	―	一六一、七七九	―	二、二三七、四七三
三八	五九、二八〇、〇七七	四七、三九八、〇〇五	四七、三八〇、〇五八	一七、七一七	二三〇	―	一一、九〇〇、〇一八
三九	五五、〇六九、五八九	五八、五七一、〇五七	五八、五七〇、〇九七	三三九	六二〇	三、五〇〇、五〇八	―
四〇	六〇、二七五、七二一	五八、〇八八、九三五	五八、〇七〇、二〇四	七六五	一七、九六五	―	二、二〇五、五一六
四一	九七、二一七、七〇三	九八、九一七、〇四八	九八、八六二、〇〇一	一、七九六	五三、二五〇	一、六四四、二九九	―
四二	一〇二、一九四、七九三	九八、七一六、三七五	九八、五三四、四三〇	一、八一三	一八〇、一三一	―	三、六六〇、三六二
四三	一〇五、二六〇、〇八五	一〇三、四七五、七七一	一〇三、二八七、七四九	二、八一五	一八五、二〇六	―	二、九七二、三三五
四四	一〇二、八六二、七四七	一〇五、一一五、七八三	一〇四、八九九、〇四八	二一四	二一六、五二〇	二、〇三六、三〇一	―
大正元	一〇六、四四四、八七七	一〇八、八二九、〇三五	一〇八、六七八、六四一	七三、〇九八	七七、二九五	二、二三三、七六四	―
二	一〇九、二五六、一九五	一一四、〇〇七、〇七九	一一三、九七九、二〇五	二、四二七	二五、四四五	四、七二三、〇一〇	―
三	九九、三六七、九〇一	一一三、八〇一、三一八	九九、五二七、五九一	一、八六〇	一三、二七一、八六六	一五九、六九〇	―
四	九九、三六七、九〇一	一一三、七六八、四四〇	一一二、七五〇、三九二	―	一八、〇四八	一三、三八二、四九一	―
五	一一四、二〇五、四九七	一一三、三八四、一八二	一一二、三六六、五九〇	六一九	一六、九七二	―	一、八三八、九〇六
六	一一六、三四八、九七四	一三八、〇三三、六三三	一三七、九八三、四五二	―	四〇、一六九	二一、六三四、四七八	―
七	一四一、二〇四、四一七	一六七、五三三、七〇三	一六七、四九三、四〇二	―	三九、三〇〇	二六、二八八、九八五	―
八	一八〇、三三〇、九一五	二三四、一二八、九七九	二三三、九九一、六四五	二、〇〇〇	一三五、三三四	五三、六六〇、七三〇	―

大正九	二〇五、一三四、五五〇円	二四九、五七八、九八〇円	二四九、五四〇、八二二円	—円	三八、一五九円	四四、四〇六、二七一円	—円
一〇	二七一、九六三、八八六	二七九、〇七〇、一一一	二七八、六六四、三七七	—	四〇五、七三三	六、七〇〇、四九一	—
一一	二七〇、〇一八、三五五	二八七、七四四、四七三	二八七、四三三、二三八	—	三一二、二四三	一七、四一三、八七三	—
一二	二六八、三九〇、二〇八	二九一、九四四、四八八	二九一、五七九、六八三	—	三六四、八〇四	二三、一八九、四七五	—
一三	二六八、三九〇、二〇八	三〇三、五〇八、八九五	三〇三、〇八四、六二八	—	四二四、二六七	三四、六九四、四二〇	—
一四	二九五、〇四〇、三一八	三〇三、一六八、二七八	三〇二、七六七、八二一	一八、七一二	三八一、七四六	七、七二七、四九三	一八、九〇〇
昭和元	三一一、〇九七、六二七	三二三、二九〇、一九八	三二二、九七二、四一〇	一四、六〇九	三〇三、一七八	一一、八七四、七八三	—

（四） 同上内譯表（昭和元年度）

科目	豫算額	調定済額	收入済額	不納缺損額	收入未済額	豫算額に比し收入済額の差 増	豫算額に比し收入済額の差 減
作業收入 煙草賣拂代	二五六、四七七、一一六円	二六八、八三九、九六四円	二六八、八三九、九六四円	—円	—円	一二、三六二、八四八円	—円
作業收入 鹽賣拂代	四七、九四四、七五八	四八、三一七、二五五	四八、三一七、二五五	—	—	三七二、四九七	—
作業收入 樟腦及樟腦油賣拂代	六、〇一五、二四九	五、二六六、三五五	五、二六六、三五五	—	—	—	七四八、八九三
作業收入 計	三一〇、四三七、一二三	三三二、四二三、五七六	三三二、四二三、五七六	—	—	一一、九八六、四五三	—
雜收入 犯則者納金	一九、一七七	一〇、九一七	一〇、九一七	—	—	—	八、二五九
雜收入 辨償及違約金	一一一、〇九五	三八四、三三三	九一、五九二	一四、六〇九	二七八、一三〇	—	一九、五〇三
雜收入 小切手支拂未済金收入	一、〇五〇	二〇二	二〇二	—	—	—	八四七
雜收入 雜收	五三九、一八二	四六四、六七三	四三九、六一五	—	二五、〇五七	—	八九、五六六
雜收入 受託治療收入	—	六、五〇四	六、五〇四	—	—	六、五〇四	—
雜收入 計	六六〇、五〇四	八六六、六二二	五四八、八三四	一四、六〇九	三〇三、一七八	—	一一一、六六九
合計	三一一、〇九七、六二七	三三三、二九〇、一九八	三三二、九七二、四一〇	一四、六〇九	三〇三、一七八	一一、八七四、七八三	—

（五） 專賣局作業歳出豫算額實蹟對照表

年度	豫算額	豫算外支出額	前年度繰越額	豫備金支出	豫備金外臨時支出額	豫算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
明治三三	一二、三〇三、一四一円	—円	三〇一円	—円	—円	一二、三〇三、四四二円	九、六三四、六二三円	一九、三七二円	一、六四九、四四六円
三四	一二、六七九、一〇四	—	一九、三七二	—	—	一二、六九八、四七六	八、二九八、一四三	二一、一八九	三、三七九、一四三
三五	九、九一八、一五一	—	二一、一八九	—	—	九、九三九、三四〇	八、二〇二、〇一七	四六、〇六一	三、三七九、一四三
三六	九、九一八、一五一	—	四六、〇六一	—	一、七〇五、九九六	一一、六七〇、二〇八	一一、二三三、二四九	八、二二八	四三八、七四一
三七	一六、〇五八、〇八七	—	八、二二八	—	—	一六、〇六六、三〇五	一四、九〇二、七五七	七六、九二四	一、〇八六、六二三
三八	二七、二六九、〇〇五	—	七六、九二四	—	—	二七、三四五、九二九	一四、九五八、九八八	一七八、六四〇	二、三〇八、三〇〇
三九	二九、五四〇、五〇三	—	一七八、六四〇	—	—	二九、七一九、一四三	二四、三三一、七一〇	九九、一六三	五、二八八、二六九
四〇	二九、五三〇、七四〇	—	九九、一六三	—	—	二九、六二九、九〇三	二六、七〇七、九八七	三七、三三九	二、八八四、五八六
四一	四八、二九七、三一五	—	三七、三三九	—	—	四八、三三四、六四四	三九、五四二、二三九	一六、九九二	八、七七六、四一三
四二	四七、九四二、八三五	—	一六、九九二	—	—	四七、九五九、八二七	三九、一二九、六八五	三三、一六五	八、七九六、九七六
四三	四三、九四八、五八六	—	三三、一六五	—	—	四三、九八一、七五一	三八、〇〇〇、六〇八	三〇、一四五	五、九五〇、九九七
四四	四〇、七六九、三四五	—	三〇、一四五	六二、〇六七	—	四〇、八五八、五五七	三八、〇九七、七五一	四八、〇二三	二、七一二、七八三
大正元	四四、八七七、八一五	一、二八七、二九五	七二、九五〇	七五〇、〇〇〇	—	四六、九八八、〇六〇	四四、二七九、八一七	六五、五一六	二、六四二、七二六
二	四八、〇一四、〇一七	三、七〇四、五一〇	六五、五一六	七五〇、〇〇〇	—	五二、五三四、〇四三	四九、五四〇、〇二三	五〇、九九九	二、九四三、〇二二
三	四七、二八六、九六五	二三五、七一九	五〇、九九九	五〇〇、〇〇〇	—	四八、〇六三、六八三	四五、七五七、八〇〇	三六、七七五	二、二六九、一〇六
四	四七、二八六、九六五	—	三六、七七五	—	—	四七、六五九、三六〇	四四、一九二、七二〇	五一、五六四	三、四一五、〇七六
五	四六、〇六六、六四〇	—	五一、五六四	五〇〇、〇〇〇	一、五九四、七八五	四八、二二二、九八九	四五、七六〇、四八〇	七三、四八一	二、三七九、〇二六
六	五〇、一二一、四七七	—	七三、四八一	七五〇、〇〇〇	一一、七四八、六〇二	六二、六九三、五六〇	六〇、一一二、五八六	二〇一、九四九	二、三七九、〇二四
七	七七、二七三、三五一	—	二〇一、九四九	二、〇〇〇、〇〇〇	一六、二九九、三五九	九五、七七四、六五九	八四、六〇七、六八三	六九八、八五九	一〇、四六八、一一六
八	一三三、〇五〇、一五〇	—	六九八、八五九	二、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇四五、五九〇	一六一、七九四、五九九	一五一、三三〇、一〇七	二、二〇四、四九二	八、二五九、九九九

大正九	一九三、七一七、六八九円	— 円	二、二〇四、四九二円	二、〇〇〇、〇〇〇円	— 円	一九七、九二二、一八一円	一八六、五八六、八七一円	八一三、五九五円	一〇、五二一、七一四円
一〇	一九〇、四六七、九〇〇	—	八一三、五九五	—	—	一九一、二八一、四九五	一四八、一三二、三九四	九八七、五八〇	四二、一六一、五二〇
一一	一七二、八八五、三六二	—	九八七、五八〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五、一二七、九六八	一八一、〇〇〇、九一〇	一六三、二四二、三三五	二二七、六二一	一七、五三〇、九五二
一二	一六六、一三七、一八七	—	二二七、六二一	二、〇〇〇、〇〇〇	五、二一五、九六七	一七三、五八〇、七七五	一五二、六八〇、八五八	五三八、五三一	二〇、三六一、三八六
一三	一七六、四六五、五四五	—	五三八、五三一	—	—	一七七、〇〇四、〇七六	一六三、八一〇、六一〇	二八〇、四八〇	一二、九一二、九八五
一四	一七二、八六二、二六二	—	二八〇、四八〇	—	三、九三三、二〇三	一七七、〇七五、九四五	一六五、六八七、二七七	二二〇、二六三	一一、一六八、四〇四
昭和元	一七五、二三八、四二七	—	二二〇、二六三	—	—	一七五、四五八、六九〇	一六〇、六三八、六二三	二四九、三二〇	一四、五七〇、七四六

（備考）調査の都合により明治三十二年度以前を除く。

（六）同上内譯表（昭和元年度）

科目	豫算額	前年度繰越額	豫算現額	支出濟額	翌年度繰越額	不用額
俸給	二、八五七、五二〇円	— 円	二、八五七、五二〇円	二、八二九、五五五円	二円	二七、九六一円
事業費	四五、〇三三、八一九	一五七、二五二	四五、一九一、〇七一	四一、二一一、九九〇	二四九、〇五七	三、七三〇、〇二三
材料素品費	一八、六五九、七五一	—	一八、六五九、七五一	一二、九九九、三〇二	—	五、六六〇、四四八
賠償及購買費 葉煙草	六二、二二八、七五八	—	六〇、六八四、七三三	五八、六二四、〇九四	—	二、〇六〇、六三八
賠償及購買費 製造煙草	二、二九九、八九七	—	三、八四三、九二一	三、八四三、九二一	—	—
賠償及購買費 鹽	三五、三五八、五七七	六三、〇一〇	三五、四二一、五八七	三四、九八七、二五七	—	四三四、三二九
賠償及購買費 樟腦及樟腦油	五、六一五、六三一	—	五、六一五、六三一	五、六一五、三〇一	—	三二九
賠償及購買費 計	一〇五、五〇二、八六三	六三、〇一〇	一〇五、五六五、八七三	一〇三、〇七〇、五七六	—	二、四九五、二九七
鹽交付金	一、〇六四、一二〇	—	一、〇六四、一二〇	四三九、四二五	—	六二四、六九四
諸支出金	一一八、六二九	—	一一八、六二九	八六、一七三	二六〇	三二、一九六
機密費	一、七二五	—	一、七二五	一、六〇〇	—	一二五
豫備金	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇、〇〇〇
合計	一七五、二三八、四二七	二二〇、二六三	一七五、四五八、六九〇	一六〇、六三八、六二三	二四九、三二〇	一四、五七〇、七四六

第五章　專賣取締

第一節　取締規程

專賣制度の完全なる運用を期せんが爲めには、之に關する種々の取締を爲すの必要あり。即ち政府は煙草・鹽及樟腦の各專賣法及同施行細則を始め、此等に基きて發する諸種の命令規則に於て、常に一定の制限規範を設けて之を遵守せしむると共に、此等の制限規範を超えて法令に背反する者に對しては、適當の取締を加へ之を處罰に付することとせり。專賣の取締には耕作・製造或は販賣に從事する當業者の取締あり、又法禁を侵す一般民衆を目的とする取締あり。當局は之が遂行の爲め、必要に應じ監視區域を設け、監視員を置き、或は警察・稅關・郵便・鐵道等の官署と連絡を保ちて、遺漏なきを期するものとす。而して專賣取締に關する規程は當初各專賣毎に之を定むるか、或は事に臨みて指令を發するか、將又單に地方專賣機關の處理に一任するの方針を採りしが、明治四十年十月三專賣の統一成るに及び、翌四十一年八月新に專賣取締規程を制定して、取締規定の統一を圖ることと爲せり。統一前の取締規程の沿革及統一以後の規程の變更改正を一々列擧するは、徒に煩瑣に亙るのみなるを以て、玆には之を省略し、單に左に昭和元年度末の現行規程を掲ぐるに止むべし。

專賣局長官達甲第三一七八號（明治四十一年八月二十日）

明治三十八年十二月四日第二一二四一號專賣取締規程別冊ノ通改正ス

明治三十八年五月十一日第四九六二號煙草專賣法違犯者處分標準、明治三十九年七月二十三

日甲第五五三八號徵罪處分猶豫心得、明治四十年三月二十九日甲第二四三三號煙草密輸入取締規程、明治三十八年十月三十日第一八〇五八號煙草專賣事務通信規程第四條第五號ノ(6)及第一號樣式ノ備考(4)、明治四十一年四月六日甲第一四三〇號鹽專賣法違犯者處分標準、同年六月十八日甲第二四四八號專賣法違反事件取扱手續ハ之ヲ廢止ス

專賣取締規程

第一章　總則

第一條　專賣取締ニ關スル事務概ネ左ノ如シ

一　煙草耕作ニ關スル臨時檢查
二　製造煙草ニ關スル臨時檢查
三　輸出入、移出入煙草、鹽ニ關スル檢查
四　標本煙草ニ關スル檢查
五　煙草製造專用ノ器具、機械及卷紙ニ關スル檢查
六　取消又ハ廢業後現在品ニ關スル檢查
七　煙草代用品及其ノ原料、器具、機械、卷紙ニ關スル檢查
八　賣却後ノ粉煙草ニ關スル檢查
九　鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油製造ニ關スル檢查
十　含鹽礦物輸入移入ニ關スル檢查
十一　鹽製造ノ器具、機械、建築物ニ關スル檢查
十二　帳簿書類ニ關スル檢查
十三　運搬中ニ在ル煙草、鹽、鹹水、樟腦、樟腦油ノ檢查
十四　自家用鹽ノ檢查
十五　鹽專賣法施行細則第二十四條ニ依ル鹽ノ檢查
十六　特別用鹽規則ニ依ル鹽竝鹽藏物ノ檢查
十七　鹽價ノ調查及制限ニ關スル事項
十八　諸般ノ違反事件調查ニ關スル事項
十九　前各號ノ外專賣權侵害行爲ノ豫防ニ必要ナル檢查及監督上ノ必要處分

第二條　本規程ニ於テ監視員ト稱スルハ專賣取締ノ事務ニ從事スル專賣官吏ヲ謂フ

第三條　地方專賣局長ハ專賣取締上必要ト認ムルトキハ監視區域ヲ設ケ擔當監視員ヲ指定スヘシ

地方專賣局長ハ取締事務ノ敏活統一ヲ圖リ且擔當監視員ニ助力セシムル爲數箇ノ監視區域ニ共通ノ監視員ヲ指定スルコトヲ得

共通監視員ハ視閱員ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

第四條　地方專賣局長又ハ出張所長ハ取締ニ關シ豫メ左ノ事項ヲ當該警察署ニ通知シ取締上ノ注意ヲ求ムヘシ

一　取締上特ニ注意ヲ要スヘキ者ノ居所、氏名、職業、年齡、容貌及犯則ノ種類
二　取締上特ニ注意ヲ要スヘキ地域及事件

三　不正行爲ニ供セラルヘキ器具、機械及設備ノ大要
四　不正行爲ノ行ハルヘキ最盛時期竝其ノ行爲ノ大要
五　前各號ノ外取締上參考トナルヘキ事項

地方專賣局長又ハ出張所長ハ煙草密製造、密賣買又ハ密耕作事件等ニ關シテハ前項ノ例ニ準シ林務官署ヘモ其ノ注意ヲ求ムヘシ

第五條　監視員職務執行ニ當リ他ノ援助ヲ必要ト認ムルトキハ速ニ所屬地方專賣局長又ハ出張所長若ハ附近出張ノ視閱員、監視員又ハ警察官吏ニ請求スヘシ但シ援助ヲ請求スル遑ナク危害其ノ身ニ及フノ虞アルトキハ機宜ノ處置ヲ以テ證憑物件ノ湮滅ヲ防キ直ニ告發ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ事件重大ニシテ監視力集注ノ必要アリト認ムルトキハ機宜ノ處置ヲ爲シ所屬地方專賣局長、出張所長又ハ附近出張ノ視閱員ニ急報スヘシ

第六條　監視員其ノ擔當區域内ニ於テ既ニ著手シタル事件ニ關聯スル取締事務ニ付急速ヲ要スル場合ニ限リ囑託又ハ引繼ノ手續ニ依ラス直接擔當區域外ニ至リ調査スルヲ要ス

第七條　監視員ハ停車場其ノ他貨物ノ積卸場、集散地竝水陸交通頻繁ナル場所ヲ巡回シ左ノ事項ヲ監視スヘシ

一　煙草、鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油ノ出入及運搬ノ狀況
二　夜間ニ煙草、鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油ヲ積込又ハ陸揚スル船舶ノ有無
三　貨物集散地ニ於ケル鹽取引ノ狀況
四　外國ヨリ入港ノ船舶ニテ上陸シタリト認ムルモノノ荷物ノ狀況

第八條　監視員ハ必要ニ應シ海岸及舟楫ノ通スヘキ水路ヲ監視スヘシ

第九條　監視員水上ノ監視ヲ爲スニ當リテハ常ニ陸上監視ト氣脈ヲ通シ互ニ協力シテ監視ノ周到ヲ期スヘシ

第十條　監視員水上監視ヲ爲スニ際シテハ常ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

一　碇泊及進行中ノ船舶ニシテ政府ヨリ賣渡ササル鹽竝樟腦、樟腦油ヲ搭載セル形跡ノ有無
二　政府ニ納付セサル葉煙草、鹽竝樟腦、樟腦油ヲ水上又ハ製鹽場附近ノ沿岸ニ於テ竊ニ賣買スル者ノ有無
三　船員及乘込人ノ擧動ニ不審ト認ムル點ノ有無
四　等級、記號ヲ施ササル鹽ヲ運搬スル船舶ノ有無
五　煙草、鹽竝樟腦、樟腦油ヲ積載シ巧ニ他ノ貨物ノ如ク裝ヒタル船舶ノ有無
六　海上何等ノ故障ナキニ一定ノ場所ニ永ク繫留スル船舶ノ有無

第十一條　監視員ハ職務執行上左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ速ニ其ノ事實ノ詳細ヲ所屬地方專賣局長又ハ出張所長ニ報告スヘシ

一　取締ニ關シ施設計畫ノ必要ヲ認メタルトキ
二　取締事項ニ付他ノ地方專賣局ト共同施設ヲ爲スノ必要ヲ認メタルトキ
三　擔當區域外出張ノ必要ヲ認メタルトキ
四　所轄外ニ於テ取締ヲ要スヘキ事件ヲ認知シ又ハ其ノ嫌疑事件ニ付偵察調査ノ必要ヲ認

メタルトキ但シ此ノ場合ニ於テ直ニ出張ノ必要アルトキハ第十二條ノ規定ニ依ル

五　第五條但書ノ場合ニ遭遇シタルトキ

六　暴行脅迫ヲ受ケタルトキ

七　犯則事件重大巧妙若ハ異例ニ渉レリト認メタルトキ

八　他ノ援助又ハ補助ヲ受ケタルトキ

九　密輸入又ハ密移入ニ關スル犯則ノ嫌疑アルトキ

十　在官者若ハ外國人ニ關スル犯則ノ嫌疑アルトキ

十一　專賣官署ノ職員使用人竝場外作業擔當工場及其ノ使用人ニ關シ犯則ノ嫌疑アルトキ

十二　第九十一條第二號乃至第四號ノ場合ニ於テ指揮ヲ受クル遑ナキトキ

十三　犯則事件公訴權消滅ノ爲告發ヲ爲ササルトキ

十四　犯則嫌疑者及其ノ關係者ヨリ酒食ヲ饗シ若ハ金品ヲ贈與セムトスル者アルトキ

十五　一事件ノ調査終了前數日ニ渉リ他ノ事件若ハ取締事務ニ從事スヘキ必要ヲ認メタルトキ

十六　前各號ノ外取締上ニ關シ特殊ノ現象又ハ參考トナルヘキ事實ヲ認メタルトキ

第十二條　監視員前條第四號ノ事實ヲ認メタル場合ニ於テ取締ヲ要スヘキ事件緊急ヲ要シ當該地方專賣局長又ハ出張所長間ニ協議ノ遑ナシト認ムルトキハ關係所長ニ其ノ旨ヲ急報スルト同時ニ出張シ應急ノ措置ヲ爲シ關係局所長及所屬地方專賣局長又ハ出張所長ニ其ノ顚末ヲ報告スヘシ

地方專賣局長又ハ出張所長前條第四號ノ報告ニ接シタルトキハ前項ノ場合ヲ除クノ外當該地方專賣局長又ハ出張所長ニ之レヲ移牒スヘシ

第十三條　地方專賣局長又ハ出張所長ハ第五條及第十一條ノ報告ニ接シタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一　第十一條第二號ノ報告ヲ受ケタルトキハ所轄地方專賣局長又ハ出張所長ニ協議スルコト

二　第五條及第十一條第五號乃至第七號ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ他ノ監視員ヲシテ援助ヲ爲サシメ且成ルヘク現場ニ臨ミ事件ノ調査ヲ督勵スルコト

第十四條　監視員ハ煙草、鹽ノ賣捌人カ賣捌規則ニ違反シタル爲注意ヲ加ヘタルトキハ其ノ事項ヲ明確ニ指示シ檢查簿ニ受印ヲ徵スヘシ

第十五條　監視員ハ取締ニ關スル事蹟ヲ詳細手帳ニ記載シ所屬地方專賣局長又ハ出張所長若ハ視閱員ノ檢閱ヲ受クヘシ

監視員ハ出張中一箇月四回以上取締ノ事蹟及狀況ヲ所屬地方專賣局長又ハ出張所長ニ報告スヘシ

第十六條　地方專賣局長ハ所屬出張所長ヲシテ專賣取締ノ實況ヲ一箇月一回以上及左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アリタルトキハ直ニ所屬地方專賣局長ニ報告セシムヘシ

一　第四條ノ注意ヲ求メタルトキ

二　第十一條第一號第五號乃至第七號、第九號乃至第十一號、第十四號ニ該當スル事實アリト認ムルトキ

三　第十二條及第十三條ノ事實アリタルトキ

四　第二十三條及其ノ他ノ事項ニシテ所屬地方專賣局長ニ於テ各般ノ施設上參考トナルヘシト認ムルトキ

出張所長ハ監視員ノ報告書餘白ニ意見ヲ附記シテ之ヲ提出シ前項ノ報告ニ代フルコトヲ得

第十七條　地方專賣局長又ハ出張所長ハ監視員ニ於テ犯則事件ノ調査又ハ監督上必要ノ處分ヲナシタルトキハ專賣取締事件簿ニ事件ノ要點及其ノ進行ヲ記入セシメ調査結了ノ遲速ヲ監督スヘシ

第十八條　地方專賣局長ハ監視區域毎ニ專賣法違反者、煙草耕作者、煙草及鹽賣捌人、煙草及鹽輸移出入者、煙草標本所持者、煙草製造專用器具機械及卷紙ノ製作者、販賣者、藏置者、場外作業擔當人及其ノ使用人、煙草製造用材料品製作請負者及其ノ使用人、元煙草製造業者及其ノ職工、元葉煙草賣買業者、製鹽業者、漁獲物鹽藏者、亞留加里用、獸皮保存用、鑛業用ノ變性鹽所持者、醬油釀造業者、製腦者其ノ他監視ヲ要スル者ノ居所、氏名、年齡、性行等ヲ記シタル參考簿ヲ備ヘ監視員臨檢ノ都度其ノ年月日及被監視者ノ狀況ヲ記入セシムヘシ

第十九條　（削除）

第二十條　出張所所屬ノ監視員ヨリ所屬地方專賣局長ニ提出スル文書ハ所屬出張所長ヲ經由スヘシ但シ緊急ノ必要ヲ認ムルモノハ直接提出スルト同時ニ所屬出張所長ヘ其ノ旨報告スヘシ

第二十一條　稅關ノ所在地ヲ所轄スル地方專賣局長ハ煙草、鹽、鹹水、含鹽礦物、樟腦、樟腦油密輸入ニ關スル犯則事件ニ付豫メ當該稅關ト協議シ其ノ通告又ハ告發ニ係ル事件確定シタルトキ必要ナル事項ノ通知ヲ求メ取締上ノ參考ニ供スヘシ

第二十二條　地方專賣局長ハ他ノ地方專賣局所轄內ノ者ニ對シ通告又ハ告發ヲ爲シ其ノ履行又ハ判決ノ確定アリタルトキ又ハ他ノ地方專賣局所轄內ノ者ニ對シ稅關ヨリ犯則處分ノ確定通知ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ所轄地方專賣局長ニ通牒スヘシ但シ所轄地方專賣局長ニ通告ノ履行ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　犯目

二　事實

三　通告及履行ノ年月日又ハ判決年月日、裁判所名、裁判審級

四　適用條項、罰科金額、沒收品目、數量、追徵金額

五　住所、氏名

第二十三條　監視員ハ取締事務ノ傍專賣事業一般ノ現象ニ注意シ左ノ事項ハ時々所屬地方專賣局長又ハ出張所長ニ報告スヘシ

一　諸般ノ施設ニ對スル公衆ノ意向

二　煙草耕作上又ハ製鹽上改良進步ノ事項

三　煙草對抗作物ノ狀況

四　製造煙草又ハ鹽需給ノ狀況

第二章　煙草專賣取締

第一節　一般取締

第二十四條　監視員ハ煙草耕作、試作及之ニ關聯スル左ノ事項ノ有無ヲ監視スヘシ

一　許可ヲ受ケスシテ煙草（長花煙草ヲ含ム）ヲ耕作又ハ試作スルコト

二　煙草耕作者又ハ試作者ニ非スシテ煙草苗ヲ育成スルコト

三　煙草耕作者許可ヲ受ケサル土地ニ煙草ヲ耕作シ又ハ煙草苗ヲ育成シ若ハ政府ノ公示セル種類以外ノ煙草ヲ耕作スルコト

四　煙草耕作者許可ヲ受ケスシテ煙草苗ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコト

五　煙草耕作者許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ藏置スルコト

六　情ヲ知リテ前號ノ場所ヲ供與スルコト

七　煙草耕作者許可ヲ受ケスシテ査定前若ハ異議ノ申立決定前ニ於テ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ拔除スルコト

八　煙草耕作者一番葉ノ收穫ヲ終リ又ハ許可ヲ受ケテ種子ヲ採取シ若ハ二番葉ノ收穫ヲ終ルモ尙幹根ノ拔除ヲ爲サス又ハ其ノ幹ニ附著セル葉煙草ノ廢棄ヲ怠ルコト

九　煙草耕作者許可ヲ受ケスシテ種子ノ採取又ハ二番葉ノ收穫ヲ爲スコト

十　煙草耕作者又ハ試作者耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シ承繼者ナキ場合ニ於テ其ノ煙草又ハ煙草苗ノ廢棄ヲ命セラレタル場合ニ葉煙草ヲ收穫スルコト

十一　天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ依ルニ非スシテ法定ノ場所外若ハ指定ノ通路、時間外ニ葉煙草ノ運搬ヲ爲スコト

十二　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ指定ノ期日ニ葉煙草ヲ納付セサルコト

十三　政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡、讓受、消費、隱蔽スルコト

十四　情ヲ知リテ前號物件ノ隱蔽場所ヲ供與スルコト

十五　許可ヲ受ケサル者ノ耕作若ハ試作シタル葉煙草又ハ煙草耕作者、試作者ニ非サル者ノ育成シタル煙草苗ヲ所持スルコト

十六　權利者ノ不明ナル葉煙草又ハ煙草苗ヲ所持スルコト

十七　許可ヲ受ケスシテ家督相續ニ依ラス煙草耕作ノ承繼ヲ爲スコト

十八　家督相續ニ依リ煙草耕作ヲ承繼シタル申告ヲ爲ササルコト

十九　煙草耕作段別ノ減少又ハ耕作廢止ノ許可ヲ受ケタル者及耕作ノ許可ヲ取消サレタル者當該官吏ノ承認ヲ受ケスシテ其ノ現存煙草又ハ煙草苗ヲ處置シ又ハ承認ヲ受ケタル後之ヲ處置セサルコト

二十　煙草耕作者煙草移植ヲ了シタル後煙草苗ヲ廢棄セス又ハ三週間ヲ經過シ尙豫備苗ヲ保存スルコト

二十一　煙草元賣捌人又ハ之ト同一ノ家ニ在ルモノ又ハ其ノ同居者ニシテ煙草耕作ヲ爲スコト

二十二　煙草製造專用ノ器具、機械又ハ卷紙ノ製作者、販賣者、藏置者ト同一ノ家ニ在ルカ又ハ其ノ同居者ニシテ煙草耕作ヲ爲スコト

二十三　煙草ノ輸出又ハ移出ヲ業トスルモノト同一ノ家ニ在ルカ又ハ其ノ同居者ニシテ煙草耕作ヲ爲スコト

二十四　煙草耕作者葉煙草ノ枯葉、不熟葉、蝕損葉、立枯等アル場合ニ其ノ申出ヲ爲ササルコト

二十五　煙草耕作者其ノ許可證ヲ亡失シ再交付ヲ申請セサルコト

二十六　煙草耕作者耕作地ニ目標ヲ設ケサルコト

第二十五條　監視員ハ煙草製造、煙草代用品製造及標本其ノ他ノ煙草ニ關シテハ左ノ事項ノ有無ヲ監視スヘシ

一　私ニ煙草ヲ製造シ又ハ其ノ準備ヲナスコト

二　法ニ於テ認メタル場合ノ外政府ノ證票ヲ貼付セサル製造煙草ヲ所持、讓渡、讓受スルコト

三　許可ヲ受ケスシテ標本煙草ヲ處分スルコト

四　營業ノ目的ヲ以テ煙草代用品ヲ製造シ又ハ販賣スルコト

五　法施行前ノ輸入製造煙草竝民製煙草ニ政府ノ證票貼付ナキモノヲ所持、讓渡、讓受スルコト

六　民製煙草ノ販賣者其ノ業務ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲナスコト

七　民製煙草ノ受拂現在高申告ヲ怠ルコト

第二十六條　監視員ハ煙草元賣捌ニ關シテハ左ノ事項ヲ監視スヘシ

一　指定ヲ受ケスシテ煙草ノ元賣捌ヲ爲シ又ハ其ノ準備ヲ爲スコト

二　煙草小賣ヲ爲スコト

三　政府ノ封緘ヲ施シタル製造煙草ノ包裹ヲ開披シ若ハ改裝シ又ハ包裹ノ破損シタルモノヲ販賣スルコト

四　政府ノ證票ヲ附セサル製造煙草ヲ所持、讓渡、讓受スルコト

五　元賣捌ノ爲買受ケタル煙草ヲ消費スルコト

六　煙草販賣官署又ハ煙草販賣官署ノ認許ヲ得タル煙草元賣捌人以外ノ者ヨリ製造煙草ヲ買受ケ又ハ情ヲ知テ之ニ製造煙草ヲ賣渡スコト

七　煙草耕作又ハ明治四十二年七月一日以後專賣局製造所工場外作業ヲ擔當シ又ハ之等ノ業務ニ從事スルモノト同一ノ家ニ入リ若ハ其ノ同居者トナリタルコト

八　煙草專賣法第四十一條乃至第四十六條、第四十八條乃至第五十條、第五十二條、第五十四條乃至第六十條ニ違反シ二年ヲ經サルコト

九　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘサルコト又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得サルコト

十　國稅滯納處分又ハ之ニ準シタル處分ヲ受ケ一年ヲ經サルコト

十一　罰金、拘留、科料以外ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ判決未確定中ナルコト

十二　履行期日ヲ過キ仍製造煙草ノ買入代金ヲ完濟セサルコト

十三　煙草元賣捌人ノ相續人申告ヲ爲サス營業ヲ繼續スルコト

十四　專賣局長官ノ承認ヲ受ケス政府ノ賣渡價格ニ定價ノ百分ノ三ヲ加ヘタル金額ヲ超過シタル價格ヲ以テ小賣人ニ煙草ノ販賣ヲ爲スコト

十五　店舖ノ設備、出賣人ノ數、出賣ノ回數、煙草保存方、備付煙草等ニ關シ煙草販賣官署ノ指示ヲ販賣スルコト

ニ違反スルコト又ハ專賣局長官ノ命シタル場所ニ營業所ヲ設ケサルコト

十六　出賣人ニ出賣證票ヲ携帶セシメス又ハ出賣人ニ於テ之ヲ携帶セサルコト

十七　會社ヲ組織シタル前ノ元賣捌人カ單獨ニ營業スルコト

十八　許可ヲ受ケス煙草元賣捌會社ノ定款ヲ變更スルコト

十九　三十日以前ニ營業廢止ノ申告ヲ爲サス又ハ許可ヲ受ケス三十日以前ニ廢業スルコト

二十　政府ヨリ買受ケタル煙草ノ代金一箇年五千圓未滿ナルコト

二十一　元賣捌ト小賣ヲ相互ニ兼ネ又ハ同一ノ場所ニテ煙草賣捌營業ヲ爲スコト

二十二　許可ナクシテ二箇所以上ニ營業所ヲ設クルコト

二十三　許可ヲ受ケスシテ營業所ノ位置ヲ變更スルコト

二十四　他ノ營業所トノ間ニ區劃ヲ設ケサルコト

二十五　營業ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲナスコト

二十六　專賣局長官ノ指定シタル區域外ノ煙草小賣人ニ煙草ヲ賣渡スコト

第二十七條　監視員ハ煙草小賣ニ關シテハ左ノ事項ノ有無ヲ監視スヘシ

一　指定ヲ受ケスシテ煙草ノ小賣ヲ爲シ又ハ其ノ準備ヲ爲スコト

二　小賣人元賣捌ヲナスコト

三　政府ノ定メタル價格以外ニテ煙草ヲ販賣スルコト

四　政府又ハ煙草元賣捌人以外ノ者ヨリ煙草ヲ買受クルコト

五　製造煙草ノ定價表及標札ヲ掲示セサルコト

六　明治四十二年七月一日以後專賣局製造所工場外作業ヲ擔當シ又ハ該業務ニ從事スルモノト同一ノ家ニ入リ若ハ其ノ同居者トナリタルコト

七　一箇月以上引續キ煙草小賣營業ヲ爲サス又ハ其ノ賣上代金一箇年五十圓未滿ナルコト

八　前各號ノ外前條第三號、第四號、第八號、第十五號、第十六號、第十九號、第二十一號乃至第二十三號、第二十五號ノ行爲又ハ第五號、第十三號ニ準スル行爲

第二十八條　監視員ハ煙草輸入、移入及輸出、移出ニ關シテハ左ノ事項ノ有無ヲ監視スヘシ

一　政府ノ命令又ハ許可ヲ受ケスシテ煙草ノ輸入ヲナシ又ハ輸入ヲ圖ルコト

二　法施行地外ヨリ煙草ヲ移入スルコト又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲ爲スコト

三　輸出者、移出者帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲ爲スコト

四　輸出、移出用煙草ヲ輸出、移出前讓渡シ讓受シ消費シ又ハ許可ヲ受ケスシテ之ヲ廢棄スルコト

五　自用ノ爲許可ヲ受ケ輸入シタル製造煙草ヲ他ニ讓渡スルコト

六　輸出用煙草ヲ許可ヲ受ケサル場所ニ藏置シ又ハ許可ヲ受ケスシテ藏置ノ場所ヲ變更スルコト

七　情ヲ知リテ前號ノ場所ヲ供與スルコト

八　關稅定率法第七條及煙草專賣法第三十二條ニヨリ輸入許可ヲ受ケタル煙草ヲ他ニ讓渡スルコト

第二十九條　監視員ハ煙草製造專用ノ器具、機械及卷紙ノ製作、販賣、藏置ニ關シテハ左ノ事項ノ

有無ヲ監視スヘシ

一　許可ヲ受ケスシテ煙草製造專用器具、機械及卷紙ノ製作、販賣、藏置ヲ爲スコト

二　權利者ノ不明ナル第一號ノ物件ヲ所持スルコト

三　法ニ於テ認メタル以外ノ場合ニ在リテ第一號ノ物件ヲ所持シ讓渡シ若ハ讓受クルコト

四　許可以外ノ場所ニ於テ第一號ノ物件ヲ製作、販賣シ若ハ許可以外ノ種類ノ物件ヲ製作、販賣、藏置スルコト

五　第一號ノ物件ノ製作者、販賣者其ノ業務ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲ爲スコト

第三十條　煙草耕作者ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　許可證保存ノ適否

二　許可證記載事項異動ノ有無

三　耕作者タル資格ノ有無

四　喫煙ノ數量及其ノ供給ノ模樣

五　手切器具所持ノ有無

六　殘葉附著煙草ノ幹現存ノ有無

七　居宅構外乾燥場、貯藏場設備ノ適否

八　查定高ニ對スル收穫高又ハ納付高ノ適否

九　返戻葉煙草ノ再調理又ハ再納付ノ有無

十　指示事項ヲ遵守スルヤ否

十一　查定高ニ對シ實收高超過ノ場合ハ查定以外ノ葉煙草ヲ隱蔽若ハ消費、密賣ノ有無

十二　芽葉若ハ二番葉ノ採取又ハ查定以外ノ雜葉ヲ以テ查定葉數ヲ補塡シ之ニ對スル葉煙草ヲ密賣又ハ消費ノ有無

十三　煙草ノ盜難其ノ他ノ災害ヲ名トシ違反行爲ヨリ生シタル缺陷ノ補足ヲ爲サムトスル者ノ有無

十四　移植後ニ於ケル豫備苗ヲ廣栽セサル者ノ有無

十五　葉煙草收穫期ニ於テ煙草賣捌人ニ就キ煙草賣行ノ狀況ヲ調查シ犯則ノ傾向ヲ測度スルコト

十六　納付成績不良ニシテ查定ト比シ減差ノ甚シキ者ノ有無

十七　危險ノ虞甚シキ部落又ハ人ノ收穫葉煙草調理濟ノ包數及每包ノ量目ヲ成ルヘク速ニ調查スルコト

十八　乾燥調理等ノ際生シタル葉屑等ヲ消費ノ有無

第三十一條　煙草賣捌人ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ但シ第三號、第七號ノ事項ハ煙草小賣人ノ場合ニハ之ヲ除ク

一　指定書、記載事項異動ノ有無

二　店舖ノ狀態、帳簿記載ノ整否

三　帳簿ト現在品トノ照合

四　使用濟官製煙草包裹所持ノ有無
五　損傷引換煙草ノ有無及其ノ原因
六　煙草保存方法ノ適否
七　賣捌價格歩引ノ程度
八　煙草賣行ノ狀況
九　官製煙草ニ民製煙草ヲ添附押賣スルモノノ有無
十　惡變シタル煙草ヲ販賣スル者ノ有無
十一　煙草ノ仕入先ヲ調査シ置キ元賣捌人記帳ノ正確ナルヤ否ヲ照査スルコト
十二　輸入煙草ノ空函ヲ利用シ密輸入ヲ爲ス者ノ有無
十三　煙草ノ包裹又ハ證票ヲ再貼シタリト認ムル痕跡ノ有無ヲ調査シ記號盜用又ハ商標侵害ノ行爲ヲ確ムルコト
十四　政府ノ賣渡シタル製造煙草ニシテ包裹ト其ノ內容一致セサルモノノ有無
十五　委託販賣ノ名ヲ以テ煙草ノ運搬費ヲ詐取スル者ノ有無
十六　詐欺其ノ他不正ノ事實ヲ構ヘ指定ヲ受ケタル者ノ有無
十七　煙草ノ證票消印ノ僞造又ハ再貼付若ハ證票消印ナキモノノ有無
十八　煙草代用品ト煙草トヲ混合販賣スル者ノ有無

第三十二條　民製煙草販賣者ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　密製造煙草又ハ證票貼付ナキ民製煙草ヲ所持スル者ノ有無

二　前條第二號、第三號、第八號、第十二號、第十三號及第十七號乃至第十八號ニ該當スル事項

第三十三條　輸出入、移出入煙草檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　許可以外ノ場所ニ藏置ノ有無
二　貯藏場設備ノ適否
三　帳簿記載ノ整否
四　現在品ト帳簿トノ照合
五　輸移出入ノ經路及其ノ狀況
六　指定期間內ニ輸出シタルヤ否ヲ調査シ輸出免狀竝外國仕向港ニ陸揚ヲ爲シタル證明書類ノ檢閱ヲ爲スコト
七　移出煙草ヲ仕向地ニ陸揚シタルコトヲ證明スル書類ノ檢閱ヲ爲スコト
八　海外貿易ニ經歷アル者又ハ輸出ヲ業トスル者ノ行動ヲ調査スルコト
九　法未施行地ヲ經テ密輸入ヲ爲ス者ノ有無
十　船艦乘組員、外國貨物取扱人及沖商人等ニシテ密輸入ヲ爲ス者ノ有無

第三十四條　煙草製造專用ノ器具、機械及卷紙ノ製作、販賣、藏置檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　許可書記載事項異動ノ有無
二　帳簿ト製作品トノ照合
三　營業ノ場所設備ノ適否

四　製作、修繕、販賣及處置品ノ種類、數量
五　製作又ハ修繕ノ委託者及販賣先
第三十五條　場外作業擔當人ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ
一　現在ノ製造力（原動力ノ種類、馬力、機械ノ種類、數量、職工ノ員數、就業時間等參照）
二　中骨、葉屑、粉煙草等處置ノ適否
三　剩上品材料等取締ノ適否
四　民製煙草所持ノ有無
五　製造煙草及包裹用紙等取扱方ノ適否
六　職工竝包裹用紙貨貼人行動ノ適否
七　就業時間外ト認ムヘキ時刻ニ於ケル作業ノ有無
第三十六條　標本葉煙草檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ
一　標本葉煙草ノ種類、數量
二　許可ノ種類、數量ト現品トノ照合
三　處置ノ適否
第三十七條　煙草製造用材料品ノ取締上及屑煙草等ニ關スル檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ
一　材料品ノ種類、數量、出所、行先等
二　材料品等處置ノ適否及帳簿ノ照合
三　包裹又ハ證票印刷職工其ノ他ノ使用人取締ノ適否
四　屑煙草ノ保存方法及其ノ取締ノ適否
五　包裹又ハ證票ノ印刷者又ハ其ノ使用人カ煙草密製造者、密輸入者等ニ包裹又ハ證票ヲ供給スルノ有無
六　石版、木版、銅版ノ職工又ハ印判彫刻師等カ官製煙草ノ包裹又ハ證票ノ僞造ヲ爲シ若ハ輸入煙草ノ消印ヲ僞造スル者ノ有無
七　煙草ノ中骨、葉屑、粉煙草等ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費スル者ノ有無
第三十八條　葉煙草運搬中ニ於ケル檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ
一　耕作許可證ヲ携帶スルヤ否
二　耕作許可證記載事項ト運搬者トノ關係
三　差出人、荷送先、荷主及荷物取扱人、輓夫又ハ馬丁ノ住所氏名
四　葉煙草ノ種類及數量
五　密賣其ノ他不正ノ目的ヲ以テ他物ニ假裝シ葉煙草ヲ運搬スル者ノ有無
六　葉煙草運搬中拔荷ヲ爲ス者ノ有無
第三十九條　監視員ニ於テ煙草耕作者ノ葉煙草カ水、火、盜難及雹害等ニ罹リタルコトヲ聞キタルトキハ速ニ其ノ現場ニ臨ミ實地ノ模樣及被害者、家人、雇人、同居者其ノ他關係人ノ陳述及擧動竝警察官吏ノ意見等ヲ參酌シ調查書ヲ作成スヘシ

一　被害者ノ住所氏名
二　被害ノ場所、日時、原因、經過及實況
三　被害葉煙草ノ葉分別及葉數、量目但シ耕作煙草ノ全部ヲ失却シタルモノハ全部ト附記スヘシ
四　葉煙草ノ讓渡其ノ他ノ犯則ヲ容易ニスル爲又ハ犯跡ヲ蔽ハム爲虛僞ノ事實ヲ捏造シタルモノト認ムルトキハ之ヲ推定シタル憑據ヲ明確ニ記スヘシ

調査ニ際シ犯則事實ヲ檢擧シタルトキハ前項調査書ノ作成ヲ要セス

輸出、移出ノ爲買受ケタル煙草ニシテ輸、移出前盜難、火災等ニ罹リタルコトヲ聞キタル場合モ尙第一項、第二項ニ準シ處理スルコトヲ要ス

第四十條　專賣支局長ハ廢棄煙草ノ承認及枯葉等ノ處置方指揮ニ關シ其ノ取扱方ヲ規定スルノ必要ヲ認ムルトキハ左ノ方法ニ依ルコトヲ得

一　監視員出張先ニ於テ耕作者ヨリ廢棄ノ承認ヲ請フトキハ之ヲ檢査シ其ノ收納ニ適スルモノト認ムルトキハ收納官署ニ提出シ鑑定ヲ受クヘキ旨指示スルコト

二　監視員前項ノ場合ニ於テ收納ニ適セスト認ムルトキハ左ノ區別ニ依リ處理スルコト

（イ）當該耕作者ノ葉煙草中收納ニ適スル數量カ査定ノ數量ニ達セサルモノ又ハ其ノ分明ナラサルモノハ廢棄ス

（ロ）（イ）ノ葉煙草ノ數量カ査定ノ數量ニ達スルモノハ廢棄スヘキ葉數ヲ調査シ其ノ數ヲ記シタル書面ヲ徵シタル後（イ）ノ手續ニ依リ廢棄セシメ該書面ハ法第十七條ニ依ル正當事由有無ノ決定資料ニ供スルコト

三　監視員枯葉、不熟葉、蝕損葉、立枯等ニ付耕作者ヨリ處置方ノ指揮ヲ請フトキハ前二號ニ準シ處理スルコト但シ其ノ害多大ニシテ生產上至大ノ關係アリト認ムルトキハ應急ノ措置ヲ爲シ所屬地方專賣局長又ハ出張所長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クルコト

第四十一條　監視員ハ製造煙草ヲ取扱フ見込アル問屋、銀行其ノ他擔保煙草ヲ收容セル倉庫業者及是等ノ使用人ノ動靜ヲ偵察シ又ハ煙草ノ檢查ヲ爲スヘシ但シ荷主又ハ荷出主、荷送先等ヲ送狀、帳簿其ノ他ノ材料ニ依リ調查シ當事者ノ良否及周圍ノ狀況ヲ考覈シ特ニ左ノ事項ニ付注意ヲ要ス

一　第二十四條第五號、第六號、第十三號乃至第十六號、第二十八條第六號、第七號、第二十九條第一號、第二號、第四號ノ行爲ノ有無

二　倉庫人夫ノ類ニシテ拔荷ヲ爲シ輸出用ノ煙草ヲ密賣スル者ノ有無

第四十二條　監視員ハ船夫又ハ倉庫人夫ノ拔荷ヲ爲シタル輸出煙草ヲ買入レ煙草小賣人又ハ消費者ニ轉賣スル者ノ有無ヲ監視スヘシ

第四十三條　監視員ハ開披販賣ヨリ生スル輸入煙草ノ空容器ニハ適宜ノ符號ヲ附シ其ノ再使用ヲ防止スヘシ

第四十四條　廢止、廢業、取消又ハ許可、指定期間滿了等ノ場合ニ於テハ速ニ現在物件ノ種類及數量ヲ帳簿又ハ許可證ニ對照調查ヲ爲シ該物件現存中ハ常ニ之ヲ監視スヘシ

第二節　煙草密輸入、密移入取締

第四十五條　煙草密輸入及密移入取締ノ爲左ノ地方ヲ特別輸入監視地ト爲ス

神奈川縣橫濱市
大阪府大阪市
兵庫縣神戶市
山口縣下關市
福岡縣門司市
長崎縣長崎市

第四十六條　前條ニ記載スル地方ヲ管轄スル地方專賣局長ハ專務監視員ヲ指定シ該地方ニ對スル煙草密輸入及密移入ノ取締ヲ擔當セシムヘシ

第四十七條　地方專賣局長ハ專務監視員ノ定員ヲ定メ本局ニ報告スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第四十八條（削除）

第四十九條　專務監視員ハ每月數回其ノ主管地ニ於ケル煙草賣捌人中外國煙草ノ販賣者ヲ檢查シ尙密輸入、密移入取締上必要ト認ムル場所又ハ人ニ對シ偵察ヲ行フヘシ

第五十條　專務監視員ハ常ニ密輸入、密移入ノ煙草ト然ラサルモノトノ區別ヲ熟知シ其ノ主管地ニ於ケル外國煙草消費ノ狀況ヲ調查シ不正品ヲ販賣消費スル者ナキヤ否ニ注意スヘシ

第五十一條　煙草密輸入及密移入取締ノ爲左ノ地方ヲ輸入監視地ト爲ス

東京府東京市
神奈川縣橫須賀市
北海道函館市
同　小樽市
同　釧路市
同　室蘭市
同　根室郡根室町
青森縣青森市
新潟縣新潟市
靜岡縣淸水市
愛知縣知多郡武豐町
同　縣名古屋市
三重縣四日市市
福井縣敦賀郡敦賀町
石川縣鹿島郡七尾町
富山縣射水郡伏木町
京都府京都市
同　府加佐郡舞鶴町
同　府與謝郡宮津町

兵庫縣明石郡明石町
岡山縣和氣郡日生町
同　縣兒島郡宇野町
同　縣同　郡日比町
鳥取縣西伯郡境町
島根縣那賀郡濱田町
廣島縣御調郡絲崎町
同　縣吳市
同　縣廣島市
山口縣阿武郡萩町
同　縣都濃郡德山町
福岡縣若松市
同　縣福岡市（博多）
同　縣大牟田市
大分縣別府市
佐賀縣東松浦郡唐津町
同　縣杵島郡福富村大字下分、小城郡蓮刈村大字永田（總稱住ノ江港）
長崎縣佐世保市

同　縣南高來郡口ノ津村
同　縣對馬島
熊本縣宇土郡三角町
鹿兒島縣鹿兒島市
沖繩縣那覇市

第五十二條　輸入監視地ノ取締ハ普通監視員之ニ從事ス

第五十三條　地方專賣局長ハ地方專賣局又ハ出張所所在地タル輸入監視地ニ對シテハ第四十九條ノ規定ニ準シ其ノ他ノ輸入監視地ニ對シテハ其ノ必要ノ程度ニ應シ監視員ヲ出張セシメ煙草密輸入竝密移入ノ取締ヲ行フヘシ

第五十四條　特別監視地、輸入監視地ハ其ノ附近必要ノ地域ヲ包含ス

第五十五條　監視員ハ稅關、警察、郵便、鐵道等ノ當局者ト氣脈ヲ通シ取締上ノ便ヲ圖ルヘシ

第五十六條　密輸入ニ關スル犯則ヲ認知シタルトキハ直ニ調査ニ著手シ時宜ニ依リ當該稅關官署ニ通知シ協力シテ檢擧スヘシ

第五十七條　地方專賣局長ハ本節ニ規定スル各監視地ニ對シ特ニ取締ノ計畫書ヲ調製スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章　鹽、樟腦、樟腦油專賣取締

第五十八條　監視員ハ鹽竝樟腦、樟腦油ニ關スル左ノ事項ノ有無ヲ監視スヘシ

一　政府ノ許可ヲ受ケスシテ鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油ヲ製造スルコト

二　政府ノ命ヲ受ケスシテ鹽又ハ鹹水ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ鹽專賣法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコト

三　鹽專賣法第三條第二項ニ揭ケタル含鹽礦物ヲ變性ヲ施サスシテ外國ヨリ輸入シ又ハ鹽專賣法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコト

四　政府ヨリ賣渡ササル鹽竝粗製樟腦、樟腦油ヲ所有シ、所持シ、讓渡シ、質入シ又ハ消費スルコト

五　政府ヨリ賣渡ササル粗製樟腦、樟腦油ヲ外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコト

六　政府指定ノ港灣ニ由ラスシテ樟腦、樟腦油ヲ外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコト

七　政府ノ許可ヲ受ケサル土地及場所ニ於テ鹽、鹹水又ハ樟腦、樟腦油ヲ製造スルコト

八　情ヲ知リテ政府ヨリ賣渡ササル鹽又ハ粗製樟腦、樟腦油ヲ讓受クルコト

九　政府ノ許可シタル場所以外ニ於テ鹽、鹹水又ハ樟腦、樟腦油ヲ製造シ若ハ貯藏スル者ニ對シ情ヲ知リテ其ノ場所ヲ供與スルコト

十　鹽賣捌人ニ非スシテ鹽ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲スコト

十一　其ノ他法規ニ違反スルコト

第五十九條　監視員ハ鹽輸入、移入取扱人ニ就キ命令ノ違反若ハ不當不正行爲ノ有無ヲ監視スヘシ

第六十條　監視員ハ每年四月始ニ於テ各製造場ニ就キ左ノ事項ヲ調査スヘシ

一　四月一日ニ持越シタル鹹水ノ容量及比重

二　四月一日ニ持越シタル鹽、粗製樟腦、樟腦油ノ數量竝再製用原料鹽ノ種類及數量

三　四月一日現在ノ釜、甑ノ種類、容量竝箇數及竈、冷却槽ノ箇數

第六十一條　新規製造ノ許可ヲ受ケタルモノアルトキハ監視員ハ實地ニ就キ採鹹地、製造場、貯藏場等ヲ檢查スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

器具、機械、建築物ハ必要ト認ムルトキニ限リ檢查スルモノトス

第六十二條　製造者製造ノ許可ヲ取消サレ又ハ其ノ製造ヲ廢止シ若ハ休止セムトスルモノアルトキハ監視員ハ現場ニ臨ミ殘存セル鹹水、鹹砂又ハ製腦原料ノ有無ヲ檢查シ若シ殘存セルモノアルトキハ成ルヘク同業者ニ讓渡セシムルカ又ハ廢棄セシムルカ相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

第六十三條　災害ニ因リ納付前ノ鹽又ハ粗製樟腦、樟腦油ニ損害ヲ受ケタル旨製造者ヨリ申告アリタルトキハ監視員ハ直ニ臨檢シテ左ノ事項ヲ調查シ檢案書ヲ作成シテ之ヲ地方專賣局長又ハ出張所長ニ報告スヘシ

一　被害ニ係ル鹽又ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造場位置、製造年月日、數量、品質

二　被害ニ係ル鹽又ハ粗製樟腦、樟腦油ニ對スル處理方法

第三十九條ノ規定ハ前項ノ調查ニ之ヲ準用ス

第六十四條　製造場ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　鹽竝樟腦、樟腦油ノ製造ニ付政府ノ許可ノ有無

二　製造方法變更ノ有無
三　採鹹地ノ變更又ハ製鹽段別增減ノ有無
四　製造場、貯藏場及樟腦ニ在リテハ竈變更ノ有無
五　一箇年ノ生產見込數量及樟腦ニ在リテハ製造著手ノ時期變更ノ有無
六　鹽專賣法施行細則第七條竝粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第五條ノ異動事項申告ノ有無
七　政府カ鹽ノ製造期間又ハ生產高ヲ制限シタルトキ若ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ制限シタルトキハ其ノ制限違反ノ有無
八　正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル者ニ鹽ヲ引渡ササル者又ハ政府ノ指定シタル運搬通路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬スル者ノ有無
九　政府ノ許可シタル場所以外ニ於テ鹽ヲ製造シ若ハ貯藏スル者ノ有無
十　鹽ノ製造業ト鹽ノ賣捌業トヲ同一ノ場所ニ於テ相兼ヌル者又ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造業ト精製業トヲ相兼ヌル者ノ有無
十一　鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油製造ノ承繼、廢止ニ關スル申告又ハ申請ヲ爲ササル者ノ有無
十二　鹽、鹹水又ハ鹹砂竝粗製樟腦、樟腦油ヲ竊ニ製造場又ハ貯藏場外ヘ移出スル者ノ有無
十三　原料ト製品トノ生產歩合ノ適否
十四　納付前ニ於テ鹽竝粗製樟腦、樟腦油ヲ讓渡シ質入シ又ハ消費スル者ノ有無
十五　納付前ニ於ケル災害鹽處置ノ有無

十六　許可ヲ受ケスシテ粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第十一條ノ納付期間又ハ指定期日ヲ經過スル者ノ有無竝納付前樟腦、樟腦油ニ他物ヲ混和スル等不正行爲ヲ爲ス者ノ有無
十七　品質粗惡若ハ標準品質ニ適合セサル爲處理ヲ命セラレタル鹽竝粗製樟腦、樟腦油處理ノ適否
十八　政府ヘ納付スヘキ鹽ト自家用鹽、粗惡鹽竝再製原料鹽ト其ノ製品トノ貯藏區分ノ適否
十九　法定帳簿設備ノ有無又ハ之カ記載ヲ詐リ若ハ怠ル者ノ有無
二十　鹽製造者ニシテ指定引取人ト結託シ不正行爲ヲ爲ス者ノ有無
二十一　鹽ノ製造廢止又ハ休止ノ際現存スル鹹水又ハ鹹砂處分ノ當否
二十二　製造ヲ廢止シ、休止シ又ハ停止セラレ若ハ許可ヲ取消サレタル者ニシテ竊ニ鹽又ハ樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ノ有無
二十三　鹽竝樟腦、樟腦油製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ不正行爲ヲ爲ス者ノ有無
二十四　管理人ノ設否、標札揭示又ハ鑑札携帶ノ有無

指定引渡ノ地ニ在リテハ可成引渡ノ前後ニ於テ臨機臨檢シテ現在鹽ノ有無ヲ檢查スヘシ

第六十五條　鹹水製造者ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　鹽製造者以外ノ者ニ鹹水ヲ讓渡ス者ノ有無
二　鹹水ヲ質入シ又ハ鹽製造以外ノ用途ニ使用スル者ノ有無

前項ノ外尙鹹水製造者ノ監視ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條　自家用鹽ノ申告アリタルトキハ其ノ家族及製鹽場ニ於テ薪炊ヲ共ニスル傭人ノ員數ヲ參酌シ制限數量以內ニ於テ必要ノ時時適實ナル數量ヲ檢定シ之ヲ住宅內ニ貯藏セシメ常ニ左ノ事項ニ注意スヘシ

一　家族、同居者、雇人等ノ增減

二　自家用鹽使用ノ適否

第六十七條　鹽製造者ニシテ政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ鹹水ニ混和シ鹽ヲ製造スル爲檢查ヲ受ケムトスル者アルトキハ監視員ハ左ノ事項ヲ調查シ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ承認シタル上混和セシムヘシ

一　混和鹽ノ種類、品質、數量、買入先、價格竝鹹水ノ容量及比重

二　混和ニ使用セサル鹽、鹹水ノ現在量及比重

第六十八條　前條ニ依リ鹽ノ製造ヲ爲シタル者アルトキハ監視員ハ直ニ臨檢シ混和鹽ニ對スル製造鹽ノ當否ヲ確ムヘシ

第六十九條　再製鹽ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　原料鹽ニ對スル再製鹽生產步合ノ當否

二　原料鹽ノ買入先及再製鹽ノ賣渡先

三　原料鹽及製造鹽ノ數量ヲ詐リ竊ニ之ヲ他ニ移出スル者ノ有無

四　混和鹽及製造鹽ノ數量ニ付承認ヲ受ケサル者ノ製造ニ係ル鹽ノ納付高ノ當否

五　每月再製シタル鹽ノ數量申告ノ有無

第七十條　鹽賣捌人ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　鹽ノ買入先、數量、價額、等級、買入年月日、運賃、量減竝鹽ノ賣渡先、數量、價額、等級、賣渡年月日

二　法定帳簿設備ノ有無又ハ之カ記載ヲ詐リ若ハ怠ル者ノ有無

三　現在鹽ト帳簿記載面トノ當否

四　鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣スル者ノ有無

五　販賣價格表ノ店頭揭示ヲ怠ル者ノ有無

六　店頭ニ揭示セル販賣價格ノ其ノ地方價格トシテノ適否

七　揭示價格以上ノ價格ヲ以テ販賣スル者ノ有無

八　政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ改裝シテ販賣スル者ニアリテハ改裝ノ爲鹽價ニ及ホス影響

九　前號解裝シタル包裝ノ等級、記號ヲ利用シテ犯則ヲ爲サムトスル者ノ有無

十　等級記號ヲ僞造若ハ變造シテ不正ノ利益ヲ得ル者ノ有無

十一　同一ノ場所ニ於テ鹽ノ賣捌業ト製造業トヲ兼ヌル者又ハ鹽元賣捌人ト鹽小賣人ト互ニ相兼ネ又ハ其ノ營業所ヲ同シクスル者ノ有無

十二　鹽製造者ト結託シ不正行爲ヲ爲ス者ノ有無

十三　鹽賣捌人ノ指定條件又ハ其ノ取消條件ノ有無

十四　鹽賣捌人其ノ營業ヲ承繼シ又ハ廢止シタルトキ其ノ申告ヲ怠ル者ノ有無

十五　鹽賣捌人營業所ノ位置ヲ變更シタルトキ其ノ申告又ハ許可ノ有無

十六　鹽保存方法ノ適否

十七　鹽ノ需要供給ノ關係及其ノ狀況

第七十一條　監視員ハ鹽賣捌人ノ販賣スル價格ニシテ不當ナリト認メタルトキハ詳細ニ其ノ事實ヲ具シ之ヲ地方專賣局長ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ地方專賣局長ハ其ノ賣捌人ノ營業所、指定番號、氏名、不當ト認メラルル販賣價格及其ノ事由竝鹽ノ賣下中止又ハ販賣價格制限ノ要否ニ關スル意見等ヲ詳記シ關係販賣官署ニ通報スヘシ

第七十二條　鹽專賣法第十九條第一項第一號及第二號ニ依ル特別定價鹽ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　用途及使用場所

二　變性ノ效果

三　特別用鹽規則施行細則第六條ニ依ル區分ノ當否

四　特別用鹽規則施行細則第十五條、第十六條ニ該當スル者ノ有無

五　同一鹽藏物ニ對シ再度以上鹽使用濟證明ヲ受ケムトスル者ノ有無

六　變性ヲ免除シタル鹽ノ使用方法ノ當否

第七十三條　特別用鹽規則第六條ニ依リ交付金ノ下付ヲ受ケムトスル者ニ對シ檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　政府ヨリ賣渡ササル鹽ヲ使用シタル者ノ有無

二　出漁船ノ積載鹽ヲ他ノ用途ニ使用シ若ハ輸出、移出シタル形跡ノ有無

三　交付金ノ下付ヲ請求スルコトヲ得サル漁獲物ヲ混和スル者ノ有無

四　特別用鹽規則施行細則第三十二條ニ該當スル者ノ有無

五　同一鹽藏物ニ對シ再度以上交付金ヲ詐取セムトスル者ノ有無

第七十四條　運搬中ニ在ル鹽、鹹水竝樟腦、樟腦油ニ關スル檢查上注意スヘキ事項概左ノ如シ

一　出所、運搬者、荷主、到著先及數量竝其ノ等級記號ノ有無

二　製造業者又ハ賣捌人ト結託シ不正品ヲ運搬スル者ノ有無

三　指定通路以外ニ於テ鹽ヲ運搬スル者ノ有無

第七十五條　含鹽礦物輸入移入規則第一條及第三條ニ依リ變性ヲ施シタル含鹽礦物ニ付テハ其ノ變性效果ヲ查察スヘシ

第七十六條　鹽竝樟腦、樟腦油製造者製造中止ノ場合ニ於テ取締上必要ト認ムルトキハ其ノ煎熬釜、竈、甑、冷却槽ニ封緘ヲ施スヘシ

第七十七條　監視員ハ犯則ノ調查上必要アリト認ムルトキハ藥種商及藥種取引業者ノ店舖等ニ臨檢シテ樟腦、樟腦油ノ取引先、數量及價格等ヲ調查シ不正行爲ノ有無ニ注意スヘシ

第七十八條　監視員監視ノ爲巡回中ハ樟樹ヲ盜伐スルモノナキヤ否ニ注意シ若シ其ノ嫌疑アル場合ハ機ヲ失セス參考資料ヲ添ヘ關係官署ニ通知スル等機宜ノ處置ヲ爲スヘシ

第四章　犯則事件調查

第七十九條　犯則ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ハ直ニ差押ヲ爲スヲ要ス

第八十條　犯則事件ニ付臨檢、搜索ヲ爲スハ犯則ノ嫌疑ヲ起スニ足ルヘキ事實アリタルトキニ

限ル

第八十一條　監視員、犯則嫌疑者及參考人ヲ尋問スルハ犯則ノ場所又ハ尋問ヲ受クヘキ者ノ所在ニ就キ之ヲ爲スヘシ

第八十二條　犯則事件ハ代理人、家族、使用人等ノ申立ニ依リ其ノ眞相ヲ得タルトキト雖モ成ルヘク本人若ハ責任者ニ對シ之カ調査ヲ爲スヘシ

第八十三條　差押ニ係ル物件、帳簿、書類等ノ所有者又ハ所持者ヨリ差押目錄ノ謄本ヲ請求シタルトキハ之ヲ交付スヘシ

第八十四條　差押物件ハ差押官吏所屬ノ專賣官署ニ送致スヘシ但シ證據保全上支障ナシト認ムルトキハ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得

前項ニ依リ差押物件ヲ他ニ保管セシメタルトキハ成ルヘク其ノ物件ノ一部ヲ犯則事件報告書ニ添付スヘシ

第八十五條　差押ニ係ル物件、帳簿、書類等ヲ他ニ保管セシムルトキハ之ヲ脫取シ又ハ開披シ得サル樣封印ヲ施シ尙差押物件タルコトヲ表記シタル票箋ヲ見易キ箇所ニ附著スヘシ

第八十六條　差押物件ニシテ腐敗若ハ損傷ノ虞アリト認ムルトキハ適宜保存ノ處置ヲ施シ禁制品ニ非サルモノハ速ニ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ノ外成ルヘク公賣前差押當時ノ所持者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第八十七條　日沒前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ日沒ニ際シ終了セサルトキハ左公賣ニ付スルトキハ地方專賣局又ハ出張所及物件所在地ニ於テ之ヲ公告スヘシ

ノ各號ノ一ニ該當スルトキニ限リ日沒後迄繼續シテ之ヲ爲スヘシ

一　犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

二　證憑湮滅ノ虞アルトキ

三　犯則事件ノ重大ナルトキ

四　犯則事件ノ調査急ヲ要スルモノアルトキ

第八十八條　臨檢、搜索、尋問又ハ差押中當事者及立會人以外ノ者ニ對シ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁スルハ證憑湮滅若ハ職務執行上妨害ノ虞アルトキニ限ル

第八十九條　同一地方專賣局ノ所屬區域內ニ於テスル犯則事件ノ證憑集取ハ地方專賣局長ニ於テ特ニ指令スル場合ノ外事件發見地カ地方專賣局ノ直轄ナレハ地方專賣局ノ監視員、出張所ノ所轄ナレハ所轄出張所ノ監視員之ヲ爲ス若シ同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタルトキハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄局所ノ監視員ニ引繼クヘシ

第九十條　監視員其ノ擔當區域外ノ犯則事件ヲ認知シ又ハ其ノ嫌疑事件ニ付其ノ偵察、調査ノ必要アリト認ムルトキハ便宜ノ方法ヲ以テ當該監視員、視閱員又ハ所屬地方專賣局長若ハ出張所長ニ內報スヘシ但シ事急ナリト認ムルトキハ直接出張調査スルヲ要ス

第九十一條　監視員犯則事件ニヨリ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬地方專賣局ノ直轄又ハ出張所ノ所轄區域內ニ限ル但シ左ノ場合ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

一　所屬地方專賣局長ノ命令アリタルトキ

二　既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ共ノ事件カ重大複雜ニシテ急ヲ要スルトキ

三　既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ犯則嫌疑者及其ノ關係者逃走ノ虞アルトキ

四　既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ證憑湮滅ノ虞アルトキ

前項第一號ノ場合ハ所屬地方專賣局ノ所轄區域內ニ限リ第二號乃至第四號ノ場合ハ所屬地方專賣局區域ノ內外ヲ問ハス前項ノ職權ヲ行フコトヲ得

第一項第二號乃至第四號ノ場合ハ成ルヘク所屬地方專賣局長又ハ出張所長ノ指揮ヲ受クヘシ

第九十二條　出張所長ハ所轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調查ヲ必要トスルトキハ其ノ場所カ所屬地方專賣局ノ直轄ナレハ地方專賣局長ニ出張所ノ所轄出張所長ニ之カ調查ヲ求ムルコトヲ得但シ他ノ地方專賣局ニ調查ヲ囑託スルノ必要アルトキハ第九十三條ノ規定ニ依ル

第九十三條　地方專賣局長ハ所屬出張所長ヲシテ間接國稅犯則者處分法第十二條第二項ノ職權ヲ地方專賣局長ノ名ヲ以テ取扱ハシムルコトヲ得

地方專賣局長自ラ前項ノ職權ヲ行ヒ又ハ出張所長ヲシテ取扱ハシムル場合ニ於テ調查ヲ必要トスル地カ他ノ地方專賣局ノ出張所所轄ナルトキハ所轄地方專賣局長宛ノ囑託書ヲ所轄出張所長ニ送付スヘシ

地方專賣局長ハ所屬出張所長ニ於テ前項ノ囑託書ヲ受領シタルトキハ地方專賣局長ノ名ヲ以テ回答セシムヘシ

前三項ニ依リ出張所長ノ取扱フ文書ニハ其ノ欄外ニ某出張所長取扱ト附記シ認印スヘシ

第九十四條　犯則事件ノ調查ハ速ニ結了スルコトヲ要ス

監視員犯則事件ノ調查ニ依リ左ノ事項ヲ認メタルトキハ犯則事件報告書ニ其ノ要領ヲ記載スヘシ

一　公訴ノ時效完成セムトスルノ虞アルトキ

二　犯則嫌疑者逋告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキ

三　徵罪ニ屬スルモ尙處罰ノ必要ヲ認メタルトキ

四　處分猶豫中犯則ヲ爲シタルモノナルトキ

五　差押物件ニシテ腐敗又ハ損傷ノ虞アルトキ

六　沒收物品ニ該當スヘキ物件ニシテ所有者、所持者若ハ市町村保管ノ場所ニ於テ公賣又ハ廢棄處分ヲ爲ス便宜アリト認メタルトキ

第九十五條　監視員左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ所屬地方專賣局長ヲ經由スヘシ但シ事態急ヲ要シ經由ノ遑ナキモノハ決行後速ニ其ノ狀況ヲ報告スルヲ要ス

一　直ニ告發ヲ爲ストキ

二　他ノ地方專賣局ノ監視員ニ證憑ノ引繼ヲ爲ストキ

三　稅關官吏ニ密輸入ニ關スル證憑ノ引繼ヲ爲ストキ

四　他ノ法令ニ關スル犯罪事件ニ付キ告發又ハ證憑ノ引繼ヲ爲ストキ

第九十六條　地方專賣局及出張所ニハ物品會計官吏ニ保管セシムルコトヲ得サル證憑物件ヲ

登錄スヘキ簿冊ヲ備ヘ其ノ出入ヲ明ニシ紛亂又ハ散逸ヲ豫防スル樣注意スヘシ

第五章　犯則處分

第一節　通則

第九十七條　犯則事件ノ處分ハ速ニ結了スルコトヲ要ス

犯則事件ノ通告、不得心證ノ通知又ハ處分猶豫案ニハ前議ヲ付シ事實認定ノ理由ヲ詳記スヘシ

第九十八條　犯則事件ノ審按ハ監視課長又ハ豫メ指定セシ監視課（係）員ヲシテ發議セシメ成ルヘク二名以上ノ合議ヲ經テ之ヲ決行スヘシ但シ處分上ニ關スル意見ヲ徵スル外檢擧主任者ハ之ニ干與セシメサルコトヲ要ス

第九十九條　地方專賣局ニ犯則事件整理簿ヲ備ヘ置キ犯則事件ノ受理ヨリ通告其ノ他處分結果ニ至ル迄ノ進行ヲ記シ事件ノ整理ヲ爲スヘシ

第百條　犯則ニ關スル書類ハ專賣法別ニ左ノ四種ニ區分編綴シテ每年臺帳ニ符合スル各別ノ番號ヲ附シ冊首ニ索引ヲ設クヘシ

一　通告履行ノモノ

二　告發セシモノ

三　微罪ナル爲處分セサリシモノ

四　心證ヲ得サル爲若ハ公訴權消滅其ノ他ノ事故ニ依リ處分セサリシモノ

第二節　通告、通知及告發

第百一條　犯則事件ノ通告ハ別表ノ標準ニ依ル但シ別ニ標準ヲ定メサルモノハ別表ノ標準ヲ參酌シ適當ニ決定スヘシ

第百二條　犯則事件ノ通告又ハ心證ヲ得サル旨ノ通知ハ事件最初ノ發見地ノ地方專賣局長之ヲ爲スヘシ但シ煙草竝鹽、鹹水、含鹽礦物密輸入事犯ニ關シ稅關ト共同若ハ各別ニ發見シタル場合ニ在リテハ當該稅關ニ協商シ處分上便宜ヲ有スル官署ニ於テスルヲ妨ケス

第百三條　通告ヲ爲ス場合ニ於テ犯則者ノ住所、居所又ハ營業場ノ所在地カ直轄地域外ナルトキハ犯則者ノ便宜ニ依リ金錢物品ノ納付所ヲ其ノ地方專賣局又ハ出張所ニ指定スヘシ但シ當該出張所カ金錢ノ收入ヲ取扱ハサルカ又ハ之ヲ取扱フヤ否ヤ不明ナル場合ハ各其ノ所轄地方專賣局ニ指定スヘシ

第百四條　差押物件ヲ他ニ保管セシメタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品中其ノ性質上公賣ニ付スヘキモノ又ハ禁制品ニシテ用途ナキモノアルトキハ通告書ニ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ指定シ其ノ物品ニ對スル處分ハ保管ノ場所ニ於テ之ヲ決行スヘシ

第百五條　前二條ニ依リ金錢物品ノ納付所又ハ納付ノ申出所ヲ他ノ地方專賣局若ハ出張所ニ指定シタルトキハ通告書ノ送達及金錢物品ノ收入及物品ノ處分方ヲ當該地方專賣局長又ハ出張所長ニ囑託シ所屬出張所ニ指定シタルトキハ當該出張所長ニ指示スヘシ

第百六條　前條ノ囑託ヲ受ケタル地方專賣局長又ハ出張所長ハ直ニ通告書送達ノ手續ヲ爲シ其ノ受領證ト共ニ通告履行ノ濟否其ノ他處理ノ結果ヲ囑託地方專賣局長ニ通報スヘシ若犯

則者ニ通告書ノ送達ヲ爲ス能ハサルトキハ其ノ事由ヲ通報シ通告書ヲ返却スヘシ

前條ノ指示ヲ受ケタル所屬出張所長ハ指示ノ事項ヲ執行シ其ノ結果ヲ地方專賣局長ニ報告スヘシ若シ犯則者ノ居所カ肩書ノ地ト異ルトキハ其ノ居所又所在不明ノトキハ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第百七條　犯則者通告履行ノ際納付スヘキ金錢ハ納入告知書ヲ發行シテ金庫ニ納入セシムヘシ但シ納入者ノ便宜ニ依リ收入官吏ニ於テ現金收入ヲ爲スコトヲ妨ケス

第百八條　犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキ若ハ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ通知スルトキ又ハ公訴權ノ消滅其ノ他ノ事故ニ依リ事件ノ結了シタル場合ニ於テ差押物件又ハ其ノ公賣代金ノ還付ヲ要スヘキモノアルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　地方專賣局又ハ出張所ニ於テ保管スル場合ニ在リテハ直ニ之ヲ還付シ其ノ領收證ヲ徵スヘシ

二　他ニ保管セシメタル場合ニ在リテハ當該官吏ヲシテ實地ニ就キ封印ヲ解除シ保管證ト共ニ之ヲ還付シ其ノ領收證ヲ徵スヘシ

三　金庫ニ供託シタル公賣代金ノ證明書ヲ添ヘ其ノ供託受領證ヲ差押當時ノ所持者ニ還付シ其ノ領收證ヲ徵スヘシ

前項ノ場合ニ於テ差押物件ノ所在地他ノ地方專賣局ノ所轄ニ屬スルトキハ當該地方專賣局ニ其ノ解除方ヲ囑託スヘシ

第百九條　犯則事件ヲ告發スルトキハ告發書ニ一件書類、文書目錄及證據品目錄竝不履行告發ニ係ルモノニ在リテハ通告書謄本ヲ添ヘ所轄檢事ニ送付シ仍事件結了ノ上ハ判決要領ノ通知方ヲ求メ置クヘシ但シ金錢、物品納付ノ場所ヲ所屬出張所ニ指定シタル事件ニ付テハ當該出張所長ニ告發書ヲ送リ不履行ノ事實ヲ確メ檢事ニ送付スルト同時ニ其ノ旨報告セシムヘシ

一件書類ニシテ他日ノ參考トナルヘキモノハ其ノ謄本若ハ抄本ヲ作リ保存スヘシ

第百十條　告發ヲ爲スヘキ犯則事件ノ取調書類浩澣ナルトキハ犯則年月日、犯則事實ノ要領、處罰條項、沒收物件及罰金、追徵金ノ算定方等裁判上必要ナル事項ヲ摘記シタル參考書ヲ添附スヘシ但シ重大異例ニ涉ル事件ニ在リテハ尙檢事ト直接協商スルコトヲ要ス

第百十一條　監視員犯則事件ノ報告ヲ爲シタル後ト雖モ其ノ事件結了前ニ於テ事實ノ參考トナルヘキコトヲ見聞シタルトキハ直ニ地方專賣局長ニ報告シ其ノ直接ニ告發シタル事件ニ關シテハ地方專賣局長ヲ經由シ所轄檢事ニ報告スヘシ

第百十二條　專賣官吏犯則事件ニ關シ證人若ハ參考人トシテ裁判所ヘ出頭シタルトキハ其ノ尋問及陳述ノ要領ヲ錄シ地方專賣局長ニ報告スヘシ

第百十三條　犯則者及其ノ關係者ノ住所、居所若ハ營業場ニシテ他ノ地方專賣局ノ所轄ニ屬スルトキ又ハ其ノ事故ニ依リ特ニ參考トナルヘキモノアルコトヲ認メタルトキハ直ニ當該地方專賣局ニ通報スヘシ

第百十四條　犯則事件ハ之ヲ犯則者處分臺帳ニ登載スヘシ

第三節　處分猶豫

第百十五條　犯則事件ニシテ特ニ處罰ノ必要ナシト認ムルモノハ別表ノ標準ニ從ヒ處分ヲ猶豫スルコトヲ得但シ別ニ標準ヲ定メサルモノハ別表ノ標準ヲ參酌シ適當ニ決定スヘシ

處分ヲ猶豫シタルトキハ被猶豫者ヲ訓戒シテ專賣法違反ノ行爲ヲ再ヒセサルコトヲ誓ハシメ誓書ヲ徵スヘシ

處分猶豫ノ期間ハ猶豫決定ノ日ヨリ起算シ六箇月トス

被猶豫者處分猶豫ノ決定ヲ取消サルルコトナク猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ其ノ事件ヲ不問ニ付スヘキ決定ヲ爲スヘシ但シ處分猶豫ノ決定ト同時ニ條件附ニテ此ノ決定ヲ爲スコトヲ妨ケス

不問ノ決定ハ被猶豫者ニ通知スルヲ要セス

第百十六條　處分猶豫ノ訓戒ハ左ノ各號ニ依ル

一　地方專賣局又ハ出張所附近ノ犯則者ニ對シテハ之ヲ召喚シ其ノ局所長自ラ訓戒スヘシ

二　遠隔地ノ犯則者ニ對シテハ局所長又ハ所員出張ノ序ヲ以テ訓戒シ又ハ本人住居地所轄ノ警察官署ニ訓戒及誓書ノ取立ヲ依囑スヘシ

三　處分ヲ猶豫セラレタル犯則者ニハ保證人ヲ定メ誓書ニ連署セシムヘシ

四　保證人ハ犯則者ノ親族、故舊、耕作組合總代又ハ市區町村吏員等ニシテ局所長ニ於テ確實ト認ムルモノニ限ル

第百十七條　處分猶豫ノ訓戒ヲ受ケタル犯則者ニシテ煙草耕作者ニ係ルトキハ其ノ耕作組合又ハ之ニ準スヘキ團體若ハ市區町村長ニ通知シ保證人ノ外一名以上ノ監督者ヲ選定シ之ニ將來ノ監督方ヲ依囑シ其ノ他ノ者ニ係ルトキハ保證人ノ外犯則者ノ身分及犯情等ニ鑑ミ其ノ住居地ノ市區町村長ニ監督方ヲ依囑スルコトヲ得

第百十八條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ處分猶豫ノ決定ヲ取消スヘシ但シ再ヒ處分ヲ猶豫スル必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ非ス

一　猶豫ノ期間內更ニ同一專賣法ニ違反セルトキ

二　猶豫トナリタル犯則事實ハ或ル罪ノ一部ナルコトヲ發見シタルトキ

三　猶豫決定ノ日ヨリ遡リ三年以內ニ同一專賣法ニ違反セルコトヲ發見シタルトキ

第百十九條　處分ヲ猶豫シタル犯則者其ノ所轄外ニ居住シ又ハ移轉シタルトキハ所轄地方專賣局ニ訓戒及監視方ヲ引繼クヘシ

第百二十條　犯則者ノ屬スル耕作組合、市町村又ハ其ノ所轄警察官署ニ豫メ犯則者訓戒後ノ狀況ヲ視察シ報告方ヲ依囑スルコトヲ得

第百二十一條　市町村又ハ警察官署ヨリ犯則者ニ不謹愼ノ行跡アル旨通報ニ接シタルトキハ監視員ヲシテ事實ノ調查ヲ爲サシメ犯則トシテ處分スル場合ノ外充分說諭ヲ加ヘシムヘシ

第百二十二條　處分ヲ猶豫スルハ犯則ノ證憑充分ナル場合ニ限ル

數罪俱發ノ場合ニ於テ同一程度ノ犯則中其ノ一罪ヲ處分シ他ヲ猶豫スルカ如キ取扱ヲ爲スヲ得ス

第百二十三條　處分ヲ猶豫シタル犯則事件ハ之ヲ犯則者處分猶豫臺帳ニ登載スヘシ

第六章　雜則

第百二十四條　地方專賣局長ハ所轄內ノ狀況ニ應シ專賣取締細則ヲ定ムルコトヲ得

第百二十五條　地方專賣局長ハ左記各號ノ一ニ該當スル事實アルトキハ直ニ本局ニ報告スヘシ

一　密輸移入、密製造、密賣買等ノ重ナルモノ及各種ノ犯則ニシテ重大又ハ手段巧妙、嶄新其ノ他異例ニ涉ルモノ

二　官公吏及地位名望アル者又ハ外國人ニ關スル犯則

三　專賣官署ノ職員、使用人竝場外作業擔當人及其ノ使用人ニ關スル犯則

四　專賣法違反ニ關聯スル他ノ犯罪ニシテ特ニ注意スヘキモノアルトキハ其ノ狀況

五　或ル犯則ノ檢擧ニ依リ地方一般ノ注意ヲ喚起シタルトキハ其ノ狀況

六　專賣取締ニ從事スル者職務上暴行脅迫ヲ受ケタルトキ又ハ危難其ノ身ニ迫リタル場合ニ機宜ノ處置ヲ以テ證憑物件ノ湮滅ヲ防キタル狀況

七　通告又ハ通知處分ノ錯誤

八　裁判所ノ判決又ハ檢事ノ取扱等カ本局及地方專賣局ノ見解ト異ルトキ及不起訴事件ニ對シ抗告ヲ爲シタルトキハ其ノ事實ノ詳細

九　前各號ノ外專賣取締上本局ノ施設計畫ニ俟ツノ要アリト認ムル狀況及專賣取締上一般ノ參考トナルヘキ狀況

前項第二號乃至第四號ノ事實カ他ノ專賣官署ニ關係アルトキハ當該地方專賣局又ハ試驗場ニ通知スヘシ其ノ事件終了ニ至リタルトキ亦同シ

第百二十六條　地方專賣局長ハ專賣取締報告表ヲ調製シ一月ヨリ起算シ每三箇月分ヲ翌月十日迄ニ本局ニ提出スヘシ

第百二十七條　地方專賣局長又ハ出張所長ハ第三十一條第五號、第六號、第十五號ニ該當スル事項其ノ他販賣政策上必要ト認ムル事項ハ當該販賣官署ニ通牒スヘシ

第百二十八條　間接國稅犯則者處分法、同施行規則及本規程ニ依リ調製スヘキ書類及帳簿ハ左ノ樣式ニ準據スヘシ但シ其ノ式ヲ示ササルモノニ在リテハ適宜樣式ヲ定ムヘシ

（別表及書式省略）

第二節　犯則者の處分

初め葉煙草專賣法を施行するや、其の違反者は普通の刑事犯とし、刑事訴訟法の手續を履行して裁判所に告發し、其の處分を求めたりしが、後明治三十二年四月十五日法律第九十八號を發布し、該違反者には間接國稅犯則者處分法（明治二十三年九月法律第八十六號を以て發布、同三十三年三月法律第六十七號を以て全文改正）を準用し、違反事件發覺地を管轄する葉煙草專賣所長之が處分を行ふの件を定めたり。蓋し法令違反者を一々裁判所に告發し、煩雜なる手續を盡して其の處罰を彌久せしむるは、法の效果を適切ならしむる所以にあらざるのみならず、專賣法の處罰は財政上の目的に出でたる行政罰なるを以て、之を間接國稅犯則者の處分と同樣の取扱を爲し、違反者は一旦先づ法に照して其の處分を通告し、之を履行することに依りて告發を免れしめ、其の不服なる場合に於てのみ國の裁判を受けしむるは最も穩當なる措置と云ふべし。是を以て爾後發布せられたる粗製樟腦、樟腦油專賣法、煙草專賣法

及鹽專賣法に於ても、何れも其の條文中（第二十三條、第六十七條、第三十八條）に『間接國稅犯則者處分法ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ違反事件ニ之ヲ準用』する旨を規定したり。間接國稅犯則者處分法の詳細に就きては、第五編內國稅の部に其の記述あり、又犯則處分に當りての通告、通知及告發等の手續に關しては、前揭專賣取締規程中に之を定むる所あるを以て、今は總て之を省略し、左に各專賣の實施以後昭和元年度に至る間に於ける犯則處分の實蹟を表示するに止むべし。

（一）　煙草專賣法違反者處分表

年度	人員 微罪猶豫（人）	人員 處分決定 通告履行（人）	人員 處分決定 告發有罪判決（人）	人員 處分決定 計（人）	罰科金其他 罰科金 通告處分（円）	罰科金其他 罰科金 司法處分（円）	罰科金其他 罰科金 計（円）	罰科金其他 追徵金 通告處分（円）	罰科金其他 追徵金 司法處分（円）	罰科金其他 追徵金 計（円）	罰科金其他 處分費（円）
明治四一	三、七二五	四、二九三 ×三七六	二、二七九 ×三三七	六、五七一 ×七一三	六九、一五五	九四、六一五	一六三、七七〇	一三、四〇五	一七、一八〇	二九、五八五	五六六
四二	三、八九三	六、一八九 ×六六五	二、七七〇 ×四三三	八、九五九 ×一、〇九八	九三、〇七三	七三、九八九	一六七、〇六三	一四、一七八	五三、七二三	六七、九〇一	八二一
四三	四、五四四	五、一五八 ×三三八	二、九七二 ×三六三	八、一三〇 ×六九一	六八、六〇四	一二二、八四四	一八一、四四九	九、二三五	三六、二四六	四五、四七二	七一二
四四	二、七一〇 ×八七	四、七九三 ×二二六	三、二三三 ×二六三	八、〇三五 ×四七八	六六、〇六四	一二七、八六四	一九三、九二九	四、三八五	三七、三一九	四一、七〇五	六六三
大正元	二、二三五 ×五三	三、五五七 ×一一七	二、〇五一 ×一三六	五、六〇八 ×二五三	五七、〇一〇	八一、一四三	一三八、一五四	一三、九六七	七、六五八	二一、六二六	四九二
二	二、一六三 ×七三	二、三七〇 ×一三七	一、五三八 ×一〇六	三、九〇八 ×二三三	三四、四九九	六九、三〇〇	一〇三、七九九	三、一八四	五、八六二	九、〇四六	三三三
三	二、三六五 ×一〇一	二、七〇〇 ×一三七	一、五五〇 ×一四七	四、二五〇 ×二八四	四一、一六九	四八、八四三	九〇、〇一二	五、二一四	四、〇七七	九、二九一	三七六
四	二、八四八 ×九九	二、九二三 ×一三九	一、九一〇 ×一七〇	四、八三三 ×三〇九	三八、八七五	四五、九七三	八四、八四九	二、五五三	七、〇七八	九、六三一	三九五
五	二、一八五 ×八八	三、二〇九 ×一三九	一、六三九 ×一〇三	四、八四八 ×二四一	四三、八四四	四三、六七三	八七、五一八	二、七三三	五、三九九	八、一三二	四四一
六	一、七七四 ×六二	二、四三七 ×九〇	一、二三二 ×八一	三、六六八 ×一七一	三三、七七一	二六、五五四	五九、三二五	一、六三九	二、九六三	四、六〇二	三四一
七	一、四〇〇 ×五六	一、三六六 ×三〇	五三五 ×三八	一、九〇一 ×六八	二〇、一八四	一四、六三〇	三四、八一四	二、八三三	二、〇五七	四、八八九	一八九
八	七五四 ×四三	六七六 ×二七	一五一 ×一〇	八二七 ×三七	一一、三七一	三、〇三三	一四、四〇四	一、六七一	二九九	一、九七〇	一〇一
九	八二一 ×四八	七〇八 ×一九	九六 ×一	八〇四 ×二〇	一五、七九八	二、二五〇	一八、〇四九	六三一	一、三〇九	一、九四一	九九
一〇	七三五 ×三一	八一三 ×四七	八六 ×一	八九九 ×四九	一六、一一三	一、五〇六	一七、六一八	三、一八三 ×七	二三〇	三、四一四 ×七	一一三
一一	八九〇 ×二五	七二九 ×二九	四七 ×一	七七六 ×三〇	一四、五五三	九八五	一五、五三八	四、八一三 ×一〇	二、四二九	七、二四三 ×一〇	一〇三 ×*
一二	一、二四八 ×三八	六七六 ×三四	一三 ×一	六九八 ×三五	一六、四五三 ×一四〇	三〇五	一六、七五七 ×一四〇	一、六五三 ×二	三五八	二、〇一〇 ×二	九五
一三	一、三一九 ×四八	四五二 ×九	三六 ×三	四八八 ×一三	九、一三六	七、四九五	一六、六三三	一、六一九	二六 ×*	一、六四五 ×*	六三
一四	八九四 ×二一	三三六 ×一一	三六	三七二 ×一一	七、一九六 ×六〇	一、七六六	八、九六二 ×六〇	六八七 ×一	六五	七五三 ×一	五六
昭和元	七九二 ×二六	四一三 ×六	二七 ×一	四四〇 ×七	八 ×*	*	九 ×*	五七八 ×*	三〇三	八八一 ×*	六九

（備　考）一、×印は併合罪にして外書、*印は單位に滿たざるものとす（以下諸表亦同じ）。
二、明治四十年度以前は統計の形式相違し並列し難きを以て左に之を揭ぐ。

年度	件數 有罪 通告履行（件）	件數 有罪 告發有罪判決（件）	件數 有罪 計（件）	件數 無罪 調査の結果其の心證を得ざるもの（件）	件數 無罪 不起訴（件）	件數 無罪 無罪（件）	件數 無罪 計（件）	件數 合計（件）	罰科金其他 罰科金（円）	罰科金其他 追徵金（円）	罰科金其他 處分費（円）	罰科金其他 計（円）	沒收物件 葉煙草（貫）
明治三七	四、八五三	二、三四九	七、二〇二	三七五	九七	四六	五一八	七、七二〇	一一〇、八五四	二四、四四二	五八三	一三五、八七九	六、三四三
三八	五、二二八	三、〇一七	八、二三五	五五三	一三二	一〇二	七八七	九、〇二二	一一三、七九二	一五、八四〇	六三八	一三〇、二七〇	三、九四四
三九	五、五〇〇	三、九〇三	九、四〇三	八四三	二六六	一〇八	一、二一七	一〇、六二〇	一五七、三九三	二二、六六一	六六八	一八〇、七二二	四、五六一
四〇	四、四七四	三、二〇九	七、六八三	六六九	一五七	二一六	一、〇四二	八、七二五	一六三、六〇八	三三、〇〇四	五三六	一九七、一四九	三、七五九

（二）同上違反者犯目別人員表

年度	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV	XVI	XVII	XVIII	XIX	XX	XXI	XXII	合計
明治四一	八八人 ×一	九四三人 ×八九	一九人 ×二	二九人 ×九	四人	二三人 ×三	八人 ×一	二四人 ×四	二、六〇〇人 ×二八〇	八五七人 ×一三六	三二人 ×一七	二六三人 ×一三	一七〇人 ×五	三人 ×一	一、一六三人 ×九二	一〇三人 ×二二	二〇五人 ×二	五人	一三人 ×五	七人	二人 ×四	—人	六、五七一人 ×七二三
四二	七二 ×三	一、四二四 ×一三二	五九 ×二	二八 ×六	七	二九 ×六	一七 ×五	二四 ×一	四、〇五一 ×五三一	二〇七 ×一九三	二五一 ×一二	三〇七 ×一三	四一 ×一三	二 ×二	一、二五五 ×八一	八九 ×三九	三八 ×一四	二	二三 ×七	二	一四 ×六	九 ×一	八、九五九 ×一、〇九八
四三	七六 ×一	一七二 ×五七	二	三七 ×一三	六	二六 ×六	五	二五 ×九	三、九四七 ×三五九	九七五 ×一三三	一八六 ×一三	一九五 ×一〇	七 ×五	三	一、二二九 ×五六	二一 ×八	一九 ×八	一 ×一	二六 ×六	六四 ×二	八 ×六	二	八、一三〇 ×六九一
四四	二八 ×四	一、三六九 ×六二	六八 ×五	六 ×二	一	一三 ×一	四	一八 ×七	三、二八五 ×一六八	九三六 ×一二二	一〇五 ×二	二二一 ×四	四 ×一	五 ×一	一、六〇七 ×六二	一五一 ×九	一四 ×七	四	三三 ×一〇	一六四 ×一	六 ×三	四	八、〇三五 ×四七八
大正元	二九	一、〇八九 ×一四	四二 ×三	三	一五 ×二	一	六 ×二	九 ×二	一、七四六 ×九三	六一四 ×四九	六二	一四五	二	一〇	一、三三七 ×三七	九三 ×二	五 ×四	三	八 ×二	三一四	一三 ×一	六三 ×二	五、六〇八 ×二五三
二	三〇 ×一	七二五 ×二九	二三 ×三	—	—	一 ×一	五 ×三	五	一、二八九 ×八八	四九一 ×五〇	四四	六六 ×一	—	一二 ×一	九四四 ×三八	五〇 ×四	一一 ×二	三	五 ×七	一八二 ×五	四	二〇	三、九〇八 ×二三三
三	四五 ×二	五九二 ×二八	一三 ×二	四 ×一	二	四 ×一	一 ×一	一四 ×四	一、五九七 ×一〇八	四七七 ×四八	五五 ×一	七四 ×四	—	八	一、〇九八 ×六五	一九 ×五	五 ×二	二	二二 ×一	一八二	一九	三〇 ×一	四、二五〇 ×二六四
四	一八 ×一	五九六 ×二〇	一三 ×一	二三 ×三	一	一四 ×三	七 ×一	一三 ×六	一、九九〇 ×一三六	五九六 ×七七	四六 ×一	九二 ×六	—	一六 ×一	一、一二三 ×三二	四八 ×四	五 ×二	一三	一二 ×九	一七五	二三	二三 ×七	四、八三三 ×三〇九
五	一六	五七五 ×二七	一 ×一	六	七 ×一	—	—	一五 ×三	二、二八一 ×一二一	四六二 ×四〇	三五 ×一	八八 ×二	二	九	九九九 ×三二	二八 ×四	三 ×二	七	七 ×六	二八六 ×一	六	四三	四、八四八 ×二四一
六	九	四三二 ×一四	四 ×三	二	一 ×二	—	二	一二 ×三	一、六一九 ×九七	三一四 ×三三	二七 ×一	六三	一	七	八二四 ×二二	一二 ×一	一	一五	四 ×三	二六二	四	五四 ×二	三、六六八 ×一七一
七	一八	三七三 ×九	—	—	—	—	—	六	四八九 ×三五	一〇四 ×二二	三四 ×一	七二	一	九	五二三 ×四	一四	二	四	二	二〇五	三 ×一	四三 ×二	一、八九六 ×六八
八	二	一五三 ×一〇	六 ×二	二 ×二	—	—	二 ×一	—	一六七 ×八	五〇 ×五	二七	四六 ×一	—	九	一八〇 ×七	—	—	一	一	一三八	—	三四 ×一	八〇七 ×三七
九	四六	一四五 ×二	—	—	—	六 ×一	—	一	一四〇 ×七	三四 ×一	二七 ×一	一〇六 ×一	一	二	七四 ×一	—	—	—	三	一六七 ×一	二	四三 ×二	八〇四 ×二〇
一〇	四二	七四 ×二	—	—	—	六	—	三 ×一	三八一 ×二八	二七 ×五	五三	九〇 ×四	一	九 ×一	九六 ×一	—	—	—	二	一六九 ×一	八 ×四	三九 ×一	八九九 ×四八
一一	三六 ×一	六二 ×三	一	五	—	四	—	一	三三三 ×一六	四〇 ×二	四三 ×一	六四 ×一	—	三三 ×二	四二 ×二	—	—	—	二	八八	—	三五 ×二	七七六 ×三〇
一二	三八	二七 ×一	—	四	—	一 ×一	—	三	三八六 ×二三	二三 ×一	三六	四九 ×一	一	一四	三八 ×一	—	—	—	三 ×六	五七	—	一八 ×一	六九八 ×三五
一三	三九	三二	—	—	—	一	—	一	二五二 ×六	一九 ×二	二三	四三 ×一	—	五	一八 ×一	—	—	—	— ×二	三八	二	二五	四八八 ×一二
一四	三八	三三	一	—	—	—	—	—	一四八 ×七	一六 ×一	一〇	四七	一	六	二三 ×二	一	—	五	—	一四 ×一	—	三〇	三七三 ×一一
昭和元	二五	三二 ×一	—	—	—	—	—	六	一八六 ×三	二九 ×三	八	七四	—	二	二四	—	—	五	一	二六	—	一四	四四〇 ×七

（備　考）一、本表各欄種目左の如し。

I 政府の命令又は許可を受けずして、煙草の輸入を圖り若は其の輸入を爲したる者。

II 許可を受けずして煙草を耕作したる者。

III 耕作者に非ずして煙草苗を育成したる者。

IV 許可を受けざる土地に煙草を耕作し、若は煙草苗を育成し、許可を受けざる種類の煙草を耕作し、又は許可を受けずして煙草苗を讓渡し若は讓受したる者、又は許可を受けざる場所に葉煙草を乾燥し、若は情を知り其の場所を供與したる者。

V 許可を受けずして査定前に於て葉煙草を採取し、又は幹根を拔除したる者。

VI 一番葉及二番葉收穫後若は種子の採收後、其の幹根を拔除せず、若は其の幹根に附着する葉煙草を廢棄せざる者、又は許可を受けずして、種子の採收、二番葉の收穫を爲したる者。

VII 耕作者法定場所以外に葉煙草を運搬したる者。

VIII 正當の事由なくして、政府の指定したる納付期日に葉煙草を納付せざる者。

IX 政府に納付すべき葉煙草を消費・隱蔽・讓渡・讓受したる者、又は情を知り葉煙草隱蔽の場所を供與したる者。

X 專賣法に認めたる場合に非ずして、政府の證票を附せざる製造煙草を所持し若は讓渡・讓受を爲したる者。

XI 煙草賣捌人に非ずして製造煙草を販賣し、又は販賣の準備を爲したる者。

XII 政府の定めたる價格に依らずして、製造煙草を消費者に販賣したる者。

XIII 賣捌人にして政府の封緘を施したる製造煙草の包裹を開拔し、若は之を改裝し、又は破損したる製造煙草を販賣したる者。

XIV 健康上若は習慣上缺くべからざる製造煙草として自用の爲め許可を得て輸入したるものを他に讓渡したる者。

XV 許可を受けざる者の耕作試作したる葉煙草又は耕作試作者に非ざる者の育成したる煙草苗又は權利者不明の葉煙草若は煙草苗を所持したる者。

XVI 私かに煙草を製造し又は製造の準備を爲したる者。

XVII 許可を受けずして煙草製造專用の器具機械及卷紙の製作販賣藏置を爲し、又は權利者不明の同物件を所持したる者。

XVIII 營業の目的を以て煙草に代用すべき物品を製造し、又は販賣を爲したる者。

XIX 當該官吏の尋問に對し、虛僞の答辯を爲し、又は職務執行を拒み、若は忌避し又は之に支障を加へたる者。

XX 專賣法不施行地より施行地へ煙草の移入を爲したる者。

XXI 政府の賣渡さざる製造煙草を販賣する者、營業に關する帳簿を調製せず、製造煙草の受拂を政府に申告せざる者。

XXII 煙草賣捌規則第二十七條に違反せる者。

二、明治四十年度以前は年々統計の形式を異にし、竝列し難きを以て之を省略す。

(三) 鹽專賣法違反者處分表

年度	人員				罰科金其他							
	徽罪猶豫	處分決定			罰科金			追徴金			處分費	合計
		通告履行	告發有罪判決	計	通告處分	司法處分	計	通告處分	司法處分	計		
明治三八	—人	三三三人	八九人	四二二人	五、二九三円	一、二五二円	六、五四五円	七七〇円	四四円	八一四円	三八円	七、三九四円
三九	—	八〇九	二三五	一、〇四四	一一、三一二	四、三二六	一五、六三八	二、二五四	四、九一九	七、一七三	九〇	二二、九〇一
四〇	—	七三一	三〇四	一、〇三五	一一、一三七	三、七三四	一四、八七一	二、六二七	一、一九四	三、八二一	八八	一八、七八〇

(四) 同上違反者犯目別人員表

明治四一	三九六	七一〇	一七四	八八四	八、九七五	三、二三四	一二、二〇九	二、六八一	一、四〇〇	四、〇八一	四八	一六、三七四
四二	五九九	一、〇九一	二八〇	一、三七一	一五、七二六	五、〇二四	二〇、七五〇	三、五三一	一、五二四	五、〇四五	一三五	二五、九三〇
四三	八一五	一、一六三	三六二	一、五三五	一五、一七一	六、八九三	二二、〇六五	二、八五〇	一三〇、二二三	一三三、〇七三	一五五	一五五、二九三
四四	七八〇	八六一	四四九	一、三一〇	一〇、七二八	七、二〇八	一七、九三六	七九七	一四、三三七	一五、一三五	一〇四	三三、一六五
大正元	六九五	五九〇	三〇三	八九二	八、八六七	四、四九二	一三、三五九	六八〇	六一七	一、二九八	六九	一四、七二七
二	七二七	五三五	一七四	七〇九	六、六三三	二、七三〇	九、三六三	八一三	六二三	一、四三五	六六	一〇、八六四
三	七〇六	三九五	二〇四	五九九	五、四一〇	三、一三〇	八、五四〇	三八七	四六七	八五四	五〇	九、四四五
四	六〇七	四七〇	一五六	六二六	六、七三〇	二、〇六九	八、七九九	九〇〇	四四九	一、三五〇	五九	一〇、二〇八
五	七七六	五一〇	二五二	七六二	六、〇五三	三、四〇一	九、四五四	五八二	八七	六六九	六一	一〇、一八五
六	六七七	三九四	七四	四六八	四、二二七	一、一七三	五、四〇〇	三〇	二四	五五	五一	五、五〇六
七	六一二	四五四	一一九	五七三	四、七八六	一、九四二	六、七二八	一八九	五二	二四一	五四	七、〇二四
八	五八五	三二九	八〇	四〇九	四、三七六	一、〇八七	五、四六三	一五六	一三	一七〇	四〇	五、六七四
九	四六〇	三〇五	二四	三三九	三、三五三	五三八	三、八九一	八九	一一	一〇〇	三六	四、〇二八
一〇	× 三五六 一九	× 二六六 三三	× 一五 二	× 二八一 三四	三、八五六	二〇六	四、〇六二	一八二	一〇	一九三	三三	四、二八八
一一	× 三六三 一三	× 二〇五 八	一〇	× 二一五 八	三、〇五九	一三三	三、一九一	一、〇四一	*	一、〇四一	二六	四、二五九
一二	× 二八九 一二	× 一五四 六	六	× 一六〇 六	二、四四三	一一〇	二、五五三	一八四	—	一八四	一八	二、七五五
一三	× 二九二 一九	× 一四五 一〇	五	× 一五〇 一〇	二、三四三	一五五	二、四九七	三七	*	三七	一八	二、五五二
一四	× 二〇五 一一	× 九一 五	七	× 九八 五	一、〇四九	九〇	一、一三九	一六五	二	一六七	一三	一、三三〇
昭和元	× 二四一 一六	× 一〇四 七	四	× 一〇八 七	一、七五〇	四〇	一、七九〇	一〇	二九一	三〇二	一六	二、一〇九

年度	明治三九	四〇	四一	四二	四三	四四	大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
I	二人	六	六	一六（×一）	六（×一）	九	二	二	三	一	一三	二	一三	一四	八	六
II	—人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III	三四（×一）人	三〇	六六（×二）	二五（×二）	四三（×一）	七八（×一）	四四	二五	三二（×一）	二	三七（×一）	一五	二四	三	三	四
IV	四九四（×五）人	四三一（×二〇）	四三〇（×四八）	四八四（×九二）	四四九（×五四）	三六七（×三〇）	二七八（×二三）	一三八（×三三）	一四八（×三二）	九九（×四）	一四〇（×一〇）	六二（×五）	七六（×八）	一三九（×二）	三七	三四（×七）
V	一人	一	一（×一）	三（×五）	四	二	—	—	—	七	一	一（×一）	—	一	—	三（×一）
VI	二七（×一）人	二九二	二〇三（×一〇）	四三八（×一八）	四二一（×六）	三五五（×一二）	一八一（×六）	二六四（×六）	一六三（×二）	二〇七（×四）	二七四（×二）	一〇九	一九八（×一）	—	二	一三（×一）
VII	—人	一（×一）	—	—	一（×一）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
VIII	六六（×三）人	一〇三（×四）	八七（×一四）	九四（×五）	七一（×一三）	五二（×九）	二七（×五）	一八（×三）	一四（×一）	二	五	二	一四（×一）	一	一（×一）	—
IX	七人	九	—	一（×一）	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二（×一）	—	—
X	一人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XI	一人	一	一（×一）	二（×二）	四（×一）	三（×一）	四（×五）	一（×二）	六	（×三）	二	三	—	—	五	七
XII	一人	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XIII	—人	—	四三（×一）	三三七（×八）	二八五（×一四）	二八七（×四）	二三八（×二）	一四六（×五）	一七九（×三）	二〇〇（×二）	一八七（×三）	一四七（×一）	一三五（×二）	一五二（×三）	一三四（×四）	一三六（×一）
XIV	—人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XV	—人	—	三（×四）	（×一）	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XVI	—人	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
XVII	一〇六（×二一）人	一二一（×九）	三九（×一三）	六六（×一五）	二四九（×二〇）	一五三（×一三）	一一六（×二三）	九七（×一七）	四八（×三三）	六八（×三〇）	八三（×二九）	一一四（×一九）	一三三（×一六）	八二（×一五）	一二〇（×五）	六一（×三二）
XVIII	五五（×二）人	五四	五（×三）	四（×一）	—	二	二	（×一）	二（×二）	—	一	—	二	一	—	一
XIX	—人	—	—	—	—	—	一	九（×二）	五（×三）	二二（×三）	一七（×二）	一三（×五）	二一（×四）	二四（×一〇）	三〇（×六）	二六（×二）
合計	一、〇四四（×三四）人	一、〇四三（×三四）	八八四（×九六）	一、三七一（×一五二）	一、五三五（×一一二）	一、三一〇（×六九）	八九二（×六三）	七〇九（×六八）	五九九（×七六）	六二六（×四六）	七六二（×四七）	四六八（×三一）	五七三（×三四）	四〇九（×三一）	三三九（×一五）	二八一（×三四）

年度	一一	一二	一三	一四	昭和元
I	四	一七（×一）	七	九	二（×一）
II	—	—	—	—	—
III	一	一	—	一	—
IV	一五三（×一）	—	一三（×一）	一〇	一五
V	—	—	—	—	—
VI	—	—	—	七	二（×一）
VII	—	—	—	—	—
VIII	二	—	—	—	二
IX	—	一	（×一）	—	—
X	—	—	—	—	—
XI	二	—	—	一	—
XII	—	—	—	—	—
XIII	一三	八四	九三（×三）	三七（×二）	五三（×二）
XIV	二	—	七	九	二〇
XV	—	—	—	—	—
XVI	—	—	—	—	—
XVII	二五（×五）	一七（×一）	一六（×三）	一四（×二）	五（×三）
XVIII	—	（×一）	二（×二）	—	—
XIX	一四（×二）	八（×三）	一三	一〇（×一）	九
合計	二一五（×八）	一六〇（×六）	一五〇（×一〇）	九八（×五）	一〇八（×七）

（備考）本表各欄種目左の如し。

I 政府の命を受けずして鹽・鹹水を外國より輸入し、又は專賣法を施行せざる地より移入したる者。

II 變性を施さずして百分中四十以上の鹽化曹達を含有する智利硝石・カイニット等の含鹽鑛物を輸入し又は專賣法を施行せざる地より移入したる者。

III 政府の許可を受けずして又は受けざる地に於て鹽又は鹹水を製造したる者。

IV 政府の賣渡さざる鹽を所有し、所持し、讓渡し、買入し、又は消費したる者。

V 鹹水を買入し、又は製鹽者に非ざる者に讓渡し、或は鹽製造以外の用途に使用したる者。

VI 情を知りて政府より賣渡さざる鹽を讓受したる者。

VII 政府の指定したる者に鹽の引渡をなさず、又は政府の指定したる通路に依らずして鹽を運搬したる者。

VIII 政府の定めたる製造期限外に於て鹽を製造し、又は許可以外の場所に於て鹽又は鹹水を製造又は貯藏したる者。情を知りて場所を供與したる者。

IX 鹽又は鹹水製造者許可を受けずして專賣法第九條に依り許可を受けたる事項を變更したる者。

X 鹽又は鹹水の製造と賣渡とを同一の場所に於て相兼ねたる者。

XI 政府に届出を爲さずして相續に依り鹽又は鹹水を製造したる者、及許可を受けずして鹽又は鹹水製造を承繼したる者。

XII 許可を受けず一箇月以前に政府に申告せずして鹽又は鹹水の製造を廢止したる者。

XIII 鹽賣捌人に非ずして鹽を販賣し又は販賣の準備を爲したる者。
XIV 鹽賣捌人にして制限價格を超えて鹽を販賣したる者。
XV 鹽賣買業者其の所有に係る鹽の種類・等級・數量の申告を怠り、又は毎月其の受拂高を申告せざる者。
XVI 鹽賣捌人にして鹽に他物を混入して販賣したる者。
XVII 鹽・鹹水製造者、鹽賣捌人營業に關する帳簿を調製せず、又は其の記載を怠り若は不正の記載を爲したる者。
XVIII 專賣官吏の尋問に對し虛僞の答辯を爲し、又は專賣官吏の職務執行を拒み、之を忌避し若は之に支障を加へたる者。
XIX 鹽賣捌人許可を受けずして營業所を變更し、又は設置し若は賣捌規則に違反し、當該官吏の注意を受くるも之に從はざりし者。

（五） 粗製樟腦、樟腦油專賣法違反者處分表

年度	人員 微罪猶豫	人員 處分決定 通告履行	人員 處分決定 告發有罪判決	人員 處分決定 計	罰科金 通告處分	罰科金 司法處分	罰科金 計	追徵金 通告處分	追徵金 司法處分	追徵金 計	處分費	合計
明治四一	五人	三人	—人	三人	四八円	—円	四八円	*円	*円	*円	*円	四八円
四二	一	二	二	四	二五	三〇	五五	六	三〇	三六	*	一一三
四三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四	五	一	—	一	二〇	—	二〇	—	—	—	*	二〇
大正元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	二	一	—	一	一〇	—	一〇	—	—	—	*	一〇
三	八	一	—	一	一〇	—	一〇	—	—	—	*	一〇
四	九	—	一	一	—	二〇	二〇	—	三七四	三七四	—	三九四
五	一六	三	—	三	三〇	—	三〇	—	—	—	*	三〇
六	一八	七	—	七	八五	—	八五	—	—	—	*	八五
七	一五	四	—	四	三五	—	三五	—	—	—	*	三五
八	×三一三	×一三	×一	×二三	四五	五	五〇	三	—	三	*	五三
九	五	—	一	一	—	五	五	—	—	—	—	五
一〇	×二一〇	一	—	一	一〇	—	一〇	—	—	—	*	一〇
一一	×三八	×二二	—	×二二	三五	—	三五	—	—	—	—	三五
一二	×三二八	×二六	—	×二六	九九	—	九九	—	—	—	*	九九
一三	×二六	一	—	一	三〇	—	三〇	—	—	—	—	三〇
一四	—	三	—	三	三〇	—	三〇	—	—	—	*	三〇
昭和元	×六二六	×一六	—	×一六	六八	—	六八	—	—	—	二	七〇

（備考） 明治四十年度以前の處分は未詳に付き之を省略す。

（六） 同上違反者犯目別人員表

年度	納付前粗製樟腦、樟腦油に他物を混合したるもの	政府より賣渡さざる粗製樟腦、樟腦油を所有所持、讓渡、買入若は消費し、外國に輸出し又は内地臺灣間の輸送を爲したるもの	許可を受けずして粗製樟腦、樟腦油を製造し又は粗製樟腦を精製したるもの	許可を受けずして粗製樟腦、樟腦油の製造を廢止したるもの	樟腦、樟腦油製造者帳簿の記載又は事實の申告を詐り若は之を怠りたるもの	合計
明治四一	—人	一人	二人	—人	—人	三人
四二	×一一	三	—	—	—	×一四
四三	—	—	—	—	—	—
四四	一	—	—	—	—	一

大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	昭和元
｜人	｜	一	｜	｜	二	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜人	一	｜	｜	一	三	三	二	｜	一	一	三	｜	｜	二
｜人	｜	｜	一	二	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	三	三
｜人	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
							×			×	×			×
｜人	｜	｜	｜	｜	｜	一	二｜	一	｜	二一	二二	一	｜	一｜
							×			×	×			×
｜人	一	一	一	三	七	四	二三	一	一	二二	二六	一	三	一六

附錄第一　鹽の生産·配給及價格等に關する根本方策

大正八年七月臨時財政經濟調査會の設置せらるるや、同月十八日諮問第二號として「鹽の生産·配給及價格等に關する根本方策如何」なる案件同會に諮問せられたり。調査會は右に關して愼重調査の結果、同十三年三月二十二日答申案を提出する所ありしが、今玆に該諮問案及答申案を採錄すれば次の如し。

〔諮問〕鹽の生産·配給及價格等に關する根本方策如何

說明

戰前に於ける鹽の需要額は、通常一箇年約十一億斤を上下し、之に對し內地產鹽約十億、臺灣及關東州產鹽約一億五千萬斤を以て充當供給するを例とし來りたる處、開戰以來世の好景氣に伴ひ、需要額頓に增加し、工業用鹽漁業用鹽は元より漬物其の他の日常用鹽も亦著しく增加し、十三四億斤以上の需要あるに至れり。然るに大正四年以來大正七年度に至る迄、常に豐作を見ず、殊に七年度に在りては、從前曾て見ざる凶作に會したるを以て、政府に於ては臺灣·關東州·青島·威海衞·安南·西班牙·埃及·支那等より夫々鹽を移輸入し、有らゆる方法を講じたるも、一方には船舶不足し、鐵道輸送の澁滯するあり鹽の不足と相俟て終に充分なる配給を爲す能はざるに至れり。現八年度に入りては幸にして內地產鹽額も平年額に達するものの如く、一方外國鹽移輸入の準備調ひ、圓滑に移輸入し得るに至りたる

を以て、現況に在りては需給漸く相當るを得る見込となれるも、戰時に於て膨脹せる需要額は休戰後毫も減退するところなく、今日の見込を以てせば、或は年十五億斤以上十七億斤にも達せんとす。

而して實蹟上我內地產鹽額は漸く十億五千萬斤を前後するを以て、約六七億斤の鹽は之を移輸入するに非ざれば安全に供給を準備すること能はず、將來と雖も此の需要額は甚しく減退することなかるべく、又工業用鹽（年一億五千萬斤乃至二億斤）を除き、他は概ね內地產鹽を希望するが故に、內地鹽の增製を以て之に應せむとするも、今日の製鹽方法を以てしては、瀨戶內海沿岸の所謂十州地方以外に在りては概ね良好の鹽田を得る見込無きが故に、內地產鹽の增加は十州地方にのみ求むべく、之れ亦經濟的に增加せしめんとせば、多大の望を屬すること能はざるべし。又假りに內地鹽の增製に依りて需要に應ずることとするも、內地の生產費は多額を要するを以て從て之に相當する賠償金を支拂はざるを得ず。其の結果若し之に伴ひ賣渡價格を定めんか、鹽價の騰貴免れず。反之若し鹽價の低廉を期せむか、國庫は常に損失を負擔せざるを得ず。現に比較的良好なる鹽田のみ存する今日に於てすら、政府の損失は年額約三四百萬圓を算す。況んや此の上鹽田を擴張するに於ては生產費は更に增加すべく、從て鹽價騰貴するか、又は政府の損失加はるか、何れか其の一を避け難し。然らば內地鹽を拋棄し、不足額の全部は之を前記移輸入鹽に依ることとせむか、何等かの事故一度び發生するに於ては其の輸入困難となり、圓滑なる供給を爲す能はざるの虞あり。此の間に處し、將來鹽の供給を圓滿にし、且つ之を廉價ならしめ、以て國民生活の安定を維持し、又工業の發達に資するに就き、根本方策を定むるの緊要なるを認め、玆に本案を提出し之に對する意見を求む。

〔答申〕

一　海水直煮製鹽法の實地試驗に關する答申

理學博士池田菊苗氏の考案に係る海水直煮製鹽法の實地試驗を行ひ、右に要する設備及經費は政府當局に於て、速に之を調査し、來るべき第四十三議會に其の豫算を提出せらるるを必要なりとす。

說　明

我邦に於ける鹽の需要年額は約十五億斤にして、內地の產鹽額は十億斤に過ぎざるを以て、約五億斤の不足は海外より之を補給しつつある實況なり。

元來鹽は唯り食品として國民生活上の必需品たるのみならず、農·工·漁業等各種產業の消長とも密接の關係にあり、其の供給は最も圓滑且つ確實にして、又其の價の廉なることを要す。然るに我が內地に於て古來專ら行はれ來りし十州鹽田法なるものに就て觀るに、其の製鹽方法たるや極めて幼稚にして、多額の生產費を要し、之を彼の海外諸國に於ける產鹽の生產費低廉なるに比較するに、其の間に著しき差違あり。是れ一には吾が內地の風土及氣候が製鹽上極めて不利なると、又一には製鹽方法の不完全なるとに因るものと云はざるべからず。故に今若し玆に在來の鹽田法に代ふるに、海水直煮法の如き機械的製鹽法考案せられ、是により鹽の產額を豐富ならしめ、且つ其の生產費を廉にし又天候に因りて生ずる障礙を避くること可能なりとせば、我邦の鹽政は一新紀元を劃し、玆に初めて國民生活の安定を維持し、又各種產業の發達に貢獻することを得るに至るべし。是に就き理學博士池田菊苗氏の考案に係る蒸發裝置を以てする新式海水直煮製鹽法は、其の說明に依るに恰も彼上の要求に適ひ、大に望を囑するに足るものありと認めらる。仍て先づ以て同博士考案に成る新式裝置

に就き、速に試驗を行ひ、其の果して實地に效果を收め得るや否を研究することとし、之に要する設備竝に經費に就ては速に政府當局に於て之を調査し、來るべき第四十三議會に其の豫算を提出せらるるを必要なりと認む。

（參　照）

海水直煮蒸發製鹽法綱領

試驗の性質　海水の食鹽含有量は僅に百分の二半に過ぎざれば、直接蒸發によりて鹽を採取せんとすれば、大約製鹽の重量に四十倍する水を蒸發せざるべからず。斯の如く多量の水を過多の燃料を消費せずして蒸發せんとするには、最も有效なる蒸發裝置を選用せざるべからず。然るに海水の直接蒸發には更に二の障碍あり。蒸發の進行に伴ひ、硫酸石灰を析出して蒸發裝置の內面を被覆し、連續蒸發を不可能ならしむること、及び海水の侵蝕作用の爲めに裝置を損傷すること是なり。幸にして製鹽の副產物たる苦滴汁より容易に製し得べき炭酸苦土の少量を海水に加へ、適當の處理を爲すことに由りて石灰分を除去し、此の二の障碍を同時に脫却し得る事を確定せり。之に依りて最も有效なる、從て其の構造の稍、複雜なる裝置を海水の蒸發に應用し得るに至れり。

最も燃料を節約して蒸發を行ふには、蒸汽の潛熱を反覆使用する方法を採用せざるべからず。而して既成の方法としては所謂再熱蒸發法あり、又新に案出せられたる超多效蒸發法あり。此等は何れも漉流薄層蒸發法に屬し最も迅速有效なるものにして、蒸發し得る水の量は、消費せる石炭の百四五十倍に達し得べきものなり。

再熱蒸發法は液體より發出したる蒸汽を壓縮して、再び加熱に用ふるものにして最も合理的の方法たり。其の長所は常壓に於て蒸發を行ひ得るが故に、其の裝置が特別に堅牢の構造を要せざるに在り。而して其の短所は多量の蒸汽を間斷なく壓縮する特別の機關と、之を運轉すべき動力とを要するに在り。之に反して超多效式に在ては當初強壓の蒸汽を用ふるが故に、裝置の一部分は蒸汽罐の如き堅牢の構造を必要とする失あれども、蒸汽壓縮の機關を要することなし。此等の蒸發法は海水より水の大部分を取り去るに用ふべきものにして、或程度以上の濃

さに達したる鹹水は普通の多效蒸發裝置に類したるものを用ひて之を行ふを要す。

試驗の目的　本計畫の試驗に於ては、上記蒸發法の效力を實驗するのみならず、製鹽の全作業に於ける諸裝置の最も適當なる割合、諸工程の適當なる配合、連續操業に伴ふて起るべき種々なる障碍の排除より、以て製品の精製、副產物の利用に至るまで盡く之を試驗し、大規模の製鹽工場を設立經營するに必要なる總ての基礎條件を定め、一定の製鹽能力に必要なる固定資金、燃料、勞力等の量を決定せんとす。

試驗の設備及び規模　計畫の規模は主として再熱蒸發裝置に使用すべき蒸汽壓縮機關の大さによりて決定せらるものにして、每一分時二千立方尺の蒸汽を壓縮すべきものを使用せんとす。是れ之より小なる機關に在ては、效率過少にして、大規模製鹽の參考となるべき結果を擧ぐること難ければなり。

加熱用及び動力用蒸汽の發生には約六十馬力のコルニツシュ汽罐を備へ、蒸發裝置は再熱蒸發器（總蒸發面積八百平方尺）一臺、超多效蒸發器二臺（蒸發面積合せて九百三十五平方尺）三重多效蒸發裝置一組の三種を備へんとす。蒸汽機關は二十馬力のもの一個を備へ、發電機は十馬力のものを用ひ、電動機は二馬力のもの三個を備へんとす。ポンプは蒸發裝置附屬のものの外に約五個を要すべし。諸裝置の取付、改作、修繕等の爲めに小工場を設け、工作に必要なる諸器械及び鍛冶場を備へんとす。

建築物中には蒸發工場、洗鹽及び副產物處理室、事務室、宿直室等を設け、工場の床下には貯水槽を設くべし。造營物は總て短歲月を支ふべき假普請とす。

蒸發裝置が總て使用せらるる場合には、每日の製鹽額四噸乃至五噸にして、一個の產額二百萬乃至二百五十萬斤に當るべし。

試驗の期間　試驗期間は工場諸裝置据付後滿一箇年

豫備費　本計畫を執行するに當り、豫算表中に列記せざる設備を要するもの少からざるべく、且つ試驗の進行中、裝置の改造を要する等のことあるべきは試驗の性質上已を得ざる所にして、十分の豫備費を必要とすべし。

海水直煮蒸發製鹽法試驗豫算（大正九年四月二日池田博士調査）

一、人　件　費（俸給、諸給、旅費）　一九、〇〇〇円

内　譯

技　師	一名	三、〇〇〇
技　手	一名	一、二〇〇
職　工	二名	三、〇〇〇
書　記	一名	八〇〇
工　夫	五名	六、〇〇〇
火　夫	二名	一、四〇〇
小　使	一名	六〇〇
旅　費		三、〇〇〇

二、工場及設備費　一四、一六五〇

内　譯

汽罐煙突共	一式	四、二五〇
蒸發裝置	一式	一八、〇〇〇
タルボブローワー		一八、〇〇〇
動力諸機械		一二、九〇〇
ポンプ類		一、五〇〇
製作及修繕用機械類		五、〇〇〇
土地千坪		五、〇〇〇
建物二百坪		四〇、〇〇〇
耗　費		一五、〇〇〇

内　譯

燃　料	一〇、〇〇〇
材料及雜費	五〇、〇〇〇
四、豫　備　費	五〇、〇〇〇
合　計	二二五、六五〇

二　鹽政統一に關する答申

鹽政の統一を保つが爲め、政府は速に左の意味の法令を制定せられんことを望む。

『臺灣・關東州・青島及朝鮮に於ける鹽の生産・配給に關する計畫及施設、竝に生産鹽の輸移出に關する事務に就ては、各所管廳長官は大藏大臣の指揮監督を受くるものとす。』

說　明

內地に於ける現下の鹽の需要年額は約十五億斤にして、內地生産高は約十億斤なるを以て、約五億斤の不足鹽は毎に外鹽を以て補給することを必要とす。而して鹽の需要額は年々增加するに拘らず、內地鹽の產額は將來と雖、約十億斤を出でざるべきを以て、此の不足額は愈增加するの傾向あり。此の不足鹽は主として臺灣・關東州及青島より供給するを以て最も有利とし、又此等各產地に於ける製鹽事業は、專ら內地の需要に應せんが爲經營せられつつあり、以て鹽の配給上內地と此等各地とが如何に、重要密接の關係にあるかを知るべし。

然るに、現時に於ける鹽の取扱は內地・臺灣・關東州青島及朝鮮の何れに於ても、各獨立せる鹽制の下に支配せられ、制度として其の間統一的連絡を缺き、各其の見る所に從ひ、個々の方針を樹てて施設經

營を爲すが故に、動もすれば相互の間に重複擔著を來し、其の結果は鹽の生產·配給·價格等に關し適實なる計畫を立て、之を實行する上に多大の障礙と不便とを來しつつあり。此の如き現狀に委せんか恐らくは將來生產適度を失し、其の結果却て產地を疲弊せしめ、延て鹽の需給上に恐慌を來すなきを保し難し。故に今に於て此等各地間の鹽政に、統一聯絡を保たしむるの制度を設くるの必要ありと認む。

三　一部答申以外の一般的答申

（一）鹽專賣制度存廢に關する方策

現行鹽專賣制度は之を維持すること

現行鹽專賣法は、日露戰役に際し主として財政上の必要に應じ、兼ねて當時漸く頹廢せんとする內地製鹽業を支持せんが爲に計畫實施せられ、爾來往々鹽は生活の必需品にして他に代用品なく、貴賤貧富一樣に一定量を消費するものなるを以て、之に課稅するは人頭稅を課するに等しく、不當の制度なり等の非難ありしも、尙ほ之を維持して今日に至れり。尤も其の間制度運用上各種の改善を遂げ鹽賣捌規則を制定して、鹽供給の圓滿を期し、官費回送を開始して各地鹽價の統一と低廉とを圖り、他方に於ては製鹽法の改善、就中鹽質の改良·生產費の低下を圖ると同時に、更に比較的多額の生產費を要する所謂不良鹽田を淘汰し、之に基く供給不足は安價なる臺關鹽を以て補給し、內外鹽の需給調節を講ずる等、各種の施設を爲したる爲め、專賣收益は漸次減少するに至り、殊に大正八年に及び全く從來の鹽專賣の目的たる收益主義を捨て、鹽質の改良·價格の低減·配給の圓滿·價格の統一等、所謂社會政策的見地に基き之を運用することとなれるを以て、今日に於ては專賣法の主要なる精神は一變せるものと云ふべく、當初の非難は最早其の理由なきに至れり。

由來鹽は我が國に於ては生產配給の關係上、必然的に平時に於ても投機の目的となり易く、專賣制度施行前に於ては年々價格の暴騰暴落を演じ、曾に一般消費者を威嚇したるのみならず、生產者側に在りても亦多大の困難を感じ居たるに、專賣法施行後に於ては經濟界の變動竝に年の豐凶に拘らず鹽の配給竝に價格は比較的平準を維持し、復た昔日の如き現象を生せざりしは、全く專賣制度の效績と云はざるべからず。

要之現行鹽專賣制度は將來內地鹽業を支持し、以て生活必需品たる鹽の供給を確保し、且つ常時鹽價の統一·低減·配給の圓滿を圖るが爲め、之を維持するの必要ありと認む。

（二）鹽供給に關する方策

本邦に於ける需要鹽の供給は內外併立主義を採ること

將來人口の自然增加竝に工業及漁業の發達に伴ひ、鹽の需要は益·增加すべき傾向を有するに拘らず、內地產鹽は經濟的には現在以上產額を著しく增加すること困難なるのみならず、其の生產費頗る割高にして、固より之を天日鹽たる外鹽の廉價なるに比すべくもあらず。天日鹽は結晶粗大·色澤不良の缺點あるも、之を原料として再製せば優良の鹽を得べく、且つ其の價格も內地鹽に比し低廉なり。また產額の點より觀察するに、今俄に內地鹽田全部を整理して、外鹽を以て總て之を補はんことは事實不可能に屬すべきも、藉すに相當年月を以てし、漸次植民地鹽田を擴張せば、幾分生產費の增加は免れざるべきも、全部の供給を爲し得らるべし。從て上述の如く經濟上のみより立論せば、本邦に於け

る需要鹽の全數量は、之を安價なる外鹽に俟つを適當と認められざるにあらざるも、鹽は生活必需品にして他に代用品なきものなれば、一度內地鹽田を廢滅せしめ、外鹽にのみ供給を仰ぎたる場合、一朝何等かの事故發生し、其の供給困難を告げ、若くは杜絕するが如きことあらんか、若干の備荒鹽田を有すとも、到底其の安全を期し難かるべく、而して一旦廢滅に歸したる荒田の復舊又は新鹽田の開拓は容易の業にあらずして、國民生活上一大脅威たるに至るべきは想像に難からず。而も一面一家の私經濟上より見るに、鹽價の如きは生計費中少額を占むるのみ。故に經濟上若干の不利を忍びても、內地鹽の一定數量の生產を維持し、內外鹽兩者併立して以て供給の確保を期すべきなり。

（三）內地鹽田に對する將來の方策

內地現在鹽田は大體之を維持し、其の中著しく多額の生產費を要するものを漸次整理すること現在の內地鹽田は、明治四十三四年に亙る鹽田整理の結果として、比較的優良なる部分のみ殘存せる次第なるを以て、大體之を維持する必要あるも、今日尙ほ生產費の甚しく高價なる鹽田は更に精密なる調査を遂げ、產額寡少又は鹽質劣等にして生產費の割高なるものは之を淘汰し、一般賠償價格を幾分なりとも低減するは適當の策なるべし。

前項鹽田の整理は必ず交付金下付の必要を伴ふべきにより、財政上の都合を勘案し、漸を追ふて實行するものとす。

（四）製鹽の許可に關する方策

新に製鹽せんとする者に對しては、輸移入鹽の再製品より低廉に生產する見込確實なるものにあらざれば之を許可せず、但し鹽田製鹽よりも低廉に生產すべき見込確實なる方法に依る製鹽及副產鹽製造は、母業の發達を阻害せざるが爲め、制限を加へざるを可とす。

（五）鹽生產費を低廉ならしむる方策

（イ）小規模より漸次大規模の經營組織に變更すること

現在の鹽田一戶前と稱するは、約二町步の採鹵地と、之に附屬せる煎熬場を以て單位とせるも、此の單位を多數集合せしめ、大規模の製鹽組織となし、併せて諸般の設備を改良せしむる可し。

（ロ）金融及物資供給方法を改善すること

各地に今尙存在せる濱問屋なるものは、金融竝に物資供給機關として發達し來れるものなるも、其の組織不完全なるを以て、製鹽業者をして產業組合法に依る信用購買販賣組合を組織せしめ、低利なる資金の融通、石炭包裝材料其の他一般日用品の共同購入、鹽納付事務等一切を取扱はしめ、以て生產費の低減を圖る可し。

（ハ）設備改善に對し政府より補助金を交付すること

各鹽田經營の單位を擴大するときは、之に伴ひ諸般の設備を改造新設するの必要あり。從ひて一

時に多額の經費を要するを以て、其の幾分を補助金として交付し、此の改良事業を速成せしむべし。

（二）指導機關として政府にて試驗鹽田を經營すること

三田尻に官設試驗場ありと雖も、本州各主要地は各種經濟狀態を異にし、一試驗場の成績を以て直に他の事情異れる地方を律す可らざるを以て、各支部局竝に出張所に一二ヶ所づつ模範鹽田を政府にて直營し、其の作業狀況を各製鹽業者に日常觀察研究するの機會を與ふべし。

（六）鹽の配給を圓滿にし、鹽價を各地均一ならしむる方策

（イ）鹽の適當なる數量を常時貯蓄すること、之が爲め倉庫を增設し竝に專賣局運轉資本を增加すること

鹽田製鹽は天候に左右せられ、年により豐凶の差著しきものあり。機械製鹽の發達せざる今日に於て、鹽の配給を圓滿ならしめんとせば、常に豐富の手持鹽を擁するを最も安全の策なりとす。尤も內地竝に植民地を通せば、豐凶は互に緩和せらる可しと雖も、時として事故のため、船車の輸送意の如くならず、供給上支障を生ずる事あり。依て常時相當數量の鹽を貯藏するの必要ありとす。從ひて倉庫の增設竝に專賣局運轉資金の增加を要する事勿論なり。

（ロ）販賣官署を增設すること

專賣官署中都鄙交通の樞要地に在るものにして、未だ鹽の販賣を開始せざる場所少からず。此等は鹽價を各地均一ならしむる爲め、漸次販賣事務を開始すべし。

（ハ）販賣官署より元賣捌人迄の運賃を支給すること。

鹽の產地非產地を問はず、鹽價の均一を期するため、各地回送費の全額を政府に於て負擔し、且つ便宜の場所に於て販賣事務を取扱ふ以上は、尙ほ進んで專賣官署より元賣捌人迄の運賃を支給し、以て鹽價均一の實を擧ぐべし。是が爲め政府の支出增加す可きも、此は一般の鹽價に轉嫁し、賣下價格を以て調和を圖り、成る可く各地鹽價の均一を期すべし。

（七）工業用鹽に對する方策

（イ）工業用鹽自己輸入の方法を引續き認むること

政府は工業用鹽に就ては、其の事業の性質竝に製品の用途に鑑み、特に特別定價の制度を設け、所謂原價販賣主義を取り、政府に於て何等の利益を收むることなく、購買價格を以て賣渡すの方法を實行するの外、尙ほ工業者に於て右特別定價よりも一層安價にて輸入し得る場合には、各自その欲する鹽を何時にても自己輸入の方法に依り輸入するを得る現行の便宜方法は、將來に於ても之を繼續して認むる可し。

（ロ）工業鹽に關する各種の制限的取締方法を可成寬大にすること

特別定價を以て工業家に供給せる鹽に就ては、變性方法其の他取締上より各種の制限をなせるも此等は各工業會社の對人信用を基礎とし、出來得る限り寬大にし、以て官民共に蒙るところの煩累を避けしむ可し。

（ハ）曹達灰製造用鹽は當分の內特に低減したる價格を以て政府之を當該工業者に賣渡すこと、但し是に因り生ずる損失を補塡するために鹽價を引上げざること

曹達灰は國內需要の盛なるに、其の工業が外國品の壓迫を受け、極度の悲境に陷れるは、其の原因技術上の困難にあること勿論なるも、一面本邦の國情として原料鹽の高價なる亦其の重なる原因なり

とす。元來曹達工業は所謂基礎工業の一にして、斯業の消長は直に他の國內工業に大影響を及ぼすべきが故に、之を自然の勢に委し、遂に廢滅に歸せしむるは產業政策上策の得たるものにあらざるべし。之が保護に關しては關稅引上·補助金交付の如き方法なきにあらざるも、結局原料鹽の價格引下げの方法に依るを以て、最も簡便且つ適切なりとす。卽ち斯業の現狀に鑑み、當分の內、原鹽百斤四拾錢にて賣渡すこととせば、曹達灰工業は外國品との競爭に對抗し、其の基礎を確立するを得るに至るべし。勿論原價以下にて賣渡すとせば、已に收益主義を捨て、原價賣渡を實行しつつある現狀に於ては鹽專賣事業上損失を招くこととなるも、重要工業の保護のため、蓋し已むを得ざる所なり。

附錄第二　酒類及砂糖專賣に關する調査

明治三十九年五月稅制整理を目的として、大藏省に稅法審査委員會の設置せらるるや、同委員會は酒稅及砂糖消費稅の改正審議に附帶して、酒類及砂糖の專賣の適否を講究せしことあり。又大正八年七月臨時財政經濟調査會設置せられ、其の稅制整理特別委員會(大正九年乃至十一年)に於て、兩專賣案は再び稅制整理の參考案として附議せられたり。而して兩回の審議の結果は、何れも實施に適せざるものと認められしが、今參考の爲め茲に其の調査の結果を附載すべし。

(一)　酒類專賣に關する調査

(イ)　稅法書査委員會書査報告

酒類に財源を求むるに當り現行の如く造石稅主義に依るを可とするや、將又政府の專賣と爲すを可とするや、是れ酒稅の審査に當り起りたる重要問題なり。

委員會は酒類專賣の可否を審議するに先ち、酒類專賣の方法に二あり。一は買收專賣にして民間に酒類の製造を許し、政府之を買收して賣下ぐるもの、一は製造專賣にして酒類の製造·賣下共に官營と爲すものの是なり。而して前者は葉煙草の專賣に倣ふものなりと雖、酒類と葉煙草とは大に其の事情を異にし、殊に酒類は葉煙草と異りて收納·貯藏·運搬に莫大の勞費と危險との伴ふあるを以て、買收專賣の如きは到底擇ぶべき方法に非す。買收專賣の不利なる點凡そ左の如し。

(一)　各地各人の製造方法區々にして、品質に甚しき等差あるを以て、收納賣下に不便多し。

(二)　酒類の腐敗變味は製造操作の場合に胚胎し、而かも收納當時に於ては異狀を見ず、爾後の經過に於て變象を來すもの尠からず。如斯場合に於ては政府は獨り其の損害を負はざるべからず。

(三)　政府に收納以前酒類の逋脫費消せらるる虞あり。

(四)　各人各個の製造に委し製造を合同する能はざるが故に、生產費を節減する能はず。

(五)　酒類の貯藏場·容器·器具·機械類は官民双方に於て設備せざるべからざるが故に、經濟上不利益なり。若し現場賣買と爲さんか、政府は其の煩に堪えざるべし。

(六)　酒類納付の爲に廻送費用多く價格を不廉ならしむ。

(七)　檢査監督の費用は從來より多きを要するも、減少を見ることなかるべく、更に之に專賣費用を加ふるときは酒價を不廉ならしむ。

（八）製造人は政府の收納に倚賴し、酒類の改良を怠るの弊を馴致するに至るべし。

（九）比較的多くの資金を要するも國庫の純益は割合に多かる能はず。

故に酒類を專賣と爲さんとせば、須く製造專賣を擇ぶべきなり。今製造專賣を經營するものとして其の計畫の綱領を示せば左の如し。

（一）專賣酒類は各種の酒類と爲すも麥酒・果實酒に及ぼさず。

（二）造石高は各種を通じ約四百五十萬石とす。

（三）製造方法は成るべく大規模と爲すを利とするも、急激の變革は早計に失するを以て當分舊法を襲用し、用水の關係・原料の供給・市場の狀況等に鑑み適當に計畫す。

（四）製造工場・器具機械は現在營業者より買收し得べきものは之を買收す。

（五）酒類の廻送は特に必要ある場合に非ざれば之を行はず。

（六）酒類の賣下時期は火入後一定の貯藏期間を經過したる後とし、新酒は已を得ざる場合の外賣下を爲さず。

（七）酒類の賣下價格は現在酒類の卸賣價格平均三十七圓三十錢を標準とし、品位に依り等級を定む。

（八）賣下の制限は每回八斗以上とし、買受人の資格を制限せず。

（九）賣下酒類の容器は約四斗入のものとし、買受けたる後は合併又は零賣を許す。

（十）賣下代金は相當の擔保を供したる者には一定の期間其の納付を猶豫す。

（十一）賣下後の腐敗酒は含有酒精量を標準とし、相當代價を以て政府に買上ぐ。

（十二）外國輸出酒類に對しては僅少の利益を收むるに止め、輸出商人に其の差額を下戻す。

（十三）專賣法實施の際製造家の所持する酒類は時價を以て之を買收す。

（十四）酒類製造主に交付すべき賠償金は、營業權に對するものは各自一箇年酒類賣上金額の二割とし（煙草專賣補償金の例に依る）、製造場・器具・機械を買收するものに對しては時價を支拂ひ、買收せざるものに對しては營業權賠償金の六分の一を給す。

（十五）取締に關する規定は酒類の密造及政府より賣渡したるものにあらざる酒類を、所有し所持し讓渡し質入し消費することを許さざること。其の他必要の規定を爲す。

（十六）專賣に關する行政機關は大藏省に專門の一局を設け中央監督機關とし、要地に支局を置き事務執行の機關とす。

（十七）專賣資金は五分利付事業公債とし二億四千五百萬圓を募集す。百圓に付手取九十五圓とすれば實收金二億三千二百七十五萬圓とす。

（十八）專賣資金

內

イ　土地買收費	二三、二七五、〇〇〇圓
ロ　建物建築費	一一、五〇四、七〇〇
ハ　器具機械設備費	二九、三一四、六二〇
ニ　賠償費	一五、七三八、八四〇
一　普通賠償費	三三、二三八、〇三〇
	二九、七六五、四〇〇

第二章 酒類製造場及器具機械減價償却金

(十九) 收入内訳と支出内訳

收入内訳		支出内訳	
酒類	一、二二三、四五五、一六〇	每年收支の計算	七六、七一〇、四二二、〇五〇
ビール	一三、二二〇、〇〇〇	準備費及豫備費	二、二〇〇、〇〇〇
ハイボール	五、二二〇、〇〇〇	公債利子費	二、二〇〇、〇〇〇
ニッカハイボール	四九、七二〇、〇〇〇	事業費	五、二二〇、〇〇〇
トリスハイボール	二、七〇〇、〇〇〇	製造酒類特別收買費	五九、六〇〇、〇〇〇
雜貨	一、三〇〇、〇〇〇	製造場及器具機械減價償却金	一、三〇〇、〇〇〇
公債利子	一、二〇〇、〇〇〇		
事務費	三、四五〇、〇〇〇		
雜費	二、七〇〇、〇〇〇		
貸下代金	四、九三五、〇〇〇		
炭料費	一、七二〇、〇〇〇		
給料費	五、三五〇、〇〇〇		
賃金	一、六〇〇、〇〇〇		
雜費	一、三五〇、〇〇〇		
酒精代	二五、六六二、〇〇〇		
酒精代	五、六〇〇、〇〇〇		
酒精代	四五八、五〇〇、〇〇〇		

(二十) 專賣金金と造石稅との比較

査定石數四百五十萬石としての造石稅を分類すれば

酒名	石數	稅率	稅額
清酒	四、三三二、五〇〇石		
清酒	三、〇〇〇、〇〇〇		
清酒	三三、九二〇、〇〇八	七圓	七三、四八二、五〇〇圓
清酒	一、〇八〇、〇〇〇	七	七、五六〇、〇〇〇
清酒	二三、六八〇、〇〇〇	七	一六、五七七、六四〇
清酒	一一六、〇〇〇、〇〇〇	一	一一六、〇〇〇、〇〇〇
清酒	一三、五〇〇、〇〇〇	一	一三、五〇〇、〇〇〇
清酒	五〇〇、〇〇〇	一	五〇〇、〇〇〇
酒精	二五、六六二、〇〇〇	八	二〇五、三〇〇、〇〇〇
酒精	五、六〇〇、〇〇〇	八	四五、〇〇〇、〇〇〇
酒精	四五八、五〇〇、〇〇〇	八	三六六、八〇〇、〇〇〇
酒精	一、〇八〇、〇〇〇	一	一、〇八〇、〇〇〇
酒精	二、七〇〇、〇〇〇	一	二、七〇〇、〇〇〇
酒精	三、四五〇、〇〇〇	一	三、四五〇、〇〇〇
酒精	一、二〇〇、〇〇〇	一	一、二〇〇、〇〇〇
公債利子	一、三〇〇、〇〇〇	一	一、三〇〇、〇〇〇
雜貨	一、三〇〇、〇〇〇	一	一、三〇〇、〇〇〇
ビール	一三、二二〇、〇〇〇	一	一三、二二〇、〇〇〇
ハイボール	五、二二〇、〇〇〇	一	五、二二〇、〇〇〇
ニッカハイボール	四九、七二〇、〇〇〇	一	四九、七二〇、〇〇〇
トリスハイボール	二、七〇〇、〇〇〇	一	二、七〇〇、〇〇〇
收支差引	八、一六七、九六〇、〇〇〇		
酒類共の他の收入	八八、一二、四四〇、〇〇〇		
賣下代金	八八、五九、五一八、〇〇〇		
酒類賣拂代金	八八、五九、五一八、〇〇〇		
專賣純益金	八六、五五、八〇〇、〇〇〇		
腐敗變味の損害見積	一、五九、四七五、〇〇〇		

酒精含有飲料	三、九九六石	一八円	七一、九二八円
	五〇四		
計	（酒精箇數　一八、八八〇）	一箇　・八五〇厘	一六、〇四八
	四、五〇〇、〇〇〇		七七、七八七、六五四

稅額	七七、七八七、六五四圓
內	
腐敗酒免稅高	八五〇、〇〇〇
徵稅費	一、一五一、一九三
造石稅の純收入	七五、七八六、四六一
外	
營業稅及所得稅	九七五、四八五
計	七六、七六一、九四六

にして、之を專賣純益金八八、一八六、五五八圓に比すれば

專賣純益金の超過額	一一、四二四、六一二

更に之を三十八年度徵稅額に對比するときは

麥酒以外の酒稅總額	五八、五〇五、一一三
內	
腐敗酒免稅高	八五〇、〇〇〇
徵稅費	一、一五一、一九三
實收額	五六、五〇三、九二〇
外	
營業稅及所得稅	九七五、四八五
計	五七、四七九、四〇五

にして、之を專賣純益金八八、一八六、五五八圓に比すれば

專賣純益金の超過額	三〇、七〇七、一五三

なりとす。

茲に注意すべきは公債償還金の事なりとす。二億四千五百萬圓の公債を二十箇年に償還するものとすれば、大約毎年一千萬圓弱を償還せざるべからず。此の償還金を控除するときは酒稅總額に比して專賣益金の多きこと約百萬圓乃至二千萬圓となるべし。若し夫れ煙草專賣の如く公債を七箇年內に償還するものとすれば、專賣の純益を擧げて之に供するも尙不足を見るに至るべし。

委員會に於ては反覆審議の末酒類の專賣を否認したり。其の理由大要左の如し。

（一）酒類中最多額を占むる淸酒は其の保存困難にして、目下の狀態に於て性質專賣品たるに適せず。

（二）酒類改良の前途遼遠なり。民業を退け競爭を排して之を官營と爲すは、酒類の改良を阻害するの虞あり。

（三）酒類の製造尙試驗時代に在るに拘はらず、巨額の資本を投じて官營と爲すは早計なり。

(四) 酒類を專賣と爲すが爲多額の歲入を增加するの見込未だ確實ならず。

(五) 其の斯の如くなるに拘はらず、全國二萬に近き營業者の產業を奪ふは其の當を得ず。

(ロ) 臨時財政經濟調査會稅制整理特別委員會附議

左記方法に依り酒類を政府の專賣と爲すべしとの說を爲す者あり。

(一) 酒類(淸酒・濁酒・白酒・味淋・燒酎・麥酒・酒精及酒精含有飮料)の製造・販賣を政府に專屬せしむること。

(二) 外國酒類は政府之を輸入して賣下ぐること。

(三) 政府は專賣實施の當時現在する酒類製造場・器具・機械及現在酒類に限り之を買收すること。但し交通又は製造上不便なる製造場に付ては、器具・機械及現在酒類に限り之を買收すること。

(四) 酒類製造業者に對しては營業權の補償として、各製造場最近三箇年の賣上金額の平均一箇年分の二割を交付すること。但し專賣實施前一年以內に於て開業したるものは此の限に在らず。

(五) 卸商は原則として元賣捌人に指定すること。其の指定を受けざる者に對しては營業權の補償として、各人最近三箇年の賣上金額の平均一箇年分の一割を交付すること。但し專賣實施前一年以內に於て開業したる者は此の限に在らず。

(六) 買收費及補償交付金は國債を發行し、額面百圓に付九十五圓の割合を以て計算交付すること。但し酒類の買收費は現金を以て交付すること。

(七) 酒類の賣下價格は少くとも專賣施行の際、其の當時の市場價格以上に騰貴せしめざる程度に於て之を定むること。

(八) 酒類の販賣に付ては專賣官署の外、元賣捌人・小賣人を指定し、之が販賣を爲さしむること。

(九) 酒類の賣下に付ては製造所より各地販賣官署所在地迄政府の費用を以て回送し、且酒類の等級を區分して、各等級毎の小賣價格の制限を設け、大體全國同一ならしむること。

(十) 專賣制度施行に付ては可成現在の各專賣官署を利用するも、酒類の主產地等必要の場所には新に地方專賣局同出張所又は倉庫を新設すること。

右の如き方法に依り製造專賣を實行するを可とする理由左の如し。

(一) 酒類の主要原料は米・麥・甘藷等なるが、此等は國民の常食品なるが故に、將來或は食料需給の關係上酒類の造石高を制限せざるべからざる必要を生ずることなきを保せず。斯かる場合に現今の如く民營にては生產額を制限すること困難なり。假に此の困難を排して石數を制限するも、需給の關係上價格の暴騰を來すの虞あり。專賣制度に於ては造石高の增減は最も容易にして、而も價格を騰貴せしめざることを得べし。

(二) 酒類を專賣と爲すに於ては比較的大規模の下に酒類の製造を爲し得るが故に、現在に比して生產費を節約し得べく、從て酒價を低減し得べし。

(三) 現在市場に供給せらるる酒類中には製造者の經濟上の打算又は製造技術の未熟等に因り、腐敗に傾き若は酒質劣惡なるもの稀ならざるが故に、國民保健上にも影響する所尠しとせず。然れども之を專賣と爲すに於ては此等の弊害を減少し得るのみならず、進で酒類品質の改善統一を圖り得べし。

(四) 酒稅率の漸次增加するに從ひ、酒造業者にして脫稅を企つる者少からざるに依り、現在に於て

は其の製造に關し周到なる檢査監督を要する爲、其の手數容易ならざるのみならず、多額の經費を要するも、專賣制度に於ては此等の手數と費用を節約し得べし。

然れども酒類の製造專賣には左記の如き缺點あり。

(一) 酒類殊に清酒の如きは其の製造中又は貯藏中に於て腐敗の危險多く、現在當業者は不斷細心の注意を拂ひつつあるに拘らず、尙且絕對防止は不可能にして、廢棄に屬するもの少からざる狀態なるを以て、之を專賣と爲したる曉に於て腐敗の防止に要する手段竝之に要する經費は蓋し僅少ならざるべく、到底政府事業に適せざるものと認む。已に酒類造石高の八割四分を占むる清酒にして專賣に適せずとせば、他の酒類のみ之を專賣と爲すも何等實益なきものと認む。

(二) 酒類は其の原料・製造技術又は酒類需要の關係上夫々製造時期あり。特に酒類の大部分を占むる清酒にありては、普通冬期に限られ、人員使用上不經濟なり。而して四季釀造を行はんと欲せば冷却裝置等に多大の設備費を要するを以て、一時固定資本を要すること多きのみならず、一方買收したる工場は不用となり、或は收支償はざるに至るの虞あり。

(三) 現在酒類免許者の數は一萬二千餘を算し、我國各種の產業中に於て重要の地位を占むるが故に、專賣制度の實施に依り一時此等多數當業者の生產を奪ふは不可なり。

(四) 酒類の賣下後販賣者に於て割水其の他加工を爲すことを防遏する必要上、酒類は總て之を壜詰と爲し封緘を施さざるべからざる爲、假令正味一石當の賣下價格は專賣施行當時の市場價格を限度として定むるものとするも、尙且消費者の負擔は現在に比して增加するに至るべし。

(五) 酒類の品質が一般社會の進步竝嗜好の向上に伴ひ、漸次進步發達するの傾向にあるは、之が製造を當業者の自由競爭に委するに基くものなり。然るに今之を政府の專賣と爲すに於ては、獨占事業の通弊として、勢ひ品質の改善發達を阻害することとなるべし。

(六) 酒類の品質は其の製造場の位置・使用原料・氣候・釀造技術等の關係に依り千差萬別なるを以て其の品質の良否を甄別し之を數等級に分ちたる上、各等級毎の小賣價格を定むるが如きことは實行困難なるべし。

之を要するに酒類專賣の不可なる點少からずと雖、就中清酒の腐敗し易きことは專賣制度實行上の一大支障にして、收支計算を待つ迄もなく到底專賣に適せざるものと認む。

前述の缺點を避くるが爲、左記の如き方法を以て酒類の販賣專賣を行ふの案もあり。

(一) 酒類の免許を與へて民間に製造せしめたる上、政府之を買收して賣下ぐること。

(二) 政府は專賣施行の當時現在する酒類を總て買上ぐること。

(三) 外國酒類の輸入販賣・酒類の賣下價格・賣下方法等總て製造專賣に同じ。

而して販賣專賣の可なる理由左の如し。

(一) 販賣專賣は政府自ら酒類を製造せざるものなるを以て、其の製造中の腐敗危險を避くることを得。

(二) 販賣專賣に於ては現在の製造業者は概ね其の事業を繼續し得べきが故に、製造專賣の如く一時に多數者をして生業を失はしむることなく、之と同時に製造設備の買上費も節約することを得。

(三) 製造獨占の弊を避け得るを以て、品質の改善發達を阻礙するが如きことなし。

然れども販賣專賣にも亦左記の如き缺點あり。

(一) 販賣專賣に於ては酒類製造中に於ける腐敗の危險は之を避け得べしと雖も、貯藏中に於ける腐敗は之を如何とも爲し難し。何となれば酒類の腐敗は其の酒質の如何及貯藏方法の完否に因るものなるも、收納當時酒質の健全なりや否を鑑別することは頗る困難なるのみならず、收納後に於ける貯藏方法を完備ならしむることは政府事業として頗る困難なるものなれば、酒類腐敗の危險は製造專賣に於ける場合と大體異なることなし。

(二) 酒類の品質は千差萬別なるが故に、一々其の品質を鑑別して公平に收納價格を定むることは頗る困難なり。從て收納の都度官民間に紛爭を惹起するに至るべし。

(三) 酒類の製造場は現に一萬二千を算し、山間僻陬の地にまで散在するを以て、酒類の收納販賣に要する手數多大なり。

如上の事由に依り販賣專賣も亦不適當なりと認む。

第一 酒類製造場數及免許人員表

種別	清酒	濁酒、白酒	味淋	燒酎	麥酒	酒精	酒精含有飲料	計
製造場數	一〇、二〇七	一四九	一三	一七二	一、五六六	一一	三九	三五二	一二、五〇九
免許人員	九、七九三	一四八	一三	一六八	一、五四七	一一	三九	三五〇	一二、〇六九

(備考) 淸酒乃至燒酎は大正十年一月一日現在、麥酒・酒精及酒精含有飲料は大正十年三月一日現在とす。

第二 酒類製成高表

第三 酒類腐敗亡失石高表

酒別	大正四酒造年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	平均
淸酒	三、九六二、五四九石	四、七〇一、五九三石	五、一九〇、〇二七石	五、一九二、四八五石	六、一八六、四八六石	五、〇四六、六二八石
濁酒	一七、七九六	一九、一三七	一九、九二九	一七、八六八	二八、五四三	二〇、六五五
白酒	七、九〇八	九、〇七〇	一〇、二七五	九、七九三	一〇、三九五	九、四八八
味淋	六六、一八六	八〇、九二五	九二、一〇七	一〇五、五七二	一〇三、三五五	八九、四二九
燒酎	二六八、三三三	三一三、七七八	三五四、二一七	三九五、二四四	五三四、三一〇	三七三、一七六
麥酒	二四八、八一八	三四五、一四二	四三三、四八五	五二一、五三五	六七七、二四九	四四一、〇四四
酒精	九、三三〇	八、一八二	三、六八四	一、七四九	三、〇七〇	五、二〇三
酒精含有飲料	一一、九四二	一五、九七七	二四、二八五	三六、八六〇	六一、三三四	三〇、〇六〇
合計	四、五九二、八六二	五、四九三、八〇四	六、一二七、〇〇九	六、二七一、〇九六	七、六〇三、六四三	六、〇一五、六八三

腐敗酒內譯表

酒別	大正四酒造年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	平均
淸酒	三二、五六〇石	一九、五〇七石	八、九五六石	一二、一八七石	七、五〇五石	一六、一四三石
濁酒	一三四	八七	一五	二四	一七	五五
白酒	—	五	一〇	—	—	三
味淋	一五	四九	九	七二	一三	三九
燒酎	七八	六六九	四七	五、七六六	二八九	一、三七〇
合計	三二、七八七	二〇、三一七	九、〇三七	一八、〇四八	七、八二四	一七、六〇一

第四　酒類輸移出高表

種別	大正四酒造年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	平均
政府の承認を得酒類として飲用すべからざる處置を施したるもの	一四、五九一石	七、八四九石	一、五五八石	二、三四八石	四、六九八石	六、二〇九石
燒酎の製造に供するもの	一三、九三四	六、一二八	四、三〇九	二、九二一	二、〇八〇	五、八八八
合計	二八、三五五	一三、九七七	五、八六七	五、三二九	六、七七八	一二、〇九七

第五　酒類輸入高表

酒類別	大正六年度	同七年度	同八年度	平均
清酒	六一、〇四二石	六七、四六六石	四六、九三五石	五九、八五三石
濁酒	—	—	—	—
白酒	四五五	六〇	四九	一六五
味淋	六九八	八三一	八六九	八〇九
燒酎	一五八	三五三	六七一	二八九
麥酒	三一、八〇九	三一、九三〇	一七、四五四	二四、三九三
酒精	—	—	—	—
酒精含有飲料	四、八一	六五二	一、一六六	二、二六〇
合計	九八、八九三	一三、三一三	一四二、九二三	一一七、六一六

第六　酒類輸出高表

酒類別	大正六年	同七年	同八年	平均
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
葡萄酒（壜入）	千利一〇三	円一六三	千利九九	二〇三円	千利一四五	三七九円	千利一二九	二四八円
同（樽入）	二、一九三	五四七	三、二六七	一、一七一	四、一七一	一、〇四三	三、一六七	一、〇五四
シヤムパン（壜入）	二三五	八四四	二四四	一〇〇	三六	二一七	二七	一三五
ウヰスキー（壜入）	一八	三〇	二七	六八	三三	八七	六三	二六
同（其の他）	一三三	二一三	一一五	二六七	一一四	三一六	一二五	三六一
其の他の酒類	一六九	一四六	一二五	三五〇	二五九	三六一	二七〇	三六五
計	二、六九九	一、八一	三、七六三	二、一一三	四、七六九	二、四三三	三、七三二	二、二五九
酒精	—	—	—	—	七六	三五	二五	一二

（二）砂糖專賣に關する調査

（イ）稅法審查委員會審查報告

砂糖稅初頭の問題となりたるは砂糖に財源を求むるに當り、現行の如く消費稅制に依るを可とするや、將一部論者の說の如く政府の專賣とするやと云ふに在り。

委員會は砂糖專賣の可否を審議するに先ち、假に專賣を實行するものとせば如何なる計畫に依り幾何の收入を得べきかを調査するの要ありとし、之が調査を爲し左の結果を得たり。

（一）　粗糖（第二種以下）の製造に限り民間に許可し、精糖（第三種以上）の製造は政府に專屬せしむ。

（二）　內國糖は收納したる粗糖の儘消費用として之を賣下げ、其の一部は之を精製す。

（三）　外國糖は粗糖・精糖共に之を輸入し、精糖は其の儘、粗糖は其の儘又は精製して之を賣下ぐ。

（四）　政府は精糖場として東京・大阪・門司の三精糖會社を買上ぐ。而して右三製造場以外に於ては當分精製せず。

（五）前項三會社以外の精糖場は之を買上げず、唯精糖操作に專用したる器具・機械類に限り之を買上ぐ。但し專賣施行以後に設置したるものは此の限に非ず。

（六）專賣施行以前の精糖業者に對しては、前二項に依り其の財產又は器具・機械類を買上ぐるの外營業權の補償として最近所得年額の二倍を交付す。但し買上代及交付金の爲國庫債券を發行し、額面金額を以て交付す。

（七）內國糖の賠償金額は從來の市場價格より稅金を控除したるもの及生產費を參酌して之を定む。

（八）外國糖の購入金額は輸入價格より關稅及消費稅を控除したるものを參酌して之を定む。但し右は豫算上の價格に過ぎずして、實際價格は輸入當時の相場に依るべきは勿論なり。

（九）賣下價格は現在の市場相場を限度として之を定む。

（十）賣下方法は全國主要地に約十八箇所の販賣所を設置し、各收納所又は製造所より販賣所まで政府の費用を以て回送し、全國一樣の價格を以て之を賣下ぐ。

（十一）小賣に付ては元賣捌人及小賣人の免許を與へ、制限額以內の價格を以て販賣せしむ。

（十二）外國輸出糖及酒精原料糖は特別低價を以て之を賣下ぐ。

（十三）右專賣の中央機關として東京に本局を置く。但し地方に在ては三會社及其の他主產地（樺太・鳥・香川・臺灣）に特設糖務局を置き、其の他は稅務監督局をして之を兼ねしめ、出張所は主要地に特設し、其の他は稅務署又は鹽務局出張所をして之を兼ねしむ。

（十四）內國糖收納の爲各主要產地には倉庫を設け持參納付せしむ。但し遠隔又は交通不便の地にして其の產額少きときは、鹽專賣の例に倣ひ現場賣買を爲さしむ。

（十五）本計畫の基礎たる砂糖に關する各數量及其の他の計數は、概して三十七年前三箇年の平均額に依る。

（十六）專賣資金は全部公債に依るものとす。其の總額左の如し。

イ	事業準備費	一六、七七三圓
ロ	建物準備費	四、三一八、三〇六
	內	
	敷地購買費	七八四、六三八
	建築費	三、二二九、五一五
	事務費	三〇四、一五三
	五、五〇四、二二九	
ハ	精糖場財產買收費	六、六六六、二三六
ニ	營業權補償金	一六、六五五、五四四
	計	一二、一七〇、四六五（買收費補償金）
	內	四、四八五、〇七九（準備費）
	公債額面にて交付する分	四、九八三、四二二圓
	現金にて支拂ふ分	
	但し現金支拂の分は手取九十圓の割合にて五分利付公債を發行す	
	此の額面	